

KOMMENTAR

逐条

 **日本維新の会** 維新八策2022
マニフェスト

解説

個別政策

402

全て解説

政策提案型政党、
ここにあり

✓ 政策の背景、大阪府市の実績も

✓ 地方議会でも役立つ

監修・著

編著

日本維新の会 政務調査会
政務調査会長 音喜多駿

音喜多駿事務所

目次

1.【政治改革・国会改革】	1
「身を切る改革」と徹底した透明化・国会改革で、政治に信頼を取り戻す	1
議員待遇	1
国会改革	13
公務員改革	31
行政改革	38
選挙制度改革	57
2.【統治機構改革】	68
中央集権の限界を突破する 統治機構改革、地方分権と地方の自立	68
首相公選制・一院制	68
都市政策	69
地方活性化	73
道州制・権限移譲	75
3.【ウクライナ危機と日本の安全保障】	85
ウクライナ危機を受けた、安全保障の 抜本強化とリアリズム外交	85
総論	85
安全保障：積極防衛能力	86
安全保障：ハイブリッド戦対応力	100
安全保障：平和を創る国際秩序	106
外交：周辺国	111
外交：他地域・世界	117
エネルギー政策	122
4.【景気対策（短期）】	135
減税とコロナ対応、日本を再び飛躍させる緊急経済対策	135
景気対策（短期）	135
コロナ対策	141
5.【成長戦略（長期）】	154
「日本大改革」に向けた税制改革・社会保障制度改革・規制改革	154
税制改革	154
財政政策	165
金融政策	168
社会保障制度	175
セーフティネット	181

消費者保護.....	208
成長戦略（総論）.....	212
成長戦略（エネルギー政策）.....	215
成長戦略（情報通信・テクノロジー）.....	219
成長戦略（中小企業対策）.....	231
成長戦略（SDGs・ESG・サステナビリティ）.....	237
成長戦略（医療・介護）.....	239
成長戦略（農林水産業）.....	246
成長戦略（観光・エンタメ産業）.....	264
成長戦略（運輸・交通）.....	272
6.【未来への投資・多様性】	278
教育・子育てへの 徹底投資、多様性を支える社会政策	278
教育.....	278
子育て・保育.....	305
SDGs・ESG・サステナビリティ.....	325
男女共同参画.....	327
障がい者支援.....	338
LGBTQ.....	344
ヘイトスピーチ・誹謗中傷対策.....	347
外国人対応.....	349
動物との共生.....	353
7.【危機管理・科学技術・環境】	356
国土と国民を守る危機管理改革、 未来のための科学技術・環境政策	356
危機管理・防災インフラ.....	356
環境.....	379
芸術・科学・スポーツ文化振興.....	385
8.【憲法改正】	393
憲法改正に正面から挑み、 時代に適した「今の憲法」へ	393
総論.....	393
教育無償化.....	395
統治機構改革.....	398
憲法裁判所.....	399
自衛隊.....	401
緊急事態法制.....	402
皇室制度.....	403

Ⅰ.【政治改革・国会改革】

「身を切る改革」と徹底した透明化・国会改革で、政治に信頼を取り戻す

議員待遇

- Ⅰ 国民との約束である「身を切る改革」を徹底するため、国会議員の議員報酬（歳費）・議員定数３割カットを断行します。

【趣旨・背景】

本条は、日本維新の会綱領４（Ⅰ）にもある身を切る改革の理念を具体化したものである。綱領では、「日本維新の会は「政治家を身分から職業へ」の政治理念のもと、政治家の既得権に厳しく切り込み、政治および行政に対する不断の改革を行うとともに、その模範となるべくまずは率先して政治家が身を切る改革を断行する。」としている。

国会議員の歳費と定数については、2012 年、当時の野田佳彦首相と野党だった安倍晋三自民党総裁が党首討論で、衆院解散の条件として消費税増税に伴い議員定数を大幅に削減する方針を確認し、定数削減が実現するまで歳費を 20%削減させることになった。しかしながら、2014 年で早々に歳費カットは終了。新型コロナウイルスによる国民生活への影響を考慮し、2020 年に同じく 20%カットが実現したが、これも昨年を終了している。また、定数削減の具体的な議論は一切進んでいない。

本条は、これまでの行政のあり方を抜本的に見直し、聖域なき改革を成し遂げるために、まずは政治家自身の待遇から見直していこうという改革の姿勢・覚悟を示すことを目的としている。ゆえに、財源捻出を直接の目的とはしていない。また、手段として、役所や行政に対して行うものでもなく、政治家の身分に対する改革である。改革を主導する政治家がまず、自ら身を切って模範を示して、役人・行政職員や有権者を納得させる、そして、意識改革に目覚めた役人・行政職員が政治家とともに一丸となって行政改革を進め、有権者の意識も変わっていく。この一連の流れが「身を切る改革」である。

なお、本件については、後述のとおり国会に法案を提出済みである。

【字句の解説】

- ・ ここで、歳費とは期末手当（ボーナス）を含まないと一般的には解釈されるが、その理念と趣旨から当然期末手当のカットも目指している。
- ・ 地方議員についても同様に報酬と定数削減を求めるものが身を切る改革であるが、その割合については規模に応じて定められる。

【関連提出法案】

○衆議院議員定数削減法案（2017/3/9 提出 193 参 10）

<https://o-ishin.jp/houan100/pdf/detail010.pdf>

<https://www.sangiin.go.jp/japanese/johol/kousei/gian/193/meisai/m193100193010.htm>

○参議院選挙制度改革法案（2018/7/6 提出 196 参 24）

<https://o-ishin.jp/news/2018/07/06/4421.html>

<https://www.sangiin.go.jp/japanese/johol/kousei/gian/196/meisai/m196100196024.htm>

○議員歳費削減法案（2021/3/10 提出 204 参 24）

<https://o-ishin.jp/news/2021/03/10/10474.html>

<https://www.sangiin.go.jp/japanese/johol/kousei/gian/204/meisai/m204100204024.htm>

○参議院定数 6 減法案（2023/6/2 提出 211 参 14）

<https://o-ishin.jp/news/2023/06/02/14739.html>

<https://www.sangiin.go.jp/japanese/johol/kousei/gian/211/meisai/m211100211014.htm>

2 3割カットが実現するまでの間、2014年より開始している歳費2割の自主カット（被災地等への寄付）を継続し、その情報を公開します。また、新型コロナウイルス感染症の影響下においては、期末手当（ボーナス）3割カットも併せて行います。

【趣旨・背景】

日本維新の会の国会議員は、あくまで法案を成立させて3割カットを目指しているが、残念ながら少数政党であるうちは法改正が困難である。それまでの時限的な措置としては、歳費2割の自主カットを継続的に行い、そのカット分を被災地等に寄付する。これを明文化したのが本条である。本条があることにより、あくまで最終的な目標は3割カットであることが確認されるとともに、前条の実効性が担保されている。

なお、2023年は、ウクライナへの支援として「身を切る改革」で積み立てた中から約1.5億円を充て、ピックアップトラック20台、缶詰1コンテナ分等を送っている。

- 3 参議院の定数増に伴い定められた自主返納については、我が党が提出した議員立法を成立させることにより、所属の参議院議員全員に上限金額による返納を義務化し、参議院全体の返納状況の公開を適宜求めます。また、議員宿舎の家賃減額に伴い、当該宿舎を使用している党所属議員から党本部への寄付として減額分を徴収し、被災地等への寄付に充てます。

【趣旨・背景】

参議院では、夏の参議院選挙から定数が3増えたことに伴い経費を節減するため、参議院議員の歳費の一部を自主返納できるようにする法律が施行されている。しかしながら、その返納は一部の議員にとどまっていることが、参議院の公表により明らかになっている。また、議員宿舎の家賃が減額されているところ、政治家の既得権ともいえ、国民の理解が得られない状況である。

こうしたことから、議員の自主返納を義務化し、また、議員宿舎の家賃減額分の寄附をすることで、「身を切る改革」の実効性を高め、透明性の確保と政治の信頼性向上を促進するのが本条の趣旨である。

- | |
|--|
| 4 政府による臨時給付金などの施策が講じられた場合、党所属議員は受け取らず、被災地等への寄付を行います（2020 年は実施済）。 |
|--|

【趣旨・背景】

新型コロナウイルス感染症対策として、政府は全世帯に 2020 年に特別定額給付金を支給した。しかしながら、政治家などの高所得者が受給することについては、国民から疑問の声が上がった。政治家の身を切る改革を理念とする我が党としても、こうした給付金を受け取ることはその理念に反する。

そこで、党所属議員はこうした臨時給付金を受け取らないことを本条で宣言している。

【字句の解説】

- ・ ここでいう党所属議員には、国会議員のみならず、地方議員も含まれると解される。

5 いわゆる「議員年金」の復活については、地方議会議員の厚生年金への加入を含め強く反対し、議員特権に対する厳格な姿勢を堅持します。

【趣旨・背景】

国会議員のための年金や地方議会年金はそれぞれ 2008 年、2011 年に廃止された。しかしながら、自由民主党の一部議員を中心にこうした議員年金の復活や地方議会議員の厚生年金の加入を求める動きがある。

政治家の議員年金は政治家の身分に対する特権であり、我が党の理念に反することから、一切容認しないことを宣言したのが本条である。

- 6 文書通信交通滞在費（月 100 万円）については、わが党が国会において主張している使途の公開、領収書添付、残額の国庫返納の義務化を実現します。義務化が成立するまでの間は、従来から行ってきた自主的な取り組みとして領収書公開などの情報公開を継続します。また、地方議員の政務活動費についてもネット公開を促進します。

【趣旨・背景】

国会議員には文書通信交通滞在費（現：調査研究広報滞在費）が月 100 万円支給されているが、税金がかからないばかりか、使途の公開、領収書添付、残額の国庫返納の義務化もされておらず、国会議員の特権となっている。

2021 年に我が党の新人議員が日割支給でないことを明らかにし、その後、日割支給は実現されたものの、法改正は十分でない。具体的には、使途の報告・公開を義務付ける規定がなく、また、未使用分の返還を義務付ける規定がないことが問題であり、この法改正を目指すことを明示したのが本条である。

また、本条は、法改正が実現するまでの間、我が党のホームページでそれぞれの国会議員の調査研究広報滞在費の領収書公開を行うほか、地方議員の政務活動費についてもインターネット公開をするよう宣言することで、政治とカネの問題について透明性を向上させ、信頼を確立することを目的としている。

なお、本件については、後述のとおり第 208 回国会にて法案を提出済みである。

【関連提出法案】

○文通費使途公開・国庫返納法案（2022/11/17 提出 210 衆 13）

<https://o-ishin.jp/news/2022/11/17/13225.html>

https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_gian.nsf/html/gian/honbun/g21005013.htm

7 国会議員に付与されている各種の特権全般について抜本的な見直しを行い、体系の再整理を行います。

【趣旨・背景】

前条までに挙げた議員特権以外にも、国会議員には公用車の利用権や議員パス（JRの無料乗車券）など様々な特権が付与されている。政治家の身分に対する改革を目的に、こうした特権全般について、一つ一つ見直していくことを宣言したのが本条である。

なお、歳費については、国会議員が国会に出席してない期間の分も支払われるといった特権があり、これを是正する法案を後述のとおり国会に提出済みである。

【字句の解説】

- ・ ここで、体系の再整理とは、必要な特権と不必要な特権とを分けることが想定されている。

【関連提出法案】

○懲罰に科せられた議員への歳費の一部（4割）を不支給とする法案

（2023/3/2 提出 211 参 6）

<https://o-ishin.jp/news/2023/03/02/14082.html>

<https://www.sangiin.go.jp/japanese/joho1/kousei/gian/211/meisai/m211100211006.htm>

- 8 議員、政党への企業・団体・組合等による献金の全面禁止を求め、ネット献金を含めた個人献金を促進します。全面禁止の成立以前においても、所属議員は企業団体献金を受け取らない政治姿勢を堅持します。

【趣旨・背景】

現代の政治において、企業・団体・組合等からの献金が政治家や政党に多大な影響を与えている。これにより、特定の利益団体の意向が政策に反映されやすくなっており、多くの国民が期待する合理的な政策が実行されていない。また、透明性や公正性が欠如しており、政治への信頼性が低下している。

以上を踏まえて、本条では、議員や政党への企業・団体・組合等からの献金を完全に禁止することを提唱している。これにより、特定の利益団体からの影響を排除し、政治家や政党が公共の利益を優先することを保証する。さらに、個人献金を促進するため、ネット献金など新たな寄付手段を活用し、一般の国民の政治参加を奨励している。

本条により、政策の成立過程に企業や団体の利益が介入しなくなることで、政治の透明性が向上し、市民の信頼を取り戻すことが期待される。また、一般の国民の意見や利益がより公正に反映されることで、社会全体の幅広いニーズに応える政策が実現できることとなる。

なお、本件については、後述のとおり国会に法案を提出済みである。加えて、政治資金を個人的支出に使用することを禁止し、これに該当するかを調査する第三者機関を設置する「政治資金使途制限法案」も後述のとおり国会に提出済みである。

【関連提出法案】

○企業団体献金禁止法案（2022/5/26 提出 208 参 18）

<https://o-ishin.jp/houan100/pdf/detail005.pdf>

<https://www.sangiin.go.jp/japanese/joho1/kousei/gian/208/meisai/m208100208018.htm>

○政治資金使途制限法案（2022/5/26 提出 208 参 20）

<https://o-ishin.jp/houan100/pdf/detail002.pdf>

<https://www.sangiin.go.jp/japanese/joho1/kousei/gian/208/meisai/m208100208020.htm>

- 9 激甚災害を受けた地域への寄付やふるさと納税においては、政治家・議員からの寄付が違法とにならないよう公選法を見直し、議員が率先して寄付文化に貢献できる環境を整備します。

【趣旨・背景】

現状では、議員や立候補予定者は、当該選挙区において寄付やふるさと納税を行うことが公職選挙法により制約されている。特に全国比例の議員の場合、国内における一切の寄付が認められないこととなっている。これは選挙への影響力を低減するための措置だが、一方で大災害時等に地域への援助を行いたい政治家の活動を阻害しているという課題がある。

そこで、本条は議員が地域援助に参加し、寄付文化に貢献することを可能にするため、公職選挙法の見直しを提案している。激甚災害を受けた地域については、政治家であっても国民の一人として貢献できるような寄付環境を整備し、地域の復興支援を促進することを目的としている。

なお、国会議員歳費や手当の国庫への返納も寄附とみなされて実施不可となっていることから、それを可能とする歳費法改正法案を後述のとおり国会に提出済みである。

また、寄附文化を醸成する観点からは「寄附促進法」も後述のとおり国会に提出済みである。

【関連提出法案】

○議員歳費・手当の返納を可能とする法案（2022/5/26 提出 208 参 22）

<https://o-ishin.jp/news/2019/images/6af37229e5e1c84ebad0a427be8efe18caffb0bb.pdf>

<https://www.sangiin.go.jp/japanese/joho1/kousei/gian/208/meisai/m208100208022.htm>

○寄附促進法案（2023/6/15 提出 211 衆 37）

<https://o-ishin.jp/news/2023/06/15/14774.html>

https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_gian.nsf/html/gian/honbun/g21105037.htm

10 政治家本人や後援団体の有権者に対する寄附が禁止されている一方で、政党支部の名義による線香・花代等の寄附が横行している現状に鑑み、政党支部からの寄付についても厳格な制限を設けます。

【趣旨・背景】

政治家や後援団体から有権者への寄附は禁止されているが、政党支部の名義を使った線香・花代などの寄附が横行しており、政治への金銭的影響が排除されていない。そこで、政党支部からの寄付にも厳格な制限を設けることで、公正で透明性の高い政治活動を実現し、政治家や政党の利益誘導や汚職のリスクを低減させるとしたのが本条である。

なお、本件においては、後述のとおり国会に法案を提出済みである。

【関連提出法案】

○選挙区支部寄付禁止法案（2022/5/26 提出 208 参 21）

<https://o-ishin.jp/houan100/pdf/detail001.pdf>

<https://www.sangiin.go.jp/japanese/joho1/kousei/gian/208/meisai/m208100208021.htm>

11 政治家が自身の関係する政治団体に寄附する場合でも、税制上の利益を享受することが可能となっている現行制度を見直し、寄附金控除の特例及び所得税額の特別控除の規定から除外します。

【趣旨・背景】

現行の制度では、政治家は自らが関係する政治団体に寄附した支出金を最終的に自らの政治資金に充てるときであっても、税制上の利益を享受することが可能となっている。

政治家自身の政治団体（政党・政治資金団体（政党支部））に寄付をして、寄附金控除の特例又は所得税額の特別控除を受けることを禁止する法律を制定することにより、こうした脱法的な行為を制限することを本条は目的としている。

なお、本件については、後述のとおり国会に法案を提出済みである。

【関連提出法案】

○寄付金控除等を通じた国会議員等の利益享受禁止法案（2022/5/26 提出 208 参 19）

<https://o-ishin.jp/houan100/pdf/detail011.pdf>

<https://www.sangiin.go.jp/japanese/joho1/kousei/gian/208/meisai/m208100208019.htm>

国会改革

- 12 地方分権体制（道州制）への移行を前提に、政府と国会の役割は外交安全保障・マクロ経済などに明確に絞り込み、緊迫した国際情勢の中で、わが国が平和を維持し、持続的に発展していくための政策に集中できるようにします。

【趣旨・背景】

我が国の統治機構は、国・広域自治体・基礎自治体の役割と責任の分担が曖昧であり、国防や社会保障、憲法改正等の国民生活の根幹を成す重大な議論が遅々として進まないという課題がある。国会では国家の重要案件のみならず、特定地方の限定的な案件までもが審議に付され、外交、国防、マクロ経済、社会保障といった国家の根幹を成す重要項目に十分な時間が割かれてないのが実情である。

本条では、そうした課題を認識したうえで、地方政府の権限を強化することで、政府と国会の役割を国家の根幹を成す重要項目に絞り込むことを目的としている。

【字句の解説】

- ・ ここていう地方分権体制（道州制）とは、地方政府の権限の強化をいい、具体的には権限と財源の移譲を指す。
- ・ ここていう「外交安全保障・マクロ経済など」は例示であり、国家の根幹を成す重要項目を政府と国会の役割としている。

13 政府与党 VS 無責任野党という構図を前提とした国会運営を抜本改革し、議員間討議・議員立法を活性化させるなど、国会の生産性を高めます。
--

【趣旨・背景】

本条が制定された背景は、国会運営が従来から政府与党と政権を奪取する気のない野党との対立と妥協によって影響を受け、議会の生産性が低下していたことにある。特に「国対政治」と呼ばれる国会運営体制は、国会を有名無実化させてきた。また、こうした運営を背景に、野党はスキャンダル追及に明け暮れ、議題とは関係のない質問を繰り返すなど国民の利益をよりよく反映するための政策決定が国会で得られる機会が少なかった。

こうした問題を解決するために、議員間の討議や議員立法を活性化させ、政府与党と無責任野党の対立構図を超えた建設的な議会運営を行うことで、国会の生産性を高めることを目指しているのが本条である。本条の改革により、より効果的かつ円滑な立法プロセスが促進され、国民の利益をよりよく反映する政策決定が期待される。

14 政策競争の場としての立法府を実現するため、国会議員同士の自由討議を復活させ、形骸化した審議の活性化を促進します。

【趣旨・背景】

現状では、法案の累積により、議員同士の自由討議が十分に行われておらず、国会における国政全般の議論が形骸化している。これは我が国の大方針を国会では議論できていないことを意味し、立法の質の低下や民意の反映不足につながり、大きな課題となっている。

本条は、そのような課題を解決するためのものである。まず、国会議員同士の自由討議の復活を通じて、国政の大方針を国会で議論できるようにする。立法府としての国会の機能を強化し、民主主義の実現を推進することが本条の主な趣旨となる。

なお、本件については、後述のとおり国会に法案を提出済みである。

【関連提出法案】

○国会での自由討議復活法案（2018/11/15 提出 197 参 13）

<https://o-ishin.jp/houan100/pdf/detail014.pdf>

<https://www.sangiin.go.jp/japanese/joho1/kousei/gian/197/meisai/m197100197013.htm>

15 国際情勢の不確実性が増す中、日本のトップだけが突出して国会に縛られる状況をあらため、首相が100日は海外に行けるような国会運営を行います。

【趣旨・背景】

日本の首相や外相は国会の運営に縛られ、慣習によって予算委員会等への出席が事実上義務付けられる場面が多々あり、国際情勢の不確実性が増す中でも必要な外交活動に割く時間が制限されている。これは、海外の首脳との直接対話や多国間交渉への参加を妨げ、日本の外交政策の効率と影響力を下げる可能性がある。

そこで、本条は、首相が国際舞台での日本の影響力を最大限に発揮するために100日間（目安）は海外に滞在する余力を確保することを目指している。具体的には、慣習に縛られた国会の運営を改善し、答弁を関係閣僚や副大臣に任せられる場面を増やして効率化するとともに、議論や決定が首相の不在中でもスムーズに行われるようにすることで、首相の外交活動の機会を増やすことを目指す。日本の外交政策の推進、国際的なリーダーシップの強化に寄与するとともに、国会運営の効率化を図るのが本条の趣旨である。

16 議院運営ルールを見直し、与野党が国会審議よりも日程闘争を優先する現状を改めます。

【趣旨・背景】

現在の議院運営ルールでは、政府と与党による事前審査制度（※マニフェスト 19 で後述）が採用されていることから、法案修正が行われることが極めて稀になっている。よって、政府提出の法案については修正協議よりも日程闘争がメインとなり、日程調整が政策討論より優先され、その審議日程は往々にして与党と野党第一党との閉鎖的な話し合いによって決まる。その結果、議会の本来の目的である政策審議の場が形骸化し、時間の浪費となっている。

本条の主な趣旨は、議事進行のルールを明確化し、公平性と透明性を確保することで、各党が対等な立場で政策討論に集中できる環境を作る点にある。

17 永田町の人間関係に左右される閣僚人事を見直し、積極的な民間登用を図るなど、その所管について知見・専門性のある人材を登用します。

【趣旨・背景】

現状、閣僚人事はしばしば政治家の人間関係や政党内の力関係に左右される傾向があり、所管する政策領域に対する知識や専門性が二の次になりがちである。この結果、適切な政策決定や施行が困難になる、あるいは国民から不安視されるという課題が浮き彫りになっている。

本条の趣旨は、閣僚人事の見直しとともに民間からの積極的な登用を通じて、知見・専門性のある人材を政府の高位に登用することにある。これにより、閣僚としての役割を適切に果たすための専門知識や経験を有する人材が政策決定に関与ようになる。また、民間からの登用は、新たな視点やアイデアを政府にもたらし、政策決定の質を向上させると期待される。

18 質疑・答弁の時間をしっかりと確保した「党首討論（国家基本政策委員会）」を定期的に行い、国会審議の活性化を図ります。

【趣旨・背景】

党首討論の制度があるにもかかわらず、開かれないことが続いている。一方で、内閣不信任決議案が毎国会の風物詩となるなど、具体的な政策論争が行われず、国会審議が活性化されていないのが現状である。

本条は、こうした問題の解決と国会審議の活性化を目指すものである。主な趣旨は、「党首討論（国家基本政策委員会）」を定期的に開催し、十分な時間を確保することによって、党首間の政策討論を深め、政策の明確化と国民への説明責任を強化することにある。党首討論による質疑・答弁の時間をしっかりと確保することで、各党首が具体的な政策立案とその背後にある思想を詳細に説明する機会が増え、それによって国民はより明確な政権選択が可能となる。また、政策決定の透明性と民主制を向上させることが期待される。

- 19 国会審議において閣法の修正が行われることが稀である現状を是正し、法案の修正議論を活性化します。与党による事前審査制度を見直し、委員会での法案審査については質疑だけでなく、委員会の下に設置される小委員会で条文ごとの審査を行い、修正案を作成する機会を制度化するなど、閣法に対して価値ある修正をリードします。

【趣旨・背景】

本条を達成するために、具体的には、与党による事前審査制度の見直し（廃止）や委員会での審査方法の改善という手段を用いる。小委員会の設置により、条文ごとの審査と修正案の作成が行われることで、より多様な視点や専門知識を活かした価値ある閣法の修正をリードする制度を確立することが本条の趣旨である。

【字句の解説】

- ・ 事前審査制度とは、与党自民党が採用している制度で、政務調査会の各部会で、それぞれ担当する省庁の作成した法案を事前に審査している制度のことである。自民党の議員は、法案が国会に提出される前に法案の内容について議論して結論を出しており、このプロセスを経由した法案は修正が困難となっているのが実情である。

20 議員立法の審議を積極的に行うため、閣法質疑・一般質疑の順で行われる委員会審議の慣習を改めるなど、議員立法の活性化を図ります。

【趣旨・背景】

本条の趣旨は、議員立法の審議を促進することで、国会の立法活動をより活性化する点にある。具体的には、閣法質疑・一般質疑の順で行われる委員会審議の慣習を改めるなどの手段を取り入れる。これにより、議員が主導する法案に対してより積極的に審議が行われ、政策や法律の議論の形骸化を防ぐことが期待される。議員立法の活性化は、国会議員が国会で積極的に政策議論を行っていることを示すことにつながり、国民の信頼を高めることにも寄与する。

- | |
|--|
| 21 本会議、委員会の質問通告時間について各党が厳守するようルールを改めるとともに、通告時間と内容の事前公表を義務化します。義務化の前であっても、所属議員は自主的にネット等で公開を実施します。 |
|--|

【趣旨・背景】

本会議や委員会の質問通告時間が各党によって厳守されていない、またその内容も一部議員は内容がほとんどわからないいわゆる「一行通告」というものであり、さらに、事前公表がなされていないという課題が存在する。これにより、答弁を作成する霞が関の官僚が深夜遅くまで残業する実態が明らかになっている。

本条は、質問通告時間の厳守を求めるルール改正と、その内容の事前公表を義務化することで、議会活動の透明性と効率性を向上させ、官僚の負担軽減を図ることを目指している。また、事前公表がされることで、国民が議会の活動を理解しやすくなり、議会の開放性と民主性も向上する。

なお、日本維新の会国会議員団は、すでに SNS 上で質問通告の事前公開を実行している。

- 22 議会の機能維持、特定の議員の権限行使の機会の確保等の観点から、天災、感染症のまん延、出産・障害等により議員が議場にいることができない場合のオンライン審議を認めるなど、国会運営のリモート・IT化を抜本的に進めます。あわせて、地方の実情に応じて条例を定めることにより本会議も含めたオンライン審議が可能になるよう地方自治法を改正します。

【趣旨・背景】

本条は、議会の機能維持や特定の議員の権限行使の確保を目的として、国会運営のリモート・IT化を進める内容と、地方自治体における本会議も含めたオンライン審議の可能性を追求するための地方自治法の改正について述べたものである。

コロナ禍においてオンライン国会が模索されたものの、憲法上の制約等を理由に委員会を含めて実現しなかった。一方で、地方議会においては、総務省通達を根拠に委員会におけるオンライン審議が一部認められた。なおその後、地方議会へのオンラインによる出席をめぐって、総務省は、委員会だけでなく、本会議の一般質問でも可能だとする見解をまとめ、地方自治体に通知している。

本条はこうした経緯を踏まえて、国会及び地方議会において、本会議を含めてオンライン審議を広く認めることを目的としている。

なお、本件については、後述のとおり国会に法案を提出済みである。

【関連提出法案】

○地方自治法改正法案（2022/6/3 提出 208 衆 47）

<https://o-ishin.jp/news/2022/06/03/12288.html>

https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_gian.nsf/html/gian/honbun/g20805047.htm

23 委員長など各議院の役員等に対し、国会開会中に支給されている日額 6,000 円の手当（議会雑費）を廃止します。

【趣旨・背景】

現行の制度では、国会開会中に委員長や各議院の役員等に日額 6,000 円の手当（議会雑費）が土日・祝日問わず支給されている。しかし、これは国民からの税金による支出であり、明確な支給理由や具体的な使用目的が不透明であるとの批判がある。

本条の目的は、委員長など各議院の役員に対する議会雑費の廃止により、公金の適正な使用と透明性を確保し、議会の信頼性を回復する点にある。ゆえに地方議会における費用弁償等についてもこの趣旨が及ぶと解される。

なお、第 211 回国会で委員長手当が廃止される歳費法などの改正案が可決し、国会における本条の役割は一定程度終えた。

【関連提出法案】

○国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案

（2023/6/21 成立 211 衆 51）

<https://o-ishin.jp/news/2022/01/17/11669.html>

https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_gian.nsf/html/gian/honbun/g21105051.htm

24 上記国会改革を具体化するために立法府の在り方を検討する第三者委員会を設置します。また、日々の議会運営を改善するために議会活性化委員会を議院運営委員会内に設置します。

【趣旨・背景】

国会の改革や運営の改善に関する具体的な戦略や体制が十分に構築されていない。その結果、立法府としての役割を十分に果たせず、また議会の日々の運営も効率的でないという問題が浮き彫りになっている。

本条は、国会議員という当事者だけでは解決できない本課題について、第三者委員会および議会活性化委員会の設置という具体的な手段で解決を図るものである。これにより、議会改革に関する専門的な議論を可能にし、日々の運営に関する具体的な改善策を提案し実行する体制を整えることを目指す。

- 25 官僚や公務員に対する恫喝的なヒアリングは慎むとともに、議員向けのレクチャー・意見交換についても公務員の働き方改革に合わせオンラインでの実施を推進するなど、国会・議会对応による行政機関の負担を軽減します。

【趣旨・背景】

官僚の国会や議会对応による行政機関の負担が大きいという問題が存在している。特に、一部野党議員による恫喝的なヒアリングや、対面でのレクチャーや意見交換の強制が公務員の働き方改革と相反し、また、行政業務の効率性を阻害している。

本条はこうした点を改善し、公務員の働き方改革が進展し、公務員がより効率的に業務を遂行できる環境を整備することを期待している。また、公務員と議員間のコミュニケーションの質も向上し、政策決定の過程における効率性と有効性が向上することも見込まれる。

なお、本条は地方議会における地方議員と行政職員との関係にも当てはめられるものであり、我が党の地方議員にも本条の趣旨が及ぶと解される。

26 国会での業務全般のペーパーレス化に率先して取り組み、官公庁からの資料は極力データで受け取ることを徹底します。

【趣旨・背景】

現状では、国会での業務は大量の紙ベースの資料に依存しており、それに伴う手間やコスト、環境負荷が問題となっている。また、データ化された情報の利用が限定的であるため、情報の検索や共有、保管が効率的でないという課題も存在している。

本条は、これらの課題に対処するためのものであり、国会業務全般のペーパーレス化に率先して取り組むこと、そして官公庁からの資料を極力データ形式で受け取ることを徹底することを、まず党の議員から率先して行うことを宣言している。

27 大臣、副大臣、政務官による株式取引等の制限を厳格に運用し、法制化も視野に利益相反を防止します

【趣旨・背景】

現状では、大臣、副大臣、政務官による株式取引等の制限が厳格に運用されておらず、利益相反の可能性を孕んでおり、これが政策決定に影響を与える懸念がある。大臣、副大臣、政務官は議員である一方で公務員であり、公務員としての地位を利用した不適切な利益の獲得や、公正な政策決定の妨げになる可能性が存在する。

本条は、このような問題を防止することを目的とし、大臣、副大臣、政務官による株式取引等の制限を厳格に運用することを通じて、利益相反の防止を図る。また、この取り組みを更に強固にするために、法制化も視野に入れている。これにより、公職者の行動が公正かつ透明であることを保証し、公務員による不適切な利益の獲得を防ぐことで、公の信頼を保ちつつ、公正な政策決定を実現することが期待される。

28 「口利き」などの疑惑を防止するため、政官接触ルールの内容を見直し、国家公務員制度改革基本法を厳格に運用します。

【趣旨・背景】

2008年に国家公務員制度改革基本法が成立したが、理念や方向性としては評価できるものの実効性の点で問題がある。特に、当初、法律案では、政治家と公務員の接触について、政治家に政策の説明などを行う政務専門官以外との接触を制限するとの規定があったが、衆議院での修正により、接触に関する記録を作成・保存し、記録の適切な情報公開について必要な措置を講ずることと弱められた。

本条はこうした点を踏まえ、政官接触ルールの内容を見直し、国家公務員制度改革基本法の理念が厳格に適用されること、基本法が的確に実現されていくことを目指すものである。

29 いわゆる「政治とカネ」の問題をめぐって、政治団体の収支報告書に不提出・不記載・虚偽記入があった場合に、会計責任者は処罰できても政治家代表者が責任逃れるケースが横行している現状に鑑み、政治団体の収支報告書については政治家（政治団体の代表者）も記載・提出義務者に位置付けることとし、直接処罰の対象とします。

【趣旨・背景】

いわゆる政治とカネの問題をめぐっては、政治団体の収支報告書の不提出・不記載・虚偽記入があった場合に、収支報告書の記載・提出義務者である会計責任者は処罰できても、政治家(代表者)は処罰し難い状況にある。

そこで、上記の場合において、政治家（代表者）も直接処罰の対象にし、政治団体の収支報告書の記載・提出に係る政治家の責任を明確にする必要があり、本条が規定された。

なお、本件については、後述のとおり法案を国会に既に提出済みである。

また、我が党はこれとは別に、提出された政務活動費に係る収入及び支出の報告書をインターネットの利用その他の適切な方法により公表すること、政務活動費に係る支出の適正を確保するため、学識経験を有する者等が協議を行うための場を設けることを柱とする「政務活動費使途公開法案」を後述のとおり国会に提出済みである。

【字句の解説】

- ・ 法案によれば、収支報告書の不提出・不記載・虚偽記入について、会計責任者と同様、代表者も直接処罰の対象（５年以下の禁錮又は 100 万円以下の罰金、重過失も処罰）、公民権停止の規定を適用し、会計責任者の選任及び監督に係る代表者の罰則は削除されることとなる。

【関連提出法案】

○収支報告書代表責任強化法案（2021/6/8 提出 204 参 33）

<https://o-ishin.jp/news/2021/06/08/10754.html>

<https://www.sangiin.go.jp/japanese/joho1/kousei/gian/204/meisai/m204100204033.htm>

○政務活動費使途公開法案（2022/5/26 提出 208 参 24）

<https://o-ishin.jp/houan100/pdf/detail053.pdf>

<https://www.sangiin.go.jp/japanese/joho1/kousei/gian/208/meisai/m208100208024.htm>

公務員改革

30 公務員を「身分」から「職業」とするため、公務員の過度な身分保障や評価制度を見直し、能力・実績主義の公務員制度改革を実行します。

【趣旨・背景】

2008年に成立した「国家公務員制度改革基本法」が公務員制度改革の基軸となるべきであるが、同法の基本理念となっている「多様な能力及び経験を持つ人材の登用・育成」や「能力及び実績に応じた処遇の徹底」は果たして達成されているのか、疑問のあるところである。これは公務員のモチベーションやパフォーマンスを妨げ、公務員制度の効率性と効果性に影響を及ぼす可能性がある。

本条はこれらの課題を解決し、公務員を「身分」から「職業」へと転換することを目指している。具体的には、公務員の過度な身分保障や評価制度を見直し、能力・実績主義の公務員制度改革を実行する。公務員の能力と業績を適切に評価し、その結果としての報酬を提供することで、公務員のモチベーションを高め、パフォーマンスを向上させることを目指す。

なお、本件については、後述のとおり国会に法案を提出済みである。

【関連提出法案】

○国家公務員法改正案（2020/2/14 提出 201 参 22）

<https://o-ishin.jp/news/2020/images/2d20932f62c0be2c749ee0e29c85f467a3c9d64a.pdf>

<https://www.sangiin.go.jp/japanese/joho1/kousei/gian/201/meisai/m201100201022.htm>

○幹部国家公務員を特別職とする法案（2017/3/9 提出 193 参 26）

https://o-ishin.jp/news/bill/pdf/026_1.pdf

<https://www.sangiin.go.jp/japanese/joho1/kousei/gian/193/meisai/m193100193026.htm>

○幹部地方公務員政治任用法案（2020/2/14 提出 201 参 23）

<https://o-ishin.jp/houan100/pdf/detail027.pdf>

<https://www.sangiin.go.jp/japanese/joho1/kousei/gian/201/meisai/m201100201023.htm>

31 人口減少など新たな課題に直面する社会において、維持すべきは維持しながらも業務の合理化や権限移譲による適切な人員体制の見直しを行い、国・地方公務員の人員・人件費を 2 割削減し、新たな財源を作ります。

【趣旨・背景】

国や地方自治体の予算は限られており、効率的な公共サービスの提供と財政健全化が求められている。

本条は、業務の合理化や権限移譲による人員体制の見直しを行い、国・地方公務員の人員・人件費を 2 割削減することを宣言する。あくまで必要な業務は維持しつつ、投資すべきには投資をしながらも、不必要な部分は合理化することで、人員の削減と人件費の節制を実現する。

この取り組みにより、新たな財源を生み出し、その財源はさまざまな新たな課題解決の財源として活用される。また、公務員の労働力をより効率的かつ効果的に活用することで、公共サービスの提供を維持・改善することが期待される。

なお、本件については、後述のとおり国会に法案を提出済みである。

【字句の解説】

- ・ 「維持すべきは維持しながらも」と留意した点は、公務員の過度な人員削減や報酬削減により優秀な公務員の確保や公務員の働き方改革の阻害になることを防止するためである。

【関連提出法案】

○国家公務員総人件費 2 割削減法案（2020/1/21 提出 201 参 8）

<https://o-ishin.jp/news/2020/images/4f58dfbd5a74a4def20ed1099c425f781247e0bd.pdf>

<https://www.sangiin.go.jp/japanese/joho1/kousei/gian/201/meisai/m201100201008.htm>

○国家公務員人件費適正化法案（2021/4/16 提出 204 参 26）

<https://www.sangiin.go.jp/japanese/joho1/kousei/gian/204/meisai/m204100204026.htm>

32 人事院勧告制度における官民給与比較のあり方を抜本的に見直し、民間より高い水準となっている公務員給与を適正化することで、官民間の実質的な「同一労働同一賃金」を実現します。なお、自衛隊員の給与については、公務員給与体系とは切り離し、民間に連動することのない大幅な待遇改善と危険業務手当の充実等を図ります。

【趣旨・背景】

現行の人事院勧告制度における民間調査は、50人以上の従業員がいる企業が1つの条件となっており、中小企業が多くを占める日本の産業界の実態を反映していない。そこで、人事院勧告制度における官民給与比較のあり方を抜本的に見直し、民間より高い水準となりがちな公務員給与を適正化するべく規定されたのが本条の目的である。

そのうえで、とりわけ自衛隊などについては、民間の経済状況に左右されない給与体系の考案や、仕事の危険度にあわせた手当を増やすことによる大幅な待遇改善が必要であることから、そもそも公務員給与体系とは切り離すことを提言している。

なお、本件については、後述のとおり国会に法案を提出済みである。

【関連提出法案】

○防衛省職員給与法改正案【防衛出動基本手当の支給に係る考慮事項の追加】

(2022/10/26 提出 210 衆 7)

https://o-ishin.jp/news/bill/pdf/090_1.pdf

https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_gian.nsf/html/gian/honbun/g21005007.htm

○防衛省職員給与法改正案【自衛官の給与体系その他の給与の在り方についての検討】

(2022/10/26 提出 210 衆 8)

https://o-ishin.jp/news/bill/pdf/090_1.pdf

https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_gian.nsf/html/gian/honbun/g21005008.htm

- 33 公務員と民間との人材交流や人材流動化制度を強化するとともに、有名無実化している管理職の内外公募制を活性化し、官邸の恣意的運用のみが目立つ内閣による人事権の一元化は運用を改善して国民全体のために働く行政組織を確立します。

【趣旨・背景】

現状、公務員と民間との人材交流や管理職の内外公募制など人材の多様化戦略が進んでいない。また、内閣の一元的な人事権の運用が恣意的であるとの批判もある。

本条は、これらの問題を解決し、行政組織が国民全体のために働くことを目指す。特に官民交流を活発化させることで、公務員制度に新たな視点やスキルを取り入れ、行政サービスの質の向上を図る。

また、内閣による人事権の一元化の運用を改善し、公務員が政治的な影響から自由になり、専門性と中立性を維持できる体制づくりを目指す。

- | |
|---|
| 34 公務員の能力を最大限に引き出し、組織パフォーマンスを高めるため、適正な人員配置を行うとともに、柔軟な働き方や超過勤務削減、在庁時間に基づく適切な手当の支給を行い、公務員のワークライフバランスを推進します。 |
|---|

【趣旨・背景】

「ブラック霞が関」と言われて久しい現状において、公務員の働き方改革を進める提言となっているのが本条である。

国家公務員総合職試験の倍率が過去最低となり、若手官僚の退職者数も増加傾向にある中、公務員の働き方改革が求められている。若手官僚からのヒアリングをもとに、適切な人員配置、テレワークやフレックス勤務を含む柔軟な働き方、国会対応を含む超過勤務削減、在庁時間に基づく残業代の支払いなどを手段として挙げ、公務員のワークライフバランス推進を目的とした。

【字句の解説】

- ・ ここでいう「適正な人員配置」とは、慣例での異動を常態化させるのではなく、適材適所の人員配置を促すという趣旨である。
- ・ ここでいう「柔軟な働き方」とは、個々人の家庭環境等を考慮した労働時間と勤務場所の自由度の高い働き方をいう。
- ・ 政府は残業代が満額支給されるよう改革に取り組んでいるものの、上司の決裁が必要な状況であり、在庁時間に基づく手当がなされていない、という若手官僚からの不満も耳にする。そこで、「在庁時間に基づく適切な手当の支給」を明記した。

35 公務員の再就職について、手続きの透明性と公平性を確保し、斡旋禁止の法制化と求人方法を厳格化することで、いわゆる「天下り」を根絶します。

【趣旨・背景】

官僚の天下り問題はここ 20 年ほど国民から一貫して厳しい批判を浴び続けてきた。その間、様々な法的措置が打たれてきたが、根絶には至っていない。天下り問題を放置することは、公務員制度への信頼を損なうとともに、行政への政治的影響力を拡大させる可能性がある。

本条は、具体的な手段として、再就職の斡旋禁止を法制化することで、天下り問題を根絶させ、公務員制度の信頼性を回復し、公務員が公平で透明な条件の下で再就職できる環境を確保することを目的としている。

なお、本件においては、後述のとおり国会に法案を提出済みである。

【関連提出法案】

○天下り規制法案（2023/6/9 提出 211 衆 28）

<https://o-ishin.jp/news/2023/06/09/14762.html>

https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_gian.nsf/html/gian/honbun/g21105028.htm

36 公務員および公務員労働組合による選挙活動を総点検し、特定政党の機関紙購入を含む勤務時間中の政治活動の禁止を徹底します。
--

【趣旨・背景】

公務員は全ての市民を公平に扱う立場にあり、その中立性が要求される。しかし、現状では公務員自身や公務員労働組合が特定の政党を支持する形で選挙活動を行うことが問題となっている。特に、勤務時間中に特定政党の機関紙（「赤旗」が有名）を購入したり、その他の政治活動を行ったりする行為は公務員の政治的中立性に反する。

本条は、公務員および公務員労働組合の政治活動のあり方を全面的に見直し、勤務時間帯における特定の政党・候補者への支持行為を防止することを目的としている。その手段として、勤務時間中の政治活動や機関紙購入の禁止を徹底し、公務員と公務員労働組合が公正で中立的な立場を保つよう努める。

これにより、公務員としての公正性と信頼性を保つとともに、公務員労働組合が公務員全体の利益を代表する立場を保つことが期待される。

行政改革

37 マイナンバー法を改正して使途を拡大し、マイナンバーの「フル活用」を推進します。マイナンバーとすべての銀行口座の紐づけを義務化すること等を通じて収入と資産を捕捉するとともに、戸籍から不動産登記、外国人在留管理までを紐付けし、ワンストップサービスの拡張、有事の際の給付金の速やかな支給など、透明で公平公正、迅速な行政施策の実施を実現します。

【趣旨・背景】

本条では、マイナンバー法を改正し、マイナンバーの活用を広げることで、収入や資産の把握、行政サービスの拡充、有事の際の迅速な給付など、透明で公平公正な行政施策の実現を目的としている。

具体的な手段として、マイナンバーと銀行口座の紐づけを義務化することで、個人の収入や資産を把握しやすくしている。また、戸籍や不動産登記、外国人在留管理などのデータとの紐づけを進めることで、ワンストップサービスの拡充や、有事の際の迅速な給付などが可能になる。

これにより、透明で公平公正な行政施策の実現が期待される。一方で、個人情報・プライバシーの観点から批判がされやすいのも本条の特徴であるが、個人情報の管理をより確実化することも本条では含意されていると考える。

【字句の解説】

- ・ マイナンバー法の改正は第 211 回通常国会である程度達成されたため、次回以降は表現が修正される予定。
- ・ 「フル活用」とは、マイナンバーをより活用し、国民にとって便利なサービスを提供することや、行政手続の効率化を図ることを目的としている。
- ・ 「戸籍から不動産登記、外国人在留管理までを紐付けし、ワンストップサービスの拡張、有事の際の給付金の速やかな支給」は例示であり、優先順位はない。

38 独立した権限を持つ「公文書院」を新たに設置し、公文書管理が各省庁に任されている杜撰な現状を改め、公正中立な機関と文書管理の専門家が適切に管理する仕組みを構築します。将来的には、公文書院の憲法機関化も検討します。

【趣旨・背景】

近年、各行政機関において行政文書の管理をめぐる問題が生じている。

そこで、独立性及び専門性をもって公文書等の適正な管理を図るために必要な事務をつかさどる公文書院を設置し、一元的な行政文書の管理に資するよう統一的な基準を策定するとともに、中立公正な立場において行政文書の管理の状況を継続的に監視させることにより、公文書等の管理の適正化を目指す。

なお、本件については、後述のとおり国会に法案を既に提出済みである。

【関連提出法案】

○公文書等の管理に関する法律の一部を改正する法律案（2023/6/14 提出 211 衆 31）

○公文書院設置推進法案（2023/6/14 提出 211 衆 32）

<https://o-ishin.jp/news/2023/06/14/14772.html>

https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_gian.nsf/html/gian/honbun/g21105031.htm

https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_gian.nsf/html/gian/honbun/g21105033.htm

39 公文書の管理・保存については総デジタル化を原則とし、ブロックチェーン技術等の導入により徹底した書き換え・改ざん防止の仕組みを構築します。

【趣旨・背景】

公文書の管理と保存は、行政の透明性と信頼性を維持する上で非常に重要な要素である。しかし、これまでの紙ベースの公文書管理では、故意または過失の書き換えや改ざん、紛失が問題となってきた。また、デジタル化の進展にもかかわらず、完全な電子化が遅れ、情報の検索や共有、保存の効率化が達成されていない。

本条は、公文書の全面的なデジタル化と、書き換え・改ざん防止のための新技術導入を目指す。具体的には、ブロックチェーン技術等を用いて公文書の不変性と信頼性を保証するシステムを構築することを提案している。これにより、公文書の管理と保存について透明性が向上し、行政の信頼性を高めることが期待される。また、デジタル化により、情報のアクセス性と効率性も向上させる。

なお、前段について、令和4年2月に「行政文書の管理に関するガイドライン」の改正が行われ、行政文書は「電子媒体により作成又は取得することを基本とする」となっている。

また、本件については、後述のとおり国会に法案を提出済みである。

【関連提出法案】

○公文書等の管理に関する法律の一部を改正する法律案（2023/6/14 提出 211 衆 31）

○公文書院設置推進法案（2023/6/14 提出 211 衆 32）

<https://o-ishin.jp/news/2023/06/14/14772.html>

https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_gian.nsf/html/gian/honbun/g21105031.htm

https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_gian.nsf/html/gian/honbun/g21105033.htm

40 行政内部のあらゆる会議について議事録作成を義務付けるとともに、公文書の廃棄禁止を法令で定め、厳正な記録の作成と永久保存を図ります。

【趣旨・背景】

これまでの日本の行政では、会議の議事録の不備や公文書の不適切な管理、廃棄等の問題が頻繁に起きており、行政の透明性を損なっている。特に重要な政策決定の過程が不透明であることは、民主主義の原則に反する。

行政内部の全ての会議について議事録作成を義務付け、公文書の廃棄を法令で禁止することにより、行政の意思決定過程を明確にし、それを永久に保存することを確保するのが本条の趣旨である。これにより、行政が国民に対して透明性を確保し、その信頼を回復することを目指す。

なお、本件については、後述のとおり国会に法案を提出済みである。

【関連提出法案】

○公文書等の管理に関する法律の一部を改正する法律案（2023/6/14 提出 211 衆 31）

○公文書院設置推進法案（2023/6/14 提出 211 衆 32）

<https://o-ishin.jp/news/2023/06/14/14772.html>

https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_gian.nsf/html/gian/honbun/g21105031.htm

https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_gian.nsf/html/gian/honbun/g21105033.htm

- 41 公文書・議事録の公開につき、安全保障上の懸念や外部有識者への配慮の必要性がある場合は公表する時期を一定期間後にするなどの対策を講じつつ、原則としてすべて迅速な公開が行えるよう抜本的にルールを見直します。

【趣旨・背景】

前条までの通り、我が党は公文書の廃棄を禁じた上で、本条で原則すべて公開することを目指している。これは、国民の知る権利を確保し、行政の透明性を高めることを目的とする。一方で、安全保障上の懸念や外部有識者への配慮が必要な場合、公表時期を一定期間後にするなどの対策を講ずる。これにより、国民の知る権利・行政の透明性の確保と安全保障や専門性の保持とを両立させるバランスの良い運用を目指している。

なお、本件については、後述のとおり国会に法案を既に提出済みである。

【関連提出法案】

○公文書等の管理に関する法律の一部を改正する法律案（2023/6/14 提出 211 衆 31）

○公文書院設置推進法案（2023/6/14 提出 211 衆 32）

<https://o-ishin.jp/news/2023/06/14/14772.html>

https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_gian.nsf/html/gian/honbun/g21105031.htm

https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_gian.nsf/html/gian/honbun/g21105033.htm

42 閣僚・官僚のメールやメッセージアプリなどについて、公文書として扱うことを検討するなど、政策意思決定について合意が形成された証拠となる文書だけでなく、合意に至った経緯・過程を公文書として残す仕組みづくりを実践します。

【趣旨・背景】

デジタル通信が日常的になった現代社会において、重要な政策決定がメールやメッセージアプリなどを通じて行われることが増えている。しかし、これらの形式での通信はしばしば公文書としての記録・保存が疎かになり、それが政策の透明性や責任追及の障壁となっている。

本条の目的は、こうしたデジタルコミュニケーションにおける透明性と記録保存を確保することにある。メールやメッセージアプリ等を含むすべての形式でのコミュニケーションを公文書として扱うことを検討し、政策意思決定に関わるすべての合意形成の経緯・過程を文書として残す仕組みを確立することを目指す。これにより、政策決定過程の透明性を高め、将来のレビューや責任追及を可能にすると共に、政府の説明責任を担保する。

なお、本件については、後述のとおり国会に法案を既に提出済みである。

【関連提出法案】

○公文書等の管理に関する法律の一部を改正する法律案（2023/6/14 提出 211 衆 31）

○公文書院設置推進法案（2023/6/14 提出 211 衆 32）

<https://o-ishin.jp/news/2023/06/14/14772.html>

https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_gian.nsf/html/gian/honbun/g21105031.htm

https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_gian.nsf/html/gian/honbun/g21105033.htm

43 国民の関心が高く、重要な政策決定にかかわる会議については、ネット中継でフルオープンにするなど情報公開を徹底する取り組みを導入します。

【趣旨・背景】

政策決定の過程はしばしば公の目から隠され、国民の関心が高い問題についての会議内容や議論が透明でないことが課題となっている。これは民主的ガバナンスとアカウンタビリティにとって重大な障害となり得る。

本条の目的は、重要な政策決定についての透明性を確保し、国民の理解と参加を促進することにある。これは、国民が重要視する政策についての議論をリアルタイムで視聴できるようにすることで達成される。

我が党においても、政調会での議論を一部インターネット中継にするなど、本条に即した取組を進めている。

44 政策立案過程における EBPM（証拠に基づく政策形成）の実施を徹底し、行政活動の PDCA サイクルを確立するとともに、会計検査院など行政機関外部からの評価と関与をより拡充させます。

【趣旨・背景】

政策立案の過程はしばしば主観や選挙でのしがらみ等に基づいて行われ、その結果、効率的でない政策や不適切な決定がなされることがある。また、行政活動の評価や改善が十分に行われていないため、PDCA（Plan-Do-Check-Act）サイクルの導入が求められている。これらの問題を解決するためには、証拠に基づいた政策形成（Evidence-Based Policy Making: EBPM）というアプローチが有効である。

本条の目的は、政策立案における EBPM の徹底と行政活動の PDCA サイクルの確立を通じて、効果的な政策形成と行政運営の改善を実現することにある。さらに、会計検査院などの外部機関からの評価と関与を拡充することで、行政活動の公正な評価と改善が可能になる。これらの措置により、効果的かつ効率的な政策形成と行政運営が実現でき、公共サービスの質の向上と税金の適切な使用が期待できる。

45 内閣による弾力的な省庁再編を可能にするほか、財務省主計局から内閣予算局（仮称）に予算の企画立案機能を移管するなど、内閣主導体制の強化を図ります。

【趣旨・背景】

現状、政府の組織構造と予算編成は、硬直的であり、時代の変化や新たな課題に素早く対応するのが難しい。特に予算の企画立案機能は財務省主計局が中心となっていており、内閣の意向ですら反映されにくい状況があるとも言われている。

これらの問題を解決するため、本条では、内閣による省庁の再編を容易するとともに、予算の企画立案機能を財務省主計局から内閣予算局（仮称）に移管することを目指している。これにより、時代に合わせた行政機構の柔軟な編制が可能となり、政策の変化や新たな課題に迅速に対応することが可能となる。また、予算の企画立案機能を内閣が直接管理することにより、内閣の政策意向が予算に直接反映されやすくなり、行政の効率性と効果性が向上することが期待される。

46 マイナンバー連携の拡大に併せて国税庁と日本年金機構等の社会保険料徴収部門を統合した「歳入庁」を設置することで、税と社会保険料を一体徴収し、業務効率化と不公平是正を図ります。

【趣旨・背景】

本条の趣旨は、日本の社会保障制度や税制における課題への対応と、行政の効率化・公平性の向上を図る点にある。

高齢者社会の進行により、我が国の社会保障費の増加が進んでいる。社会保険料の適正徴収と効率的な運用が不可欠であるところ、従来の制度では税と社会保険料の徴収が別々に行われており、連携等に課題があった。さらに、複雑な手続きや制度の違いから、納付漏れや滞納が生じるなどの公平性の問題も浮上していた。

本条では、このような課題に対応するために「歳入庁」の設置を提案している。歳入庁は、国税庁と日本年金機構などの社会保険料徴収部門を統合することで、税と社会保険料の一体的な徴収を実現する。これにより、行政運営を効率化し、公平性を高めることが期待される。

なお、本件については、後述のとおり国会に法案を既に提出済みである。

【関連提出法案】

○歳入庁設置による業務効率化等推進法案（2018/11/15 提出 197 参 24）

https://o-ishin.jp/news/bill/pdf/029_1.pdf

<https://www.sangiin.go.jp/japanese/joho1/kousei/gian/197/meisai/m197100197024.htm>

- 47 デジタル庁の新設に留まらず、デジタル時代に相応しい調達制度や人事制度を構築します。具体的には、建設技官や医系技官と並ぶ情報系技官のキャリアトラックを整備するとともに、法務省の保護司のような「情報（デジタル）司」制度の創設を検討し、政府と社会のデジタル化を短期間に達成します。

【趣旨・背景】

コロナ禍で明らかになったのは、我が国のデジタル敗戦という現状であった。特に行政におけるデジタル技術の活用は遅れており、デジタル技術に精通した公務員も不足しているという課題がある。また、デジタル化の進行に合わせた適切な調達や人事制度も整備されていない。

この政策の主要な目的は、政府と社会全体のデジタル化を加速させるための新しい調達制度と人事制度の構築である。具体的には、情報系技官のキャリアトラックを整備し、デジタル専門家を積極的に採用・育成すること、さらに、「情報（デジタル）司」制度の創設を検討し、政府内でのデジタル政策の実施を支える人材を確保する。

これらの手段によって、政府はデジタル時代の要請に迅速かつ効果的に応え、より先進的なサービス提供や効率的な業務遂行が可能となる。最終的には、これらの改革により、国民全体がデジタル化の恩恵を受ける社会の実現を目指している。

【字句の解説】

- ・ 技官とは、技術系試験区分で受験し合格した国家公務員のことをいう。本条に合わせて情報にかかる試験を導入することが求められる。
- ・ 保護司とは、犯罪や非行をした人の立ち直りを地域で支える人たちで、法務大臣から委嘱される非常勤の国家公務員で、無報酬のボランティアである。情報司も同様に無報酬のボランティアとするならば、デジタル化のためのアドバイザーやトラブルシューティングの役回りを与えることが検討事項となろう。

48 国の財政状況を極めてわかりづらくしている特別会計については、抜本的な見直しと整理を行います。

【趣旨・背景】

特別会計は、国の一般会計以外に設けられた独立した会計で、特定の目的のための財源の調達と使用を行うものであるが、これらの会計が複雑に絡み合い、国の財政状況全体の透明性や理解しやすさを阻害している。

本条の目的は、特別会計の抜本的な見直しと整理を通じて、国の財政状況の透明性を高めることにある。特別会計が目的に沿って効率的に使用されているかを評価し、不適切または冗長な会計は廃止または統合することで、全体的な財政状況の理解を深め、有効な財政管理を可能にする。

これにより、国民は国の財政状況をより容易に理解でき、政府はより正確な予算策定と効率的な財政管理を行うことが可能となる。

49 官民ファンドや基金などの政府資産の整理や売却、独立行政法人等の政府関係法人の 民営化を進めます。
--

【趣旨・背景】

政府は、官民ファンドや基金、独立行政法人など、多種多様な形態で資産を保有している。しかし、これらの資産の管理は往々にして非効率的であり、またこれらの組織の運営も営利企業でない以上、しばしば無駄な支出を生み出している。こうした状況は財政の透明性を低下させ、公共サービスの質の向上も妨げている。

ゆえに、本条において、政府資産の整理や売却、政府関係法人の民営化を通じて、公共サービスの効率性と質を向上させることを目指す。具体的には、不必要な資産は売却し、適切に管理されていない資産は整理する。また、公共の利益に寄与しきれていない独立行政法人等は民営化し、その運営を民間の手に委ねる。

これにより、公共サービスの質の向上と効率性を高め、政府の財政状況を改善し、税金の使途の透明性を向上させることが期待される。

50 JTや日本郵政、東京メトロ、NTT、日本政策金融公庫、日本政策投資銀行、国際協力銀行はじめ政府関係機関の保有株式を原則として全て売却し、民営化による業務効率化を行うとともに、売却収入によりコロナ復興・震災復興の財源を確保します。

【趣旨・背景】

新型コロナウイルスの影響や震災復興の財源確保が急務となっており、法律で日本郵政株や東京メトロ株の売却による財源確保がすでに決まっている。しかしながら、その売却がなかなか進まない現状がある。

そもそも政府が本条に挙げた企業の大株主であることは、経営の民間への移管と市場原理の導入を阻害し、企業の業績と効率を損なう可能性もある。

ゆえに、これらの企業の民営化を通じて業務効率化を図るとともに、売却収入をコロナ禍からの復興や震災復興の財源に充てるとしたのが本条である。これにより、企業のパフォーマンスとサービスの質を向上させるとともに、副次的に国の財政状況を改善することを目指す。また、企業の経営がより市場原理に基づくことにより、企業の競争力を強化し、経済の活性化にも寄与する。この措置は、財政健全化と経済成長の両方を目指す包括的な戦略の一環として考えられる。

なお、本件については、後述のとおり国会に法案を既に提出済みである。

【関連提出法案】

○商工中金・政投銀完全民営化推進法案（2020/2/14 提出 201 参 16）

<https://o-ishin.jp/news/2020/images/ae69e3e2860068c71b71888a022060efa4d3cf6f.pdf>

<https://www.sangiin.go.jp/japanese/joho1/kousei/gian/201/meisai/m201100201016.htm>

○UR完全民営化推進法案（2021/1/29 提出 204 参 13）

<https://o-ishin.jp/news/2021/images/ec6423cc32f2851da95d30fc474432732659ae77.pdf>

<https://www.sangiin.go.jp/japanese/joho1/kousei/gian/204/meisai/m204100204013.htm>

○JT完全民営化法案（2021/1/29 提出 204 参 14）

<https://o-ishin.jp/news/2021/images/2ef6d08ab2c95e9db5aa31fd2973d680b85ab65d.pdf>

<https://www.sangiin.go.jp/japanese/joho1/kousei/gian/204/meisai/m204100204014.htm>

○地方公営企業民営化要件緩和法案（2017/3/9 提出 193 参 18）

<https://o-ishin.jp/houan100/pdf/detail023.pdf>

<https://www.sangiin.go.jp/japanese/joho1/kousei/gian/193/meisai/m193100193018.htm>

51 冤罪根絶のため、参考人も含めてすべての捜査において取り調べの全面可視化を行うとともに、国際基準である取り調べ時の弁護人立ち合いの制度化に努めます。

【趣旨・背景】

裁判員裁判対象事件と検察独自捜査事件については、原則として、取調べ状況について録音・録画することが法律で義務づけられたが、裁判員裁判対象事件や検察独自捜査事件は、全事件の数パーセントの割合に過ぎない。検察・警察の運用で録音録画が増えたとはいえ、日本の刑事司法システムにおいて、取り調べの透明性はいまだに不十分であり、誤認逮捕・勾留や冤罪が生じる可能性が懸念されている。特に、取り調べが録画されず、弁護人の立ち合いが認められない現行の制度では、逮捕・勾留中に誤った自白を誘導するリスクがある。

本条では、参考人を含む全ての捜査で取り調べの全面可視化を図ることで、法的手続きの透明性と公正性を確保する。これにより、自白が強制的に得られたかどうか、また取り調べの内容が正確に記録されているかを確認できるようになる。また、国際基準である取り調べ時の弁護人立ち合いの制度化により、被疑者の人権をより強固に守り、冤罪の防止を図ることが可能になる。

52 公判前に裁判官・裁判員や世論の予断を生じさせている、捜査機関や関係者による事件に関連した「情報リーク」がないよう、守秘義務の遵守徹底と厳格な調査・処分を行います。

【趣旨・背景】

裁判が公正に行われるためには、裁判員や世論、裁判官自身の公判前の予断がないことが重要である。しかしながら現状、あらゆる事件について「捜査関係者」からの情報として、捜査内容や供述内容などが報道機関によって報じられており、事前に偏った認識や先入観が形成され、公正な審議や判断が妨げられている可能性がある。これは司法の信頼性を損なうとともに、被疑者・被告人の権利を侵害する恐れがある。

そこで、情報リークによる公正な裁判の妨げを防ぐため、捜査機関や関係者に対して、守秘義務の徹底とその違反に対する厳格な調査・処分を求める。これにより、公判前の情報に基づく偏見の形成を防ぎ、司法の公正性と透明性を確保し、公平な裁判を実現することを目指す。

53 法務省の民事局長に裁判官を採用する慣行、刑事局長に検察官を採用する慣行を見直し、国民に信頼される行政と司法の関係を構築します。

【趣旨・背景】

法務省の民事局長に裁判官、刑事局長に検察官を採用する慣行は、行政と司法の独立性を損なうという批判が存在する。この慣行は裁判官や検察官が政策形成の一線に立つことを意味し、司法が行政に影響を与え、またその逆も然りという潜在的な問題をはらんでいる。

本条により、行政と司法の独立性を強化し、信頼性を確保する。民事局長や刑事局長という重要なポジションに裁判官や検察官を採用する慣行を見直すことで、行政と司法の役割の明確化とそれぞれの機能の適切な運用を図ることができる。このようにすることで、法の下に平等で公正な裁判を受ける権利を保証し、国民に信頼される行政と司法の関係を確立することを目指している。

54 子どもの権利条約の遵守に必要とされる迅速な司法関与を行うため、裁判官の適切な配置、弁護士を活用する非常勤裁判官制度などの司法改革を進めます。

【趣旨・背景】

子どもの権利条約は、アイデンティティの保全、家族再会、少年司法といった場面で、迅速な司法介入を求めているが、現状、十分に行われていないという問題が存在する。この問題は、裁判官の配置が不適切であることや、専門家の不足によるものと考えられる。

そこで、子どもの権利条約の遵守を確保し、子どもたちの権利を守るために、司法システムの改革を推進する。具体的には、裁判官の適切な配置を行い、弁護士を活用する非常勤裁判官制度を導入することで、迅速かつ適切な司法介入を可能にする。

【字句の解説】

- ・ 「非常勤裁判官制度」とは、弁護士がその身分を有したまま、非常勤の形態で、週1回、地方裁判所あるいは簡易裁判所の民事調停官、家庭裁判所の家事調停官として、裁判官と同等の立場で調停手続きを主宰する制度である。調停制度は国民に一番身近で利用しやすい紛争解決手段である一方、関与する裁判官不足が指摘されており、こうした現状を改善するために弁護士の活用を促すこと等を目的として制定された。

55 少年法の対象年齢を選挙権や民法に合わせて「20 歳未満」から「18 歳未満」に引き下げ、18 歳・19 歳の若者に大人としての権利と責任を認めます。

【趣旨・背景】

現状では、日本の少年法は 20 歳未満の者を対象としているが、選挙権や民法等の他の法律とは年齢要件が異なる。これでは統一性が認められず、また 18 歳と 19 歳の若者が大人としての権利と責任を全うできない状況となっている。

そこで、選挙権や民法に合わせて少年法の対象年齢を「20 歳未満」から「18 歳未満」に引き下げる。これにより 18 歳と 19 歳の若者が大人としての全ての権利と責任を認知されるようになる。

【字句の解説】

- ・ 現行の少年法では、18 歳と 19 歳の少年については「特定少年」として、未成年とは異なる一方、成人とも異なる取り扱いがなされている。

選挙制度改革

- 56 ブロックチェーン技術等を活用したインターネット投票（スマホ投票）の実現を目指すとともに、マイナンバーカードを活用したコンビニ投票を導入するなど投票方法の多様化を進めます。

【趣旨・背景】

各種選挙の投票率が芳しくない現状に鑑み、投票率向上を目的に投票方法の多様化をうたったのが本条である。

前段は、最終的な目標としてインターネット投票（スマホ投票）ができるべく研究・研鑽を重ねることをうたっている。後段については、実現可能性の観点から、コンビニ投票の導入を例示として挙げている。

なお、本件については、後述のとおり国会に法案を既に提出済みである。

【字句の解説】

- ・ ブロックチェーン技術等の活用は、投票プロセスの信頼性向上のために規定されている。ブロックチェーン技術を使用することで、投票プロセスの透明性とセキュリティを向上させる。これにより、投票結果の改ざんや不正行為を防止できると考えられる。
- ・ マイナンバーカードを活用したコンビニ投票については例示であり、より利便性があり信頼性のある投票方法を各地方自治体が選択するべきである。

【関連提出法案】

○インターネット投票推進法案（2023/6/6 提出 211 衆 23）

<https://o-ishin.jp/news/2023/06/06/14745.html>

https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_gian.nsf/html/gian/honbun/g21105023.htm

57 記号式投票については、総務省が例示している様式に政党名が含まれていないことから、候補者名に加えて政党名を追加する方向で様式の統一を進めます。

【趣旨・背景】

現行の記号式投票では、総務省の示している様式に政党名が含まれておらず、候補者名のみが記載されている。これにより、特定の政党の支持者であっても、候補者名を覚えていないと適切に投票できないという問題が生じている。

本条は記号式投票の様式について、候補者名だけでなく政党名も含めることで、政党支持者がその政党公認の候補者をランダムに投票できるようにする。これにより、政党名を覚えているだけで投票できるようになり、投票の敷居が低くなる。

【字句の解説】

- ・ 日本では国会議員、首長、地方議員のいずれの選挙も、候補者名や政党名を投票用紙に自ら記入して投票する「自書式」が原則である。ただ地方選挙は条例を制定すれば、投票用紙に印刷された候補者名に「○」印を付ける「記号式」を採用できる。

58 各選挙管理委員会の独自の解釈により運用されている公職選挙法を改正し、候補者にも国民にもわかりやすいルールの策定と統一的な運用を目指します。

【趣旨・背景】

現状では、公職選挙法の解釈と運用が各選挙管理委員会ではらつきがある。このため、法規制の理解に困難を伴っており、違法と思われる選挙活動も地域によっては慣例となっている。

本条は、これらの課題を解決し、公職選挙法の解釈と運用を統一し、明確にすることを目指している。これにより、候補者や国民が選挙ルールを容易に理解し、適切に行動できる環境が整備される。

59 ポスター掲示場に関する規定の改正やビラ・ポスターへの証紙貼り等の無駄な規制の撤廃により、選挙活動の負担軽減と合理化を図り、議員のなり手不足などの課題を解消します。

【趣旨・背景】

現在、選挙活動におけるポスターやビラへの証紙貼りなどの規制や、ポスター掲示場に関する規定などは、候補者にとって時間と費用の大きな負担を生み出している。これが一因となり、議員のなり手不足などの問題が生じているとも考えられる。

本条はこれらの規制を撤廃し、選挙活動の負担を軽減することを目的とする。特に、ポスターやビラへの証紙貼りなどの規定は公平性の確保などの意義がある一方で、膨大な手間を必要とするため、その撤廃によって活動が合理化され、議員への参画障壁を低減させることが望ましいと考えられる。また、ポスター掲示場に関する規定につき、例えば、選挙管理委員会が一括して掲示する、あるいはデジタルサイネージ化するといった改正により、候補者の時間と費用の削減を促す。こうした改革により、より多様な候補者が出馬しやすい環境を整備する。

なお、本件については、後述のとおり国会に法案を既に提出済みである。

【関連提出法案】

○選挙運動用ポスターデジタル化法案（2017/3/9 提出 193 参 66）

<https://o-ishin.jp/houan100/pdf/detail065.pdf>

<https://www.sangiin.go.jp/japanese/joho1/kousei/gian/193/meisai/m193100193066.htm>

60 戸別訪問の解禁やネット選挙運動の規制緩和・討論会の充実により、名前連呼の選挙から政策を語る選挙への転換を図ります。

【趣旨・背景】

日本の選挙活動は、公職選挙法の規制や慣習により、候補者が自己の名前を連呼する「名前連呼選挙」の傾向が強いと指摘されている。具体的な政策論争やビジョンの提示が乏しく、また、有権者と候補者間の直接的なコミュニケーションも不足している現状がある。これらは、有権者が候補者の政策について深く理解し、その上で投票する機会を制約している。

本条は、選挙を有権者と候補者間の政策討論の場として再定義することを目指している。戸別訪問の解禁やネット選挙運動の規制緩和（メールによる呼びかけの解禁）により、候補者が自身の政策を有権者に直接伝える機会を増やす。また、討論会の充実（第三者による討論会の開催を解禁等）を図ることで、政策の比較や対話を通じた深い理解を促進する。これにより、名前連呼に偏った選挙から、具体的な政策に基づく選挙への転換を図り、真の民主主義の発展に寄与する。

なお、本件については、後述のとおり国会に法案を既に提出済みである。

【関連提出法案】

○選挙における戸別訪問解禁法案（2017/3/9 提出 193 参 61）

<https://o-ishin.jp/houan100/pdf/detail060.pdf>

<https://www.sangiin.go.jp/japanese/joho1/kousei/gian/193/meisai/m193100193061.htm>

○選挙における合同演説会解禁法案（2017/3/9 提出 193 参 62）

<https://o-ishin.jp/houan100/pdf/detail061.pdf>

<https://www.sangiin.go.jp/japanese/joho1/kousei/gian/193/meisai/m193100193062.htm>

61 税金を効率的に使用する観点から、統一地方選挙の日程を可能な限り同日に集約していくことを推進します。

【趣旨・背景】

統一地方選挙は、投票日を全国で同日にすることで、国民の選挙に対する関心を高めること、選挙を円滑に効率的に行うことを狙いとしている制度である。しかし、直近の統一地方選挙の統一率は27%程度であり、その目的が達成されていない。

本条の趣旨は、特例法等を提案することで、統一地方選挙の日程を可能な限り同日に集約し、統一地方選の制度の本来の目的に立ち戻らせる点にある。

62 「一票の格差」解消を目指し、特に現状では地域代表の側面を備えている衆議院議員の選挙区割りについては、定数削減も含めた改善を早急に行います。

【趣旨・背景】

衆議院議員選挙においても、「一票の格差」が問題となっている。これは、都市部と地方部の選挙区の人口バランスが大きく異なり、一票の価値が地域によって大きく異なる状況を指す。先ごろ区割り変更がなされたものの、地方の過疎化はより一層進行しており、更なる見直しが必要である。

本条は、選挙区の見直しに加えて、衆議院の議席数の削減をも取り入れることで、各選挙区の一票の価値を平等化する。定数削減は、地域間のバランスを維持しつつ、議会の効率性と公正性を向上させるための重要なステップとなる。

なお、本件については、後述のとおり国会に法案を既に提出済みである。

【関連提出法案】

○衆議院議員定数削減法案（2017/3/9 提出 193 参 10）

<https://o-ishin.jp/houan100/pdf/detail010.pdf>

<https://www.sangiin.go.jp/japanese/joho1/kousei/gian/193/meisai/m193100193010.htm>

63 現行制度において衆議院の機能と重複している参議院については、議員選出のあり方を見直し、今後の統治機構改革を視野に入れた都道府県選挙区のブロック制への変更、自治体首長と参議院議員の兼職禁止規定の廃止など、衆議院との機能分担を明確化した抜本改革を行います。

【趣旨・背景】

現在、日本の二院制では、衆議院と参議院の間で機能が重複しており、立法機関として合理性が乏しい。

そこで、参議院の機能を見直し、衆議院との役割分担を明確にするのが本条である。具体的には、参議院議員の選出方法につき、道州制をふまえたブロック制に変更し、衆議院とは異なる力学で地域の意見を政策に反映させることを目指す。また、自治体首長と参議院議員の兼職禁止規定を廃止することで、地方自治体の声が国政に直接反映されやすくする。

なお、本件については、後述のとおり国会に法案を既に提出済みである。

【字句の解説】

- ・ 本条は、一院制の提言がある一方で、それが実現するまでの間に取りられる参議院改革の措置として提言しているものである。

【関連提出法案】

○参議院選挙制度改革法案（2018/7/6 提出 196 参 24）

https://o-ishin.jp/news/bill/pdf/111_1.pdf

<https://www.sangiin.go.jp/japanese/joho1/kousei/gian/196/meisai/m196100196024.htm>

64 二重国籍の可能性のある者が国会議員となっていた事例に鑑み、外国籍を有する者は被選挙権を有しないことを定めるとともに、国政選挙に立候補する者は自らの国籍の得喪履歴の公表を義務づけます。

【趣旨・背景】

日本の国籍法では、二重国籍が認められていないにもかかわらず、二重国籍の可能性のある者が国会議員になった例があることから、本条が設けられた。

本条は、日本の国政選挙に立候補する者に対し、自身の国籍の得喪履歴を公表する義務を課すものである。また、外国籍を有する者は被選挙権を持たないことを明確に定める。これにより、国会議員の地位が二重国籍者によって占められることを防ぎ、日本の国内政策が日本国民の利益を最優先できるよう確保する。

なお、本件については、後述のとおり国会に法案を既に提出済みである。

【関連提出法案】

○ 2 重国籍禁止法案（2017/3/9 提出 193 参 12）

<https://o-ishin.jp/houan100/pdf/detail004.pdf>

<https://www.sangiin.go.jp/japanese/joho1/kousei/gian/193/meisai/m193100193012.htm>

65 衆参両院の被選挙権年齢を 18 歳に引き下げるとともに、供託金の金額を年齢に応じて見直すなど、間口を広げて多くの選択肢から有権者が判断できる環境を整備します。

【趣旨・背景】

若年層の政治参加意欲の向上と多様な立候補者を促すことを目的として制定されたのが本条である。供託金については単純な廃止ではなく、年齢に応じて傾斜をつけていく・若い世代ほど負担が少なくなる制度設計を提案している。政治への参加意欲を高め、若者を含む多様な層が立候補しやすい環境を整備するとともに、若年層からの新たな視点やアイデアを尊重し、民主主義を活性化させることを目指す。

なお、本件については、後述のとおり国会に法案を既に提出済みである。

【関連提出法案】

○被選挙年齢 18 歳引下げ法案（2017/3/9 提出 193 参 14）

<https://o-ishin.jp/houan100/pdf/detail013.pdf>

<https://www.sangiin.go.jp/japanese/joho1/kousei/gian/193/meisai/m193100193014.htm>

66 投票率の低下や人口動態により、特定世代の影響力が顕著に弱まる現行選挙のあり方を聖域なく議論し、子どもに投票権を与えて親がその投票を代行する「ドメイン投票方式」等の導入を検討します。

【趣旨・背景】

投票率の低下と人口動態の変化により、特定世代の影響力が著しく弱まっている点が日本の政治の課題である。近年の選挙では、若年層の投票率が低く、高齢者層の影響力が強まる傾向が顕著となっている。これにより、若い世代の声が反映されず、政策決定に偏りが生じる懸念が出てきている。

この問題に対処するため、投票権を持つ子どもたちにも積極的に政治参加の機会を与える。投票行為そのものは未成年の子どもたちには難しい場合があるため、親や保護者がその代行をする。

これにより、政治参加の機会が広がり、若い世代の意見が政策に反映されやすくなることが期待される。また、子どもたちに対して政治に興味を持たせ、社会的な学びを促進させる効果も期待される。

【字句の解説】

- ・ ドメイン投票方式とは、子どもに投票権を与えて親が代行投票する制度である。0歳児投票制度などとも言われる。有権者の世代が偏るシルバーデモクラシーの欠陥を解消し、若年世代の意見を反映して若年世代の政治参加を促進する手法として注目されている。

2.【統治機構改革】

中央集権の限界を突破する 統治機構改革、地方分権と地方の自立

首相公選制・一院制

67 将来的な首相公選制・一院制の導入を視野に、積極的な議論と検討を開始します。

【趣旨・背景】

本条は、政治体制の改革と民主主義の強化を目指すものである。我が国の政治状況において、間接選挙での首相選出と二院制が果たして機能しているか、疑問視する観点から設けられた。

首相公選制の導入により、市民が直接候補者を選ぶことで、政治家に対する信頼や政治家の責任を高め、政策の透明性や決定の迅速性を向上させることが期待される。一院制の導入によって議会運営が効率化され、意見の対立による行き詰まりを回避しやすくなるとともに、政府の政策立案と実施がよりスムーズに行われると考えられる。

なお本条は、政治体制には確たる正解がない中であっても、積極的な議論と検討が行われるべきことを含意している。

都市政策

68 道府県と政令指定都市の二重行政問題が全国で顕在化している現状に鑑み、都市圏の一体的な成長を加速させるため、広域行政を一元化し、基礎自治体は住民サービスに特化する、新たな都市制度・地方自治体のあり方を法制上の措置を含めて提案・実現します。

【趣旨・背景】

現在、日本全国で道府県と政令指定都市の二重行政問題が顕在化している。道府県と政令指定都市は、それぞれ独自の行政機関を持ち、一部の権限が重複していることが多く、これにより効率的な行政運営が妨げられている。

こうした課題を解決し、都市圏の一体的な成長を加速させるために、新たな都市制度・地方自治体のあり方を提案しようとするのが本条の趣旨である。具体的には、広域行政を一元化し、重複している行政機関を統合すること等で行政の効率化を図る。

さらに、基礎自治体は住民サービスに特化するというアプローチにより、地域の特性やニーズに合ったサービスを提供することを目指す。

このように地方自治体の役割を再定義し、より効果的な行政運営を目指すことが本条の目的である。かつての「大阪都構想」の考え方も本条に含意されている。

なお、本件については、後述のとおり国会に法案を既に提出済みである。

【字句の解説】

- ・ ここで、法制上の措置とは、道州制の新法や地方自治法の改正など、あらゆる手段を指す。

【関連提出法案】

○道州制導入等の統治機構抜本改革法案（2018/11/15 提出 197 参 25）

https://o-ishin.jp/news/bill/pdf/030_1.pdf

<https://www.sangiin.go.jp/japanese/joho1/kousei/gian/197/meisai/m197100197025.htm>

69 都市運営の改善案として議論されている広域行政一元化・特別自治市・都市間連携などについては、二重行政解消に向けた様々な選択肢の一つとして、その地域特性に応じて地域が主体となり検討を進めます。

【趣旨・背景】

かつての大阪府市でそうであったように、多くの自治体で二重行政の問題に直面している。これは、都市計画や地域開発、サービスの提供など、似たような業務を都道府県と市町村の両方が行っているため、行政の効率性とコスト効率が損なわれる問題である。さらに、都市間の連携が不十分であるため、地域全体の発展や広域的な課題に対応する能力が制約されている。

そこで広域行政一元化、特別自治市の設立、都市間連携の強化など、地域の特性に応じた対策を進めることで、二重行政の問題を解消し、地域の運営を効率化していくことが期待されている。その際、国が主導するのではなく、地域が主体となり、地域の特性やニーズに基づいて最適な対策を選択し、具体的に実行に移すことで、地域の発展と住民の生活の質の向上を目指す。これは、地方自治体の自己決定権を尊重し、地方分権の推進を通じて地域全体の統治能力を高めることを重視している。

70 「東京圏」と呼ばれる一都三県五政令市にまたがる通勤・通学圏を一体運営する組織体を形成。広域自治体は経済圏に合わせた広域行政や都市戦略などに役割を特化してスリム化し、基礎自治体に徹底的に権限を移譲する、ロンドンをモデルとした「グレーター東京構想」を実現します。

【趣旨・背景】

本条は、維新の政策の柱である道州制を実現する前段として、東京圏における広域化プロジェクトとして、ロンドンをモデルとした「グレーター東京構想」の実現を目指すものである。発想としては、道州制の発想と同じく、広域自治体が経済圏に合わせた広域行政や都市戦略に役割を特化し、基礎自治体に権限を徹底的に移譲するものである。これにより、東京圏における行政の効率化と地域の一体的な発展を図る。特に、自治体間の連携を強化し、地域全体の課題に対して効果的な対策を行うことを可能とする。

【字句の解説】

- ・ グレーター東京構想とはグレーターロンドン構想からヒントを得て名付けたものである。首都ロンドンの広域自治体であるグレーター・ロンドン・オーソリティ（Greater London Authority：GLA）は、2000年に創設された。首長は直接選挙で選ばれる。GLAは、直接選挙で選ばれるロンドン市長(Mayor of London)と、同じく直接選挙で選ばれる25人の議員からなるロンドン議会(London Assembly)、双方を補佐する事務部局、さらには市長を補佐する市長室(Mayor's Office)で構成される、職員数600名ほどの組織である。その所管業務は、①公共交通（地下鉄、バス、タクシー、ドックランズ・ライト・レイルウェイ（DLR）、主要道路計画など）、②地域計画及び住宅政策、③経済開発及び都市開発、④環境保全（ロンドン区と協働し、公害や廃棄物対策にあたる）、⑤警察、⑥消防及び緊急計画、⑦文化、観光、メディア及びスポーツ、⑧保健衛生などの分野でのロンドン全域に係る企画・調整と戦略策定を行うことに絞られ、住民への行政サービスはロンドンの基礎自治体である32のロンドン区とシティが行う。

71 首都・副首都法を制定し、大阪・関西を首都機能のバックアップを担う拠点とすることにより、二極型国家を実現します。更に、グローバルな都市間競争を勝ち抜いて日本経済をけん引するエンジンを増やし、二極型国家から多極分散型国家を実現していくため、憲法改正国民投票を通じた道州制あるいは地方自治法特別法を通じた広域行政の一元化を推進します。

【趣旨・背景】

東京圏と他地域との間に経済的格差が発生していること、災害等により首都中枢機能の維持が困難になることが考えられること、少子化の進展により人口減少が継続する恐れがあることから、副首都機能を整備することを目的としているのが本条である。

首都・副首都法の制定により、大阪・関西を首都機能の補完拠点とし、国家の二極化を実現する。これにより、地域間の格差を縮めつつ、競争力のある都市を増やし、日本経済を活性化する。同時に、道州制や地方自治法特別法を通じて広域行政を一元化し、多極分散型国家への移行を促進する。これにより、地域の個性と特性を活かしつつ、より効果的な地方行政を目指している。

なお、本件については、後述のとおり副首都機能整備推進法案を第 211 回国会で提出済みである。

【関連提出法案】

○副首都機能の整備の推進に関する法律案（2023/3/9 提出 211 衆 4）

<https://o-ishin.jp/news/2023/03/09/14145.html>

https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_gian.nsf/html/gian/honbun/g21105004.htm

地方活性化

72 統治機構改革に欠かせない地方活性化のため、過疎だからこそ行う必要のない規制については、地方においては積極的に撤廃し、新たな挑戦をしたい企業家が地方を目指す流れをつくります。

【趣旨・背景】

地方の過疎地域では、その地縁等のしがらみも含めて、交通や医療等に対する規制の存在が新規事業の進出や地域振興の障壁となる場合が多く見受けられる。

本条は、地方活性化を推進するための方策の一つとして、先行した規制緩和を提案している。先進的な規制緩和により、新たなビジネスチャンスを求める企業家が地方へ進出しやすくなり、結果的に地方経済の活性化と地域再生が図られるというのが本条の目指すところである。

73 地方において高速インターネットを不自由なく使える環境を整備し、企業の社員がワーケーションを行ったり、農林水産業を副業で営める仕組みをつくることで、交流人口の拡大や定住へとつなげます。また、希望する高校生や大学生が一定期間農山漁村にファームステイできる支援制度を創設することにより、地方が豊かな国土の保全や食料確保という重要な役割を担っていることを若者に啓発するとともに、過疎地の活性化を図ります。

【趣旨・背景】

地方におけるインターネット環境の整備度や新規ビジネスの機会が都市部と比較して低く、それが地方への定住やビジネスチャンスの減少につながっていると考えられる。また、農山漁村地域における職業の理解と関心が若年層に不足していることが地方活性化の課題となっている。

そこで、本条は地方の活性化と持続可能な地域再生を図るための施策として、高速インターネット環境を整備し、企業のワーケーションや農林水産業の副業化を推進することを提案している。これにより地方への一時滞在や長期滞在の可能性が広がり、地域への定住やビジネスチャンスの創出につながる。また、若者が地方の役割や仕事を理解する機会を提供するために、農山漁村地域でのファームステイの支援制度の創設を提案している。これにより、若者が地方の重要な役割を理解し、地方への関心と理解を深めることが期待される。

なお、本件については、後述のとおり国会に法案を既に提出済みである。

【関連提出法案】

○青少年自然体験活動等の推進に関する法律案（2019/6/13 提出 198 衆 20）

https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_gian.nsf/html/gian/honbun/g19805020.htm

道州制・権限移譲

74 憲法を改正し、コロナ対応で限界が明らかとなった中央集権体制から、地方分権体制（道州制）に移行します。国の役割を明確に絞り込み、国の機能強化と地方の自立を実現します。

【趣旨・背景】

本条は、コロナ対応を通じて明らかになった中央集権体制の限界に対処し、より効果的な統治体制を構築することにある。今回のコロナ対応は、国の中央集権的な決定や手続が地方の多様な事情やニーズに対応しきれないことを浮き彫りにした。重要な判断は中央政府が集中して行い、地方自治体には限られた権限しか与えられていないことが、迅速かつ適切な対応を妨げてきた。

この問題を解決するために、地方分権体制（道州制）への移行をうたう。道州制により権限と財源が移譲されることで、地域の個別の特性や要望に基づいた政策の実施を可能にし、効率的で適切な意思決定が行われることが期待される。また、道州政府は、道州内で迅速かつ柔軟な対策を講じることができるため、危機対応においても有利な側面がある。

さらに国の役割を明確に絞り込むことで、国の機能を強化し、中央政府の役割をより重要な分野に特化させることも期待される。国が担うべき重要な領域に重点を置くことで、より効率的な統治が可能になる。

総じて、本条は中央集権的な枠組みの限界を克服し、より地域に根差した、柔軟かつ効果的な統治体制を目指すものである。

なお、本件については、後述のとおり国会に法案を既に提出済みである。

【字句の解説】

- ・ 道州制を導入するにあたっては、国民への影響が大きいことから、憲法改正によって規定することが望ましく、憲法改正による道州制導入を定めている。

【関連提出法案】

○道州制導入等の統治機構抜本改革法案（2018/11/15 提出 197 参 25）

https://o-ishin.jp/news/bill/pdf/030_1.pdf

<https://www.sangiin.go.jp/japanese/joho1/kousei/gian/197/meisai/m197100197025.htm>

75 道州制基本法を制定し、国、道州、基礎自治体の役割を明確化。国のあり方を抜本的に再構築します。

【趣旨・背景】

道州制移行への具体的道筋を立てるための法律制定を求めているのが本条である。具体的には、道州の設置、国の事務の道州への移譲、国及び地方公共団体の税財政制度の見直し、都道府県の廃止、市町村の事務等を法律に規定する。また、道州制への移行の期限を定めることが期待される。

なお、本件については、後述のとおり国会に法案を既に提出済みである。

【関連提出法案】

○道州制導入等の統治機構抜本改革法案（2018/11/15 提出 197 参 25）

https://o-ishin.jp/news/bill/pdf/030_1.pdf

<https://www.sangiin.go.jp/japanese/joho1/kousei/gian/197/meisai/m197100197025.htm>

76 地域事情に応じて市町村合併も選択肢に、行財政基盤を強化する適切な「選択と集中」により、少子高齢化社会にも対応できる基礎自治体を形成します。地方議員の定数については、地域事情を考慮しながら削減・適正化を図ります。

【趣旨・背景】

日本の多くの市町村が少子高齢化と人口減少の影響を受けており、これらの地方自治体は行政サービスの維持や公共インフラの維持管理に苦勞している。さらに、地方議会の議席数が地方の人口規模や行政ニーズと一致していない。

そこで、市町村合併を選択肢にすることで、自治体の行財政基盤を強化し、行政サービスの維持や公共インフラの適切な管理を可能にする。また、地方議会の議席数の削減や適正化により、地方議会の効率性と効果を向上させ、地方自治体の財政状況の改善にも寄与する。これらの措置により、少子高齢化や人口減少に対応する地方自治体の持続可能性を高めることを目指している。

77 国から地方への権限移譲に伴い、国の省庁出先機関は原則廃止し、職員の地方移管を進めます。

【趣旨・背景】

現行の日本の行政システムでは、国の省庁出先機関（厚生局や通信局等）が多数存在し、行政の一部が二重に行われているという問題がある。これにより、行政の効率性を低下させ、コストの増大を招いている。また、地方自治体がその地域に適した政策を立案・実行する際に、中央政府の影響力が大きすぎるという問題もある。

そこで、国の省庁出先機関を原則廃止し、職員の地方への移管を進めることで、地方自治体がより自主的にその地域に適した政策を立案・実行することを可能にする。これにより、地方自治体の自主性と多様性を尊重し、地域ごとの特性に応じた適切な政策が行われることを促す。さらに、行政の効率性を向上させ、コスト削減にも繋げる。本条も地方分権と効率性の向上を目指すものである。

78 自治体の運用と組織は、自治体や住民の発意により多様な制度設計を可能とする法制度を整備します。

【趣旨・背景】

現状では、自治体の運用と組織に関する制度設計について中央政府が大きな影響力を持ち、権限と財源が移譲されていない中、自治体や住民の意志が十分に反映されていないと考えられる。その結果、地方自治体が地域の特性に応じた適切な政策を推進することが難しい状況にある。

自治体や住民の意志に基づいた多様な制度設計を可能にする法制度の整備を推進することと、自治体がより自主的にその地域に適した政策を立案・実行することが可能となる。また、住民の参画と自治体の責任を強化し、地方自治の質を向上させることを目指す。

79 消費税は地方自立のための基幹財源と位置づけ、税率設定を地方に任せた地方税へと移行します。

【趣旨と背景】

本条は、地方自治体の自立を促進し、財源を確保することを目的としている。現状消費税は国税と地方税に分けられているが、これを全て地方税へ移行することにより、地方自治体は自らの財政をより効果的に運営できるようになる。さらに、地方政府はより柔軟な財政運営が可能となり、地域の発展や福祉の向上を図ることが期待される。

80 国が総需要額を算定して交付する地方交付税制度は廃止し、新たな財政調整制度として、調整財源の配分を地方が合議で決める地方共有税を創出します。

【趣旨・背景】

現行の地方交付税制度は、中央政府が地方の財政需要を算定し、それに基づいて交付金を決定する仕組みとなっているが、中央政府のさじ加減により、恣意性もあるとも言われている。このシステムでは、地方自治体の自主性が制約され、地方自治体の自主的な財政運営が難しくなる。建前上も中央政府が地方自治体の財政状況を適切に評価するのは困難であり、地方自治体にとって最適な財政需要を中央が決定することには限界がある。

そこで、地方交付税制度を廃止し、地方自治体が合議で財政調整財源の配分を決定する「地方共有税」制度を導入することで、地方自治体の自主性と責任を強化する。これにより、地方自治体は自らの経済状況とニーズに基づいて、より適切な財政運営を行うことが可能となる。

【字句の解説】

- ・ 地方共有税は、全国町村会からも国（上）から地方（下）に「交付する（恩恵的に与える）」ものではないことを明らかにするため提唱されている。そして、地方の合意を加えることで、地方共有税制度は、地方自治体の多様性と自主性を尊重し、地方自治の質の向上を図るものとなる。

81 自治体は広域自治体の道州と基礎自治体の二層制として、自治や問題解決はできるだけ小さな単位で行い、対応しきれない部分のみ大きな機関で補う「補完性の原則」を明文化します。国は国家として存立に関わる事務・本来果たすべき役割を担い、それ以外の事務は原則として自治体が担うよう改革します。

【趣旨・背景】

本条は、地方自治体の効率と自治を強化することに焦点を当てている。そのうえで、日本の行政制度において広域自治体（道州）と基礎自治体の二層制を導入し、自治や問題解決をできるだけ小さな単位で行うことを目指すものである。

また、国家と地方自治体の役割分担を明確にし、国が国家存立に関わる重要な事務や役割を担い、それ以外の地方の事務にはできるだけ地方自治体が主体となるよう改革することも述べている。これにより、国の負担を軽減し、地方自治体が自らの特性に即した政策や施策を進めることが期待されている。

【字句の解説】

- ・ 「補完性の原則」とは、地方自治体が自主的に問題を解決できる範囲ではできるだけ小さな単位で対応し、限界を超える事項については大きな機関（国）が補完するという考え方である。つまり、地方の自治と行政機能を強化し、地域固有の課題に適切に対応することを重視している。

82 自治体の組織及び運営につき、その自治体の条例で決められるよう改めます。道州は国の役割以外の法定事項につき、法律に優位した条例を制定できるようにし、「法律の範囲内」とされている現行憲法から自治体の条例制定権の範囲を飛躍的に拡大させます。

【趣旨・背景】

地方自治法は、「法律の範囲内で条例を制定することができる」と定めており、地方自治体の条例で決められる事項は限定的である。このため、地方自治体がその地域の特性やニーズに基づいた柔軟な政策を採用することが難しいという問題がある。

地方自治体の条例制定権の拡大は、地方自治体の自主性と多様性を尊重し、地域特性に応じた政策の推進を可能にする。これにより、地方自治体は自らの組織および運営について自主的に決定し、地方自治の質の向上と地域の活性化を図ることができる。また、道州制の導入に伴い、道州が法律に優位した条例を制定できるようにすることで、地方自治のレベルが大幅に上がり、地方自治体の役割と責任が一層強化される。

83 自治体の課税自主権を定める一方、自治体間の財政力の不均衡については、道州間では道州相互間、基礎自治体間ではその道州内で財政調整を行うという財政調整制度を構築します。

【趣旨・背景】

現在の地方財政制度では、税源や財政力が大きく不均衡となっている。特に大都市圏など財源が豊富な地方自治体と、地方都市や過疎地域など財源が乏しい地方自治体との間で、公共サービスの提供や地域開発の能力に大きな格差がある。

本条の地方自治体の課税自主権の確立と財政調整制度の導入は、地方自治体の自主性と財政の公平性を両立するための政策となる。各地方自治体が自らの課税権を持つことで、自主的な地域政策の展開が可能となる。一方で、財政力の大きな不均衡を是正するために、道州相互間や基礎自治体間での財政調整が行われる。これにより、地方自治体の活力を引き出しつつ、各地域の公平な発展を促進する。

3. 【ウクライナ危機と日本の安全保障】

ウクライナ危機を受けた、安全保障の 抜本強化とリアリズム外交

総論

84 世界の平和と繁栄に貢献する外交政策を理念として、日本の主権と領土を自力で守る体制を整備し、政権を担える政党として現実的な外交と安全保障政策を展開します。

【趣旨・背景】

国際社会における安全保障環境は目まぐるしく変化し、地政学的競争の激化が生じている。本条は、日本は主権と領土を自力で守る体制を整備し、国益の確保と国際平和への貢献を両立しつつ、地に足をつけた現実的な（いわば現在の政府与党の方針から逸脱しすぎない）外交安保戦略を取るべきという、我が党の外交安保における基本理念・原則を示したものである。

安全保障:積極防衛能力

85 防衛費の GDP 比 1% 枠を撤廃し、まずは GDP 比 2% を一つの目安として増額することを目指し、他国からの武力による侵略や、テロ、サイバー攻撃、宇宙空間に対する防衛体制を総合的に強化し、国民の生命と財産を真に守れる「積極防衛能力」の整備を図ります。

【趣旨・背景】

これまで防衛費は実質的に GDP 1% 前後で推移してきた。令和 4 年 12 月に策定された国家安全保障戦略では令和 9 年度の防衛費の予算水準が GDP の 2% に達するよう所要の措置を講ずると記載されたところ、本条は、この措置を着実に実施し、防衛費の内訳についても、ウクライナ情勢を踏まえ、従来の陸海空の領域に加えて新しい領域にも対処できる実効性のある防衛力整備を図るものである。

なお、本件については、後述のとおり総理に法案を既に手交済みである。

【字句の解説】

- ・ 我が党は他国の侵略を未然に防ぐための軍事・非軍事両面の防衛力と、平和を創る国際秩序を形成・維持する外交力の総合力を「積極防衛能力」と定義し、将来世代を二度と戦争の惨禍に遭わせないため、反撃能力、自衛隊強化、サイバー防衛等の新たな課題について政府に実効性のある戦略策定を求めている。

【関連提出提言】

- 「国家安全保障戦略等の改定に対する提言書」（2022/12/7 総理手交）

<https://o-ishin.jp/news/2022/12/07/13437.html>

86 「専守防衛」の定義のうち、防衛力を行使する態様、保持する防衛力等に係る「必要最小限」に限るとの規定・解釈の見直しに取り組みます。

【趣旨・背景】

憲法第9条で保有を禁じている「戦力」とは、自衛のための必要最小限度を超える実力とされているが、その具体的な限界は、その時々国際情勢、科学技術の水準などの諸条件によって左右される相対的な面を有することは否定し得ず、毎年度の予算などの審議を通じて、国会によって判断されるほかないとされている。

本条は、我が党が国会において、近年の緊迫した安全保障環境に合致した規定・解釈を追求し、見直すことを明確にするものである。

なお、本件については、後述のとおり総理に法案を既に手交済みである。

【関連提出提言】

○「国家安全保障戦略等の改定に対する提言書」（2022/12/7 総理手交）

<https://o-ishin.jp/news/2022/12/07/13437.html>

87 防衛、危機管理、セキュリティなど国内および国際の安全保障に貢献する研究について産官学協力を推進します。

【趣旨・背景】

安全保障上の脅威に対し技術優越を確保し続けるためには、政府がリーダーシップをとり、産官学が一体となり課題解決に取り組むことが重要であるが、現状の連携は不十分であり、日本学術会議などが防衛力に資する技術の研究に極めて後ろ向きであることなどがこれまで指摘されてきた。

本条は、我が国の防衛に必要な安全保障に貢献する研究を中心に、政府、民間企業、大学（学術機関）による連携を進めることで、研究開発体制を強化し、必要な技術を獲得することを目指している。

88 自衛隊員の待遇を抜本的に改善し、任務に応じた危険手当を創設する等、自衛隊及び隊員の地位向上を実現し、必要に応じた増員を行います。国家のために亡くなられた方々への対応・慰霊が不十分である現状を重く受け止め、遺骨の収集や旧軍墓地の国立化を進めます。自衛官等の殉職者への追悼のあり方についても、国家として適切な取り扱いを定めます。

【趣旨・背景】

少子化が進む中、自衛官の人材確保が課題となっているが、「士」と呼ばれる一番下の階級を中心に、充足率の低下に歯止めがかからない。また、サイバー分野を含め任務が多様化する中で、自衛官の増員は不可欠である。

また、戦没者の遺骨収集については、海外戦没者（硫黄島、沖縄を含む）約 240 万人のうち、これまで収容された遺骨は約 128 万柱にとどまり、残る約 112 万柱の遺骨収集の推進が課題である。大阪の旧真田山陸軍墓地を始めとする各地の旧軍墓地については、地方公共団体や遺族会が管理しているが、納骨堂の老朽化や慰霊碑・墓石の損傷が確認され、修繕が必要となっている。国として必要な対応をとる必要がある。

本条は、自衛官の給与体系その他の給与の在り方や、国家追悼の在り方を適切なものにするすることで、自衛官が意欲と誇りを持って職務に従事できる環境を整え、人的基盤を強化することを目指している。

なお、本件については、後述のとおり国会に法案を既に提出済みである。

【字句の解説】

- ・ 平成 28 年に超党派の議員立法により「戦没者の遺骨収集の推進に関する法律」を制定し、同年度から令和 6 年度までを戦没者の遺骨収集の推進に関する施策の「集中実施期間」と定め、基本計画に基づき現地調査や遺骨収集が実施されてきたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受け、関係国への入国が困難であったなどの理由により、当初の計画どおりの実施は非常に困難な状況となっていた。そこで、令和 5 年の第 211 回国会において、超党派の議員立法により法改正を行い、「集中実施期間」を 5 年間延長し、令和 11 年度までとした。この改正法に基づき、遺骨収集を更に推進していく必要がある。

【関連提出法案】

○防衛省職員給与法改正案【防衛出動基本手当の支給に係る考慮事項の追加】

(2022/10/26 提出 210 衆 7)

https://o-ishin.jp/news/bill/pdf/090_1.pdf
https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_gian.nsf/html/gian/honbun/g21005007.htm

○防衛省職員給与法改正案【自衛官の給与体系その他の給与の在り方についての検討】

(2022/10/26 提出 210 衆 8)

https://o-ishin.jp/news/bill/pdf/091_1.pdf
https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_gian.nsf/html/gian/honbun/g21005008.htm

89 日米が対等の関係に立つことが同盟の維持には不可欠であるとの認識の下、米軍人、米軍属等の犯罪行為に厳正な態度で臨みます。特に沖縄県民はじめ日本国民の生命、身体、財産を守り、法の下での平等を保障するため、日米地位協定を見直します。

【趣旨・背景】

日本の安全保障政策の基軸は日米同盟であり、在日米軍は日本の平和と安全に多大なる貢献をしている。一方、日本国内において米軍や米軍属による犯罪行為が発生する中、日米地位協定を理由に日本側が被疑者を拘束できないという事案も発生している。

こうした背景の下、本条の制定によって、引き続き日米同盟を一層強固なものにしつつ、日本自身が防衛力整備を推進しているという状況も踏まえ、日米地位協定を時代に即したより対等な形になるよう抜本的に見直すことを目指す。特に、米軍専用施設の約70%が集中しているとされる沖縄県においては本条の取組が急がれる。

90 沖縄基地問題については、日米政府が真摯に対話を重ね、合意可能な新たな基地負担軽減プラン（訓練場所等の暫定的な移転も含む）を示します。また、地方自治体・地域住民との合意形成に必要な手続き法の制定を検討します。

【趣旨・背景】

米軍基地が集中する沖縄県においては、米軍基地に起因する事件や事故、騒音や環境問題などが顕在化しており、基地負担の軽減は喫緊の課題である。また、日米地位協定に係る様々な課題に対し、従来日米両政府の協議によってその運用改善が図られてきた。

本条は、教条的な基地反対運動に与することなく、現在行われている沖縄県からの訓練移転等の基地負担軽減に資する諸施策を一層推進することを趣旨としている。加えて、基地問題の当事者は住民であることに鑑み、合意形成のプロセスに地域住民を関与させる手続きを創設することを意図している。

91 先進諸外国では標準とされている戦争被害補償法制の整備に向けた議論を開始します。

【趣旨・背景】

我が国における戦争被害に関する補償は、軍人・軍属等に限られ、民間人の戦争被害に対する補償は、原爆被爆者や引揚者等への援護を除いて行われていない。一方で、欧米諸国においては、軍人・軍属と民間人を区別せず、一般市民の戦争被害に対しても補償が行われている。

本条は、空襲等によって生命・財産を犠牲にした民間の被害者に対しても補償を行う戦争被害補償法制の整備に向け、被害者に寄り添った議論を開始しようとするものである。

92 我が国の防衛力の抜本的強化に向けて、中距離ミサイル及び軍事用ドローン等を始めとする新たな装備の拡充を行います。また、宇宙、サイバー、電磁波といった新たな領域における防衛体制をさらに強化します。

【趣旨・背景】

ロシアによるウクライナ侵略は、戦闘機、戦車など従来型の兵器のみならず、大規模なミサイル攻撃や無人機等による非対称的な攻撃などを組み合わせたものであった。

本条は、日本を取り巻く安全保障環境が一層厳しさを増している中、抑止力を高めるための中距離ミサイルの保有や、軍事用ドローン等の整備を進め、陸・海・空という従来の物理的な領域のみならず、宇宙・サイバー・電磁波といった、いわゆる「新領域」における防衛力整備を進めることで、全ての領域を横断的に連携させ、我が国の防衛力を抜本的に強化することを目指している。

なお、本件については、後述のとおり総理に法案を既に手交済みである。

【関連提出提言】

○「国家安全保障戦略等の改定に対する提言書」（2022/12/7 総理手交）

<https://o-ishin.jp/news/2022/12/07/13437.html>

93 ロシアが核兵器による威嚇という暴挙に出てきた深刻な事態を直視し、核共有を含む拡大抑止に関する議論を開始します。また、防御、反撃、制裁に関する手続きを日米間で確認し、抑止力の実効性を高めます。

【趣旨・背景】

北朝鮮と対峙する韓国において、核開発論が急速に高まった際、米韓で弾道ミサイル搭載可能な米原子力潜水艦を韓国に派遣する「ワシントン宣言」が合意された。このように、核拡散防止条約（NPT）で保有を認められた5大国が他国と核の抑止力を共有できるようになれば、新たな核保有国が生まれるのを抑えることが期待できる。

本条は、日本において、核共有を含む米国の拡大抑止力を議論、強化することで地域の安全保障環境を安定させ、将来の核廃絶につなげようとするものである。

なお、本件については、後述のとおり総理に法案を既に手交済みである。

【字句の解説】

- ・ 核共有・核シェアリングとは、核兵器を保有していない国が、核保有国の非戦略核兵器を自国内に配備し、共同で運用することを言う。ただし、核使用の決定権は核兵器を供給している核保有国がもつ。非核三原則を持つ我が国が一足飛びに NATO のような核共有の仕組みに踏み切るとは困難であるが、米国の核戦術やその意思決定により深く携わることは重要であり、我が党は核共有についてもタブーなき議論を進めていく立場である。

【関連提出提言】

- 「国家安全保障戦略等の改定に対する提言書」（2022/12/7 総理手交）

<https://o-ishin.jp/news/2022/12/07/13437.html>

94 国際社会でポスト核拡散防止条約（NPT）体制を追求するべく、核軍縮に向け新たなテーブルを構築します。

【趣旨・背景】

ロシアによるウクライナ侵略においては、ロシアが核兵器を用いた威嚇を行うだけでなく、核兵器の実際の使用が懸念される状況となっている。また、近年の中国の急激な核戦力の増強は、従来の米露両国による軍縮・軍備管理の枠組みに新たな課題を提起しており、NPT体制は無力化しつつある。

本条は、これまで国際的な核軍縮・不拡散体制の礎石となってきたNPT体制を否定するものではないが、中国等の覇権国家による核戦力の増強に留意し、より広範な国家を含む新たな軍縮・軍備管理のテーブルを構築することを目指すものである。

95 憲法第9条については、平和主義・戦争放棄を堅持した上で、自衛隊を明確に規定します。

【趣旨・背景】

「自衛隊は違憲」と主張する政党が国会に議席を有していることから、憲法に自衛隊を位置付け、そのような主張の根拠を解消する必要がある。

本条は、憲法第9条を残しつつ、第9条の2を新設し、「前条の範囲内で、法律の定めるところにより、行政各部の一として、自衛のための実力組織としての自衛隊を保持する。」と規定することにより、平和主義・戦争放棄について定めた第9条に影響を与えずに、自衛隊を明確に規定するものである。またこの自衛隊の明記、つまり国防規定が憲法に追加されることにより、安全保障政策がより円滑に推進される効果が期待される。

なお、本件については、後述のとおり法案を既に策定済みである。

【関連条文】

○日本維新の会 憲法改正原案（自衛隊明記）（2022/5/18 策定）

<https://o-ishin.jp/policy/pdf/kenpoukaisei.pdf>

96 集団的自衛権行使の要件を明確化するため、現行の「存立危機事態」の要件に加えて、「米軍等防護事態」（日本周辺で、現に日本を防衛中の同盟国軍に武力攻撃が発生したため、わが国への武力攻撃の明白な危険がある事態）を規定します。

【趣旨・背景】

平成 27 年の平和安全法制により、自衛隊法等について、防衛出動の要件を見直し、集団的自衛権の一部行使を可能とする存立危機事態に関する改正が行われた。しかし、存立危機事態の要件の曖昧さや、国民保護法の適用がないなどの問題が指摘されている。

本条は、存立危機事態の要件に加えて米軍等防護事態を規定することで具体的かつ外形的な防衛出動の要件等を明確化しようとするものである。

なお、本件については、後述のとおり国会に法案を既に提出済みである。

【関連提出法案】

○合衆国軍隊等防護事態に対処するための自衛隊法等の一部を改正する法律案

(2017/3/9 提出 193 参 40)

<https://o-ishin.jp/houan100/pdf/a5b91722da716ab73f2b745743752b5589a389fe.pdf>

<https://www.sangiin.go.jp/japanese/joho1/kousei/gian/193/meisai/m193100193040.htm>

97 偶発的な武力衝突を回避するため、日中当局間の「海空連絡メカニズム」等の措置を取れるよう、自衛隊および海上保安庁の体制を強化します。

【趣旨・背景】

尖閣諸島は歴史的にも国際法上も日本固有の領土であるところ、中国公船が領海を含む接続水域内への侵入を繰り返し、「常態化」の既成事実を積み上げようとしている。また、2022年8月の軍事演習では、我が国の排他的経済水域（ＥＥＺ）内に弾道ミサイルを着弾させるなど軍事活動を急速に活発化させており、我が国と国際社会に深刻な懸念を与えている。日中の防衛当局間においては、海空域での自衛隊と中国軍の偶発的な衝突といった不測の事態の回避や信頼醸成等を目的として、ホットラインの開設を含む「海空連絡メカニズム」が運用されている。

本条は、自衛隊の体制を強化し、自衛隊と中国軍の艦船・航空機が遭遇した際の不測の事態を避けるため設けられている「日中防衛当局間の海空連絡メカニズム」を適切に運用し、当局間の信頼醸成を図り、地域の平和・安定を維持することを目指している。また、本条は、尖閣諸島周辺海域における中国海警局の船舶等への対応が偶発的な衝突に発展することを回避するため、海上保安庁の体制強化や、自衛隊との連携・協力の一層の強化等を図ることを目的としている。

98 我が国を取り巻く国際情勢に鑑み、領海などにおける公共の秩序の維持を図るため、わが党が提出した自衛隊法及び海上保安庁法の改正案を成立させ、自衛隊の部隊による警戒監視の措置及びその際の権限について定めるとともに、海上保安庁の任務として領海の警備が含まれることを明記します。

【趣旨・背景】

中国は2018年に中央軍事委員会の一元的な指揮を受ける「武警」隷下に海警局を編入し、2021年には曖昧な適用海域や武器使用権限等、国際法との整合性が疑問視される「中国海警法」を施行するなど海上法執行機関の準軍事組織化を進めている。尖閣諸島周辺海域では中国海警局の船舶等による領海侵入が相次ぐなど、我が国周辺海域の情勢は厳しさを増しており、武力攻撃に至らない侵害（グレーゾーン事態）が生じかねないリスクが拡大している。

本条は、自衛隊の部隊に対し、必要な情報の収集その他の警戒監視の措置を講じさせることができ、その際に一定の要件の下で武器の使用を認めることなどを内容とする「自衛隊法及び海上保安庁法の一部を改正する法律案」（第207回国会衆第9号）を成立させ、領海等における公共の秩序の維持を図るものである。海上保安庁の任務として領海の警備が含まれることを明記するほか、所掌事務に「無害通行でない航行」への対応を追加するとともに、海上保安庁の人的・物的な体制の拡充を図ること等を内容とする我が党提出の法案を成立させることで、グレーゾーン事態への対処の強化を図ることを目的としている。

なお、本件については、後述のとおり国会に法案を既に提出済みである。

【関連提出法案】

○国境警備法案（2018/11/15 提出 197 参 34）

<https://o-ishin.jp/houan100/pdf/detail044.pdf>

<https://www.sangiin.go.jp/japanese/joho1/kousei/gian/197/meisai/m197100197034.htm>

○自衛隊法及び海上保安庁法の一部を改正する法律案（2021/12/16 提出 207 衆 9）

<https://o-ishin.jp/news/2021/12/16/11595.html>

https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_gian.nsf/html/gian/honbun/g20705009.htm

安全保障：ハイブリッド戦対応力

99 海外からの投資を呼び込みやすい環境を整備し、自由で開かれた貿易投資を実現すると同時に、経済安保・技術流出防止の観点から、我が国の安全を脅かす投資については、実効的かつ機動的な対応を行える立法措置を検討します。

【趣旨・背景】

経済活動のグローバル化・ボーダレス化が進展する中で、海外からの投資を呼び込みやすい環境を整備し、自由で開かれた貿易投資を実現することは重要である。一方で、米中の覇権競争の激化等による地政学リスクが高まる中で、経済政策を安全保障の観点から捉え直す必要性が高まっており、各国では、機微技術の流出防止や輸出管理強化、サプライチェーンの強靱化のための取組の強化を推進している。

本条は、自国産業の国際競争力の維持・強化に資するものである。また、軍民両用で活用可能なデュアルユースの技術が増えていることも踏まえれば、適切な貿易投資の管理は安全保障の観点からも不可欠なものと考えられる。

100 現行の経済安全保障法制の実効性を担保するため、わが党が提出した経済安保実行法案に盛り込んだ罰則の適用や実施能力の強化等、具体的な措置の拡充を行います。

【趣旨・背景】

経済安保推進法第48条第1項に規定される調査に関する虚偽報告等について、補助金等の優遇措置を受ける認定供給確保事業者には30万円以下の罰金が設けられているが、認定されていない事業者に対する罰則は設けられていない。

それに対し、我が党が提出した経済安保実行法案は、認定されていない事業者にも罰則を適用し、調査の実効性を担保しようとするものであり、こうした主張は、衆参の内閣委員会における附帯決議に盛り込まれた。

本条は、現行の経済安全保障法制の実効性、とりわけサプライチェーンの強靱化に資するものである。

なお、本件については、後述のとおり担当大臣・国会に法案を既に手交・提出済みである。

【関連提出提言・法案】

○経済安全保障に関する提言（2022/1/27 経済安全保障担当大臣手交）

<https://o-ishin.jp/news/2022/01/27/11721.html>

○経済安全保障に関する諸施策の実効的かつ総合的な推進に関する法案

（2022/3/14 提出 208 衆 10）

<https://o-ishin.jp/news/2022/03/14/11917.html>

https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_gian.nsf/html/gian/honbun/g20805010.htm

101 防衛施設周辺や国境離島の土地等が外国人・外国企業に購入され、我が国の安全保障を脅かす事態が生じていることに鑑み、国家安全保障上重要な土地等の取引等については厳格に規制を強化します。

【趣旨・背景】

取引等により国家安全保障の観点から支障となるおそれがある重要な土地等について、規制を設けることは、我が国の平和及び安全の確保に資することになる。

日本維新の会は、平成 25 年の第 185 回国会（臨時会）に「国家安全保障上重要な土地等に係る取引等の規制等に関する法律案」、直近では令和 5 年の第 211 回国会（常会）に「我が国の総合的な安全保障の確保を図るための土地等の取得、利用及び管理の規制に関する施策の推進に関する法律案」を提出するなど本課題に取り組んできた。

一方政府は、令和 3 年の第 204 回国会（常会）に、重要施設（防衛関係施設等）の敷地の周囲や国境離島等の土地等の利用状況について調査を行うことなどを内容とする「重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律案」を提出し、日本維新の会も賛成し可決・成立したが、その適用範囲は不十分であり、調査権限にも乏しいなど、十分な内容とは言えない。

本条は、安全保障に支障を及ぼすような土地取引の中止など、より実効性のある規制の強化を目指すものである。

なお、本件については、後述のとおり国会に法案を既に提出済みである。

【関連提出法案】

○安保土地規制推進法案（2023/6/16 提出 211 衆 47）

<https://o-ishin.jp/news/2023/06/16/14780.html>

https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_gian.nsf/html/gian/honbun/g21105047.htm

102 米国の CIA のような「インテリジェンス」機関を創設するとともに、諸外国並のスパイ防止法を制定し情報安全保障を強化します。

【趣旨・背景】

内閣のインテリジェンス体制は、内閣官房内閣情報調査室を中心に外務省、防衛省、公安調査庁などの情報コミュニティに係る関係省庁から構成される分散型になっている。一方、海外のインテリジェンス機関は、米国の C I A や英国の秘密情報部（MI6）のような統合的な対外情報組織が一般的である。

また、我が国はスパイ防止法制がないことから、安全保障や外交政策等に係る機密情報等が違法に持ち出された場合でも、刑法、国家公務員法、不正競争防止法等の一般法で取り締まることしかできない。そのため、スパイ防止法の法制化に向けた検討が急務となっている。

本条は、ロシアによるウクライナ侵略においてその効果や重要性が認識されたハイブリット戦への対応や台湾有事や北朝鮮の核・ミサイル開発などの我が国の厳しい安全保障環境等を踏まえ、インテリジェンス機能を強化することなどを指すものである。

103 世界的なエネルギー価格高騰や、ウクライナ危機等によるエネルギー安全保障の観点から、安全性が確認できた原子力発電所については可能な限り速やかに再稼働します。長期的には、エネルギー安全保障確保や脱炭素社会実現とのバランスの中で、既設原発で老朽化したものについては市場原理の下でフェードアウトさせます。

【趣旨・背景】

世界的な脱炭素化の流れや、コロナ禍による需要減により、化石エネルギー資源の開発・供給体制が縮小したこと、また欧米各国がウクライナ危機をきっかけにロシア産石炭、天然ガス等への依存から脱却する方針に転換して国際的なエネルギー市況が逼迫したことにより、わが国におけるエネルギー価格は未だに高止まりを続けており、国民生活にも深刻な影響を及ぼしている。

昨今のエネルギー安全保障環境を鑑みれば、再生可能エネルギーと共に、原発も最大限活用していかなければならない。一方で従来基準による既設原発で老朽化したものについては廃炉を進め、新型革新炉原発に置換していくことは必要であり、将来的には核融合技術の開発・実用化による脱原発も視野に入れるべきである。そうした意味で「既設原発のフェードアウト」という用語は削除せずにマニフェストに記載している。

なお本マニフェスト発表後、2023年3月9日、我が党は西村康稔GX実行推進担当大臣宛に、「GX実現に向けた基本方針」（令和5年2月10日）に関わる提言」を取りまとめ後述のとおり手交している。

【関連提出提言】

○「GX実現に向けた基本方針（令和5年2月10日）に関わる提言」

（2023/3/9 GX担当大臣手交）

<https://o-ishin.jp/news/2023/03/09/14142.html>

104 食料安全保障上の重要な指標である「食料自給力指標（米・小麦中心の作付け）」に基づき、食料自給率の向上を図ります。自給率の高いコメの消費拡大策を推進するとともに、自給率の低い穀物や飼料等の国内生産を拡大します。

【趣旨・背景】

食料自給力指標は、農業資源、農業技術、農業労働力に着目し、国内生産のみでどれだけの食料を最大限生産することが可能かを試算した指標である。令和３年度の食料自給力指標（米・小麦中心の作付け）は、１人１日当たり 1,755kcal であり、推定エネルギー必要量 2,169kcal に届いていない。

本条は、コメの消費及び穀物や飼料作物の国内生産を推進するとともに食料自給力指標（米・小麦中心の作付け）及び食料自給率の向上を図ることにより、食料安全保障を強化しようとするものである。

安全保障:平和を創る国際秩序

105 ウクライナ危機において国連安全保障理事会が世界の平和維持システムとしての機能不全を起こしている現状を踏まえ、拒否権の廃止を含む抜本的な改革を求めるとともに、必要であれば国連に代わる新たな国際秩序の形成を目指します。同時に、国際機関における要職に日本人を送り出し、財政的貢献だけでなく人的貢献を図り、我が国のプレゼンスをより一層向上させます。

【趣旨・背景】

ロシアによるウクライナ侵略を通じ、常任理事国が紛争当事国である場合、国連安保理が取り得る行動が極めて限られることが改めて明らかになった。このため、拒否権を含む安保理改革の必要性が生じている。機能不全を起こしている現在の国連に変わり「第二国連」のような組織が必要との声も上がっていることを踏まえて、国連改革の方針を強調しているのが本条の特徴である。

また、人口や分担率に応じた望ましいとされる基準まで国際機関で働く日本人の数が達成されていない。日本のプレゼンスの向上させることで、日本が主体的にグローバルな課題を解決していくことが可能となる。

なお、本件については、後述のとおりに法案を既に手交済みである。

【関連提出法案】

○ロシアによるウクライナ侵略に関する緊急提言（2022/3/3 外務大臣手交）

<https://o-ishin.jp/news/2022/03/03/11889.html>

106 国連平和維持活動（ＰＫＯ）において、明確な停戦合意が確認できない地域で活動するケースが増えていることから、「ＰＫＯ５原則」の実態に合わせた見直しを検討し、国際平和への積極的な貢献を推進します。

【趣旨・背景】

我が国が国連平和維持活動（ＰＫＯ）に参加する際には、紛争当事者の間で停戦の合意が成立していることなどのＰＫＯ参加５原則が満たされていないが、南スーダンＰＫＯのように紛争当事者間の停戦合意に疑義が生じたケースも見受けられるようになっている。

本条は、平和で安定した国際環境が確保されることによって我が国にも安全と繁栄がもたらされることから、我が国のＰＫＯ参加５原則をＰＫＯの実態に合わせて見直し、ＰＫＯを通じて積極的に国際平和に貢献していくことを目指している。

なお、本件については、後述のとおり国会に法案を既に提出済みである。

【字句の解説】

- ・ ＰＫＯ参加５原則とは以下の通りである。
 - ① 紛争当事者の間で停戦の合意が成立していること
 - ② 平和維持部隊が活動する地域の属する国を含む紛争当事者が当該平和維持部隊の活動及び当該平和維持部隊への日本の参加に同意していること
 - ③ 当該平和維持部隊が特定の紛争当事者に偏ることなく、中立的な立場を厳守すること
 - ④ 上記の原則のいずれかが満たされない状況が生じた場合には、日本から参加した部隊は撤収することができること
 - ⑤ 武器の使用は、要員の生命等の防護のために必要な最小限のものに限られること

【関連提出法案】

○国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律の一部を改正する法律案

(2017/3/9 提出 193 参 42)

<https://o-ishin.jp/houan100/pdf/detail041.pdf>

<https://www.sangiin.go.jp/japanese/joho1/kousei/gian/193/meisai/m193100193042.htm>

107 日本周辺の安全保障環境が厳しさを増す中、日米同盟を基軸とし、日米英印豪台など共通の価値観を持つ海洋国家ネットワークで我が国の防衛力を強化します。

【趣旨・背景】

我が国の周辺国が国際秩序に対して挑戦的な言動を繰り返し、安全保障環境が複雑さを増す中、国際社会の平和・安定に資する自由、民主主義、法の支配といった原則や人権を守るために米国以外の国との安全保障協力を強化する必要がある。

本条は、米国以外にも日本と価値観を共有する英印豪台といった国々との間で、共同訓練を始めとした様々な形の安全保障協力を促進することで海洋国家ネットワークを構築し、もって日本の防衛力強化を目指すものである。また本条における国名の列記の中に「台（台湾）」は入っているのは、維新の日台関係に対するメッセージの一つとなっている。

108 過剰な海洋権益を主張し国際社会の脅威となる国家に毅然とした対応をとるため、オーストラリアやインド、ASEAN諸国など「航行の自由作戦」に参加した諸外国との連携を強化します。

【趣旨・背景】

昨今、中国は尖閣諸島の領有権を主張し、海警局の船舶が日本の接続水域や領海への侵入を繰り返すなど、日本にとって脅威となっている。これにとどまらず、南シナ海の南沙諸島で岩礁を埋め立てて人工島を建設するなど、過剰な海洋権益を主張している。

こうした状況を踏まえ、本条は、航行の自由の価値観を重視する日米豪印（QUAD）や、中国の脅威に直面するASEAN諸国を始めとした国々との間で、中国の海洋進出に対して一致団結して対応すべく、連携強化を主張するものである。

【字句の解説】

- ・ 「航行の自由作戦」（FONOP）は、沿岸国による過剰な海洋権益の主張に対抗するために、全世界において米軍が行っている活動を指す。

109 他国の武力攻撃を受けた際の国民保護について、国内外の事例を参照しつつ現実的な措置について検討します。その際、人道回廊等の設置には相手国との一時的・局部的停戦が必要であるため、有事の際でも双方に合意を履行させる国際的な仕組みの整備を働きかけます。

【趣旨・背景】

我が国を取り巻く厳しい安全保障環境を踏まえれば、他国からの武力攻撃に備える必要がある。他国と比較すると、我が国では、国民保護法に基づく避難施設の整備が十分ではないとの指摘がある。また、住民避難については長期間を要することも想定される。

本条では、こうした現状を踏まえ、特に不足しているとされる地下施設の確保や、離島を含む住民の避難を円滑に行うための検討を推進しようとするものである。

また、ロシアによるウクライナ侵略においては、一時停戦して民間人を退避させる人道回廊が機能せず、多くの民間人が紛争地に取り残された。我が国では、武力攻撃事態等において、国民の生命、身体及び財産を保護するため、国や地方公共団体等は連携して、国民保護法に基づき必要な取組を行うことになっているが、南西地域の離島からの住民避難等課題は山積している。

本条は、国内外の取組を参考にしつつ、国と地方公共団体等の共同訓練による連携の強化、弾道ミサイル等から住民を守るための避難施設の整備等の必要な措置を検討し、万全の体制を整備するとともに、人道回廊等設置の際の停戦合意の履行を確保する仕組みの整備を目指している。

なお、本件については、後述のとおり総理・国会に法案を既に手交・提出済みである。

【関連提出提言・法案】

○「国家安全保障戦略等の改定に対する提言書」（2022/12/7 総理手交）

<https://o-ishin.jp/news/2022/12/07/13437.html>

○平和安全法制への対案②【自衛隊法】（2017/3/9 提出 193 参 41）

<https://o-ishin.jp/houan100/pdf/detail040.pdf>

<https://www.sangiin.go.jp/japanese/joho1/kousei/gian/193/meisai/m193100193041.htm>

外交：周辺国

110 ウクライナ危機を踏まえ、ロシアとの新たな外交関係についてはゼロベースで抜本的な見直しを行います。その上で、不法占拠が続く北方領土については早期返還を目指します。

【趣旨・背景】

ロシアによるウクライナ侵略以降、日本は欧米諸国と共にロシアに対して厳しい経済制裁を実施するとともに、ロシアへのエネルギー依存の脱却を目指している。このため、ロシアとの経済・エネルギー協力を含む外交関係を抜本的に見直すことを明確に示したのが本条である。

また、北方四島の元島民の方々の想いに応えていかなければならない。よって、「我が国固有の領土」であり「不法占拠」が続く北方領土の早期返還を目指す。

111 中国は経済面において互恵的関係の構築に向けて対話を重ねる一方、香港やウイグル・チベットのように、自由・民主主義・人権の尊重・法の支配が懸念される事態が生じた場合は毅然とした対応を行います。また、尖閣諸島や台湾における力による一方的な現状変更の試みは一切容認できない立場を堅持します。

【趣旨・背景】

中国は日本にとって最大の貿易相手国である。一方、尖閣諸島や台湾周辺における力による中国の一方的な現状変更の試み、邦人拘束事案等、日中間には様々な課題が存在する。また、香港や新疆ウイグル自治区の人権状況も懸念されている。

本条は、中国との経済関係を維持しつつ、日中間の課題、中国の人権侵害問題には毅然と対応することで、自由、民主主義、人権の尊重、法の支配といった普遍的価値を守り抜いていくことを明示している。

112 日台間の関係強化に向けて、日本版の「台湾関係法」を制定及び二国間の FTA の締結を目指します。また、台湾との情報共有を進めるため交流協会の駐在防衛担当を退職自衛官から現職自衛官の出向とし増員を図り、駐日台湾公館の公的化を図ります。台湾の国際関係機関へのオブザーバー参加を後押しします。

【趣旨・背景】

台湾は日本にとって極めて重要なパートナーであり、台湾海峡における平和と安定の維持には日台の更なる関係強化が求められる。

日本版「台湾関係法」の制定、交流協会への現職自衛官の出向、駐日台湾公館の公的化、二国間の F T A の締結を実現することにより、安全保障面と経済面の双方で台湾との連携を深めていく。また、日本が台湾の国際社会への参加を促すことで、日台の信頼関係をより堅固なものにすることができる。

【字句の解説】

- ・ 台湾関係法とは、1979 年に成立した、台湾に対する基本政策について規定した米国の国内法。1979 年の米中国交正常化に伴う米台断交後も、台湾との同盟関係を維持するために米議会が制定。米国は台湾を国家と同様に扱い、防御的性格の武器（防衛兵器）を供与できる等とした。
- ・ 台湾の駐日公館は「台北駐日経済文化代表処（中華民国駐日本代表処）」という名称であり、中華民国と日本の正式な外交関係がないため、民間機関という名目で外交代表機構を設立している。

113 北朝鮮の拉致問題及び核・ミサイル開発等の問題については、国際社会と連携して断固たる措置を実施します。特に拉致問題については今世代で解決すべく、一日も早い全ての拉致被害者・特定失踪者の奪還に向けて真相究明と外交努力を尽くします。

【趣旨・背景】

北朝鮮は、前例のない頻度と態様で弾道ミサイルの発射を繰り返し、核実験に向けた動きも見せている。日朝間においては拉致問題が最重要課題であり、時間的制約のある人道問題として拉致問題の解決には一刻の猶予もない。

本条のとおり、北朝鮮による核・ミサイル活動に対しては、日米、日米韓で緊密に連携し、国連安保理の場を含めて国際社会で一致した措置を実施し、また、拉致問題については、首脳会談や総理直轄のハイレベル協議を含め、あらゆる手段を尽くして拉致被害者・特定失踪者の救出を目指している。

114 韓国内で発生した旧朝鮮半島出身労働者（徴用工）問題や、日韓の領土・安全保障に関わる事態については日本の立場と国益に基づく毅然とした対応を取りながら、未来志向の日韓関係を構築します。

【趣旨・背景】

2023年3月に発表した旧朝鮮半島出身労働者問題に関する韓国政府の取組は評価されるべきだが、今後の二国間の諸懸案に対する韓国政府の姿勢を注視する必要がある。また、日本固有の領土である竹島の領有権問題は依然として解決されていない。日本の立場と国益に基づく毅然とした対応を取ることで、日本の国益を守る。

他方、韓国は国際社会における様々な課題への対応に協力していくべき重要な隣国である。未来志向の日韓関係を構築していくことで、政治・経済・文化等の分野における交流を拡大する。

115 歴史的に友好関係にあるアラブ諸国との関係を強化し、対話を通じた中東和平の実現に向けて日本独自の役割を果たし貢献します。

【趣旨・背景】

中東和平問題については、2014年4月にイスラエル・パレスチナ間の交渉が頓挫して以降停滞が続いている。中東地域は世界のエネルギーの主要な供給地であり、同地域の不安定化は、直接に国際社会の安定と繁栄に影響を与えている。

本条は、日本がアラブ諸国との対話を通じて中東和平問題に積極的に関与することにより、イスラエルと将来のパレスチナ国家が平和かつ安全に共存する「二国家解決」の実現に向けて働きかけを行うことを目的とする。

【字句の解説】

- ・ 日本はアラブ諸国に対して侵略の当事者になったことがなく、また ODA 政策の成果などから、中東には比較的親日的な国が多いことが指摘されている。

116 中南米に存在する世界全体の約6割を占める200万人以上の日系人及び日系コミュニティと連携し、二国間の友好関係を強化するとともに、国際社会における日本の存在感を高めます。

【趣旨・背景】

中南米地域には、世界で最も多い約230万人の日系人が在住している。しかし近年、日系社会の世代交代が進むことにより、特に若い世代の日系人と日本との関係の希薄化が指摘されている。

そこで本条では、日本と中南米地域の日系社会との連携を強化するための施策を積極的に実施することにより、日本と中南米各国との絆を強化し、両者の政治・経済、社会、文化の発展に寄与しようとするものである。

117 アフリカは世界の成長と平和構築に関して大きな潜在性を秘めていることを認識し、通商関係強化と社会課題解決に取り組みます。日本へのアフリカ人留学生や就労者をネットワーク化し、日本とアフリカを繋ぐ架け橋をつくれます。

【趣旨・背景】

国連加盟国 193 か国中 54 か国を占めるアフリカ諸国は、貧困、保健、治安など社会課題に直面しているが、2050 年には世界の人口の 4 分の 1 を占めるとされ、将来のダイナミックな成長が期待できる地域でもある。

開発協力による社会課題解決の支援と、アフリカ人留学生・就労者のネットワークがもたらす日本企業のアフリカ進出の促進により、アフリカとの関係をより強固なものとし、国際場裏におけるプレゼンス強化を図ることを目指すものである。

118 EPA を基軸として域内経済連携に積極的に関与し、世界規模での自由貿易の推進、自由主義経済圏の拡大をはかります。TPP11 については、覇権国家である中国の加盟希望については慎重かつ戦略的に対応しつつ、台湾や英国などの参加を積極的に促し、経済連携を深めると同時に経済安全保障の強化を図ります。

【趣旨・背景】

昨今の世界経済については、グローバル化が進展する一方で、新型コロナウイルスの感染拡大による保護主義的な動き、中国による経済的威圧、サプライチェーンの脆弱性の顕在化といった様々な課題が存在する。また、TPP11 では英国を皮切りに加盟申請が相次いでいるが、中国の申請について同国の不透明な貿易慣行が懸念されている。

本条は、EPA（経済連携協定）による自由貿易の推進や自由主義経済圏の拡大を通じて、日本の経済成長の促進、地域の経済秩序の構築、サプライチェーンの強化を始めとした経済安全保障の確保を目的とする。

119 ODA 予算を有効活用し、積極的な対外支援策に転換させることで、途上国との友好と経済安全保障を促進します。

【趣旨・背景】

ウクライナ情勢等により国際社会の分断が深まる中、日本は資源等を海外に依存しており、国際秩序の安定に向けて、グローバル・サウスと呼ばれる新興国・途上国との関係強化が課題となっている。

本条は、ODA を外交ツールとしてより有効活用した、受け身ではない積極的な対外支援策への転換により、途上国との関係を強化し、サプライチェーンの強靱化・多様化や重要鉱物資源の安定確保等による経済安全保障の実現を目指している。

120 国際的な人権侵害が頻発している事態に鑑み、人権侵害を行った個人・団体を対象とし、ビザ規制や資産凍結などを行う人権侵害制裁法の制定を検討します。

【趣旨・背景】

近年、新疆ウイグル自治区や香港、ミャンマーなどにおいて、深刻な人権状況への懸念が示されている。人権問題は、人権が普遍的価値を有し、国際社会の正当な関心事項であることから、一国の内政問題にとどまるものではない。

日本も人権侵害制裁法の制定を検討することで、同法をすでに制定している欧米諸国と共に国際社会の人権問題の改善を促すことが期待される。

【字句の解説】

- ・ 例えばアメリカでは 2016 年に人権侵害制裁法（グローバル・マグニツキー法）が制定された。国籍を問わず人権侵害や汚職に関与していると特定された外国人に対して、経済制裁や米国への入国拒否を行う権限を大統領に与える法律である。

121 東京電力福島第一原発事故の教訓を踏まえ、原発の再稼働に係る国の責任を明確化するとともに、高レベル放射性廃棄物の最終処分等に係る必要な手続きを明確化するため、①原発の稼働に当たっての政治主導の明確化、②避難計画への規制委関与の法定、③原子力損害に係る国負担の明確化、④最終処分施設等の確実な整備のための手続き法制の整備を柱とする「原発改革推進法案」の制定を行います。

【趣旨・背景】

発電用原子炉の運転は、電気の安定供給に重要な役割を果たすものであるとともに、万が一事故が発生した場合に周辺住民に与える被害や国民生活・国民経済に与える影響は計り知れないものであることから、政治主導の判断を経た上で行われるべきものである。

にもかかわらず、そのような必要なプロセスが法律上明確化されないまま再稼働が行われる等、発電用原子炉の運転に関する判断と責任の所在が極めて曖昧な状況となっている。そこで、発電用原子炉の運転が政治主導の下で行われることを明確化するための改革を推進する必要がある。

我が党がすでに議員立法として提出している「原発改革推進法」を制定し、発電用原子炉の運転が政治主導の下で行われることを明確化するための改革を行うことで、福島第一原発事故以降、停滞している原子力に関する議論を加速させる。

なお、本マニフェスト発表後、2023年3月9日、我が党は西村康稔GX実行推進担当大臣宛に本内容を含む「GX実現に向けた基本方針」（令和5年2月10日）に関わる提言」を取りまとめ手交し、「原発改革推進法」をアップデートした「原子力責任明確化法案」を提出している。

【関連提出法案】

○原子力責任明確化法案（2023/3/28 提出 211 衆 9）

<https://o-ishin.jp/news/2023/03/28/14319.html>

https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_gian.nsf/html/gian/honbun/g21105009.htm

122 原発再稼働にあたっては、各立地地域に日本版 CLI である地域情報委員会を設置し、住民との対話と合意形成の場をつくり、理解促進を図るとともに、発電所の内部脅威に対し、国の責任で個人の適格性審査確認制度（セキュリティクリアランス）を設け、安心できる運営体制を確保します。

【趣旨・背景】

我が国における原発の再稼働を巡る対話は、政府において、事業者、周辺住民、有識者等と個別に行われてきた。また、トラブル発生時の対応についても、誰が何をすべきかが明確ではなかった。

そこで、我が国にもフランスにおける CLI（地域情報委員会）のような組織を設置し、原発に関わる様々な立場の人々を結び付け、原発に対する理解の促進、安全性の向上等を図る。加えて、不祥事や事件が頻発している原発内の作業・運営に対して、一部の国家公務員には適用されている適格性審査を発電所内部で中心的に働く者に対しても適用を図るものである。

【字句の解説】

- ・ フランスの原子力施設立地地域では、事業者や住民代表を始め様々な関係主体が参加した、地域情報委員会(Commission Locale d'Information)と呼ばれる組織が存在している。

123 わが国の原子力人材の確保を図るためにも、米国と共同研究している小型原子炉（SMR）や、有毒性を低減する高速炉など、安全性の高い次世代型原子炉の実用化に向けて研究開発に取り組めます。

【趣旨・背景】

福島第一原発事故後、原子力分野を希望する学生や原子力分野を専門とする教員は減少しており、実験・実習の機会も減少している。今後も我が国が原子力を活用し、あるいは廃炉作業を円滑に行っていくためには、原子力人材の育成・確保が急務といえる。

そこで、安全性の高い次世代型原子炉の実用化に向けた研究開発を推進し、原子力人材の確保にもつなげるため本条が提案されている。

我が党は、既存の原発については、福島第一原発事故も踏まえた新安全基準に適合した次世代原子炉に適宜置き換えていくことにより「既設原発のフェードアウト」を121で謳っている。

124 東電福島第一原発事故の収束は国家プロジェクトとして国が一層の責任を持ち、東電任せにせず世界から技術と人材を集めて対応します。

【趣旨・背景】

福島第一原発事故はその対応と収束について世界中から関心が向けられており、同事故の収束は、東電だけで解決できる問題ではなくなっている。

政府が主導的立場に立ち、国家プロジェクトとして取り組み、技術や人材の確保等について国内のみならず外国に対しても協力を要請すること等により、より迅速な解決を見込む。

なお、本マニフェスト発表後、第 211 回通常国会では、先に述べた提言を踏まえ、「原子力責任明確化法案」を衆議院に提出している。「GX 実現に向けた基本方針」については、後述のとおり担当大臣に既に手交済みである。

【関連提出提言・法案】

○「GX 実現に向けた基本方針」（令和 5 年 2 月 10 日）に関わる提言」

（2023/3/9 GX 実行推進担当大臣手交）

<https://o-ishin.jp/news/2023/03/09/14142.html>

○原子力責任明確化法案（2023/3/28 提出 211 衆 9）

<https://o-ishin.jp/news/2023/03/28/14319.html>

https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_gian.nsf/html/gian/honbun/g21105009.htm

125 福島第一原発の敷地内に残存する原発処理水は海洋放出を科学的根拠と国際ルールに則り速やかに行い、その際には周辺地域の風評被害の払拭に最大限配慮をするとともに、協力自治体を募り福島県外での海洋放出を併せて検討します。

【趣旨・背景】

ALPS 処理水は十分な処理の結果、安全性が確認されているものであるが、敷地内の貯蔵タンク容量は限界に達しつつあり、速やかに何らかの方法で処分することが求められている。

そこで、まずは政府が決定している方針のとおり、科学的根拠と国際ルールに則り ALPS 処理水の海洋放出を行い、周辺地域に風評被害が発生しないよう努めるとともに、福島県外での海洋放出を併せて検討することで、福島だけの問題ではなく、我が国全体の問題として解決に取り組むことを示したものが本条である。

なお 2023 年 8 月現在、処理水の海洋放出に向けた手順が進んでおり、本マニフェストについては内容の修正が予定されている。

126 除染廃棄物を 30 年以内に福島県外に撤去するという、実現が見通せない目標を見直し、科学的根拠を踏まえた上で実行可能な処理のロードマップを策定します。

【趣旨・背景】

政府は、中間貯蔵開始後 30 年以内に除去土壌等を福島県外で最終処分するとの方針の実現のため、技術開発及び再生利用の実証事業等を実施している。しかし、県外最終処分量の低減に必要となる再生利用の県外における実証事業については、安全性等への住民等の懸念から実施に至っておらず、今後の見通しが立っていない。

こうした状況を踏まえ、本条は、県外最終処分の目標を見直し、科学的根拠に基づいた実行可能な処理のロードマップを策定することを目的とする。

127 原発事故と甲状腺がん罹患は因果関係が認められなかった調査結果に鑑み、一斉検査のデメリットが大きい福島県民への甲状腺検査は希望者のみとし、過剰診断と風評による負の影響を無くします。

【趣旨・背景】

福島第一原発事故後の健康影響について、福島県「県民健康調査」検討委員会においては、「現時点において本格検査（2回目検査）に発見された甲状腺がんと放射線被ばくの間に関連は認められない」と評価されている。また、一斉検査により、無害の甲状腺がんを診断・治療する可能性など、いわゆる「過剰診断」のデメリットがある。主流学術団体・国際機関はこうした過剰診断の問題を指摘したうえで、福島において検査をこれ以上行うことについて「非推奨」という見解を繰り返し示されている。

本条は過剰診断の弊害を取り除き、放射線健康影響に関する正確な情報を発信する取組を促進することを目的とする。

128 一部の外国で未だに継続されている原発周辺地域の食品輸入規制に対しては、当該地域の農作物等の安全性を多言語で全世界に繰り返し発信し、風評被害を根絶します。

【趣旨・背景】

福島第一原発事故により規制を設けた 55 の国・地域のうち、9 の国・地域で食品等の輸入規制が未だに継続されている（そのうち 2 か国であるスイス、リヒテンシュタインは 2023 年 8 月に規制を撤廃する方針と報じられている）。

本条は、日本の食品の安全性確保に関する取組と、輸入規制を講じる科学的根拠がないことを多言語で世界へ訴えることにより、日本産食品が安全に供給されていることの理解醸成を図り、もって風評被害を根絶することを目的としている。

129 政策課題が複数の省庁にまたがるエネルギー政策については、エネルギー政策基本法に基づく基本計画の策定段階から省庁横断的な組織で議論を進めるなど、縦割り行政を脱して一貫性・戦略性のある政策決定を行います。

【趣旨・背景】

エネルギー基本計画の策定、改訂等に向けた検討は、現状では、経済産業省の総合資源エネルギー調査会を中心に、同省に設置されている審議会等において行われているが、国際公約となっている 2030 年度温室効果ガス 46%削減 や、2050 年カーボンニュートラルに向けては、エネルギー政策のみならず、省庁横断的な対応が必要となる。

そこで、エネルギー基本計画の検討段階から、省庁横断的な組織で議論を進めることにより、各種施策を整合的、かつ重複等がない形で効率的に進めることを可能にする。

なお、本件については、後述のとおり担当大臣に既に手交済みである。

【関連提出提言】

○「GX 実現に向けた基本方針」（令和 5 年 2 月 10 日）に関わる提言」

（2023/3/9 G X 実行推進担当大臣手交）

<https://o-ishin.jp/news/2023/03/09/14142.html>

130 従来からのエネルギー政策の大原則であったS（安全性）＋3E（安定供給、経済効率性、環境適合）を、安全性を前提にエネルギー安全保障（安定確保）を最重視する考えへと明確に見直し、国としてエネルギー安全保障戦略を新たに策定します。

【趣旨・背景】

我が国のエネルギー自給率は、諸外国と比べても低い状況であり、2021年度は13.3%となっている。化石燃料を他国からの輸入に依存することにより、国富の流出を招いているほか、エネルギー安全保障上も課題となっている。

そこで、エネルギー安全保障を最重視し、エネルギーの安定供給を確保して、産業や経済の発展に大きく貢献する戦略を打ち出すために本条が提言された。

なお本マニフェスト発表後、2023年3月9日、我が党は西村康稔GX実行推進担当大臣宛に本内容を含む「GX実現に向けた基本方針」（令和5年2月10日）に関わる提言」を取りまとめ手交している。

【字句の解説】

- ・ S＋3Eとは、安全性(Safety)を大前提とし、安定供給・自給率(Energy Security)、経済効率性(Economic Efficiency)、環境適合(Environment)を同時に達成することを目指す我が国のエネルギー政策の原則である。

【関連提出提言・法案】

- 「GX実現に向けた基本方針」（令和5年2月10日）に関わる提言」

（2023/3/9 GX実行推進担当大臣手交）

<https://o-ishin.jp/news/2023/03/09/14142.html>

131 燃料費上昇や脱炭素の動きによる火力発電所の廃止決定に伴い電力市場価格が高騰し、新電力の破綻が相次いだことに鑑み、電力市場改革について、自由化による市場の活性化と電力安定供給および需要家保護のバランスを図る観点から一層の見直しを行います。

【趣旨・背景】

ロシアによるウクライナ侵略等による燃料費の上昇により、電力価格が高騰するとともに新電力の破綻が相次いでいる。また、電力自由化の下で脱炭素化を進める中で、近年、採算のとれない火力発電所の休廃止が進み、電力需給が逼迫し、電力の安定供給に支障を来す事態となっている。

こうした状況を受けて、電力市場の自由化が失敗であったと見る向きもあるが、むしろ発送電の分離について法的分離に留まり所有権分離まで至らなかった点など、不十分な自由化こそが問題であったと考える。そこで電力市場改革については、電力安定供給や需要家保護に配慮しつつ、自由化された市場の活力も維持できるよう、発電と売電の分離や不正防止措置の強化など、一層の見直しを行う。

なお本マニフェスト発表後、2023年3月9日、我が党は西村康稔GX実行推進担当大臣宛に本内容を含む「GX実現に向けた基本方針」（令和5年2月10日）に関わる提言」を取りまとめ手交している。

【関連提出提言・法案】

○「GX実現に向けた基本方針」（令和5年2月10日）に関わる提言」

（2023/3/9GX実行推進担当大臣手交）

<https://o-ishin.jp/news/2023/03/09/14142.html>

○電力取引公正競争法案（2023/3/28提出 211衆10）

<https://o-ishin.jp/news/2023/03/28/14319.html>

https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_gian.nsf/html/gian/honbun/g21105010.htm

132 水素等は、脱化石エネルギーの観点から将来の有力なエネルギー源として期待されることから、その活用や研究開発に積極的に取り組めます。また、CC(U)S や石炭ガス火力発電など、環境負荷が低くエネルギー安全保障に有効な火力発電の技術開発も推進します。

【趣旨・背景】

電気事業からの CO2 排出量は日本全体の約 4 割を占めており、電源の脱炭素化を進めることが課題となっている。これをいきなりゼロにすることは困難であるため、まずは、石炭ガス火力発電など、環境負荷が低くエネルギー安全保障に有効な火力発電の技術開発を推進する。

水素は、発電用燃料のみならず、輸送用燃料（自動車、バス・トラック、航空機など）、熱源（産業用、建築物用）、産業用原料など多岐にわたる用途に活用することが期待されている。

また、二酸化炭素回収・貯留技術である CC(U)S は、ネガティブエミッション技術として我が国の排出削減に貢献するほか、アジア等における国際展開を通じて産業競争力強化にも貢献し得る。

133 わが国の海洋資源の開発を推進し、エネルギー資源やレアメタル等重要資源の自給率を向上させ、危機に強い「資源大国日本」を目指します。

【趣旨・背景】

レアメタル等の重要資源は、蓄電池等の製造に必須であり、脱炭素化において今後重要性が増していくと予想されているが、我が国は、鉱物資源のほぼ 100%を輸入に依存している。

そこで、エネルギー資源やレアメタルの自給率を高めることにより、エネルギー安全保障に寄与し、脱炭素化に向けても大きく貢献するのが本条の狙いである。

4.【景気対策(短期)】

減税とコロナ対応、日本を再び飛躍させる緊急経済対策

景気対策(短期)

134 消費税の軽減税率を現行の8%から段階的に3%（状況により0%）に引き下げ、現下の物価高騰に対応します。その後は消費税本体を2年を目安に5%に引き下げ、日本経済の長期低迷とコロナ禍を打破します。（法案提出済み）。

【趣旨・背景】

新型コロナの感染拡大により停滞した経済活動を好転させるため、減税によって直接的に国民に還元する経済政策が望ましい。本条は制定時、インフレ懸念に対応しながら必需品の価格を下げる観点から、現行の軽減税率の制度を活用して段階的に物価高騰に対応していく案として策定された。

インフレ懸念の解消後は10%の消費税本体を2年間、一律5%とする特例を設け、経済社会情勢を勘案して必要があれば延長可能とし、十分な景気回復と経済成長が見込まれるまで減税施策を取ることを目指す。

なお、2022年当時に短期的な経済対策として掲載されたマニフェスト項目については、全般的にアップデートがなされる見込みとなっている。

本件については、後述のとおり担当大臣に手交、国会に既に提出済みである。

【関連提出提言・法案】

○ウクライナ危機等から国民生活を守るための緊急経済対策（2022/3/15 経産大臣手交）

<https://o-ishin.jp/news/2022/03/16/11923.html>

○国民負担軽減法案（2022/4/21 提出 208 衆 32）

<https://o-ishin.jp/news/2022/04/21/12080.html>

https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_gian.nsf/html/gian/honbun/g20805032.htm

135 当分の間、中小企業者の法人税率を所得の金額にかかわらず国際最低税率の 15%とするとともに、中小企業者・低所得者の負担すべき社会保険料を大幅に減額又は免除することとします。(法案提出済み)

【趣旨・背景】

本条は現下の物価の高騰による悪影響を受けている中小企業者の経営の安定に資するため、当分の間、中小企業者の法人税率を所得の金額にかかわらず 15%とする特例を設ける。同時に、中小企業者にとって負担が大きい社会保険料を大幅に減額し、又は免除する特例を設けるものとした。

我が党が提出した法案では、政府は、このために必要な法制上の措置その他の措置を講ずることとしている。

なお、本件については、後述のとおり担当大臣に手交、国会に既に提出済みである。

【関連提出提言・法案】

○ウクライナ危機等から国民生活を守るための緊急経済対策（2022/3/15 経産大臣手交）

<https://o-ishin.jp/news/2022/03/16/11923.html>

○国民負担軽減法案（2022/4/21 提出 208 衆 32）

<https://o-ishin.jp/news/2022/04/21/12080.html>

https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_gian.nsf/html/gian/honbun/g20805032.htm

136 揮発油税及び地方揮発油税並びに軽油引取税の税率の特例（当分の間税率）を廃止し、国民負担を低減します。（法案提出済み）

【趣旨・背景】

本条は、現下の揮発油及び軽油の価格の高騰による国民生活及び国民経済への悪影響を緩和するため、揮発油税及び地方揮発油税並びに軽油引取税の税率の特例（当分の間税率）を廃止することを定めた。法案では、政府は、このために必要な法制上の措置を速やかに講ずるものとした。

ガソリンの3か月の平均小売価格が1リットル当たり160円を超えるに至った場合は、特例税率の適用を停止する「トリガー条項」の凍結を解除する政策提案なども行われてきたところであるが、足元の経済状況や税収増を考えれば、一時的な特例税率の停止ではなく廃止にまで踏み込むべきと考え、本条が策定された。

本件については、後述のとおり担当大臣に手交、国会に既に提出済みである。

【字句の解説】

- ・ 当分の間税率とは、自動車重量税やガソリン税などに「上乘せ」されている税率のことを指す。もともとは緊急の道路整備に備えるためという理由で始まった、本来の税率から2.5倍に引き上げられた「特例税率」は2009年に税率が維持されたまま、一般財源化（使い道が限定されず自由に使用可能な予算化）されている。

【関連提出提言・法案】

○ウクライナ危機等から国民生活を守るための緊急経済対策（2022/3/15 経産大臣手交）

<https://o-ishin.jp/news/2022/03/16/11923.html>

○国民負担軽減法案（2022/4/21 提出 208 衆 32）

<https://o-ishin.jp/news/2022/04/21/12080.html>

https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_gian.nsf/html/gian/honbun/g20805032.htm

137 電気およびガス料金の料金設定のあり方を見直して急激な高騰を抑制する激変緩和措置を講じます。(法案提出済み)

【趣旨・背景】

現下の燃料及び原料の価格の上昇に伴う電気及びガスの料金の急激な高騰を抑制するため、本条では、みなし小売電気事業者による電気の供給及び旧一般ガスみなしガス小売事業者によるガスの供給に係る料金の設定の在り方を見直すこと、そのために政府は必要な措置を講ずる内容を議員立法にて提出した。

その後、211 国会において、2023 年 6 月からの電気料金目上げに伴い、「エネルギー手当」(毎月 3,000 円×半年間)の支給、既存住宅への建物断熱化への補助金支給、省エネ家電買い替え支援策の導入等を柱とする「電気料金高騰対策についての提言」を経産大臣に手交した。

【関連提出提言・法案】

○ウクライナ危機等から国民生活を守るための緊急経済対策(2022/3/15 経産大臣手交)

<https://o-ishin.jp/news/2022/03/16/11923.html>

○国民負担軽減法案(2022/4/21 提出 208 衆 32)

<https://o-ishin.jp/news/2022/04/21/12080.html>

https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_gian.nsf/html/gian/honbun/g20805032.htm

○電気料金高騰対策についての提言(2023/6/8 経産大臣手交)

<https://o-ishin.jp/news/2023/06/08/14760.html>

138 物資等を輸送する場合の有料道路料金の減額、航空機燃料税及び着陸料等の更なる減免等を行い、物流に係る費用の上昇を抑制します。(法案提出済み)

【趣旨・背景】

現下の物流に係る費用の上昇を抑制するため、物資等を輸送する場合の有料道路に係る料金の減額、航空機燃料税及び着陸料等の更なる減免等を行うものとし、政府は、このために必要な法制上の措置その他の措置を講ずる内容を議員立法として提出した。

なお、その後政府は航空燃料税及び着陸料の減免を行い、本条の趣旨は一定度達成している。

【関連提出提言・法案】

○ウクライナ危機等から国民生活を守るための緊急経済対策（2022/3/15 経産大臣手交）

<https://o-ishin.jp/news/2022/03/16/11923.html>

○国民負担軽減法案（2022/4/21 提出 208 衆 32）

<https://o-ishin.jp/news/2022/04/21/12080.html>

https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_gian.nsf/html/gian/honbun/g20805032.htm

139 輸入麦の政府売渡価格を引き下げるとともに、施設園芸及び茶業営農者、漁業者及び畜産業への悪影響緩和事業における支援要件の緩和、基金への国の追加出資等を行います。（法案提出済み）

【趣旨・背景】

現下の輸入に係る麦の価格の高騰に対処するため、令和4年4月から同年9月までの期間において主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第42条第2項の規定により売り渡す麦の価格を引き下げるものとした。また、すでに既存の仕組みとしてある漁業者等への悪影響緩和事業における支援要件の緩和等についても、政府が必要な措置を講ずる内容を議員立法にて提出した。

なお、その後政府は輸入麦価格を値上げせずに据え置き、また一連の悪影響緩和事業の要件緩和・基金積み増しを実施し、本条の趣旨は一定程度達成している。

【関連提出提言・法案】

○ウクライナ危機等から国民生活を守るための緊急経済対策（2022/3/15 経産大臣手交）

<https://o-ishin.jp/news/2022/03/16/11923.html>

○国民負担軽減法案（2022/4/21 提出 208 衆 32）

<https://o-ishin.jp/news/2022/04/21/12080.html>

https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_gian.nsf/html/gian/honbun/g20805032.htm

コロナ対策

140 有事の際に病床や医師・看護師などの医療従事者の確保を可能とするため、十分な経済的補償を前提とした上で、医療機関・医療関係者に対する実行力のある要請・命令が行えるよう法整備を行います。

【趣旨・背景】

コロナ禍では、大都市圏を中心に「医療崩壊」の危機が頭在化した。医療提供体制の抜本的な強化を図ることが出来てこなかった最大の理由の一つは、新型インフル等特措法や感染症法といった法律では、実効性を持って医療従事者が確保する規定がなかったことにある。

本条は、医療従事者を確保するために、要請・命令が行える法整備を目指すものであり、医療従事者の確保の際には、十分な経済的補償を支払うことを同時に明記したものである。

141 休業命令や経済的補償を付加したうえで都道府県知事に権限を移譲する新型インフルエンザ等対策特別措置法の改正を行い、都道府県と国の合意形成に必要な手続きを整え、地方が地域事情に応じて機動的に感染症対応を行える体制を確立します。

【趣旨・背景】

現行の特措法では、外出自粛や休業要請の権限は主に都道府県知事に設定されている。しかし、新型コロナウイルス感染症の際の緊急事態宣言の発令に伴って改定された「基本的対処方針」には、「国に協議の上」自粛要請を行うとの文言が追加されるなど、事実上、国が地方の独自の判断に介入できる余地を残し運用されていた。

この結果、感染症の拡大や地域事情に応じて迅速に対応したい都道府県知事たちは、国の意向や協議を待たなければならず、地域の感染拡大を招く懸念も生じていた。一部の知事からは、「知事は中間管理職」と揶揄されるなど、知事の権限不足も露わになった。本条の制定の背景には、このような現行制度の不備や曖昧さ、そして国と地方の対応の間に生じた時間のロスや意思疎通の問題、そして知事の権限不足がある。

そこで本条は、都道府県知事に具体的な権限を移譲し、休業命令や経済的補償の権限を強化することで、地域事情に合わせた柔軟かつ迅速な感染症対策が可能となることを目指している。これにより、国と都道府県との間の協議を必要とする手続きを簡素化・合理化し、より効果的な対策の実施を期待している。

142 道州制の理念の下、隣接都道府県では情報や医療資源の共有化をはかるなど、相互補助できる体制を構築します。

【趣旨・背景】

コロナ禍で明らかになった課題として、自治体間の情報や医療資源の共有や連携不足があげられる。県境では物理的な利便性が行政の縦割りにより阻害されたり、病床や医療従事者を融通しづらいなどの事案が目立った。

感染症等の患者の行動を適切に把握し、地方自治体・保健所・病院間の情報共有・連携不足を解消するため、本条では、感染症などの事案についてはより幅広い広域行政（道州）での対応が適切であるとの考えの下、地方自治体間で相互補助を可能とする体制構築を目指すことを明記した。

143 感染症法を改正し、国民が検査や医療を受けることができる権利を明確にすることで、安心して日常生活を送れる環境を整備します。また、治療やワクチンにかかる費用は無償を継続しながら、新型コロナウイルス感染症の感染症上の位置づけを5類感染症とすることで、早期発見・早期治療を可能にし、国民の命と健康を守るとともに、社会活動の正常化を目指します。

【趣旨・背景】

新型コロナウイルス感染症を「2類相当」の感染症としたことで、一部の医療機関では受診が拒否される事案がみられた。本条では、感染症法改正により検査や医療を受ける権利を明確にし、治療やワクチン接種の負担軽減を継続させながらも多くの医療機関でコロナ対応を可能とするため、新型コロナを5類感染症に位置づけることを提起した。本件については、後述のとおり第211回国会で成立した。

なお、現状5類感染症となったことで、本条の内容は大幅にアップデートされる予定である。

【関連法案】

○感染症予防、医療に関する法律及び予防接種法改正法案（2023/4/21 成立 211 閣 6）

<https://o-ishin.jp/news/2022/10/21/13093.html>

https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_gian.nsf/html/gian/honbun/g21109006.htm

144 感染症拡大局面において、災害派遣に関する自衛隊法の枠組みを活用し、全国あるいは地方ブロック毎に重症病床を融通し患者を配転する仕組みを整備します。

【趣旨・背景】

感染症の拡大により、一部の地域で医療提供能力が限界に達し、重症患者の受け入れが困難な状況が発生した。

本条では、地域間での調整が困難な場合や患者の適切な治療が難しい場合には、自衛隊法 83 条「災害派遣」を活用することで、自衛隊の迅速な派遣能力を活かし、医療提供能力のバランスを調整することで、全国的な医療資源の最適な活用を行うことを明記した。

145 有事の感染症局面においては、一定の臨床的効果を確認した段階で治療薬の緊急使用を許可し、通常の治験手続きに囚われることなく治療の選択肢を提示できるようにします。

【趣旨・背景】

有事の感染症局面において、通常の治験手続きには時間がかかるため、早急な治療薬の開発と利用が困難になり、感染症の拡大と重症化が課題となっている。

本条では、有事の感染症局面において一定の臨床的効果を確認した段階で、治療薬の緊急使用を許可することで、通常の治験手続きに囚われることなく早期に治療薬を実用化し、治療の選択肢を広げること、感染症対策の迅速な展開と国民の健康を守るための手段を提供することを明記した。

146 コロナ禍において国民や企業の自粛頼みに甘んじ、実質的には法的根拠なく自由を奪ったと評価される事態に至ったことを踏まえ、有事の際の指揮命令系統等に関し、危機対応ガバナンスを確立するための法改正・憲法議論を積極的に行います。

【趣旨・背景】

新型コロナウイルス感染症対応に際し、自粛や制限などの対策が必要となったが、一部には法的根拠が不足したことから、「自粛」や「要請」の名の下で社会の道徳的規範のみを根拠に自由が制限されるという前近代的な事態となった。

本条では、法的根拠なく自由が制約される事態の再発を防止するため、有事の際の指揮命令系統等に関する立法措置あるいは憲法改正（緊急事態条項の創設）議論を行うことを明記した。

なお、本件については、後述のとおり公表済みである。

【関連条文】

○日本維新の会 憲法改正原案（緊急事態条項）（2022/6/8 策定）

<https://o-ishin.jp/policy/pdf/kenpoukaisei.pdf>

147 人員配置や設備面で急性期の受け入れ能力がない中小病院が過多になっている現状を精査し、医療提供体制の再編を強力に推進します。特に有事の際に保健所と開業医の協働が機能不全状況に陥ったことに鑑み、開業医（かかりつけ医）が診察や健康管理を行うことを原則とする体制を構築します。また入院判断などについても開業医（かかりつけ医）が積極的に関与し、きめ細やかな指示を患者に行うなど、入院医療機関へ適切な要請・対応ができる仕組みを構築します。

【趣旨・背景】

我が国では見かけの病床数は多くとも、その実態は急性期の受け入れ能力がない中小病院ばかりであり、医療提供体制の再編（整理統合）が急務となっている。また今回のコロナ禍においては、感染症対策として保健所中心の対応になったため、必ずしも患者に適切な医療が提供できたとは言い難い事案が多発していた。

本条は、コロナ禍を景気として医療提供体制の再編を強力に推進することや、かかりつけ医を中心とした医療体制へ転換することを提起したものである。

148 国産ワクチンや治療薬の研究開発・生産体制について、大胆な投資を行うなど安全保障の観点から抜本的に強化し、実用化の際には十分な量が国民に確保・供給できる体制を確保します。

【趣旨・背景】

コロナ禍で露呈したように、国内でのワクチンや治療薬の研究開発や生産体制が十分ではなく、また、新しい感染症対策は国家安全保障に関わる場所、国産品の供給が不足することが懸念されている。

本条は、国産ワクチンや治療薬の研究開発・生産体制を安全保障の観点から抜本的に強化し、国民の安全を確保することを目的とした。

なお、本件については、後述のとおり国会に法案を既に提出済みである。

【関連提出法案】

○新型インフルエンザ等治療用特定医薬品の指定及び使用に関する特別措置法案

(2022/10/21 提出 210 衆 6)

<https://o-ishin.jp/news/2022/10/21/13093.html>

https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_gian.nsf/html/gian/honbun/g21005006.htm

149 新型コロナワクチン接種後の健康状態を接種者が自主的に登録するデータベース（ワクチンレジストリ）を構築し、ワクチン接種後の後遺症のような症状等のコホート調査が可能となる体制を構築します。

【趣旨・背景】

新型コロナワクチンの接種が進む中、接種後の健康状態や後遺症に関する情報が不十分であり、ワクチンの安全性と有効性についてのデータ不足が課題となっている。また、後遺症のような症状に関する調査が必要だが、それを行う体制が整っていない。

本条は、新型コロナワクチン接種後の健康状態を接種者が自主的に登録するデータベース（ワクチンレジストリ）を構築し、ワクチン接種後の後遺症や健康状態に関する情報を収集することで、コホート調査（長期の追跡調査）を可能にし、ワクチンの安全性と有効性についての詳細なデータを得て公衆衛生政策や医療戦略の向上を図り、国民の健康と安全をより確保することを目的としている。

150 新型コロナウイルス感染症患者の受け入れ等により経営状況が悪化した医療機関に対する適切な支援を行い、持続可能な医療体制を構築します。

【趣旨・背景】

新型コロナウイルス感染症の流行により、医療機関は感染者の受け入れや感染対策に多大な負担を強いられ、経営状況が厳しくなった。一方で、感染拡大を抑制し、感染者の適切な治療と医療サービスの提供を維持する必要性がある。

本条では、経営状況が悪化した医療機関に対して適切な支援を行い、持続可能な医療体制を築くことを目指す。財政的な支援や運営上のサポートを提供し、医療機関が存続できるよう支援することを想定している。

151 感染症の対応にあたる「日本版 CDC」を首都圏と関西圏に 1 か所ずつ整備し、感染防御のための司令塔設置並びに人材育成の強化を行います。

【趣旨・背景】

新型コロナウイルス感染症のような感染症は、迅速かつ効果的な対応が求められる。しかし、現在の感染症対策の体制は中央集権的であって、かつ、機能していないことが明らかになった。

本条では、感染症対応の強化を図るために、首都圏と関西圏にそれぞれ「日本版 CDC」を整備することを目指す。これにより、感染防御の司令塔を設置し、迅速な情報共有と指導を行い、地域の感染症対策を一元化する。また、人材育成の強化により、専門的な知識や技術を持った感染症の専門家を育成し、感染対策の質の向上を図ることで、感染症への適切な対応を強化し、国民の健康と安全を確保する。

【字句の解説】

- ・ CDC はアメリカ合衆国保健福祉省（U.S. Department of Health and Human Services）の一部門である。CDC の主な役割は、疾病の予防、健康促進、公衆衛生に関する調査研究、および健康情報の提供である。感染症の監視、対策、疫学調査などを行い、健康リスクの把握や感染拡大の防止に努め、慢性疾患の予防や健康行動の啓発、ワクチンの開発・推進、災害対応、健康格差の縮小なども重要な役割として果たしている。

152 市区町村や大規模会場、更には大企業の職域接種に加えて、商工会議所や協会けんぽとも連携した中小企業の職域接種も実施し、国全体でのワクチン接種を加速化させます。

【趣旨・背景】

ワクチン接種の迅速な実施が課題となっており、特に中小企業の職域接種においては、組織の規模やリソースの制約から実施が遅れている状況が顕著であった。

本条では、ワクチン接種の実施体制を拡大し、国全体での接種を加速化させることを目的とし、大企業のみならず中小企業にも職域接種を積極的に担ってもらうため、中小企業間のハブとなりうる商工会議所や協会けんぽとの連携を強化し、職域接種の促進を図るものである。

5.【成長戦略(長期)】

「日本大改革」に向けた税制改革・社会保障制度改革・規制改革

税制改革

153 物価高騰、コロナ禍に対する特例措置終了後は、消費税については軽減税率制度を廃止した上で8%とし、将来的な地方税化と税制改革を合わせて検討します。

【趣旨・背景】

本条は前章の短期的な景気対策が終了した後の消費税のあり方について述べたものである。現行の消費税制度では複雑な軽減税率制度が導入されているが、これが税制の公平性や簡便性を損なっている。

そこで、時限的な減税を契機に消費税の軽減税率制度を廃止し、一律に8%に引き下げること、税制の単純化と公平性を目指す。また、将来的には消費税を地方税とすることを検討し、地方自治体の財政自主性を強化する。この方針は、税制を通じた経済の安定化と地方創生の推進を狙ったものであり、税制改革全体の方向性とも一致する。

なお、本件については、後述のとおり担当大臣に手交、国会に既に提出済みである。

【字句の解説】

- ・ 軽減税率は、消費税増税によって10%となった商品の一部を据え置き8%とする制度である。我が党は導入当初より、軽減税率は政治的な理由で税率が差配できる制度であって利権・癒着の温床となること、社会的コストや行政手続きを著しく煩雑化することから反対の立場である。

【関連提出法案】

- 消費税率の引上げの凍結及び消費税の軽減税率制度の廃止に関する法律案

(2018/11/15 提出 197 参 26)

https://o-ishin.jp/news/bill/pdf/031_2.pdf

<https://www.sangiin.go.jp/japanese/joho1/kousei/gian/197/meisai/m197100197026.htm>

- ウクライナ危機等から国民生活を守るための緊急経済対策（2022/3/15 経産大臣手交）

<https://o-ishin.jp/news/2022/03/16/11923.html>

- 国民負担軽減法案（2022/4/21 提出 208 衆 32）

<https://o-ishin.jp/news/2022/04/21/12080.html>

https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_gian.nsf/html/gian/honbun/g20805032.htm

154 成長のための税制を目指し、消費税のみならず所得税・法人税を減税する「フロー大減税」を断行し、簡素で公平な税制を実現します。

【趣旨・背景】

前提として、日本経済は長い間、低成長に苦しんできた。1990年代初頭のバブル経済崩壊から考えると、低迷は実に四半世紀にわたるともいわれる。この状態から脱却して成長路線に乗せる必要がある。

そして成長のためには、企業や個人が活動を通じて得た所得に対する税負担を軽減し、経済活動を促進することが重要である。現状の我が国の税制は、いまだに所得税や法人税が高く、これが経済活動の活発化を妨げているとの指摘がある。

そこで、消費税だけでなく、所得税や法人税も含めて大幅に減税する「フロー大減税」を行うことで、経済活動を刺激する。フローに対する税制は働く現役世代に直接的にのしかかるもので、この減税により、個人の所得が増え、企業の経済活動も活発化することを期待される。また、税制の簡素化と公平化を図ることで、税制自体が経済成長の障壁にならないようにする。これらの政策は、経済成長を支える税制を目指すものであり、広範で公平な税制改革を推進する。

なお、本件については、後述のとおり公表済みである。

【字句の解説】

- ・ ここでいうフロー税とは、「稼ぎ」に対する税金のことをいい、代表的に所得税（住民税）、法人税が挙げられる。

【関連資料】

○日本維新の会「日本大改革プラン」（2021/9/23 更新）

https://o-ishin.jp/policy/pdf/nippondaikaikaku_plan_202109_fix.pdf

155 フロー大減税を行うと同時に、ストック課税はそのあり方を見直すなど、「フローからストックへ」を基軸とした税体系全体における抜本的な改革を行います。

【趣旨・背景】

前条を受け、本条では「フローからストックへ」の税体系改革をうたっている。これは、所得や消費に対する税負担を軽減しつつ、富の蓄積に対する課税を見直し、公共財源の確保と公平性・再分配の適正性の追求を両立させる改革である。

具体的には、フロー大減税を行う一方で、固定資産税や相続税はそのあり方を見直すもので、これにより、経済活動の活性化と公正な負担の分担・再分配の実現を図ることが可能になる。なお、本件については、後述のとおり公表済みである。

【関連資料】

○日本維新の会「日本大改革プラン」（2021/9/23 更新）

https://o-ishin.jp/policy/pdf/nippondaikaikaku_plan_202109_fix.pdf

156 高額所得者ほど総所得に占める金融所得の割合が高く、所得税負担率に逆累進性が働いている現状を改善し、総合課税化とフラットタックス導入を含む税制改革により課税の適正化・格差是正を図ります。

【趣旨・背景】

現状、高額所得者が大きな金融所得を得ている一方で、それに対する所得税負担率が低いという問題が指摘されている。これは税制の設計により、高額所得者の金融所得に対する税率が比較的低位に設定されているため、結果的に逆累進性が働いているもので、1億円の壁とも称される

そこで本条では、高額所得者の金融所得に対する所得税負担を見直し、税制の逆累進性を是正する。しかし単なる増税措置ではなく、金融所得の総合課税化とフラットタックスの導入を含む税制改革を進める。所得の手段や金額に関わらず一定の税率で税金を徴収することで、高額所得者の金融所得に対する税負担を適正化しつつ、シンプルで公正な制度運営による経済活動の活性化を目指す。

なお、本件については、後述のとおり公表済みである。

【字句の解説】

- ・ フラットタックスとは、所得額で税率を細かく変動させるのではなく、一定の税率で等しく課税する制度のことをいう。所得のうち700万円以下の部分には10%、700万円超の部分には30%という二段階のフラットタックスが一例として「日本大改革プラン」の中で提案されている。
- ・ 総合課税とは、対象となるすべての所得を加算してその合計金額に対し課税する方法のことをいう。現在、金融所得は労働所得等と分離して低めの税率で課税する制度（分離課税）が取られており、これが1億円の壁の要因となっている。

【関連資料】

○日本維新の会「日本大改革プラン」（2021/9/23 更新）

https://o-ishin.jp/policy/pdf/nippondaikaikaku_plan_202109_fix.pdf

【趣旨・背景】

現在の租税特別措置法は、特定の状況や行為に対する税制上の特例を設けるための法律で、多数の特例措置が定められている（住宅借入金等を有する場合の特別税額控除等々）。しかし、その内容は複雑であるうえ、特定の個人や団体に利益をもたらすことが多く、全体としての公平性や透明性を損なっている。

そこで、租税特別措置法を原則として廃止し、税制を「簡素、公平、活力」に基づいたものへと変革する。簡素化は税制の理解と適用を容易にするため、公平性は全ての税納者に対する公正な負担を確保するため、活力は税制が経済活動や創造性を阻害しないようにするためのキーワードとなる。税制はより公平で、理解しやすく、経済活動を支えるものとなるべく、税制改革の一環として租税特別法の廃止を掲げる。なお、本件については、後述のとおり公表済みである。

【関連資料】

○日本維新の会「日本大改革プラン」（2021/9/23 更新）

https://o-ishin.jp/policy/pdf/nippondaikaikaku_plan_202109_fix.pdf

158 マイナンバー制度の活用や銀行口座との紐付けにより、個人・法人の資産と収入を正確に把握し、効率的かつ公平で抜け漏れのない徴税を行います。

【趣旨・背景】

我が国の課税所得捕捉率は、「クロヨン（課税所得の捕捉率が給与所得者はおよそ9割であるのに対し、自営業者は6割、農家は4割でしかないとされること）」と呼ばれるなど、抜け漏れが存在し、一部の納税者が適切な税額を納付していない可能性が指摘されている。これは、納税者の全体的な資産や収入の把握が難しい現状によるものである。また、複雑な税制が納税者に対する公平性や透明性を損なっている。

そこで、マイナンバー制度の活用と銀行口座の紐付けにより、各納税者の資産と収入の情報を正確に把握することで、抜け漏れのない税徴収を可能にする。これにより、税制の公平性と透明性を向上させ、課税の公正性を確保する。これは効率的な税收確保にも寄与し、財政の健全化にもつながると考えられる。

なお、本件については、後述のとおり公表済みである。

【関連資料】

○日本維新の会「日本大改革プラン」（2021/9/23 更新）

https://o-ishin.jp/policy/pdf/nippondaikaikaku_plan_202109_fix.pdf

159 地方公共団体の自主財源を適切に確保するため、国と地方公共団体による税財源の配分を見直し、恣意的な偏在是正措置を伴う非合理的な地方法人税は廃止します。

【趣旨・背景】

現在の税財源の配分方法では地方公共団体の自主的な運営が阻害され、国との依存関係が強まっている。そのうえで、地方法人税による偏在是正措置は、税制の公平性を損なっており、地方の財政努力を無駄にする措置である。歳入に占める自主財源、とりわけ地方税の割合が大きいくほど、財政運営の自主性と安定性が確保できるが、偏在是正措置は、むしろ依存財源の割合を高めるものであり、その意味でも地方分権の動きに逆行している。

そこで、地方公共団体の自主財源を確保し、その経済的自立を促進するため、国と地方公共団体の税財源の配分を見直し、偏在是正措置という対症療法での税配分を行うのではなく、本来あるべき地方税体系の構築を抜本的に行うことを宣言したのが本条である。

なお、本件については、後述のとおり国会に法案を既に提出済みである。

【字句の解説】

- ・ 偏在是正措置とは、大都市の法人事業税と法人住民税という「地方税」を国税化し、地方譲与税や地方交付税として他の地方に再配分する制度のこと。大阪府は平成 30 年に東京都と共同で、偏在是正措置の見直しと地方財政制度の抜本的な改革を申し入れている。

【関連提出法案】

○地方法人税廃止法案（2017/3/9 提出 193 参 98）

https://o-ishin.jp/news/bill/pdf/098_1.pdf

<https://www.sangiin.go.jp/japanese/joho1/kousei/gian/193/meisai/m193100193098.htm>

160 消費税は地方自立のための基幹財源と位置づけ、税率設定を地方に任せた地方税へと移行します。

【趣旨・背景】

本条の目的も、地方自治体が自己の財政を管理し、地方の自立を推進するために、消費税を地方の基幹財源とすることである。消費税の税率設定を地方自治体に任せることで、地方が独自の財政計画を立案し実行できるようになる。これにより、地方自治体の自立性と財政の健全性が向上し、地域の特性に合わせた適切な政策実行が可能となる。

161 エンジェル税制のさらなる促進や、ストックオプションにかかる課税等の一層の見直しにより、投資を促す税制度を整備します。

【趣旨・背景】

本条の目的は、ベンチャー企業への投資を促進し、イノベーションを推進するための環境整備である。エンジェル税制のさらなる拡充と、ストックオプション（会社が個人に対して特定の金額で自社の株式を購入する権利を与えること）に対する課税の見直しにより、新しいビジネスの創出と成長を支援する。

具体的には、投資のリスクを減少させ、投資意欲を高めるための税制の優遇措置を強化し、起業家と投資家との連携を深化させる方針である。これによって、経済全体の活力を高め、新しい産業の創出と雇用の創出につなげることを目指す。

【字句の解説】

- ・ エンジェル税制とは、スタートアップへ投資を行った個人投資家に対して税制上の優遇措置を行う制度である。なお、令和5年度税制改正において、「スタートアップへの再投資に係る非課税措置」として、保有する株式を売却し、自己資金による創業やプレシード・シード期のスタートアップへの再投資を行う際に、再投資分については譲渡益に課税を行わない措置が創設されている。

162 交際費への課税を大幅に見直し、負担を軽減することで企業・経済活動のより一層の活性化を促します。

【趣旨・背景】

交際費とは、企業が顧客との関係構築やビジネスの拡大のために支出する費用のことを指し、飲食や接待、贈答などが含まれる。現行の税制では、交際費等の損金性が否定された制度となっていること、および損金算入を制限するにも関わらず、交際費課税制度の対象となる交際費等の範囲が特定されていないことが問題点とされている。結果として、企業の活動を抑制し、経済活動の活性化を阻害しているとの批判がある。

企業の経済活動の活性化と経済全体の成長を促進するため、交際費への課税を大幅に見直し、企業の経費としての交際費の控除額を増やすことで、企業の負担を軽減し、ビジネスの拡大と経済の活性化を後押しすることとしたのが本条である。また、これにより企業間の取引の円滑化や新たなビジネスチャンスの創出も期待でき、結果として国内の経済成長を支えることになる。

163 投資促進に寄与している少額投資非課税制度（NISA）については、時限措置ではなく恒久措置とし、特につみたて NISA は投資枠の上限拡大を図るとともに、開始時期にかかわらず年間のつみたて期間が確保されるよう制度期限を延長します。

【趣旨・背景】

本条は、NISA 制度を恒久的なものにすることで、個人の長期的な資産形成と投資市場の更なる活性化を促進することを目指している。特に「つみたて NISA」については、投資枠の上限拡大と制度期限の延長を通じて、一層の投資促進を図る。これにより、より多くの個人が安心して長期的な投資を行うことができ、経済の活力と成長を支えることが期待される。

なお、令和 5 年度税制改正において、N I S A 制度が恒久化され、非課税保有期間も無期限化され、本条は一定の役割を終えた。

財政政策

164 中央銀行をもつ国家と地方自治体は異なることを前提に、長期に渡る不況と低金利にコロナ禍が加わった現状に鑑み、将来世代の負担と過度なインフレを招かない範囲で積極的な財政出動・金融緩和を行います。

【趣旨・背景】

長期的な経済不況と低金利環境が続き、新たにコロナ禍がそれに追い打ちをかけた結果、経済全体が大きな困難に直面している。政府と中央銀行の両方が経済を支える役割を果たすことが求められている。

本条は、積極的な財政政策と金融政策を推進することを目指している。具体的には、GDPギャップが大きい状況ことにも鑑み、中央銀行の金融緩和政策と政府の財政出動政策を組み合わせることで経済を刺激し、景気を回復させることを提起している。ただし、一部のMMT等に基づいた極端な積極財政論者とは異なり、その範囲は将来の世代に負担をかけず、過度なインフレを招かない範囲内にとどめると明記した。

165 コロナ禍により赤字幅が拡大することが確実な基礎的財政収支（プライマリーバランス）について、現実的な黒字化の目標期限を再設定したうえで、経済成長／歳出削減／歳入改革のバランスの取れた工程表を作成し、増税のみに頼らない成長重視の財政再建を行います。

【趣旨・背景】

現時点で政府は 2025 年度のプライマリーバランス黒字化目標を崩していない。しかしながら、それが理由で機動的な景気対策ができておらず、また、硬直的な財政運営となっていると考えられる。

そこで、本条は、新型コロナウイルスの影響を踏まえた現実的な財政再建策を提案している。増税に依存することなく、経済成長、歳出削減、歳入改革のバランスを取ることを基盤にする。具体的な手法として、プライマリーバランスの黒字化の目標期限を見直して再設定し、それに向けた詳細な工程表を作成することを提起している。

166 「財政の見える化」のため、国・地方の財政制度に発生主義会計と複式簿記を導入し、公会計制度改革を実行します。

【趣旨・背景】

これまでの国や地方の財政制度が、現金主義に基づく単式簿記を主体としていたため、実際の財政の健全性や資産・負債の状態を正確に把握し、適切に評価することが困難であった。この方式では、予算の執行状況のみが強調され、将来の債務負担や資産の状況など、長期的な視点からの財政の健全性が十分に評価されていなかった。

そこで、発生主義会計と複式簿記を導入し、財政の透明性を高め、国や地方の資産・負債や将来のキャッシュフローを明確にし、より正確な財政健全性の判断ができるようにする。発生主義会計は、取引が発生した時点で収益や費用を計上する方法であり、将来の収益や支出を現時点で計上することが可能である。一方、複式簿記は、資産・負債・純資産の増減とその原因を同時に記録する方法であり、財政の全体像を一目で理解することができる。これにより、国民や関係者が財政状況をより簡単に、かつ正確に理解することができるようになり、財政運営の透明性や説明責任が向上する。

なお、大阪府や東京都はすでに公会計制度改革によって発生主義・複式簿記が取り入れられている。なお、我が党は、国の財政運営に係る基本方針、当該方針に基づく財政運営の目標の策定、公会計財務書類の作成等について定めた「国の財政運営における不要資産の活用・透明性向上法案」を別途国会に提出している。

【関連提出法案】

○国の財政運営における不要資産の活用・透明性向上法案（2017/11/16 提出 195 参 10）

https://o-ishin.jp/news/bill/pdf/088_1.pdf

<https://www.sangiin.go.jp/japanese/joho1/kousei/gian/195/meisai/m195100195010.htm>

金融政策

167 新型コロナウイルスによる影響が続く現状においては、諸外国の対応に十分留意しながら、必要かつ十分な金融緩和を継続します。同時に、常態化している「異次元の金融緩和」における出口戦略の策定に着手し、金融緩和と財政出動に過度に依存しない体制づくりを進めます。

【趣旨・背景】

日本の金融政策は、コロナ禍の影響もあって長期にわたり異次元の金融緩和が行われている。これは、金利を極めて低いレベルに保つと共に、国債の大量購入を行うことで経済を支える政策である。しかし、一方で、この金融緩和政策からの出口戦略が見えにくい状況となっている。

そこで本条では、新型コロナウイルスの影響が続く現状に対応しつつ、異次元の金融緩和からの出口戦略の策定を始めることを宣言した。緩和政策が経済を支える一方で、その長期化や過度な依存は経済の健全な運営を妨げる可能性もある。したがって、本条では、必要な緩和を続けつつ、同時に適切なタイミングで緩和政策からの脱却を可能にする出口戦略を策定することで、財政と金融の健全性を保つことを目指している。

168 日銀法を改正し、日銀の目的として物価の安定・名目経済成長率の持続的な上昇・雇用の最大化の3点を明記し、各々の目標達成について政府との協定締結を義務づけるとともに、役員の解任規定を新設することとします。(法案提出済み)

【趣旨・背景】

最近の厳しい経済状況をふまれば、日銀の金融政策の目的を物価安定だけでなく、雇用の最大化と名目経済成長率の持続的な上昇に広げることで、より包括的な経済の健全な発展を目指すべきという点から、法改正案を提出した。

また、この目的達成に向けての政府との協定締結を義務づけ、日銀役員の解任規定を新設することで、日銀の責任を明確にし、その目的に向けた効果的な政策運営を促進することを目指している。これは、日銀の独立性と責任を適切にバランスさせるための措置である。

なお、本件については、後述のとおり国会に法案を既に提出済みである。

【関連提出法案】

○日銀法改正法案（2023/10/3 提出 211 衆 1）

<https://o-ishin.jp/news/2023/02/02/13925.html>

https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_gian.nsf/html/gian/honbun/g21105001.htm

169 地方銀行、地域金融機関におけるデジタルイゼーション（デジタル化）を促進し、新たな社会環境に対応できるよう自立的な業務改善・収益力強化を図ります。

【趣旨・背景】

地域経済の発展の原動力となるはずの地方銀行や地域金融機関は、地域経済の縮小や人口減少による業績の悪化など問題に直面しており、また一方で、従来の業務形態に固執し、デジタルイゼーションへの対応が遅れているとの指摘がある。

そこで、地方銀行や地域金融機関が自立的にデジタルイゼーションを進め、業務改善や収益力強化を図り、地域経済の発展に寄与してもらうようにするために本条が設けられた。デジタルイゼーションにより、これらの金融機関は顧客ニーズへの迅速な対応、効率的な業務遂行、新規ビジネスの創出などを可能にし、新たな社会環境に適応することが期待される。

170 特区を用いた実証実験を行うなど、中央デジタル通貨（CBDC）の研究開発を進め、諸外国に乗り遅れないよう目標期限を定めた積極的な導入検討を行います。

【趣旨・背景】

現在、世界各国で中央銀行が発行するデジタル通貨（CBDC）の研究・開発が進められている。デジタル通貨は、既存の決済システムの改善や金融包摂の推進、国際送金の効率化など様々な利点が見込まれている。しかし、その一方でデジタル通貨の導入には、プライバシーの保護やセキュリティの確保、現行の金融システムへの影響等、解決すべき課題が多く存在している。

そこで本条では、特区を活用した実証実験等を通じて、中央デジタル通貨（CBDC）の実用化に向けた研究開発を積極的に進めることを掲げた。また、諸外国に乗り遅れないよう、具体的な目標期限を設定し、開発のスケジュール管理を徹底する。CBDCの導入は、金融システムの効率化だけでなく、国内経済のデジタル化を推進し、新たな経済成長の道筋を創出する可能性を秘めている。

【字句の解説】

- ・ 中央デジタル通貨は、①デジタル化されていること、②円などの法定通貨建てであること、③中央銀行の債務として発行されること、の3つの条件を満たすものと定義されている。

171 国際金融市場における競争力の確保の観点から、暗号資産税制の改正を行い、雑所得としての課税方式からキャピタルゲイン課税に改めます。また、暗号資産を利用した資金決済分野の革新を後押しするとともに、ブロックチェーン技術の研究開発を進め、暗号資産の分野で世界をリードする先進国の立場を取り戻します。

【趣旨・背景】

暗号資産（仮想通貨）の利用は世界的に急速に拡大しており、その中心的な存在であるビットコイン等の価値も急激に上昇している。しかしながら、日本における暗号資産の取引に関する税制は、暗号資産の売買益を雑所得として課税するもので、税率が最大 55% と高いことが指摘されている。この課税方式は、国際的な競争力を損なう要因となっており、その見直しを求める声が高まっている。

そこで、暗号資産の取引に関する税制を改正し、雑所得からキャピタルゲイン課税へと移行することで、投資家や起業家が日本での暗号資産取引を積極的に行うことを促す。これにより、日本の国際金融市場における競争力を強化するとともに、暗号資産を利用した資金決済の革新を後押しし、ブロックチェーン技術の研究開発を推進する。日本が暗号資産の分野で世界をリードする先進国の立場を取り戻すための一環となる。

172 フィンテックはじめ金融サービスのイノベーションを推進するため、銀行・証券・保険の垣根を超えた規制改革を推進します。

【趣旨・背景】

日本における金融業界は、銀行・証券・保険などそれぞれの業態に応じた規制により、その発展が制約されているとの指摘がある。これらの規制は、消費者保護や金融安定の観点から設けられてきたが、その一方で金融サービスのイノベーションを阻害する要因ともなっている。

本制定の趣旨は、金融業界の規制改革を推進し、フィンテックを含む金融サービスのイノベーションを加速させることにある。具体的には、銀行・証券・保険の業態ごとの垣根を超えた規制改革を推進することで、これらの業界で新しいビジネスモデルの創出や、消費者ニーズに即したサービス提供が可能となり、国民生活の利便性向上や経済の活性化に寄与することを目指す。

【字句の解説】

- ・ フィンテックとは、金融（Finance）と技術（Technology）を組み合わせた造語で、デジタル技術を活用して金融サービスを革新する試みを指す。

173 特区の活用を含めて税制見直しや多言語対応・在留資格の緩和を推進し、日本国内に新たな国際金融都市・市場を創設します。

【趣旨・背景】

グローバル化が進行する中、日本も国際金融都市を育成し、その地位を高める必要がある。しかし、高い法人税、働き方や生活環境における外国人受け入れ体制の不備など、様々な課題が存在する。

そこで、特区を活用して税制を見直し、企業の進出を促す。また、多言語対応の強化や在留資格の緩和を通じて、外国人専門家の受け入れを拡大する。これらの取り組みにより、日本の金融市場の国際競争力を強化し、国内外の金融機関が活動しやすい環境を整備する。

なお、本件については、後述のとおり国会に法案を既に提出済みである。

【関連提出法案】

○国際金融拠点特別区域整備推進法案（2021/4/16 提出 204 参 27）

<https://www.sangiin.go.jp/japanese/joho1/kousei/gian/204/meisai/m204100204027.htm>

社会保障制度

174 「チャレンジのためのセーフティネット」構築に向けて、ベーシックインカムまたは給付付き税額控除を基軸とした再分配の最適化・統合化を本格的に検討し、年金等を含めた社会保障全体の改革を推進します。

【趣旨・背景】

我が国では、経済格差の拡大や労働市場の変化に加えて超少子高齢化が進んでおり、多くの人々が経済不安や将来不安に直面している。既存の社会保障制度では、これらの課題に対応するのに限界があり、とりわけ年金制度など持続可能性が危ぶまれている制度については、抜本的な改革が求められている。

本条は、誰もが安心してチャレンジできる社会を構築するために、複雑化した社会保障制度を最低所得保障制度（ベーシックインカムや給付付き税額控除といった再分配策）に統合・最適化することを目指している。これを導入することで、経済的に困難な状況にある個人や家庭に対してより効果的な支援を提供し、格差を縮小し、社会全体の安定と成長を促進させる。さらに、年金や社会保障制度の全体的な改革を進めることで、より持続可能で公平な社会保障を確立することを目指す。

なお、本件については、後述のとおり公表済みである。

【関連資料】

○日本維新の会「日本大改革プラン」（2021/9/23 更新）

https://o-ishin.jp/policy/pdf/nippondaikaikaku_plan_202109_fix.pdf

175 社会保険としての受益と負担をバランスさせるため、受益（給付）と負担（保険料）を明確化し、適正な保険料の設定・適正な給付を実現します。

【趣旨・背景】

我が国では、急激な少子高齢化にともない、社会保険制度における受益と負担のバランスが崩れ、給付と保険料の明確な関係性が欠如している。保険料が高騰し経済的負担が増加する一方で、給付が不十分で本来の目的である社会的な安定性が損なわれかねない状況が生じている。

本条は、受益と負担の明確化に焦点を置き、社会保険制度の持続可能性を高めることを目指している。受益と負担のバランスを再構築し、給付と保険料の相関を明確化することで、適正な保険料の設定を実現する。これにより、被保険者が公平な保険料を負担し、同時に適切な支援を受けることを目指す。

176 現行の公的年金を継続する場合は賦課方式から積立方式に移行し、原則として同一世代の勘定区分内で一生涯を通じた受益と負担をバランスさせることで、払い損がなく世代間で公平な仕組みを構築します。

【趣旨・背景】

現行の公的年金制度では、高齢化社会に伴い将来的な負担増加と給付の不確実性が課題となっている。賦課方式では、現役世代の保険料で現在の年金受給者に給付を行っており、将来の世代は同じ方式で支えられる。しかし、少子高齢化が進む中で、受益と負担の関係がアンバランスとなり、将来の年金制度の持続可能性が懸念される。

本条は、公的年金制度の持続可能性を確保し、世代間の公平性を実現するために、賦課方式から積立方式への移行を目指している。積立方式では、個人の保険料が将来の自身の年金給付に直接対応するため、受益と負担がより明確になる。一生涯を通じて、同一世代の勘定区分内で受益と負担をバランスさせることで、払い損がなく、世代間で公平な仕組みを構築することが可能となる。これにより、将来の年金制度の持続可能性が高まり、高齢者を含むすべての世代に安心して年金を受け取る環境を整備する。

なお、本件については、後述のとおり国会に法案を既に提出済みである。

【関連提出法案】

○公的年金の積立方式移行法案（2018/11/15 提出 197 参 29）

<https://o-ishin.jp/houan100/pdf/detail034.pdf>

<https://www.sangiin.go.jp/japanese/joho1/kousei/gian/197/meisai/m197100197029.htm>

177 最低所得保障制度（ベーシックインカムまたは給付付き税額控除）の導入に伴い在職老齢年金制度等を見直し、高齢者の労働意欲を削がないような社会づくりを目指します。

【趣旨・背景】

在職老齢年金制度などの既存の年金制度では、高齢者が引き続き労働することに対して不利益を被り、高齢者の労働意欲を削ぐ可能性が指摘されている。

本条は、最低所得保障制度（ベーシックインカムまたは給付付き税額控除）を導入することで、高齢者の経済的な安定を図りつつ、働く（所得を得る）ことで年金が減るといったマイナス面を解消させることを提起している。

なお、本件については、後述のとおり公表済みである。

【関連資料】

○日本維新の会「日本大改革プラン」（2021/9/23 更新）

https://o-ishin.jp/policy/pdf/nippondaikaikaku_plan_202109_fix.pdf

178 医療費の自己負担割合につき、年齢で負担割合に差を設けるのではなく、所得に応じて負担割合に差を設ける仕組みに変更します。

【趣旨・背景】

現行の医療費の自己負担割合は、年齢に応じて差を設ける方式が採用されているため、社会の不公平感が高まっている。

本条は、医療費の自己負担割合の見直しにより、年齢ではなく所得に応じた差を設けることを目指す。所得に応じた負担割合の導入により、経済的に困難な人々への医療サービスのアクセスをより容易にし、社会的な公平性を実現させる。

【趣旨・背景】

第二次世界大戦の敗戦により、国民健康保険制度が壊滅的な状況となり、市町村の公営とすることで、保険事業が回復した。現行の国民健康保険はこのような経緯を経て、地域ごとに独立して運営されている。他方で、復興期の役割はあったものの、事務の効率化や支出の最適化はされていない状況である。

本条は、国民健康保険の運営においてスケールメリットを活かすことを目指す。広域的な運営を推進し、複数の保険結合を統合することで、コスト削減や効率化を実現し、保険料の安定化やサービスの質の向上を目指す。さらに、情報共有や統一された基準によって、健康サービスの均等な提供が可能となり、地域間の格差の是正にも寄与すると考えられる。

セーフティネット

180 「負の所得税」同様の考え方を実現するため、ベーシックインカムまたは給付付き税額控除の導入を検討し、就労意欲の向上と雇用の流動化を図り、労働市場全体の生産性と賃金水準の向上を実現します。

【趣旨・背景】

年功序列・終身雇用の慣習によって硬直化した我が国の労働市場においては、生産性の低下が課題として指摘されている。一方で、雇用の流動化を行う際にはセーフティネットの構築が欠かせない。

本条は、ベーシックインカムまたは給付付き税額控除を検討することで、経済的な安定感を担保しつつ、業務における創意工夫、資格取得などスキルの向上、起業や転職にチャレンジするなどの機会や多様な働き方を促進させ、労働市場全体の生産性と賃金水準の向上を目的としている。我が党の掲げる日本大改革プランの核となる提案である。

なお、本件については、後述のとおり公表済みである。

【字句の解説】

- ・ 「負の所得税」とは、最低生活水準を保障するため、所得が一定基準に満たない人に対し、最低所得との差額の一定率のお金を逆に給付する制度・理念の総称である。
- ・ 給付付き税額控除とは税金から一定額を控除する税制度で、課税額より控除額が大きいときにはその分を現金で給付する措置。例えば、納税額が10万円の人に15万円の給付付き税額控除を実施する場合には、差額の5万円が現金支給される。低所得者や子育て世帯への支援策としてカナダや英国で導入されている。

【関連資料】

○日本維新の会「日本大改革プラン」（2021/9/23 更新）

https://o-ishin.jp/policy/pdf/nippondaikaikaku_plan_202109_fix.pdf

181 解雇ルールを明確化するとともに、解雇紛争の金銭解決を可能にするなど労働契約の終了に関する規制改革を行い、労働市場の流動化・活性化を促進します。同時に、労働移動時のセーフティネットを確実に構築し、フレキシキュリティ（柔軟性＋安全性）の高い社会を目指します。

【趣旨・背景】

現状の労働市場では、企業が雇用契約を解除する際に厳格な規制が存在する（この規制が年功序列・終身雇用という雇用慣行の根幹ともなっている）。安倍政権の時から議論されている「解雇無効時の金銭救済制度」も進捗がみえず、これを検討する労働政策審議会も議論が進んでいない。

そのため、とりわけ不況時には企業は雇用を控え、適切な人材配置や生産性の向上が阻害されている。また、解雇に関する紛争が発生した場合には、長期化することで企業と労働者の双方に時間と費用が生じている。

本条では、雇用ルールの明確化と解雇紛争の金銭解決を可能にするなどの労働契約の終了に関する規制改革（いわゆる解雇規制の緩和）を行い、労働市場の流動化・活性化を促進させることを目的としている。この労働市場改革・規制緩和は中小企業の支援を受ける自民党や、労働組合の支援を受ける民主党には提言できない我が党の目玉政策の一つである。

大胆な労働市場改革により、経営者による雇用を活性化させ経済成長を促すとともに、最低所得保障制度など労働移動時のセーフティネットを完備することで、柔軟性と安全性を担保し、積極的な労働移動と生産性の向上を目指す。

なお、本件については、後述のとおり関連資料は公表、法案は国会に既に提出済みである。

【関連資料・提出法案】

○日本維新の会「日本大改革プラン」（2021/9/23 更新）

https://o-ishin.jp/policy/pdf/nippondaikaikaku_plan_202109_fix.pdf

○解雇ルール明確化法案（2018/11/15 提出 197 参 17）

https://o-ishin.jp/news/bill/pdf/021_1.pdf

<https://www.sangiin.go.jp/japanese/joho1/kousei/gian/197/meisai/m197100197017.htm>

182 法律施行後も実態が伴わない「同一労働同一賃金」を実現するため、国の責務として、労働移動を阻害する年功序列型の職能給から「同一労働同一賃金」を前提とする職務給への転換を促進します。

【趣旨・背景】

本来、労働者の労働意欲や権利を守るために、同一労働同一賃金が法律の中で規定されたが、依然として年功序列型の職能給が存在していることから、能力や経験に応じた適正な報酬が得ることができず、労働者のモチベーションが向上せず、転職をはじめとする労働移動が阻害されている。

本条は、同一労働同一賃金を前提とする職務給への転換を国が率先して促すことで、労働市場の公正性を高め、経済性成長や雇用の流動化を目指すものである。

183 「ジョブ型」雇用への転換促進のため、労働基準法を改正し、企業が労働時間ではなく仕事の成果で評価できることを可能にし、被雇用者を法的に保護します。

【趣旨・背景】

我が国の多くの雇用形態はメンバーシップ型雇用であり、

- ・ 業務内容や勤務地に関する規定がない
- ・ 給与は勤続年数に依存する
- ・ 採用では長期勤務を前提に人柄やコミュニケーション能力重視
- ・ 従業員は解雇されにくく、長期にわたって雇用される

といった特徴がある。

他方、高度な知識社会や高付加価値を追求する産業構造、競争力の高いグローバル企業に対抗するにあたっては、専門職の人材が必要となる。特に近年の日本の国際競争力の低下は、メンバーシップ型雇用のように人を採用してから、仕事を割り当てるような慣習が続いたことから、専門性を持つ人材を雇用するための雇用形態が必要となっている。

本条は労働基準法を改正するなどして、定時勤務制度を見直し、成果や業績に応じた給料制度を導入することを目指す。導入にあたっては、労働内容、条件などの権利の保護、成果評価の透明化など、非雇用者の法的に保護をする。

なお、本件については、後述のとおり国会に法案を既に提出済みである。

【関連提出法案】

○ホワイトカラーエグゼンプション導入法案（2017/3/9 提出 193 参 20）

<https://o-ishin.jp/houan100/pdf/detail015.pdf>

<https://www.sangiin.go.jp/japanese/joho1/kousei/gian/193/meisai/m193100193020.htm>

○管理職・秘書の深夜割増廃止法案（2018/11/15 提出 197 参 38）

<https://o-ishin.jp/houan100/pdf/detail059.pdf>

<https://www.sangiin.go.jp/japanese/joho1/kousei/gian/197/meisai/m197100197038.htm>

184 いわゆる「エッセンシャルワーカー」を中心とする労働集約型の企業が持続・成長可能な税制を整備します。具体的には、被用者の待遇・賃金水準の向上を目指し、労働分配率の高い企業に減税などのインセンティブを講じます。

【趣旨・背景】

医療従事者などのエッセンシャルワーカーは社会に欠かせない重要な役割を果たしているにもかかわらず、これらを形成する組織、企業においては適切な報酬体系がなされていないことが多く、その下で働く労働者の待遇・賃金が低い。この課題が特にコロナ禍で露わになった。

そこで本条は、エッセンシャルワーカーを雇用する組織・企業の中で労働分配率を高い企業に対して減税などのインセンティブを講じることで、被用者の待遇・賃金水準を向上させることを提案している。

185 インターバル規制をはじめとするシニア向け労働法制の整備や、低賃金労働者等に向けた給付付き税額控除の一種である勤労税額控除の導入など、勤労インセンティブを与える仕組みを検討します。

【趣旨・背景】

現状のシニアの労働者の働き方に関する規制や保護制度は整っておらず、若年労働者などと比較し、健康面での配慮、労働パフォーマンスの維持、安全性の確保などが課題となっている。また、現状では低賃金によって働くことに対するインセンティブがなく、能力やスキルを活用できておらず、シニアの労働者を有効活用できていない課題や慢性的な人手不足の一因ともなっている。

本条は、インターバル規制などによる働く環境の整備や、低賃金労働者等に向けた給付付き税額控除の一種である勤労税額控除を導入することで、高齢者にも勤労インセンティブを与えることを目指したものである。

【字句の解説】

- ・ 「インターバル規制」とは、終業時刻から次の始業時刻までの休息时间（勤務間インターバル）をしっかりと確保しようという取組のことである。平成 30 年に働き方改革の一環として法整備されたが、努力義務に留まっている。

186 深刻化する就職氷河期（ロスジェネ）世代の課題に正面から取り組み、非正規雇用者が柔軟で多様な働き方と再チャレンジができるよう、職業訓練や社会保障の強化を進めるなど環境を整えます。

【趣旨・背景】

就職氷河期世代、いわゆるロスジェネ世代は、経済的に厳しい時期に社会進出を図った世代であり、1990年代後半から2000年代初頭にかけての日本の景気低迷期に大学や専門学校を卒業し、就職活動を行ったことから、就職氷河期の影響により、非正規雇用者が多い。この世代は雇用が不安定であり、低賃金であるため、キャリアの構築やライフプラン構築が困難となっている。

本条では、上記の課題に対処するため、職業訓練の拡充や社会保障の取り組みを強化することで、非正規雇用者が柔軟で多様な働き方および再チャレンジができるような環境整備を目指している。

187 労働市場のニーズを踏まえ、公的職業訓練を徹底的に見直すとともに、ハローワーク（公共職業安定所）の国から地方への移管などにより、住居・生活・福祉などの支援を一体的に提供し、地域の実状や強みを活かした労働市場の創出を目指します。

【趣旨・背景】

労働市場では、急速な技術革新や産業構造の変化により、求められるスキルが変化している。一方、労働者のスキルがそれに追いついておらず、需要と供給のミスマッチが生じている。公的職業訓練の制度があるものの、十分に充実していない地域や職種もあり、特に新興産業や専門職に対する適切な訓練機会が限られていることが課題となっている。この他にも、国主導のハローワーク（公共職業安定所）では、地域の実態や産業構造に即したサービス提供が十分にできていない。

本条では、公的職業訓練の充実により、労働者のスキル向上と職業選択の幅を広げるとともに、ハローワークは国から地方に移管することにより、地域のニーズに柔軟に対応させることを目指す。これらによって、地方では、住居・生活・福祉などの支援を一体的に提供できるようになり、地域の実状や強みを活かした労働市場を創出されることが期待される。

188 迅速な医療情報の共有化により医療の質の向上や重複する処置の削減等を進めるため、電子カルテの標準化を促進し、普及率 100%を目指します。また、マイナ保険証の利用を促進することで、全国どこの医療機関でもこれまでの通院歴や処置記録が見られる環境を整備し、医療の継続性を担保します。

【趣旨・背景】

異なる医療機関や医療関係者間で情報共有が迅速に行われておらず、疾患の状態や治療の進捗が共有されていないため、適切な治療計画が立てられず、患者のケアが行えていない場合がある。一部の医療機関や医療従事者が重複する処置や検査を行い、その結果、無駄な医療費がかかっている。このような医療過剰利用は医療費を増大させ財政を圧迫させる要因となっている。

本条では、電子カルテを標準化し、100%普及させること、マイナンバー保険証の利用促進させることを通じて、医療情報の迅速化な共有化、医療の継続性の担保、重複する処置の削減を行い、医療の質と効率の向上を目指す。

189 レセプトチェックのルール統一を行い、国民皆保険制度の元で AI やビッグデータを活用することで、医療費の適正化と医療の質の向上を同時に実現します。

【趣旨・背景】

現状の医療制度において、医療費の増加、過剰な医療サービスの提供、診療の適切性など、多くの問題が存在する。これは、医療機関が行った診療や治療に対して請求される医療費の内容や適正性を検証するプロセスが欠如していることが一因である。

本条では、請求の適切性の確保、医療サービスの適切性の確保、不正の防止等を行うために、レセプトチェック（診療報酬明細書の確認）のルールを統一し、国民皆保険制度の元で AI やビッグデータの活用を通じて、医療費の適正化と医療の質の向上を同時に実現することを目指す。

190 医療現場と患者の負担軽減や感染症対策のため、オンライン診療・オンライン服薬指導については診療報酬体系や利用要件のさらなる見直しを進め、安全性を確保したうえで積極的に推進し、国民にとって使いやすいものにしていきます。

【趣旨・背景】

現状の診療方法や服薬指導だけでは、地域や移動の制約を受ける患者にとって、適切な医療サービスを受けることが困難となっている。また現行の診療報酬体系や利用要件は、オンライン診療・オンライン服薬指導を抑制している面があり（オンライン診療の方が対面診療より診療報酬が低い、初診はかかりつけ医が行うことが条件等）、オンライン医療をより一般的な選択肢として利用するためには、適切な規定や報酬体系を整備する必要がある。

本条はオンライン診療・オンライン服薬指導の普及を進めるために、診療報酬体系や利用要件を見直し、より使いやすく国民に適した制度を目指すものである。

191 患者や利用者がよく理解できるよう、診療報酬・介護報酬の決定プロセスを透明化し、その体系を簡素化します。

【趣旨・背景】

診療報酬・介護報酬の決定は多くの専門家会議・審議会での答申を経て行われるものの、そのプロセスは必ずしも明快なものではなく、業界団体から政治家への働きかけなども行われていることから、患者や利用者がその適正性を把握することは難しい。

本条では、診療報酬や介護報酬の決定プロセスを透明化することで、患者や利用者がより理解しやすくなることを目指す。また、その体系を簡素化することで、冗長な手続きや複雑なルールを排除し、シンプルかつ効率的な仕組みを確立することを目指す。これらによって、適切な報酬やサービスが提供され、医療・介護の品質向上と健全な制度運営が図られることが期待される。

192 診療報酬について、現在の受診の量に応じた出来高払い（pay for service）の仕組みから受診の質・価値への支払い（pay for performance）への移行を進めます。そのために不可欠なデータ活用については、電子カルテの標準化や電子処方箋の普及を通して医療情報のデータベース化を促進します。

【趣旨・背景】

現在の診療報酬制度では、医療機関が受ける報酬は受診の量に応じた出来高払いとなっており、医療機関の合理的行動は受診の数を増やすこととなる。これにより、質の高い医療サービス提供が十分に奨励されず、患者の健康という本来の目的に注力されづらいという課題が存在する。

本条は、受診の質と価値を重視した支払い制度への移行を推進することを目指している。そのためには、データ活用を重要視し、電子カルテの標準化や電子処方箋の普及を通じて医療情報をデータベース化する取り組みを進める。これにより、医療機関は患者の健康状態に応じて適切な診療を行い、質の高い医療を提供することが奨励される。また、データベース化された医療情報は政策立案や医療機関の改善に役立ち、医療システム全体の向上を促進されることが期待される。

193 医療保険に保険料割引制度を導入します。具体的には、定期的な検診受診者や健康リスクの低い被保険者などの保険料を値引きすることで、一人ひとりが健康価値を高める行動を起こすインセンティブを設けます。

【趣旨・背景】

高齢化が進み、健康問題に対する社会的負担が増大しており、健康診断や予防医療の受診率が低いこと、潜在的な疾患の早期発見や治療が進まないという課題が存在している。

本条では、医療保険に保険料割引制度の導入により、健康に対する意識を高めるインセンティブを提供することで、健康的な行動を促進することを目指している。また定期的な検診受診や健康リスクの低い被保険者に対して保険料を割引することで、健康な状態を維持する努力が報われる仕組みを構築することで、個人の健康価値の向上と全体的な医療負担の軽減を図る。これにより、社会全体の健康水準の向上と医療費の削減をさせる。

194 地域における医療と介護の切れ目ないサービス提供ができるよう、在宅医療・在宅介護の質・量を高め、初めて経験する人でも安心して使える地域包括ケアシステムを構築し、医療・リハビリ・介護・福祉の連携によるいのち輝く未来社会を実現します。

【趣旨・背景】

現状の地域において、医療と介護の連携が不十分であり、サービス提供に切れ目が生じている状況が存在している。在宅医療や在宅介護の質や量が不足しており、地域住民が適切な医療や介護を受けることが難しい。

本条は、地域における医療と介護のサービス提供における切れ目をなくすため、在宅医療・在宅介護の質と量を向上させることを提起している。加えて地域包括ケアシステムを充実させ、医療・リハビリ・介護・福祉などの領域を連携させることで、地域住民が必要な支援を安心して利用できる仕組みの構築を目指す。

195 いわゆる「待機高齢者」問題等の介護施設不足の解決のため、介護サービスでの地方分権と規制改革を行い、ニーズを適時・的確に把握できる体制を整えます。

【趣旨・背景】

高齢化社会の進行により、介護施設に対する超過需要が発生している。これは介護施設の整備・運営コストがかかっていることや介護労働者の担い手の不足も要因となっている。また、介護施設の設置が都市部に偏っているため、地方や郊外においては施設が不足している。

本条では、「待機高齢者」問題等の介護施設不足の解決させるために、地方自治体に介護サービスの提供に関する権限を委譲し、地域ごとのニーズに合わせたサービス提供ができるようにすることを目指す。同時に、介護サービスを提供する際にさらなる規制緩和を推進し、より効率的かつスムーズにサービス提供ができる環境を整備する。これらの措置によって、介護サービスの提供体制を改善し、高齢者のニーズを適時・的確に把握できるようにし、待機高齢者問題を解決することが期待される。

196 病気や要介護になることを防ぐ一次予防・健康増進を図るとともに、先進自治体のモデルの横展開を進め、介護予防・予防医療の取り組みを一層推進し、早期予防・早期介入により健康寿命を延ばします。

【趣旨・背景】

病気や要介護になると QOL は劇的に下がり、医療費や介護費などの支出も増大する。負担軽減のためにも、健康寿命の延伸は社会的課題の一つになっている。

本条では、一次予防・健康増進の促進と同時に、介護予防・予防医療の取り組みを一層進めることで、早期予防・早期介入による健康寿命の延伸を目指す。予防的な取り組み強化は、病気や要介護のリスクを低減させ、医療費や介護費の増大を抑える効果も期待される。

【字句の解説】

- ・ ここていう先進自治体の取組は様々あるが、神戸市の薬局フレイルチェックや天理市の脳の健康教室などが一例となろう。

197 介護と保育に関するニーズの変化に柔軟に対応するため、老人ホームと保育所を一体化させた複合施設の設置基準は、自治体が決定できるよう権限移譲・規制緩和を行います。

【趣旨・背景】

少子高齢化が進むなか、従来型の介護と保育では、質・量ともに現在の利用者のニーズに対応できていない。高齢化社会によって介護サービスへの需要が増えている一方で、働く親の増加により保育サービスへの需要も高まっており、老人ホームと保育所を一体化させた複合施設の設置が求められている。

本条では、これらの複合施設を効率的に整備・運営するために、自治体が柔軟に対応できるようにすることを目指す。自治体に施設の設置権限を与えることで、自らの地域のニーズに合わせて老人ホームと保育所の統合を柔軟に進めることが可能となる。高齢者にとっても、近くに子どもがいる環境は健康寿命にとっても良いという研究もあり、地域全体の福祉の向上を図る施策となる。

なお、本件については、後述のとおり国会に法案を既に提出済みである。

【関連提出法案】

○介護規制の地方分権化法案（2020/2/14 提出 201 参 19）

https://o-ishin.jp/news/bill/pdf/022_1.pdf

<https://www.sangiin.go.jp/japanese/joho1/kousei/gian/201/meisai/m201100201019.htm>

○保育所設置基準の分権化法案（2020/2/14 提出 201 参 20）

https://o-ishin.jp/news/bill/pdf/024_1.pdf

<https://www.sangiin.go.jp/japanese/joho1/kousei/gian/201/meisai/m201100201020.htm>

198 自立支援に軸足を置いた介護を推進し、またがん検診・特定検診の受診率を向上させ、がんの早期発見・早期治療を進めることで健康寿命の延伸に注力します。

【趣旨・背景】

高齢化に伴う介護需要の増加と健康寿命の延伸が求められる一方で、高齢者の増加により、介護サービスの重要性が高まっており、その中でも自立支援に重点を置く介護が求められている。また、近年はがんなどの疾病の発生率も上昇しており、早期発見と治療が健康寿命の延伸に重要な要素となっている。

本条は自立支援を中心とした介護を推進することで、高齢者がより自立した生活を送れるように支援することを提起している。また、がん検診や特定検診の受診率を向上させることで、がんの早期発見と治療に取り組み、健康寿命を延ばすことに注力する。これにより、健康な生活を送りたいという高齢者のニーズに応えると同時に、地域全体の健康づくりに取り組むことで、より持続可能性の高い頑健な社会の実現を目指す。

199 改正健康増進法の周知徹底を図り、受動喫煙防止の徹底に努めるとともに、屋外喫煙所のあり方を改善するなど、きめ細やかな受動喫煙対策を推進します。

【趣旨・背景】

健康増進を図る上で受動喫煙は深刻な問題となっている。受動喫煙は喫煙者以外の人々がたばこの煙を吸い込むことで健康への悪影響があるため、公共の場や屋内外での喫煙に対する対策が必要とされている。

本条は、改正された健康増進法の内容を広く周知し、受動喫煙防止を徹底するものである。健康増進法の改正によって、受動喫煙対策が一層強化されていることを広く知らせ、社会全体の意識を高めることは重要であり、また受動喫煙の防止に向けて、特に屋外喫煙所においても密閉型の喫煙所増設など改善策を講じることで、よりきめ細やかな対策を推進する。

【関連提出法案】

○受動喫煙防止対策強化法案（2018/6/26 提出 196 参 19）

<https://www.sangiin.go.jp/japanese/joho1/kousei/gian/196/meisai/m196100196019.htm>

200 認知症支援施策の充実を図り、高齢者とその家族が安心して暮らせる社会を実現します。

【趣旨・背景】

高齢化社会の進展に伴い、認知症患者数が増加し社会問題になっている。認知症患者は日常生活や社会参加において困難を抱えることが多く、高齢者とその家族の生活に大きな負担が生じている。

本条は、高齢者とその家族がより良い生活を送るために、認知症患者の支援を充実させることを提起している。支援施策の強化によって、認知症患者が安心して生活できる環境を整備し、その家族に対しても適切な情報やサポートを提供して、負担を軽減することを目指す。

201 介護人材による高齢者への暴行や性的虐待が後を絶たない現状に鑑み、過去の性犯罪経歴の照会や無罪証明書の発行ができる「日本版 DBS」の創設の際には介護人材への適用も検討するなど、介護現場におけるハラスメント対策を立法化します。

【趣旨・背景】

介護現場における高齢者への虐待やハラスメントが報告されている。この問題の背景には、介護人材の適性評価が不十分であることや、過去の性犯罪経歴などの情報が把握されずに採用されているケースも要因となっている。

本条では、このような高齢者への虐待やハラスメントを未然に防止するために、保育・教育現場における導入が検討されている「日本版 DBS」の介護現場への導入を検討し、介護人材の採用過程におけるリスク管理の強化を図ることを提案している。

【字句の解説】

- ・ DBS とは、無犯罪証明ともいわれ、イギリスなど、主要先進国では、子どもや高齢者など弱者に関わる仕事につく人に、この証明を提出することを求める制度がある。

202 難病患者の就業・学業環境を整備し、難病患者支援制度を充実させます。

【趣旨・背景】

難病患者は就業・学業環境において多くの困難に直面しており、難病による身体的・精神的な制約から難病患者の勤務体系等に困難が生じている。また、難病患者は、経済的自立も厳しいという声も聞かれる。

そこで本条では、難病患者の就業・学業環境を整備と難病患者支援制度を充実させることを提案している。具体的には、現場における医療・福祉サービスの拡充や難病患者への職場屋が公での不利益な取り扱いの禁止の指導、経済的な支援等を行うことで、難病患者が希望する職業や学業を選択でき、自立できる社会を目指している。

203 CKD（慢性腎臓病）の治療等の標準化を進めるとともに、糖尿病以外の基礎疾患（高血圧や高脂血症等）に起因する CKD の重症化予防対策を進めます。

【趣旨・背景】

慢性腎臓病（CKD）は 1300 万人もの患者がおり、新たな国民病とも言われている。

本条では慢性腎臓病治療等の標準化をより研究・推進すること、糖尿病以外の基礎疾患による慢性腎臓病の重症化を予防するための対策を進めることで、予防医療の強化と慢性腎臓病の進展阻止を図る。慢性腎臓病患者の生活の質の向上と医療負担の軽減をさせることも狙いである。

204 アレルギー疾患を持つ方が、全国どの地域においても医療相談・治療を確実に受けられる体制を整備し、QOL（生活の質）を保ちます。

【趣旨・背景】

食生活や生活習慣の変化等によってアレルギー疾患を持つ方が増加している一方、受け入れ可能な病院数が少ないことから、多くのアレルギー患者が適切な医療相談や治療を受けられておらず、患者の生活の質（QOL）の低下が問題となっている。

本条は地域においてアレルギー専門の医療機関の整備や医療従事者の専門知識の向上を図り、適切な医療相談や治療を受けられる環境を整えることを目指す。全国的にアレルギー疾患を持つ方が適切な医療ケアを受けられる体制を整備することで、患者のQOLを向上させることが期待される。

205 公費負担で行う新生児マススクリーニングの対象疾患の更なる拡充を目指します。

【趣旨・背景】

現状では、新生児マススクリーニング（赤ちゃんの先天性代謝異常等の病気をみつけるための検査）の対象疾患に限られており、そのため、新生児期に早期発見・早期治療することで重大な疾患に対応できないないといった課題がある。

本条は、新生児マススクリーニングの対象疾患をより広範囲に拡充することを目指し、これによって未熟児や早期発症の可能性のある疾患をより早い段階で発見・治療し、重篤な後遺症の発生を予防して健康な成長を促進する。また、公費負担による実施範囲の拡充によって経済的な負担を軽減し、全ての新生児に均等な医療サービスを提供することを目指す。

206 自己決定権の一部としての「尊厳死（平穏死）」について、賛否の意見を集めた幅広い議論・検討を率先します。

【趣旨・背景】

諸外国では「尊厳死（平穏死）」に関する具体的な対応や議論が進んでいるものの、日本では、いまだに「尊厳死（平穏死）」に関する議論・検討が進んでおらず、タブー視される傾向にある。そのため、「尊厳死（平穏死）」を望む終末期患者の意思や選択肢が狭まっている可能性がある。

本条では、まず、自己決定権の一部としての「尊厳死（平穏死）」について、賛否の意見を集めた幅広い議論・検討を率先することを明記している。

消費者保護

207 インターネットを通じた新たな犯罪・特殊詐欺や、犯罪の温床となる無登録の投資助言・医療広告などが横行していることに鑑み、省庁横断や消費者団体等との連携によるサイバー犯罪対策を強化し、消費者保護に努めます。

【趣旨・背景】

インターネットを通じた新たな犯罪や特殊詐欺、無登録の投資助言や医療広告が増加しており、これらの犯罪行為が広がる中で、消費者保護の必要性が高まっている。

そこで、省庁横断や消費者団体との連携を通じて、サイバー犯罪への対応を迅速かつ効果的に行い、消費者を保護する体制を整備する。異なる分野の専門知識や情報を結集し、サイバー犯罪への対策を総合的に進めることが期待される。また、インターネット上の犯罪行為や偽情報の拡散に対する監視や摘発体制の強化することで、社会全体の安定と発展が期待される。

なお、本件については、後述のとおり国会に法案を既に提出済みである。

【関連提出法案】

○インターネット誹謗中傷対策推進法案（2022/5/12 提出 208 衆 36）

<https://o-ishin.jp/news/2022/05/12/12126.html>

https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_gian.nsf/html/gian/honbun/g20805036.htm

208 青年層の死因で最も多い自殺について、行政が家庭や教育現場・職場などとも連携をとれる体制整備を促進するとともに、経済的理由による自殺を防ぐための各種雇用・経済施策の充実を図ります。また子どもの死因としてのいわゆる「心中」に対する調査研究と対策を積極的に進めます。

【趣旨・背景】

文部科学省や警察庁の資料によると、10歳代の自殺の主な要因は学校問題、健康問題、家庭問題等であり、20歳代の自殺の主な要因は健康問題、勤務問題、経済・生活問題等となっている。自殺の要因が明らかになっているものの、自殺を減らすために必要な体制整備や経済的支援が不十分であることが問題となっている。

本条は、家庭や教育現場・職場と連携をとれる体制を整備し、青年層の自殺を防ぐことを目指す。また、経済的理由による自殺を防止するため、各種雇用・経済施策を充実させる。さらに、子どもの死因としての「心中」に対する調査研究と対策を積極的に進めることで、さらなる予防策を講じる。

209 現在死亡場所によって所管が異なっている子どもの死亡事案について、省庁横断的に集約し検証と対策を強化することによって予防可能な子どもの死亡を減らします。

【趣旨・背景】

諸外国では、子どもが死亡した時に、複数の機関や専門家が Child Death Review（予防のための子どもの死亡検証）に基づいて、連携しながら検証を行う。我が国ではモデル事業などを通じて一部の自治体等で試行的に実施されているものの、全国的な導入には至っていない。そのため、死亡事案の検証が十分に行われないことから、原因究明や予防を講じること難しい。

本条では、子どもの死亡場所にかかわらず、省庁横断的に死亡事案のデータを集約・検証し、適切な対策を強化することで、予防可能な子どもの死亡を減らすことを目指す。このような横断的なアプローチによって、関係機関が連携し、専門知識を活用しながら効果的な対策を実施し、子どもたちの安全を確保する。

210 二次被害の防止、求償権付の賠償金の一部立て替えなど、犯罪に苦しむ被害者への支援の強化を推進します。同時に、触法障がい者を含む触法者が社会復帰をする更生支援に取り組めます。

【趣旨・背景】

先進国の中には犯罪被害者に対するケアが充実しており、たとえば二次被害を防止するために、犯罪被害者支援センターや支援団体によって、心理的ケア、法的視点、被害者の権利に対する啓蒙活動等を行なっているケースがある。また、求償権付の賠償金の一部を国が代わって建て替えることで、犯罪被害者の不利益を極力低減させる取り組みがされている。他方、日本においては、犯罪被害者支援が整ってきたものの諸外国のように充実した制度となっていない。また、先進国の触法障がい者などの触法者の社会復帰のための更生支援は、日本と比較して、たとえば、綿密に計画された更生プログラムを受けることや、刑務所外との社会との連携などが充実しているケースが見られる。

本条では、犯罪被害者の二次被害を防止、求償権付の賠償金を一部立て替えなどの支援を強化するとともに、触法障がい者を含む触法者が社会復帰を果たすための更生支援の取り組みを強化することを目指す。

【字句の解説】

- ・ 触法障がい者とは、障害と疾病を併せ持つ、罪を犯してしまった知的障がい者、精神障がい者の事をいう。ある調査によると、新しく刑務所に入る新受刑者のうち、およそ2割の方が知的障がい者（IQ69以下の者）であると言われている。

成長戦略(総論)

211 すべての産業分野において、競争政策 3 点セットとして①供給者から消費者優先、②新規参入規制の撤廃・規制緩和、③敗者の破綻処理が行われ再チャレンジが可能な社会づくりを実現します。

【趣旨・背景】

現行の競争政策は多くは供給者（事業者側）に対する補助金等の支援が中心であり、新規参入規制が厳しく、市場の活性化やイノベーションが阻害されていると。また、過度な事業者支援によって本来は市場に淘汰される「ゾンビ企業」が生き残る一方、一度でも淘汰されてしまうと再チャレンジが難しい社会構造が、起業や新たな事業挑戦の意欲を削いでいると考える。

そこで、本条は、すべての産業分野で競争を促進し、新たな価値創出と経済成長を加速させることを目的に、供給者から消費者優先（バラマキ補助金ではなく減税をして消費者側を支援する等）の方針を採用することで、消費者利益を最優先に据えた市場環境を構築する。新規参入規制の撤廃・規制緩和により、新たなビジネスモデルやイノベーションを生み出す。さらに、敗者の破綻処理が適切に行われ、再チャレンジが当たり前の社会を実現することで、起業家精神を促進し、持続的な経済成長を支える。

なお、本件については、後述のとおり国会に法案を既に提出済みである。

【関連提出法案】

○徹底的な規制改革の推進に関する法律案（2018/11/15 提出 197 参 66）

https://o-ishin.jp/news/bill/pdf/099_1.pdf

<https://www.sangiin.go.jp/japanese/joho1/kousei/gian/197/meisai/m197100197066.htm>

212 規制改革については「事前規制から事後チェック」への移行を目指し、過剰な事前規制を排することでイノベーションを促進します。特に強い規制については、客観的な指標や 2:1 ルール（1 つの規制を新設するためには 2 つの規制を撤廃する）の導入により、段階的に削除していくことを目指します。

【趣旨・背景】

過度な規制の廃止、緩和などの規制改革は経済成長のために必須である。新たな事業を始めようとした場合、現在のような事前規制では、承認までに時間がかかり、世界と激しい競争を行う現在の環境において先行者利益を逸してしまう事例が多くなり、結果として事業化が断念される等、自由な経済活動やイノベーションが妨げられている。加えて許認可権限を持つ官公庁が肥大化し、癒着や天下りの温床になっている。

にもかかわらず、これまでの規制改革では規制の総量の削減が進まないどころか、規制の新設・強化が行われている。現状の政策評価には、規制の削減自体に対する各府省への動機付けがなく、規制改革の旗を振る総務省の権限も限定的であり、規制改革推進会議の答申は個別の規制に対する調査の積み上げにとどまっているため、規制の総量の削減につながっていない。

そこで、厳しすぎる事前規制の運用を見直し、事業化後に不備があれば厳しく対処する事後チェック型の産業政策を目指すことを明記し、2:1 ルール（規制を新設・強化する場合には、①廃止・緩和により減らす規制の個数と、新設・強化により増える規制の個数の比率を少なくとも 2:1 とし、かつ、②新設・強化分のコストが廃止・緩和分のコストを上回らないようにする）を導入することを明言したのが本条である。なお、210 回国会で本条にかかる法案を提出した。

【関連提出法案】

○ 2：1 ルール法案（2022/6/15 提出 210 参 6）

<https://o-ishin.jp/news/2022/12/02/13421.html>

<https://www.sangiin.go.jp/japanese/joho1/kousei/gian/210/meisai/m210100210006.htm>

213 特許侵害をした者への制裁が有効に働かず、モラルハザードが起き、抑止できていない現状に鑑み、実効性のない刑事罰は見直し、特許が尊重されるよう法律を整備します。

【趣旨・背景】

現在の特許法体系下において、特許侵害のリスクがそれほど大きくないため、特許を無視した事業展開を図る者（モラルハザード）が出現している。刑事罰の存在があるものの、事件処理に専門技術的判断を必要とする産業財産権侵害事案は捜査機関にとって負担であり、わが国においては犯罪の成立が明白で判断が容易な者に絞って起訴される傾向がある。また捜査機関は、特許権侵害罪や実用新案侵害罪のように操作に技術的知見が必要である事件を立件し起訴することには慎重になっており、産業財産権4法と言われる特許法、実用新案法、意匠法および商標法のうち、商標法以外の他3法における刑罰規定の適用（執行）については、極めて少なくなっており、その実効性が不足しているという課題が指摘されている。

そこで、本条は実効性のない刑事罰の見直しと新たな法的措置の導入を予定する。例えば、行政が侵害と疑われる行為について停止命令を発出し、それでも当該行為を継続した場合には行政命令違反により処罰する規定を導入するなど、実効性確保の観点からの見直しが考えられる。これにより、特許侵害に対する抑止力を強化し、新たな技術開発やビジネスモデルの保護を図ることが期待される。

成長戦略(エネルギー政策)

214 グリーンエネルギーを推進する規制改革や投資促進制度の導入により、経済成長と脱炭素社会実現を両立します。

【趣旨・背景】

気候変動という世界的な課題に対応するため、日本を含む多くの国々は脱炭素社会の実現を目指している。しかし、現状では既存の規制や投資制度が新しい技術の導入や普及を阻んでいるという課題がある。また、グリーンエネルギーの導入を進める一方で、経済成長を維持することも重要な課題となっている。

そこで、グリーンエネルギー関連の新技术やビジネスモデルに対する規制緩和や投資促進を進めることで、この分野のイノベーションと市場の拡大を促す。これにより、環境に配慮した持続可能な経済成長を実現し、国際社会での競争力を強化することを目指している。

なお、本件については、後述のとおり担当大臣に既に手交済みである。

【関連提出提言】

○「GX 実現に向けた基本方針」に係る提言（2023/3/9 経産大臣手交）

<https://o-ishin.jp/news/2023/03/09/14142.html>

215 太陽光、風力、地熱、バイオマス等の再生可能エネルギーの導入については、障害となる規制の見直しを不断に行うとともに、地域社会がうるおう仕組みづくりを構築することにより、地方経済の活性化を図ります。

【趣旨・背景】

エネルギー源の多様化と持続可能性が求められる中、再生可能エネルギーは重要な役割を果たすことになる考える。しかし、現行の規制や設置環境、資金調達などが導入を阻んでいる側面もある。また、地方経済の活性化という観点からも地産地消の再生可能エネルギーの導入は期待されている。

そこで、再生可能エネルギーの導入を促進し、地方経済の活性化を図ることを本条は提言している。具体的には、太陽光発電においては、乱開発等による被害を発生させないための立地規制の強化を行う一方、耕作放棄地や農地の活用のため、農地法の過度な規制を緩和することで営農発電を推進すること。また、全国の屋根の活用を促進し、蓄電池とセットにした供給調整策も充実させることを提案している。洋上風力発電については、推進のための方針・ルール（EEZ 活用促進を含む）を明確化し、国が主導して漁業権調整段階から関与する本格的な「セントラル方式」を導入することを提案している。地熱発電においては、温泉法・自然公園法の規制見直しや、泉源枯渇への補償対策などの促進策を早急に整備すべきであることを提案している。

なお、以上の内容を含む提言書を本manifesto発表後「GX 実現に向けた基本方針」（令和5年2月10日）として、取りまとめ、政府に手交している。

【関連提出提言】

○「GX 実現に向けた基本方針」に係る提言（2023/3/9 経産大臣手交）

<https://o-ishin.jp/news/2023/03/09/14142.html>

216 宇宙資源の平和利用に向けた研究開発を進めるとともに、関連する法律を整備し、国際的な協定の策定を目指します。

【趣旨・背景】

国境の存在しない宇宙空間は「国際公共財」（グローバル・コモンズ）とされ、その利用は気象衛星や全球測位システム（GPS）に代表されるように、全世界の生活や産業を支えるインフラとしても機能している。また、国際宇宙ステーション（ISS）に象徴されるように、同空間は国際協力の舞台でもある。しかし、これに関連する法律や国際協定は十分に整備されておらず、そのために進行が遅れているという問題がある。

具体的には、1967年に発効した宇宙条約（国連宇宙空間平和利用委員会（COPUOS）採択）では、「月その他の天体はもっぱら平和目的のために利用され、軍事利用は一切禁止される」（第4条）とされており、平和目的が原則とされているが、その定義の曖昧さ（国際的には「平和目的」とは「非侵略」を指し「非軍事」ではないとの解釈がなされる）があり、防衛（自衛）目的の利用（例：偵察衛星）が実際はなされており、「天体」を除く「宇宙空間」（軌道など）については核兵器等大量破壊兵器のみが禁止対象となっており、通常兵器が対象として明記されていないことから、2007年に中国が実験を行ったような対衛星兵器（ASAT）は国際法違反とはされなかったといった課題が露呈している。加えて、新たなプレイヤーの登場や技術発展を受け、宇宙の安全かつ安定的利用のために対処すべき課題も顕在化しつつある。

そこで、宇宙資源の平和利用を実現するための法的な枠組みを整備し、研究開発を推進する。その手段として、本条は、国内法の整備と国際的な協定の策定が挙げる。国内法の整備は、宇宙資源の利用に関するルールを明確にし、宇宙開発の促進と事業者の安全を確保することを目指す。一方、国際的な協定の策定は、国際社会全体でのルール作りを進め、国際紛争の予防と平和利用の促進を目指すものである。これらの措置を通じて、宇宙資源の平和利用とそのための研究開発を推進する。

なお、本条のうち、「関連する法律を整備」の部分については、第204回国会において「宇宙資源の探査及び開発に関する事業活動の促進に関する法律」が制定されている。

（参考）関連法案

○ 「宇宙資源の探査及び開発に関する事業活動の促進に関する法律」

（2021/6/15 成立 204 衆 37）

https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_gian.nsf/html/gian/honbun/g20405037.htm

217 半導体や蓄電池、医薬品等、わが国が最先端の競争力が低下している戦略的物資の生産体制を積極的に構築し、日本のモノづくり力を再生します。

【趣旨・背景】

半導体、蓄電池、医薬品などの戦略的物資は、日本の製造業の競争力を左右するだけでなく、安全保障上も重要な分野である。しかし、これらの領域で日本の競争力が低下しているという課題がある。具体的には、半導体は世界的な需要が高まる一方で、日本の半導体産業のシェアは減少傾向にある。また、蓄電池や医薬品も同様に、他国との競争において後塵を拝している状況である。

本条の目的は、これら戦略的物資の生産体制を再構築し、日本のモノづくり力を再生することである。政府や産業界が一体となって、これらの産業の競争力を向上させる方策を講ずる。施策としては、研究開発の推進、人材育成、投資促進などが考えられる。これらの施策を通じて、半導体、蓄電池、医薬品等の生産体制を強化し、日本の製造業の競争力を再生する。

なお、令和4年5月11日「経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律」が成立した。我が党はそれに先立つ令和4年1月27日小林経済安全保障担当大臣に「経済安全保障に関する提言」を取りまとめ手交したが、成立した法案では守秘義務違反に対する罰則規定が設けられていない等の課題が残っている。

218 特区活用や世界最先端の日本型スーパーシティの実現等により、IoT、ビッグデータ、ロボット、AI、NFT、ビヨンド 5G(6G)等の技術革新を生かせる競争環境を構築します。

【趣旨・背景】

IoT、ビッグデータ、ロボット、AI、NFT、ビヨンド 5G（6G）などの新技術は、今後の社会、経済、産業の発展にとって重要な要素であり、わが国の成長戦略に大きく関わる。しかし、現状ではこれらの技術を最大限に活用できる環境が整っていない。規制や既存の社会・経済システムが新技術の普及を妨げているという課題感もある。

本条の目的は、これらの新技術を活用するための競争環境を構築することである。具体的な手段としては、特区を活用した新技術の実証実験の実施や、世界最先端の日本型スーパーシティの実現などが挙げられる。特区では、新技術を活用した新たなビジネスモデルや社会システムの実験が可能となる。また、スーパーシティでは、これらの新技術を組み合わせる新たな社会システムを構築し、その有効性を検証することができる。これらの施策を通じて、新技術の導入と活用を促進し、技術革新を生かす競争環境を構築する。

【字句の解説】

- ・ 「スーパーシティ」とは、エネルギー・交通などの個別分野での取り組みや最先端技術の実証などに留まる「スマートシティ」「近未来技術実証特区」とは次元が異なり、「まるごと未来都市を作る」ことを目指して 2020 年に法律で制定されたものである。具体的には(1) これまでの自動走行や再生可能エネルギーなど、個別分野限定の実証実験的な取組ではなく、幅広く生活全般をカバーする取組であること、(2) 一時的な実証実験ではなくて、2030 年頃に実現され得る「ありたき未来」の生活の先行実現に向けて、暮らしと社会に実装する取組であること、(3) 供給者や技術者目線ではなくて、住民の目線でより良い暮らしの実現を図るものの 3つの条件を満たすものとしている。

219 IoT、AI 分野の普及・実用化を進めるため、世界共通のプラットフォームに積極的に参加するとともに、衛星データ等国家が保有する情報を積極的に開放し民間利活用を促進するオープンプラットフォーム拡大、データ流通市場の創生支援を行います。

【趣旨・背景】

近年、IoT や AI といったテクノロジーは急速に発展し、社会や経済の様々な領域でその利用が広がっている。しかし、その利用が本格化するにはデータの流通や共有が不可欠であり、それを支えるプラットフォームや制度の整備が課題となっている。特に、国家が保有する衛星データなどの公共データは、その活用が促進されれば大きな社会経済的価値を創出する可能性があるが、十分に進んでいないという現状がある。また、GAFA 等に代表される「プラットフォーム型ビジネスモデル」企業が、欧米において、メディア・流通・物流・広告などの分野に対して新しいビジネスモデルを持ち込み、既存産業のあり方を破壊し、デジタルに対応できない企業が淘汰される状況を生み出している。プラットフォーマーがいる国では、最新のテクノロジーを躊躇なく取り入れて社会変化を起こし、クオインタムリープ（不連続な成長）を引き起こすが、わが国のようにプラットフォーマーのいない国（欧州やアジアなど）は、既存の制度や規制を変革し、新しい時代の社会インフラを作り上げるデジタルトランスフォーメーション（DX）を進めていく必要がある。

本条の目的は、IoT、AI 分野の普及・実用化を進め、新たなビジネスチャンスを生み出し経済の活性化を図ることにある。具体的な施策としては、世界共通のプラットフォームへの積極的な参加と、国家が保有する情報のオープン化を通じた民間利活用の促進を挙げている。これにより、様々なアクターがデータを活用し、新たなサービスやビジネスモデルを生み出すことを支援する。さらに、データ流通市場の創生を支援し、データの価値を最大化することで、社会全体のイノベーションを促進する。

220 行政が保有するデータは特段の理由がない限り公開とする「オープン・バイ・デフォルト」の理念を推し進め、国・地方自治体のオープンデータ化について具体的目標を定め推進します。また、都市に存在する膨大なデータを統合し仲介する都市 OS の実装を進め、自治体や企業、研究機関などが共有し活用することで、より快適で効率的な社会を構築します。

【趣旨・背景】

近年、データは新たな価値を創出する重要な要素となっている。行政が保有するデータは、その中でも特に重要な役割を持っており、国民の財産でもある。こうしたデータを民間が自由に引き出して事業や研究に活用可能とすることは、経済成長に大きく寄与することとなる。しかし、その活用にはまだまだ課題が多く、特に公開の原則や統一されたデータ基盤の欠如などが挙げられる。

本条の目的は、行政が保有するデータを最大限に活用し、社会の様々な課題解決や新たな価値創出を促進することにある。具体的な手段としては、データの公開を原則とする「オープン・バイ・デフォルト」の推進と、国・地方自治体のデータの具体的な目標設定と公開の推進を挙げている。さらに、都市 OS の実装を通じて、データの統合と共有を進めることで、より効率的で快適な社会の構築を目指す。自治体や企業、研究機関などがこのデータを活用することで、より深い理解と新たな解決策の提案が可能となる。

【字句の解説】

- ・ オープン・バイ・デフォルトとは、政府が保有する情報のうち個人情報や安全保障に関わる以外の情報は全て公開を原則とすることをいう。
- ・ 都市 OS とは、その都市にあるエネルギーや交通機関をはじめ、医療、金融、通信、教育などの膨大なデータを集積・分析し、それらを活用するために自治体や企業、研究機関などが連携するための仕組みを指す。

221 コロナ禍で判明した日本の IT 業界、ユーザー企業が抱える問題を直視し、企業単独にとどまらず社会全体で生産性の向上や最適化が図れる ICT サービスの開発強化や、利便性向上に向けた健全な競争環境の整備を促します。また、システム開発委託契約の適正化（多重下請け構造等の改善）を図り、エンジニアが正しく評価され力を発揮できる環境を整備します。

【趣旨・背景】

コロナ禍は、デジタルトランスフォーメーション（DX）の重要性を世界的に浮き彫りにした。しかし、日本ではまだまだ DX の進行が遅く、企業の実産性向上や効率化が課題となっている。特に ICT サービスの開発や利便性については、過度な独占を是正するため競争環境の整備が求められている。また、システム開発の現場では、多重下請け構造や適正な評価の不足がエンジニアのパフォーマンスを阻害している。

本条の目的は、企業や社会全体の生産性を向上させ、ICT サービスの開発と利便性を高めることにある。具体的な手段としては、競争環境の整備（寡占・独占の是正）とシステム開発委託契約の適正化（多重下請け構造の改善）を挙げている。競争環境の整備により、新たなサービスや技術の開発が促進され、ユーザーの利便性が向上する。また、システム開発の現場では、エンジニアが適正に評価され、自身のスキルを最大限に発揮できる環境を整備することで、より高品質なシステム開発が期待できる。

222 電波の有効利用を促進するため、政策目標の反映、落札額の過度な高騰や特定事業者への周波数の集中といったデメリットに対応した上で、周波数オークション制度を導入する法改正を行います。(法案提出済み)

【趣旨・背景】

近年の情報通信分野における急速な技術革新は、通信と放送の融合時代をもたらし、これまであった事業者間の垣根を取り払うとともに、既存の事業制度の抜本的な再構築を迫っている。このような変化に対応して、利用者のニーズに応じた多様なサービスが提供されるよう、有限・希少な資源である電波の有効利用を促進するため、また、情報通信行政の運営の透明性及び公正性を確保するため、スピード感をもって時代に合った制度に変えていくことが喫緊の課題となっている。ところが、現在、電波の割り当ては基本的に行政的な配分によって行われている。こうした方法では、電波利用の需要と供給のバランスが適切に調整されず、電波を有効に活用できていないという問題が指摘されている。さらに、特定の事業者が電波を集中的に保有し、競争が制限される恐れもある。

オークション制度であれば、市場原理を導入して電波を効率的に割り当てることが可能となる。これは無線局の免許等（基幹放送局の免許を含む）について、競争により、その申請を行うことができる者を選定する制度を導入する制度であり、電波のより効率的な利用促進を目指すものである。

なお、本件については、後述のとおり国会に法案を既に提出済みである。

【字句の解説】

- ・ 周波数オークションとは、国が携帯会社などに必要な周波数を割り当てる際に、各社から入札を行う方式のことで、入札額の高さが当落に大きく直結する仕組みである。今やOECD 加盟国で周波数オークションを導入していないのは日本だけ、アジアでもオークションをやっていないのは中国と北朝鮮とモンゴルだけといった状況である。
- ・ オークション導入に当たっては、落札額が高騰し、設備投資が遅れたり、通信料金がアップしたりすることを懸念する携帯会社と、比較審査方式を推進したい総務省の利害が一致している。携帯会社にとって競争力の源泉は周波数の獲得にあり、そのサジ加減を握るのが審査項目を組み立てる総務省という構造が固定化し、本格的な導入の議論が進んでいない。携帯分野では、少しだけオークション要素が取り入れられたが、放送分野への導入は検討すら行われていない。

【関連提出法案】

○情報通信行政の改革の推進に関する法律案（2022/4/6 提出 208 衆 26）

<https://o-ishin.jp/news/2022/04/06/12036.html>

https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_gian.nsf/html/gian/honbun/g20805026.htm

223 規制官庁である総務省が肥大化している弊害に鑑み、放送・情報通信に関する行政のうち、規制に関するものを総務省から分離し、新設する独立行政委員会に移管します。

【趣旨・背景】

免許を担う総務省と放送事業者等との癒着が問題視されている。現在、規制に関する事項については、総務大臣の諮問機関である「電波監理審議会」が担っているが、総務省の管轄下にあることには変わりなく、そもそも『振興（アクセル）』と『規制（ブレーキ）』の相反する権限を1つの組織（総務省）に内包しており、本質的な問題と考える。

そこで、放送・情報通信に関する行政のうち、規制に関するものを総務省から分離し、公正取引委員会のような3条委員会（府省の大臣などからの指揮や監督を受けず、独立して権限を行使することができる合議制の機関）に移管することを提起している。

なお、本件については、後述のとおり国会に法案を既に提出済みである。

【字句の解説】

- ・ 放送・情報通信にかかる独立行政委員会は、世界各国では主流となっている。例えばアメリカのFCC（Federal Communications Commission, 米連邦通信委員会）は、1934年に設立された世界で最も古い独立規制機関である。ラジオ・テレビ・電話・衛星・ケーブルなど「放送」と「通信」全般を管轄の対象とし、行政機能としては産業の「立案・振興」と免許付与や制裁などの「規制」の権限をあわせ持つ。
- ・ 3条委員会（内閣府設置法第64条及び国家行政組織法第3条）とは、国の行政機関そのものであり、審議会のような諮問機関ではなく、それ自体に独自に規則や告示と制定する権限が付与されており、自らの名で国家意思の決定を行い、外部に表示することができる機関。現在、3条委員会には、公正取引委員会、国家公安委員会、運輸安全委員会、中央労働委員会、公害等調整委員会、公安審査委員会が存在する。

【関連提出法案】

○情報通信行政の改革の推進に関する法律案（2022/4/6 提出 208 衆 26）

<https://o-ishin.jp/news/2022/04/06/12036.html>

https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_gian.nsf/html/gian/honbun/g20805026.htm

224 オークション制度導入により現在の電波利用料は廃止します。オークション制度が導入されるまでの間は、携帯電話やインターネットでの大容量データ送受信等の技術の進展による電波の価値の上昇に見合った電波利用料に適正化を図りつつ、電力のスマートメーター、遠隔医療はじめ多様な通信サービスにおいて電波を活用できるよう促進します。

【趣旨・背景】

現在、日本では総務省が電波の割当て権限を握り、電波料についても、テクノロジーの進歩や市場環境の変化に応じて適切に価格が変動しないという問題がある。ゆえに、電波の価値が上昇しているにも関わらず、その価値に見合った電波利用料が設定されていないという指摘が出ている。

そこで、本条は、電波利用料を現在の市場価値に見合った水準に適正化し、さらに電波利用の効率化と公正な競争を促進することを目的としている。具体的には、オークション制度を導入することで、市場原理に基づいた電波利用料の設定を実現する（前掲）。一方で、オークション制度が導入されるまでの間にも、電波の価値の上昇に見合った電波利用料に適正化を図っていくことを提起した。さらに、スマートメーターや遠隔医療など多様な通信サービスが電波を活用できるよう、環境整備等を促進する。

なお、本件については、後述のとおり国会に法案を既に提出済みである。

【字句の解説】

- ・ スマートメーターとは、電気使用量をカウントする電力メーターで、従来式のメーターと違い、通信機能が備えられているため遠隔でメーターの指示数を確認することができる。

【関連提出法案】

○情報通信行政の改革の推進に関する法律案（2022/4/6 提出 208 衆 26）

<https://o-ishin.jp/news/2022/04/06/12036.html>

https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_gian.nsf/html/gian/honbun/g20805026.htm

225 官民において対面・書面交付原則の見直しや、AI活用・決済の100%電子化・印鑑廃止など、DXの徹底による業務効率の改善を促進します。
--

【趣旨・背景】

現在の日本の業務において官民間問わず伝統的な対面や書面交付という手法が根強く残っており、業務効率が阻害され、時間やコストの無駄が発生している。また、印鑑が必須とされる事例も多く、これもデジタル化の妨げとなっている。

このような課題をふまえ、本条はDX（デジタルトランスフォーメーション）を推進し、業務効率を大幅に改善することを目指す。具体的な手段としては、対面や書面交付の原則を見直し、AIの活用を推進することで業務を自動化・効率化する。また、全ての決済を電子化し、印鑑を廃止することで、業務プロセスをスムーズにし、時間とコストを節約する。これらの施策は、官民の業務改革を加速し、より生産性の高い社会を実現するための重要な一歩となる。

226 クレジットカードや電子マネー、QRコード決済など、キャッシュレスによる方法での税・保険料・手数料の受付を拡大するため、受付体制の整備を促進します。

【趣旨・背景】

現状の日本では、税金や保険料の支払いが主に現金や口座振替を中心に行われ、キャッシュレス決済の普及が遅れている。これは古いシステムに依存したままであり、生活者の利便性を損なうだけでなく、デジタル化の波に遅れる国際競争力の低下を招いている。2020年に実施された調査では、税金の支払いを金融機関や税務署の窓口で行っている人の割合は全体の4分の3ということであった。社会保険料についても、国民健康保険料は2022年4月1日から、国民年金保険料は、2023年2月20日から新たにスマートフォンアプリを利用したキャッシュレス決済ができるようになっているが。例えば協会けんぽでは厚生年金保険料や健康保険料は未だにダイレクト納付か口座振替に限定されているのが現状である。

この課題を解決するために、クレジットカード、電子マネー、QRコード決済などのキャッシュレス決済の使用を推進し、税金や保険料の受付体制を整備する。具体的な手段としては、受付体制の更新を挙げており、決済の利便性を高めることでキャッシュレス決済の使用を広める。生活者の利便性向上とともに、デジタル化の波に対応した社会の実現を目指す。

227 通信事業者に対する公共施設の空間開放を積極的に行い、5G 基地局や Wi-Fi 設置の拡充を推進します。
--

【趣旨・背景】

携帯電話事業者がアンテナを設置する際には、都市計画による規制、周波数スペクトラムの制約、事業者間の交渉や土地の制約などの課題が存在する。また、適切な電波カバレッジ（電波が届く範囲）を提供するために、アンテナの高さや向きなどの技術的要件も考慮する必要がある。これらは、ネットワークの構築が遅れ、ユーザーのインターネット接続の品質と速度が低下する原因となっている。

そこで、公共施設の空間を通信事業者に積極的に開放することで、基地局や Wi-Fi の設置を推進し、全国的なネットワークの範囲と品質を向上させる。デジタル社会の礎であるインターネットの接続品質が向上させるのに重要な施策である。

【字句の解説】

- ・ 5G（第5世代移動通信システム）とは、PREMIUM 4G で提供してきた高速・大容量をさらに進化させ、それに加えて低遅延、多数接続の特徴を持った通信である。

228 NHK は公共放送として報道・教育・福祉番組等に重点を置くこととし、それ以外の放送番組については分割して民営化します。あわせて、NHK 受信料について、視聴分量に応じた受信料制度、または報道番組等に特化してスリムになった NHK の運営に要する費用を国民が負担する制度を導入して適正化を図ります。(法案提出済み)

【趣旨・背景】

通信・放送技術の進展その他の内外の諸情勢の変化に伴い日本放送協会（NHK）の果たすべき役割を見直す必要がある。また、近年、協会の各事業年度の収支予算に計上される金額が高い水準で推移している状況にあり、NHK の放送を受信することのできる受信設備を設置した者の当該放送の受信に係る負担が過大となっている。

そこで、NHK の業務の重点化と国民の負担の適正化のために本条が提言されている。なお、本条に沿った法案を第 208 回国会で提出している。概要は、①NHK の放送内容を報道・境域・福祉番組に集約し、残りは NHK を分割し、民間事業者に委ねること（分割民営化）②上記に合わせて、視聴時間に応じた受信料の設定または、受信料制度を廃止して、受信設備の有無にかかわらず国民に一律料金を徴収する制度（ドイツにおける放送負担金制度等）の導入などにより受信料を適正化すること、の 2 点となっている。

なお、本件については、後述のとおり国会に法案を既に提出済みである。

【関連提出法案】

○NHK 分割民営化推進法案（2022/3/24 提出 208 衆 17）

<https://o-ishin.jp/news/2022/03/24/11954.html>

https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_gian.nsf/html/gian/honbun/g20805017.htm

229 放送と通信の大融合時代における新規事業者の参入を促進するため、二次取引制限の緩和、新聞・テレビの株式持合の規制強化、認定放送持株会社に係る保有基準割合制限の緩和等を実施します。(法案提出済み)

【趣旨・背景】

現状では、放送・通信市場への参入は規制や二次取引制限によって困難となっており、既存の新聞やテレビ放送事業者が市場を支配している。これが特に情報通信部門における革新や競争の抑制を招いている。

本条はこの状況を改善するため、二次取引制限の緩和や新聞・テレビの株式持ち合いの規制強化を提案している。また、認定放送持株会社に関する保有基準割合制限を緩和することで、多様な事業者が市場に参入しやすくすることを提案している。まず他分野からの参入の道を開き、閉鎖構造を解いて再編の道筋を作る必要があり、米国などではすでに規制されているクロスオーナーシップ（新聞社が放送業に資本参加するなど、特定資本が多数のメディアを傘下にして影響を及ぼすこと）の見直しが必要である。

なお、本件については、後述のとおり国会に法案を既に提出済みである。

【字句の解説】

- ・ 電波法における「二次取引規制」とは、一般的には「無線設備の二次取引に関する規制」を指し、無線設備や放送設備などを所有している事業者が、その設備を他の事業者に対して貸し出したり、売買したりする場合に適用される規制である。
- ・ 現行の放送法上は、マスメディア集中排除を原則としているものの、実態としては、特例により新聞・テレビ・ラジオの三事業支配が可能であったり、楽天のテレビ資本への参入を巡り、認定放送持株会社の資本規制について更に規制強化がなされるなど、メディアへの他分野からの参入が阻まれ、新聞・テレビ一体の閉鎖的寡占構造が維持されたまま、メディア再編時代に突入して対応が遅れている。

【関連提出法案】

○情報通信行政の改革の推進に関する法律案（2022/4/6 提出 208 衆 26）

<https://o-ishin.jp/news/2022/04/06/12036.html>

https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_gian.nsf/html/gian/honbun/g20805026.htm

成長戦略(中小企業対策)

230 「下請けいじめ」等を防止するため、独占禁止法の優越的地位の濫用禁止規定や、下請け代金支払遅延等防止法を厳格に運用し、中小零細企業が親会社を含めた大企業との取引で契約通りの支払い等を受けられる環境整備を推進します。

【趣旨・背景】

下請取引においては、親事業者の下請法違反行為により下請事業者が不利益を受けている場合であっても、その取引の性格から下請事業者からの自発的な情報提供が期待しにくい実態にある。公正取引委員会は、親事業者及び当該親事業者と取引のある下請事業者を対象に定期的な調査を実施するなどして、下請事業者が親事業者の下請法違反被疑事実を情報提供しやすい環境整備に取り組む等の情報収集に励んでいるが、なお下請けいじめの実態の一部しか捉えることができていない。

そこで、本条は、調査と環境改善に向けて力を入れることを明確にし、ビジネス環境の公平性と透明性の向上を促し、中小零細企業の経営の安定と成長を支援することを提起している。

231 災害復興時に地元の中小零細建設業の利活用が必要なことから、国の出先機関の発注する公共工事では、当該地域の中小零細企業の受注割合を一定程度確保する旨定めます。

【趣旨・背景】

官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和41年法律第97号）第4条第3項の規定に基づき、官公需における中小企業・小規模事業者向けの契約目標、中小企業・小規模事業者の受注の機会の増大を図るための措置事項等を定める「中小企業者に関する国等の契約の基本方針」が毎年度作成されているが、毎年実績は契約目標を下回っている。

こうした課題を踏まえ本条は、とりわけ災害復興時には地方経済の活性化のために地域の中小零細企業の受注割合を増やし、その割合を定めることを提起している。

232 公共が発注する請負契約において、その契約に伴う業務に従事する者の適正な労働条件を確保し、官製ワーキングプアの撲滅に努めます。

【趣旨・背景】

我が国における工事等の請負契約において、適正な労働条件の確保が不十分な場合が多々見受けられ、近年の社会問題として浮き彫りになっている。この点、公的な発注においてもこうした問題を放置しておくことは示しがつかない。

そこで本条は、公共が発注が社会全体の労働標準を引き上げる役割を果たし、従事する労働者の賃金や労働環境の向上を図ることを目的に、公共が発注する請負契約について、その契約に伴う業務に従事する者の適正な労働条件の確保を義務付け、官製ワーキングプアという問題を根絶する方向性を明確に打ち出している。これにより、公的資金の支出が公正な経済社会を形成する一助となることを目指している。

233 中小企業の円滑な事業承継の実現に向けた税制の見直しをさらに推し進め、第三者による承継（M&A）を後押しすることで、地域の雇用を守り、中小企業の技術やノウハウの喪失を防ぎます。

【趣旨・背景】

日本の企業数のうち、約 99%は中小企業が占めており、地域経済の安定や地域社会の生活を支える存在として、重要な役割を担っている。中小企業 380 万社のうち「経営者の高齢化と後継者不在」については深刻な問題となっており、中小企業庁のデータによると、2025 年には中小企業・小規模事業者の 64%に当たる約 245 万社の経営者が平均引退年齢の 70 歳を超えといわれている。その 245 万社のうち約半数にあたる 127 万社は後継者が未定であり、その約半数の 60 万社は「黒字」廃業の危機にあるとされている。現状を放置すれば、後継者不在を起因とした中小企業の廃業が増加し続け、10 年間で累計約 650 万人の雇用と、約 22 兆円の GDP が失われる恐れがあるという試算も出ている。

そこで、税制の見直しを進めることで、第三者による事業承継、すなわち M&A（Mergers and Acquisitions）を奨励・促進する。すでに M&A に対しては優遇税制（経営資源集約化税制）が制度化されているが、さらなる拡充・強化は検討の余地がある。M&A を通じての円滑な事業承継を実現し、中小企業の技術やノウハウの継続的な活用と、地域経済の安定を図る。

234 中小企業経営者の個人保証が、経営者として再起を図る機会の障害や、個人の経済的破綻等の原因にもなっていることに鑑み、会社の救済と個人の救済を明確に区別するため、個人保証の廃止を含めた見直しを検討します。

【趣旨・背景】

経営者個人が連帯保証人となる「経営者保証」は、経営者個人に対する負担が非常に重くなるため、思い切った事業計画ができない、メンタル面のハードルの高さからチャレンジを断念するなど、社会的な機会を阻害している。また、実際に会社が倒産すると経営者は自らも自己破産するケースも多く、「責任を取らねば」と追い込まれた経営者が自殺してしまう等「再チャレンジ」にあたって大きなネックになっていることが問題とされている。

2014年2月に全国銀行協会と日本商工会議所が策定した「経営者保証に関するガイドライン」では、金融機関は要件の充足度合いに応じて、①経営者保証を求めないことや、②保証機能の代替手法の活用を検討することをルールと表記したが、「経営者保証を不要とするかどうかの最終的な判断は、金融機関に委ねる」とされている。また2023年4月から金融機関が保証人を求める場合には「その理由などについて説明すること」が義務づけられていたが、保証の範囲について明確な決まりはないため、現在でも8割近くの金融機関の借入において経営者保証が求められており、会社の破綻が個人の破綻につながりうる状態である。

個人保証廃止も踏まえてガイドラインを見直し、個人の経済的破綻を引き起こさない明確な責任ラインを定めること、また責任ラインを超えた保証を求められた際に公正な判断ができる弁護士・会計士・税理士など専門家による支援を受けられるよう法整備を進めることで、会社の救済と個人の救済を区別し、誰もが起業家精神を持ち何度もチャレンジできる社会を実現するべく本条は提案されている。

なお、本件については、後述のとおり国会に法案を既に提出済みである。

【関連提出法案】

○個人保証廃止法案（2017/3/9 提出 193 参 51）

<https://o-ishin.jp/houan100/pdf/f9daf9d4cbc7367fee2e90a8a90bf52987dba19b.pdf>

<https://www.sangiin.go.jp/japanese/joho1/kousei/gian/193/meisai/m193100193051.htm>

○個人保証なしの事業用融資確保法案（2017/3/9 提出 193 参 52）

https://o-ishin.jp/news/bill/pdf/052_1.pdf

<https://www.sangiin.go.jp/japanese/joho1/kousei/gian/193/meisai/m193100193052.htm>

235 地方銀行、地域金融機関におけるデジタルイゼーション（デジタル化）を促進し、新たな社会環境に対応できるよう自立的な業務改善・収益力強化を図ります。（再掲載）

【趣旨・背景】

地域経済の発展の原動力となるはずの地方銀行や地域金融機関は、地域経済の縮小や人口減少による業績の悪化など問題に直面しており、また一方で、従来の業務形態に固執し、DXへの対応が遅れているとの指摘がある。

そこで、地方銀行や地域金融機関が自立的にDXを進め、業務改善や収益力強化を図り、地域経済の発展に寄与してもらうようにするために本条が設けられた。DXにより、これらの金融機関は顧客ニーズへの迅速な対応、効率的な業務遂行、新規ビジネスの創出などを可能にし、新たな社会環境に適応することが期待される。

236 SDGs への取り組み、特に CO2 排出量や人権等に関する企業の方針や対応が国際的に重視され、経営やビジネスに大きく影響を与え始めていることに鑑み、我が国でも企業の持続可能性を評価する制度を構築します。また、日本企業の競争力強化に資する国際基準が形成されるよう、能動的な構想提示と交渉を行います。

【趣旨・背景】

サステナビリティは国際的にも注目されており、企業は持続可能性を考慮したビジネスへの転換を求められている。また、持続可能性を高めるための技術開発は、世界中から求められているものであり、これから先の企業の国際競争力を大きく左右するものと考えられる。

国内企業の競争力を高めるためにも、企業の持続可能性を評価する制度を整え、取り組みやすくすることで SDGs を推進する。また、日本が国際基準作りに参画することは重要であり、日本が不利となる国際基準が作られないよう努めていく。

237 SDGs 市場で存在感を発揮し、ESG 投資資金を日本に呼び込むため、国際基準に即した日本企業の価値向上とイノベーション創出を促進するとともに、SDGs、ESG、サステナビリティに関する国際社会の動向を踏まえた国内環境の整備を行います。

【趣旨・背景】

日本は、優れた環境関連技術を有していたが、投資と結び付けられなかったためにイノベーションにまでつなげられたケースは少なかった。

日本の技術開発力を生かし、環境を守るためにも ESG 投資資金を日本国内に呼び込み、環境分野のイノベーションへと繋げる必要がある。そのために、国内の理解の増進とともに環境整備に努めていくことを総論として提起している。

【字句の解説】

- ・ ESG とは環境 Environment、社会 Social、企業統治 Governance のことであり、ESG 投資とはこれらに対する企業の取り組みを評価基準として投資先を選ぶ投資方法である。ESG 分野は、将来の発展が見込まれるため、投資資金が集まる傾向があり、投資資金を集めることができないと技術開発などで遅れを取る恐れがある。

238 IoT、AI 導入やビッグデータの活用、5G 通信の実験などにより、医療・健康分野の産業化・高度化を推進します。

【趣旨・背景】

近年の技術進化は、IoT、AI、ビッグデータ、そして 5G 通信のような最先端技術が急速に普及し、さまざまな産業分野での活用が進められている。一方で、医療・健康分野においても、これらの技術が持つ潜在的な可能性をフルに活用することで、質の高い診断・治療や予防医学、効率的な運用管理など、多岐にわたる進化が期待されている。しかし、現状では、医療分野におけるこれらの技術の導入や活用が十分ではない。

そこで、先端技術の医療・健康分野への導入を進めることで、より高度な医療サービスの提供や効率的な健康管理の実現、さらには新しいビジネスチャンスの創出など、産業化・高度化を推進することを目指す。技術の革新と医療・健康の分野が融合することで、国民の健康増進と経済の活性化の双方を達成することが期待される。

なお、本件については、後述のとおり国会に法案を既に提出済みである。

【関連提出法案】

○医療・介護における株式会社の参入に係る障壁除去法案（2018/11/15 提出 197 参 28）

https://o-ishin.jp/news/bill/pdf/034_1.pdf

<https://www.sangiin.go.jp/japanese/joho1/kousei/gian/197/meisai/m197100197028.htm>

239 診療報酬点数の決定にあたり、医療サービスの需給バランスを通じた調整メカニズムを導入します。

【趣旨・背景】

診療報酬点数は、医療提供者が医療サービスを提供した際の報酬額を示すものであり、その点数の決定は医療サービスの価格や医療機関の経営に大きな影響を及ぼす。この診療報酬点数が画一的に決定されることで、一部の医療サービスが過剰に提供される一方で、必要なサービスが供給されにくい、という供給の歪みが生じることが指摘されている。特に都市部と地方部での医療サービスの需給のバランスの違いや、高齢化社会に伴う医療ニーズの変化など、地域や時期に応じた柔軟な調整が求められる中、従来の決定メカニズムでは十分な調整が困難であった。

本条の趣旨は、診療報酬点数の決定において、医療サービスの需給バランスを考慮する調整メカニズムを導入することで、医療サービスの適切な供給を促進し、医療の質と効率性を向上させることを目指している。具体的には、高需要となっている医療サービスに対する報酬を適切に評価し、一方で過剰供給を抑制するような調整を行っていく。これにより、患者が必要とする医療サービスを適切な価格で受けることができるようになり、全体としての医療の品質やアクセス性の向上が期待される。

なお、本件については、後述のとおり国会に法案を既に提出済みである。

【関連提出法案】

○健康保険の診療報酬決定方式改善法案（2017/3/9 提出 193 参 71）

<https://o-ishin.jp/houan100/pdf/detail070.pdf>

<https://www.sangiin.go.jp/japanese/joho1/kousei/gian/193/meisai/m193100193071.htm>

○後期高齢者医療制度の診療報酬決定方式改善法案（2017/3/9 提出 193 参 72）

<https://o-ishin.jp/houan100/pdf/detail071.pdf>

<https://www.sangiin.go.jp/japanese/joho1/kousei/gian/193/meisai/m193100193072.htm>

240 患者が望む先進医療を適時適切に受けられることを目的とした混合診療を解禁・推進します。

【趣旨・背景】

現在、保険診療の一部に自由診療を加えてしまうと、診療全体に保険が適用されない制度になっている。このことが、患者が先進医療を選択する幅を狭めており、患者に寄り添う制度になっていない。

そこで、混合診療を解禁し、保険診療がカバーする医療には保険を適用しながら、一部に自由診療が受けられるようにし、患者が適切な先進医療を受けられるようにする。我が党の医療政策の中核の一つの施策である。

241 医療法人等の経営・資金調達方法については、規制を大幅に緩和し、より患者や利用者のニーズを満たす事業運営を可能にします。

【趣旨・背景】

医療法人の理事長は、原則として医師免許を持つ医師しかなることができない（医療法第46条3第1項）。理事長は経営能力が問われるのであり、医師がなることが最適とは限らない。また医療機関は営利法人形態で運営できないことから、資本市場からの資金調達手段も制限されている。医療分野では、既存の団体の影響大きかったために既得権益を守る仕組みが残っているため、患者・利用者側の利益にならない規制が存在する。

本条はこうした適切とは思えない規制について修正・緩和して、最適化することを目指したものである。

なお、本件については、後述のとおり国会に法案を既に提出済みである。

【関連提出法案】

○医療、介護及び保育に係る法人制度改革に関する法律案（2018/11/15 提出 197 参 27）

<https://o-ishin.jp/houan100/pdf/detail032.pdf>

<https://www.sangiin.go.jp/japanese/joho1/kousei/gian/197/meisai/m197100197027.htm>

242 医療品販売に代表される過度な対面販売規制等を見直し、利便性の向上と IT ビジネスの活性化を図ります。

【趣旨・背景】

医薬品のうち一般用医薬品の一部はインターネット販売が可能であるが、処方薬と呼ばれる医療用医薬品は対面販売に限定されている。処方薬が対面販売でしか購入できないという現行規制の緩和については、過疎地域の高齢者などに要望が多い。販売や流通における利便性が向上しても、日常的に使用されることが多い処方医薬品が対面販売に限定されていることは不便以外の何ものでもない。

業界利益の保護を目的とした規制は、リスクに十分配慮した上で、消費者・利用者の利便性を高めるよう緩和を進めるべきであると考え、本条が提言されている。

243 財政規律とイノベーションを考慮した薬価設定の仕組みを作り、オールジャパンで創薬における国際競争力を育成する体制を作ります。

【趣旨・背景】

新型コロナウイルス感染症に対するワクチンの開発において、日本は世界に比べて後れを取り、医薬品開発分野における国際競争力の低下が国民の目にも明らかになった。これから人生 100 年時代を迎えるにあたっては、生活の質の向上において医療・医薬の充実が重要なカギを握るため、創薬における国際競争力の強化は必須事項となる。

薬価基準はこれまで定期的に見直されてきたが、微修正による調整が繰り返し行われてきた。そのため、創薬の国際競争力育成のような目標の実現のような方針が取り入れられることがなかった。そのことが現在の開発力の低下をもたらしたとも考えられる。

そこで、薬価基準の設定に当たり、医薬品の開発力を育成するという考えを導入することによって、医薬品開発分野を将来の日本社会を支え得る産業に育成するとともに、人生 100 年時代に向けた未来を実現させることに資するものとする。

244 介護現場で働くすべての方の待遇・職場環境改善を行い、また、介護・福祉の現場で活用できるロボット開発・テクノロジー導入を支援し、介護人材の負担の軽減と職場への定着（離職防止）と介護の成長産業化を図ります。

【趣旨・背景】

介護分野は、有効求人倍率が高く人手不足が常態である一方、仕事はきついため長くは続けられないケースが多く、離職者も多い。介護を職業としての選択しやすくし、成長産業として日本社会を支えるためにも、介護現場における雇用の安定化が必要である。

近年、ロボット関連技術など、介護、介助に応用できる技術の開発が進んできた。介護現場については、最新のロボット技術やテクノロジーの導入により職場環境の改善が図られる。介護職が体を傷めない、体を壊さないために先端技術を導入することで、介護分野も成長産業化すべく本条が提言されている。

245 「農家と消費者のための農業」への大転換、大改革を進めます。生産性や品質を高める農業者を支援し、「稼げる農業」を推進するとともに、中山間地や家族経営の農業の持続的な営みを可能とする農政も展開します。

【趣旨・背景】

現行の食料・農業・農村基本法（以下「基本法」という。）は、効率的かつ安定的な農業経営が農業生産の相当部分を担う農業構造が望ましいとし（第21条）、また、専ら農業を営む者や経営意欲のある者の経営の発展等に資する条件を整備し、家族農業経営の活性化を図るとともに、法人化を推進するとしている（第22条）。しかしながら実態として基本法に定められた方針は達成されていない。

また、中山間地域は、農業経営体数、農地面積、農業産出額で約4割を占めており、食料生産と多面的機能の発揮の面で重要な役割を担っているが、人口減少・高齢化が都市地域に先駆けて進行している。現行基本法においては、地理的条件が悪く、農業の生産条件が不利な地域であることから、条件不利補正を含め、地域の特性に応じた施策が必要としている（第35条）。

こうした背景を踏まえ、本条は日本維新の会が目指す農政の基本的姿勢・総論を示すものとして提起されている。

【字句の解説】

- ・ 基本法でいう効率的かつ安定的な農業経営とは、主たる従事者が他産業従事者と同等の年間労働時間で地域における他産業従事者と遜色ない水準の生涯所得を確保し得る経営のことをいう。

246 コメ等については、担い手や法人への農地の集積・集約を進め生産性の向上・輸出強化を図るとともに、水田を活用して作れる付加価値の高い作物等の研究開発を行います。また、直接支払制度である戸別所得補償の適用範囲の適正化を行います。

【趣旨・背景】

水田活用については、水田における畑作物の導入・定着への支援等による生産・販売の推進、コメ・コメ加工品の輸出拡大等の取組が行われているものの、その取り組みは不十分である。また、直接支払交付金については、適用範囲等の見直しが行われているものの、当年産の販売収入の合計が標準的収入額を下回った場合に、その差額の9割を、国からの交付金と農業者が積み立てた積立金で補てんする「ナラシ対策」が、農家の経済的自立を阻害する負のインセンティブともなっている可能性が指摘されている。

本条は、こうした背景を踏まえて生産性の向上・輸出強化による農業の成長産業化、水田活用による食料自給率の向上を目指し、かつ、農家の経済的自立と経営基盤の安定を目指すことを提起するものである。

247 農協に対する独占禁止法の適用除外規定を廃止し、複数の地域農協の設立を妨げることなく、真に農業者のためとなる農協が選ばれるような競争環境を整備します。さらに農協法改正により、地域農協から金融部門の分離を可能として組織改編を促し、「農協から農家のための農業政策」へ転換を図ります。

【趣旨・背景】

農協は、小規模事業者による組織である等の実態から、農業協同組合法第8条により、組合による共同販売や共同購入といった行為について独占禁止法の適用が除外されている。一方、現在の農協は資材等の販売で高い市場占有率を維持しており、農家に対して不利な条件での取引を余儀なくさせているとの指摘もある。また、金融部門の肥大化はかねてから問題視されているところである。

本条は、農協に対する独占禁止法の適用除外規定の廃止し、また金融部門は切り離すことで、公正かつ自由な競争の下、農協が意欲ある農業者による創意工夫を促す組織となることを目指すものである。

248 農業特区の成果については、農家が安心できる仕組み（外国資本や外国人による農地・森林・水源地などの土地取得の制限、農地転用の厳格化、自治体等による買戻し制度など）を組み込んだうえで、株式会社をはじめとしたあらゆる主体による農地の所有権の取得及び移転を可能とし、必要な地域への全国展開を促進します。

【趣旨・背景】

本条は、農家の懸念払拭措置を講じた上で、株式会社を含めたあらゆる主体が農地の取得等を可能とすることで、兵庫県養父市で成功した法人の農地取得による成長産業化・地域活性化の取組が、全国どこでも行われるよう制度を整備するものである。

なお、令和5年の通常国会において、国家戦略特別区域法の「法人農地取得事業」（農地法の特例）について、同事業の要件・仕組みを維持した上で、構造改革特別区域法に基づく事業に移行するための法律が制定された（令和5年9月1日施行）。構造改革特区制度下では地方公共団体の発意による申請が可能だが、引き続き地域要件（担い手の著しい不足、かつ、従前の措置のみによっては耕作放棄地の著しい増加のおそれ）を満たす必要がある。このように現行法では地域要件などが残っていることから、株式会社等の農地所有の支障となる規制を全て撤廃し、全ての法人に農地の所有を解禁するために、後述のとおり国会に法案を提出したところである。

【関連提出法案】

○株式会社等の農地所有解禁法案（2020/2/14 提出 201 参 18）

<https://o-ishin.jp/news/2020/images/ee6b7b88ca6d48cbe11365dc43d6d93042ef3efd.pdf>

<https://www.sangiin.go.jp/japanese/joho1/kousei/gian/201/meisai/m201100201018.htm>

249 水田・ため池・農地・森林の減少や荒廃によって激甚化している自然災害（大雨による洪水・土砂災害）の観点からも、水利権を有する水田や有用有益な農地等については、ゾーニングと転用規制を厳格化し、水田や農地等の減少を食い止めます。

【趣旨・背景】

農地（耕地）面積は、荒廃や転用等により減少が続いている（令和4年：433万ha）。本条は、農業振興地域制度と農地転用許可制度の規制の抜本的な強化を通じて、国内の農業生産に加え、国土の保全等の多面的機能の発揮に必要な農地の確保と有効利用を図ることを目的としている。

【字句の解説】

- ・ 農地転用規制は、農業上の土地利用のゾーニングを行う農業振興地域制度と個別の農地転用を規制する農地転用許可制度がある。農業振興地域制度は、市町村が将来的に農業上の利用を確保すべき土地として指定した区域での農地転用を禁止するもの。農地転用許可制度は、優良農地を確保するため、農地の優良性や周辺の土地利用状況等により農地を区分し、転用を規制するもの。

250 農地法を改正し、株式会社をはじめとしたあらゆる主体による土地所有や新規参入を促進することにより、農業の活性化を図ります。さらに、高齢化・担い手不足対策として、若者が独立就農して稼げる農業経営ができるよう、新規就農促進策を充実します。

【趣旨・背景】

農地法は、農地取得の可能な法人を「農地所有適格法人」として規定している。株式会社であれば、非公開、総議決権の過半を農業関係者が占めることなどが要件となっている。

本条は、このような農地法の規制を緩和し、株式会社の資金力や経営ノウハウを農業に生かすことにより、農業の活性化を図ろうとするものである。また、若者の新規就農支援を充実させることにより、高齢化と担い手不足、耕作放棄地の増大といった我が国農業が抱える課題の解決を目指すものである。

なお、本件については、後述のとおり国会に法案を既に提出済みである。

【関連提出法案】

○株式会社等の農地所有解禁法案（2020/2/14 提出 201 参 18）

<https://o-ishin.jp/news/2020/images/ee6b7b88ca6d48cbe11365dc43d6d93042ef3efd.pdf>

<https://www.sangiin.go.jp/japanese/joho1/kousei/gian/201/meisai/m201100201018.htm>

251 既得権益を維持する「族議員」と農水省によって頓挫してきた成長戦略を推進させるために、農水省の解体的な組織改編も含めて、農政のあり方の抜本的見直しを行います。

【趣旨・背景】

成長戦略の一つである国家戦略特区の法人農地取得事業については、政府・与党における検討の結果、兵庫県養父市で取り組まれてきた民間企業による農地取得の事例を全国展開することなく、構造改革特区制度へ移行することとされた。これは農水省からの強い抵抗がその背景にあったことは疑いなく、目先の農家・農地を守ろうとするあまり、こうした農水省の保守的・現状維持的な姿勢が農業全体を衰退させているという大きな問題がある。大阪堂島商品取引所のコメ先物取引の本上場への移行が農林水産省に認可されなかったことも同様である。

本条は、成長戦略を更に推し進め、規制改革、構造改革により農業の競争力の強化を図るため、現行の農林水産省及びその姿勢に強く警鐘を提起するものである。

252 スマート農林水産業の推進、農林水産物・加工品・食品等の輸出強化、および農林水産業の研究者等への支援をすすめます。

【趣旨・背景】

労働人口の減少や高齢化、伝統的な生産手法に依存することで生産効率や競争力が低下している部分がある一方、グローバルな市場における日本の農林水産物・加工品・食品の需要は増加している。これらの課題とチャンスを背景に、本条は3つの主要な方針を明示している。

まず、「スマート農林水産業の推進」では、ICT技術やAIを活用した効率的で持続可能な生産方法を導入・拡大し、生産性を向上させることを目指している。次に、「農林水産物・加工品・食品等の輸出強化」は、国際市場における日本ブランドの価値を最大化し、経済的な利益をもたらすことを狙っている。そして、最後に「農林水産業の研究者等への支援」により、革新的な技術や手法の開発を促進し、産業の持続的な成長をサポートする。

総じて、本条は農林水産業の現代化と国際的な競争力の向上を追求し、持続可能な成長の基盤を築くことを目的としている。

253 農地・水田の現状に即して、農業委員会及び農地バンクのあり方や必置規制の見直しを行い、農政の地方分権改革をすすめます。

【趣旨・背景】

農業委員会は、「農業委員会等に関する法律」に基づき、原則として市町村に1つ設置され、農地法に基づく売買・貸借の許可などの事務を執行する行政委員会である。国家戦略特区制度に、農地の流動化を促進する観点から、農業委員会の農地の権利移動の許可関係事務を市町村が行うことを可能とする事業があるが、全国展開されていない。

本条は、農業委員会及び農地バンク（各都道府県に1つ設置）のあり方を見直すことにより、農政の地方分権改革をすすめ、農地集積・集約化、新規参入の促進、ひいては農地利用の効率化と農業の成長産業化を目指すものである。

254 畜産物の国内安定供給体制を構築し、食料安全保障の観点からも飼料、粗飼料を含めた自給率の向上に努めます。さらに、畜産物の海外輸出を積極的に促進します。

【趣旨・背景】

令和3年度（概算）の飼料自給率（全体）は25％であり、このうち、粗飼料自給率は76％、濃厚飼料自給率は13％となっている。一方、令和4（2022）年の畜産物の輸出実績は968億円で、平成24（2012）年以降増加が続いている。

本条は、国産飼料の生産・供給の取組を支援する事業を推し進め、飼料自給率の向上を図ることで、輸入飼料に過度に依存した海外情勢に左右されやすい畜産経営から、国産飼料に立脚した安定的な畜産経営へと転換を図ることを目的としている。さらに、農業者の所得向上、畜産業及び食品産業の持続的な発展のため、畜産物輸出の大幅な拡大を図り、世界の食市場を獲得していくことを目的としている。

255 種苗の開発者の育成者権を守り、種苗の不正な海外流出を防ぐ環境を整備するとともに、積極的に研究開発を行う農家・開発者による新たなビジネスモデルの構築を支援します。また、有機農業に適した品種の開発にも注力します。

【趣旨・背景】

日本の強みである植物新品種の流出を防止する必要性が増している。有名なところでは、シャインマスカットやさくらんぼの「紅秀峰」の流出事例がある。

本条は、育成者権管理の取組を進めることにより、優良な品種の海外流出を防止するとともに、有機農業を含む国内農業振興や輸出促進のために育成者権を活用し、その許諾料を新品種の開発に還元できる仕組みを構築するなど、品種開発への投資につなげていくことを目的としている。

なお、令和5年度から、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構（農研機構）が関係機関と連携して「育成者権管理機関支援事業実施協議会」を立ち上げており、育成者権管理に関する業務の基盤を整えながら、育成者権を管理する法人の早期設立を目指すこととしている。また、種苗法が令和2年に改正され、令和4年4月に施行されたことで、本条の目的は一定程度の達成を見ている。

256 農林水産における高等教育の質向上に必要な施設・設備の整備を促進するとともに、次世代の農林水産業を担う世界最先端の農業技術者の育成に努めます。また、持続可能な認定農業者制度への改革を行います。

【趣旨・背景】

農林水産における高等教育や研修教育を行う機関として農林水産業に関する科目・コースを設置する高校・大学、水産大学校、農業大学校、林業大学校等が置かれている。しかし、農業高校等においては、実習施設・機械の老朽化や、最先端の農業技術に対応する専門性を有する教員の養成などが課題となっている。

本条は、農林水産業の現場でスマート技術等の高度な技術が急速に普及している状況下において、農林水産に関する高等教育の充実を図り、新技術を使いこなす人材育成を進めようとするものである。また、高齢化が進む認定農業者の持続可能性を高めることも視野に入れている。

【字句の解説】

- ・ 認定農業者制度は、自ら農業経営の改善を計画的に行おうとする者に対し、重点的に支援措置を講じ、もって効率的かつ安定的な農業経営を育成しようとするもの。

257 国民病となっている花粉症対策として、無花粉・少花粉スギ等の植栽面積の拡大と花粉を出す樹齢のスギ等の伐採を推進します。

【趣旨・背景】

花粉発生源対策として、スギ人工林を伐採し、花粉の少ないスギ苗木や他樹種による植替え等を進めてきたが、花粉の少ないスギ苗木による植替えは、全スギ人工林面積の１％以下の水準にとどまっている。

本条は、花粉発生源対策を強化し、花粉の少ない多様で健全な森林への転換を加速することにより、もって花粉症の緩和につなげることを目的としている。

258 国産材の需要拡大を図るため、国産木材の積極的な活用を支援し、森林の適正な保全に繋がります。

【趣旨・背景】

日本の人工林の多くが本格的な利用期を迎えているものの、現状では木材の利用が十分に進んでいない。「伐って、使って、植えて、育てる」の森林の循環利用を推進するために、国産材の需要拡大が必要である。

本条は、建築物の木造化・木質化の促進や、木質バイオマスの活用、付加価値の高い木材の輸出推進等、国産木材の積極的な活用を支援することで、森林の適正な保全の実現を目指している。

259 鳥獣害対策については、捕獲等への支援を行うことにより個体数減を管理するとともに、ジビエとしての加工・流通・販売のための衛生管理の高度化を図ります。あわせて適切な対策ができる専門人材の育成および集落ぐるみの取り組みを後押しし、スマートセンサーやドローン等の新技術導入も促進します。

【趣旨・背景】

鳥獣害は近年、日本全体で深刻な問題となっている。増加する野生動物による農作物の食害、家屋や道路への被害が報告されており、これは農業者や地域住民にとって大きな経済的損失をもたらしている。また、これらの動物たちが都市部に出没する事例も増えてきており、人々の生活を直接的に脅かすような状況も見受けられる。

本条では、これらの鳥獣害対策として、複数の取り組みを提案している。まず、捕獲などを通じて野生動物の個体数を管理することを強調している。さらに、捕獲された動物をジビエとして利用するための流通や衛生管理の高度化を目指している。これにより、ジビエ文化の拡大と新しいビジネスチャンスの創出が期待される。また、鳥獣害対策の専門家の育成や集落全体での取り組みを支援することで、より効果的な対応を目指す。そして、最新の技術、例えばスマートセンサーやドローンの導入を促進することで、より正確かつ効率的に鳥獣害を抑制する新たな方法を提供することを目的としている。

このように、本条は鳥獣害問題の解決と、それを機にした新たな産業の振興を同時に進めることを目的としている。

260 気候変動による水産資源の変動や乱獲等の実情を踏まえ、漁獲量の科学的管理や外交を通じての漁業・水産資源の保全をすすめ、食料安全保障の観点から水産資源の持続的な維持管理を行います。

【趣旨・背景】

我が国の漁獲量は長期的に減少傾向にあり、その要因としては乱獲、海洋環境の変化、外国漁船の操業活発化など、様々な要因が考えられている。

本条は、水産資源の調査・評価体制を整備し、科学的知見や最新事例に基づく資源管理の取組を推進（オリンピック方式の見直し等）するとともに、他国と共通に利用する水産資源について、二国間協定・国際的な地域漁業管理機関などを通じて資源管理を徹底することにより、減少する漁獲量を回復させ、将来にわたって持続的な水産資源の利用を確保することを目的としている。

なお、本件については、後述のとおり国会に法案を既に提出済みである。

【関連提出法案】

○水源の保全等に係る森林の土地取引の規制法案（2021/1/29 提出 204 参 19）

<https://o-ishin.jp/houan100/pdf/detail038.pdf>

<https://www.sangiin.go.jp/japanese/joho1/kousei/gian/204/meisai/m204100204019.htm>

261 アサリの不漁やノリの色落ち等の対策として、赤潮対策に考慮しながら干潟の回復整備や海域の栄養塩改善を図ります。

【趣旨・背景】

干潟は、アサリ等の二枚貝や幼稚仔魚などの豊かな生態系を育む機能や海域の水質を浄化する機能等を有しているが、近年、消失が進むとともにその機能が低下している。また、瀬戸内海等における養殖ノリの色落ち等は、栄養塩類の減少等による可能性のあることが研究機関等から示唆されている。

本条は、干潟の造成・保全や栄養塩類の管理等を推進することにより、アサリの不漁やノリの色落ち等に対応し、干潟や海域の生産力を改善することを目的としている。

262 キャンプ、マウンテンバイク等、森林の利活用による収益化を進め、環境と共存した中山間地域における経済の発展を図ります。

【趣旨・背景】

森林浴や野外スポーツをはじめ、宿泊型の健康ツアーや自然共生型アウトドアパークなど、森林空間が生み出す恵みをサービスとして活用する取組が広がっている。しかしながら、これらの森林サービス産業として活用が想定される「森林公園」や「レクリエーションの森」については、施設の老朽化、森林管理や社会のニーズに合った施設整備の遅れ等の課題を抱えている。

本条では、森林サービス産業を創出するに当たり、施設整備や情報発信などを支援することにより、中山間地域の住民と都市部の住民が多様な関わりを持つ「関係人口」の拡大が期待される。さらに、利用者が増加すれば、観光収益を獲得することができ、中山間地域の経済の発展にもつながる。

263 ギャンブル依存症対策の大幅な充実・不正を防ぐ徹底的な情報公開を前提に、地域事情に合わせてシンガポール型の統合リゾート（IR）を推進します。コロナ禍で海外資本の参入が厳しくなった現状に鑑み、ライセンス期間の延長など必要な法改正を検討します。

【趣旨・背景】

統合型リゾート（IR、特定複合観光施設）は、カジノばかりが目されるが、決してカジノだけではない。カジノの高い収益を利用して、収益性は低いニーズの高い、数多くの国々を招待することができる広い国際会議場など（MICE と呼ばれる）を運営することが本来の目的である。統合型リゾートを利用して頻繁に国際会議を開催しているシンガポールは国際的地位を向上させた。その一方日本は、数多くの国々を一堂に会することができる施設が少なく、国際的地位の低下を余儀なくされている。

そこで、統合型リゾートの設置推進を明記したのが本条である。我が党は大阪では IR 事業を強く推進している反面、神奈川（横浜）においては IR に慎重なスタンスを取ったことから、「地域事情に合わせて」という文言を明記した。また現行の IR 整備法では、事業者に認められるライセンス期間（10 年で以降は 5 年毎に更新）が短く事業の収益化と持続可能性に懸念が示されており、多様な事業者の参入を促すために法改正の検討も提起している。

【字句の解説】

- ・ 統合型リゾートにおける MICE とは Meeting（会議・研修・セミナー）、Incentive tour（報奨・招待旅行）、Convention または Conference（大会・学会・国際会議）、Exhibition（展示会）の頭文字をとった造語であり、近年その重要性は高く認識されている。

264 IR 誘致に伴う民設のカジノ施設が許認可されるに伴い、パチンコ・パチスロ等のギャンブル等関連事業についても、遊戯ではなく賭博と位置づけ、事業者の事業の実施の方法や責務を明確化するとともに、国や地方自治体による課税や広告の規制なども含めた適正な管理のもとに運用されるよう法整備を行います。

【趣旨・背景】

現在、パチンコ・パチスロは、景品には替えられるが換金できない遊戯とされる。しかし、実態は「三店方式」と呼ばれる法律の抜け穴があり、現金化が可能であるため、事実上は賭博であることは自明である。

このような法律の抜け穴は、法治国家として相応しくないと考え、本条は提起された。法的に賭博と位置づける適切な手続を定めた法改正を行うべきであり、また適正に課税し、パチンコ・パチスロ業界を正面からギャンブル事業として扱うことを提案している。

265 ギャンブル等依存症について、効果的な対策の研究と専門人材の育成を強化し、地方公共団体における啓発、予防相談、治療、アフターケアや家族への協力体制の構築を支援します。また、多重債務、貧困、自殺、犯罪、虐待等の問題に関するその他の施策と有機的な連携を図り、ギャンブル等依存症対策を社会的な取り組みとして強力に推進します。

【趣旨・背景】

これまでギャンブル依存症は、患者数が多いにもかかわらず救済措置はほとんど取られてこなかった。統合型リゾート推進法の議論に合わせて、ギャンブル依存症対策が話し合われ、平成30年にギャンブル等依存症対策基本法が定められたが、いまだに取り組みが不十分であるという指摘がある。

ギャンブル等依存症の対策は地方公共団体や関係事業者が中心となって活動することになるが、従事者は医療、保健、福祉、教育、法務、矯正など様々な分野にわたるため人材育成が重要になる。取り組みを進めるためには十分な支援が必要であることから、本条が提言された。なお、本件は第196回国会で成立した。

【関連提出法案】

○ギャンブル等依存症対策基本法案（2018/7/6 成立 196 衆 20）

<https://o-ishin.jp/news/2017/11/30/4017.html>

https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_gian.nsf/html/gian/honbun/g19605020.htm

266 表現の自由を最大限尊重し、マンガ・アニメ・ゲームなどの内容に行政が過度に干渉しないコンテンツ産業支援を目指します。MANGA ナショナルセンターの設置による作品アーカイブの促進、インバウンドを意識した文化発信やクリエイターの育成支援などを行います。

【趣旨・背景】

マンガ・アニメ・ゲームについては、これまで大きな規制はなく、自由な環境下にあったため、産業として発展してきたといわれている。この方向性は堅持すべきであるとともに、行政による過度の干渉は排除する。

そのうえで、マンガ・アニメ・ゲームは国際的に認知され、わが国を代表する産業となっていることから、MANGA ナショナルセンターの設置を通じて、日本のマンガ文化の歴史や遺産を保存・アーカイブし、その普及と研究を促進する。さらに、インバウンドを意識した文化発信により、日本のマンガ、アニメ、ゲーム文化を世界に広める取り組みを推進する。同時に、次世代のクリエイターを育てるための支援も強化することで、コンテンツ産業の持続的な発展を後押しする。

【字句の解説】

- ・ 本条における MANGA ナショナルセンターとは、マンガ・アニメ・ゲームを展示・収蔵するアーカイブセンターのこと。原資料など散在している貴重なマンガ・アニメ・ゲームの資料を収集したうえで MANGA の図書館としての役割を果たすことが期待される。

267 文化的コンテンツ等をデジタルデータとしてブロックチェーン上に記録したいいわゆる NFT（非代替性トークン）について、イノベーションを阻害しないルール作りによる市場の拡大支援を行い、日本の強みであるマンガ・アニメ・ゲーム等のコンテンツ産業・アート市場のさらなる発展を後押しします。

【趣旨・背景】

デジタル技術の進展とともに、NFT（非代替性トークン）という新しい文化・芸術コンテンツの取引・保有方法が登場している。NFT は、ブロックチェーン技術を基盤とするデジタルアセットであり、固有のデジタルアイテムを証明する一種のデジタル証明書の役割を果たす。この技術の台頭により、アートやコンテンツのデジタル取引が多様化している。

本条の趣旨は、NFT に関連する市場や技術のイノベーションを促進し、同時に過度な規制を避けることで、市場の健全な成長を支援することにある。日本はマンガ、アニメ、ゲームなどのコンテンツ産業で世界的に高い評価を持っているため、この新しい技術を適切に取り入れ、国内のコンテンツ産業のさらなる発展を目指すべきである。

268 WEB3（ブロックチェーン技術などを基盤とした非中央集権的なインターネット）事業、メタバース（インターネット上に作られた3次元の仮想空間）産業について、日本の成長戦略・文化振興施策として位置づけ支援拡充を図るとともに、国や地方公共団体など公的機関での導入・活用を推進します。

【趣旨・背景】

WEB3 は、これまでの WEB ネットワークとは異なり、ブロックチェーン技術を利用したものであり、①非中央集権化、②相互検証可能な透明性、③自己主権性、④自律性という4つの特徴を持つ。中央集権に寄らない分散型の合意形成をするためのツールとして期待される。

メタバースは、インターネット上に作られた仮想空間であり、空間を超えた体験やコミュニケーションを実現でき、さらには経済活動までできるものである。

WEB3 とメタバースは、テクノロジーとともに進展し、ビジネスや社会的な応用が期待される分野である。適切なルールの下で発展させることで、産業として育て上げるべき重要分野と考えている。

269 新型コロナウイルス感染症により大きな影響を受けた観光産業等について、政府による画一的な助成ではなく、地方の圏域ごとに工夫を凝らした幅広い官民連携による振興策を支援します。

【趣旨・背景】

新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大は、日本を含む多くの国で観光産業に甚大な影響をもたらした。観光地や観光施設、旅行関連業者は大きな収入の減少を経験し、一部は事業の存続が危ぶまれる状況となった。政府は GoTo トラベルを実施するなど経済支援策を打ち出しているが、日本のような多様な地域特性を持つ国では、一律の支援策だけでは地方の個別のニーズに応えきれない問題が生じている。

本条の趣旨は、各地方の独自性や特色を生かした振興策を重視することで、観光産業の持続可能な回復を図るとともに、新しい観光の形を創出することにある。具体的には、紐付きでない地方創生金等を通じ、地方自治体や観光関連事業者、地域コミュニティとの官民連携を強化し、各圏域のニーズに合わせた柔軟な支援策を展開することで、持続可能な地域観光の振興を目指すものとなっている。

270 ナイトエコノミーを支える風営法対象業者については、感染症拡大時のガイドライン策定や法整備を行うとともに、警察と連携して平時においても違法業者の取締を強化します。

【趣旨・背景】

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（風営法）は、「善良の風俗と清浄な風俗環境を保持し、及び少年の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止する」ことを目的として、「風俗営業」と「性風俗店関連特殊営業等」に対して規制する法律である。同法に関連する営業には許可が必要である。

新型コロナウイルス感染症の拡大期において、風営法対象業における感染拡大が懸念されたため、例えば東京都では、臨時的に都職員と警視庁が一緒に巡回する手段を取った。しかし、この対応は法的根拠があいまいで、人員不足ともあいまって、全国で同様の対応をするのは難しい。平時に対応方法を検討しておくべきであり、次の感染症の流行の前までに感染症拡大期のための法律を整備することが必要であり、本条が提言されている。

271 財やサービスの所有から利用への転換を見越し、ライドシェアや民泊普及の障壁となる規制を撤廃し、シェアリングエコノミーを強力に推進します。

【趣旨・背景】

個人が財を所有するというのが一巡し、所有よりも利用を重視する考えが広まっている。ニーズに応じて、個人がサービスを提供するライドシェアや民泊の利便性は非常に高い。そして、効率的に遊休資産をマッチングするシェアリングエコノミーは短期間で大きな経済効果を生み出す可能性がある。しかしながら、日本では業界団体の抵抗などで規制が厳しく、例えば海外と同様のライドシェアは実現できておらず、また、民泊にも制限がある。

遊休資産の活用を促し、地域社会の活性化を行うためにも、シェアリングエコノミーを推進することを本条で提言している。

なお、本件については、後述のとおり国会に法案を既に提出済みである。

【関連提出法案】

○民泊に関する規制改革法案（2017/3/9 提出 193 参 73）

<https://o-ishin.jp/houan100/pdf/detail072.pdf>

<https://www.sangiin.go.jp/japanese/joho1/kousei/gian/193/meisai/m193100193073.htm>

272 世界的な開発競争が生じている自動運転の国内技術発展を支援し、レベル5（完全な自動運転）の公道実験の推進等により早期の実用化を図ります。

【趣旨・背景】

自動運転は、社会を大きく変えることが予想されるため、世界の自動車会社が開発に取り組んでいる分野である。開発には、自動車会社だけでなく、実地運転を想定した公道実験などが必要であり、国、地方自治体からの支援も必要である。

自動運転の実用化は、国の技術レベルを示すものであるとともに、少子高齢化による人手不足や過疎化地域を抱える日本の将来問題を解決する手段の一つとなる。

273 基礎自治体の域内交通について、法規制等の権限と財源を国から地方に移譲し、都市部における自転車専用高速道路の整備や、地方部における小型モビリティの規制緩和など、地方自治体が各々の地域事情に応じて域内交通を最適化する取り組みを加速します。

【趣旨・背景】

本条の制定された背景としては、日本の多様な地域特性と、それぞれの地域における交通ニーズの差異が挙げられる。都市部では人口密度の高さや通勤・通学の需要から、短距離移動のための自転車専用道路の需要が増大している一方、地方部では人口減少や公共交通機関の減少に伴い、新たな小型モビリティの導入が求められている。しかし、これらの取り組みを進めるための法規制や財源は、中央集権的な国の制度の下で統一的に管理されていたため、地方の独自の取り組みが制約されていた。

本条の趣旨は、基礎自治体の自主的な域内交通政策を促進するため、国から地方への権限移譲を通じて、各自治体がその地域の実情に応じた最適な交通政策を策定・実施できる環境を整えることにある。都市部の自転車道整備や地方の小型モビリティの規制緩和など、地方自治体が主体的に域内交通を最適化するための施策を加速させることで、住民の移動ニーズをより効果的に満たすことを目指している。

なお、令和 5 年の通常国会において地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律案が日本維新の会も賛成して可決成立した。自治体と交通業者が、費用負担などの協定を締結して行うエリア一括協定運行事業を創設するなどの地域公共交通利便増進事業が拡充された。一歩前進ではあるが、権限と財源は未だ政府が握っている。

域内交通は各地域の事情をよく知る基礎自治体を中心となって再構築されるべきであり、法規制権限や財源を地方自治体に移譲して着手しなければ、根本的な解決にはつながらない。抜本的な解決のためにはこの分野での地方分権も必須であると考えている。

274 ライドシェアにおける複数の交通サービスを IT で統合し、一括して予約・決済する仕組みを導入するなど、MaaS（モビリティ・アズ・ア・サービス）をより一層推進します。

【趣旨・背景】

MaaS とは、地域住民や旅行者一人一人のトリップ単位での移動ニーズに対応して、複数の公共交通やそれ以外の移動サービスを最適に組み合わせで検索・予約・決済等を一括で行うサービスであり、観光や医療等の目的地における交通以外のサービス等との連携により、移動の利便性向上や地域の課題解決にも資する重要な手段となるものである。

現在実現していないライドシェアも含めて、交通サービス全体を統合する形で、利便性の高いサービスを供給する仕組みがあるべき姿であると考えている。

275 地方空港を「選択と集中」により整理し、拠点空港の機能を強化することで、国際ハブ空港の確立を目指します。また、 空港民営化によりサービス品質の向上を図ります。

【趣旨・背景】

かつて政治の手によって作られてきた「1 都道府県 1 空港」の地方空港は、必ずしもニーズにあったものではなく、ほとんど使われなくなってしまった空港もある。これらは精査の上、整理を進める。

拠点空港については、海外と国内をつなぐことを目的として、国際的な地位を高めるために国際ハブ空港を目指す。ハブとは、自転車の車輪の軸を指し、スポークのように放射状に航空路線を持つ空港をハブ空港という。

関西国際空港と大阪伊丹空港は、平成 28 年に民営化された。民間の知恵を取り入れることで利便性、サービスの質を向上させることができると考えている。

なお、本件については、後述のとおり国会に法案を既に提出済みである。

【関連提出法案】

○PFI 法改正案（2018/11/15 提出 197 参 67）

<https://o-ishin.jp/houan100/pdf/detail100.pdf>

<https://www.sangiin.go.jp/japanese/joho1/kousei/gian/197/meisai/m197100197067.htm>

276 東京メトロの政府保有株式を売却し、東京メトロと都営地下鉄の一元化を早期に実現し、利用者・観光客の利便性向上を実現します。

【趣旨・背景】

東京には、東京メトロ（旧営団地下鉄）と都営地下鉄（東京都交通局が運営）の2社がある。2社となる歴史的背景はあるが、地方や海外からの旅行者など利用者からすれば不便であることが多々指摘されている。一元化によるメリットは大きい。

こうしたことから、本条の趣旨は、東京都内の地下鉄サービスの効率化と利用者利便性の向上を実現させることにある。政府保有株式の売却により、東京メトロの一層の民営化を進め、都営地下鉄との統合を通じて、運賃体系の統一やサービスの一元化を実現することで、市民や観光客の移動をスムーズにし、都市機能の向上を目指す。

6.【未来への投資・多様性】

教育・子育てへの 徹底投資、多様性を支える社会政策

教育

277 家庭の経済状況にかかわらず、等しく質の高い教育を受けることができるよう、義務教育の他、幼児教育、高校、大学など、教育の全過程について完全無償化を憲法上の原則として定め、給食の無償化と大学改革を併せて進めながら国に関連法の立法と恒久的な予算措置を義務付けます。

【趣旨・背景】

現状では、家庭の経済状況によって教育の機会が制約される。特に、高等教育における学費や教材の負担が大きく、教育格差が生じる懸念がある。また、幼児教育や給食に関しても、経済的負担が家庭にかかっている。文部科学省によると、給食費の月額額は公立小学校で約 4,500 円、公立中学校で約 5,000 円となっている。

本条では、教育の無償化とあわせて、給食費を恒久的に無償化することで、保護者の負担軽減を行う。

また、特に大学・大学院の無償化は改革とセットで行うことが重要である。高等教育は必要とする人が受けるという原点に立ち戻り、希望者が全入状態になっている現状を改革し、時代やニーズに合わせて合理化・適正化や統廃合を行うことで無償化によるコストが膨れ上がることを抑制する。その捻出した財源をもとに、特色ある教育や研究に配分し、大学の教育研究力を強化することを目指す。

なお、本件については、後述のとおり関連資料は公表、法案は国会に既に提出済みである

【関連条文】

○日本維新の会 憲法改正原案（教育無償化）（2016/3/24 策定）

<https://o-ishin.jp/policy/pdf/kenpoukaisei.pdf>

○教育無償化法案（2018/11/15 提出 197 参 12）

<https://o-ishin.jp/houan100/pdf/detail003.pdf>

<https://www.sangiin.go.jp/japanese/joho1/kousei/gian/197/meisai/m197100197012.htm>

278 OECD 加盟国で最下位となっている教育予算の対 GDP 比を引き上げ、教育への公的支出を他の先進国レベルに向上させます。

【趣旨・背景】

本条は、日本の教育予算が OECD 加盟国の中で最下位という現状を改善するためのものである。我が党の掲げる教育無償化を予算面から裏付ける施策となる。

なお、本件については、後述のとおり国会に法案を既に提出済みである。

【字句の解説】

- ・ 2022 年、OECD が発表したものによると、国内総生産（GDP）に占める教育機関への公的支出の割合（2019 年時点）は、日本は 2.8%と、データのある加盟 37 か国中 36 位だった。前年の同率最下位からは改善したが、依然として低い状況が続いている。OECD 平均は 4.1%で、最も高かったのはノルウェーの 6.4%、最下位はアイルランドの 2.7%だった。

【関連提出法案】

○文教・科学振興費の財源のための国債発行を可能にする法案

(2017/3/9 提出 193 参 70)

https://o-ishin.jp/news/bill/pdf/070_1.pdf

<https://www.sangiin.go.jp/japanese/joho1/kousei/gian/193/meisai/m193100193070.htm>

279 教育バウチャー（塾代バウチャー）制度の導入・普及に努め、教育機会を拡大するとともに、多様なプレイヤーの競い合いによる教育の質と学力の向上を目指します。

【趣旨・背景】

わが国では、収入や地域などによる教育へのアクセス等の教育格差が問題となっている。特に、子供たちの教育について、塾などの教育サービスへのアクセスは家庭の経済的状況に大きく依存している。

そこで、利用者側に特定機関だけで利用できるクーポンを支給する教育バウチャー（塾代バウチャー）制度により、公的資金を事業者ではなく家庭サイドに直接提供し、それを子供の教育のために限定使用することを可能にする。これにより、経済的な制約から解放され、より広範な教育サービスを選択する機会を増やすとともに、教育サービス提供者間の競争も促進され、教育の質が向上することが期待される。この制度の導入・普及は、教育無償化と併せて、市場原理を通じた教育機会の拡大と学力向上を目指す重要な手段となる。

なお、本件については、後述のとおり担当大臣に既に手交済みである。

【関連提出提言】

○「こども未来戦略方針」に関する提言書（2013/6/16 少子化担当大臣手交）

<https://o-ishin.jp/news/2023/06/16/14778.html>

280 大学入試改革における英語試験については、経済格差や地域格差、障がい者対応などに十分に配慮した上で、民間試験導入を進めます。

【趣旨・背景】

2020 年度から始まる大学入学共通テスト（共通テスト）で予定されていた英語民間試験の活用は、我が党は賛成の立場であったが、残念ながら導入が見送られた。この点、受験料の高さにより経済的な格差が生じ、すべての学生が平等に受験できる環境が整っていないこと、全国どの地域からでも等しく受験できる環境が必要であること、障がい者に対する配慮も欠かせないこと、などが課題として挙げられる。

そこで、本条は、民間試験の導入を進めると同時に、上述の問題点についての課題解決を提起している。実践的な英語力を評価できる民間試験の導入は目指しつつも、それはあくまで全ての学生が公平に参加できる環境が整った上で進めるべきということを明示している。

281 新型コロナを機に検討された9月入学制度については、海外大学と入学時期を一致させ海外留学を円滑化するとともに、優秀な外国人学生の確保による大学の国際競争力向上につながることから、引き続き導入に向けた積極的な議論と検討を継続します。

【趣旨・背景】

日本の大学の入学時期については、多くの国とは異なる4月入学が一般的である。しかし、この4月入学制度は、海外大学との入学時期のずれから海外留学を難しくし、また優秀な外国人学生の確保を制約している。このため、国際競争力の強化や留学の円滑化を目指す観点から、9月入学制度の導入がこれまでも議論されてきた。

本条は、日本の教育システムが更なる国際化を進め、大学が世界的な競争力を高めるためには、9月入学制度の導入が一つの有力な選択肢となり得るという考えを背景に、大学教育のグローバルスタンダード化と、それを通じた国際競争力の向上を目的としている。

282 教育委員会の必置規則を見直し、教育行政制度について自治体の選択制とすることで、文科省を頂点とするピラミッド型教育行政から地方分権型教育行政への転換を図ります。

【趣旨・背景】

日本の教育行政は現在、文部科学省を頂点とするピラミッド型で一元的に管理されており、地方自治体の教育に対する独自の取り組みやニーズが十分に反映されにくい問題がある。教育委員会も必然的に地域住民の意向を十分に反映したものとなっておらず、国や都道府県の示す方向性に沿うことに集中し、それぞれの地域の実情に応じて施策を行う志向がない。

そこで、本条は、教育委員会の必置規則を見直し、教育行政制度を自治体を選択できるようにすることを提案している。これにより、地方自治体ごとに最適な教育政策を立案・実行できるようになり、教育の質と多様性の向上が期待される。

なお、本件については、後述のとおり国会に法案を提出済みである。

【関連提出法案】

○地方教育行政改革推進法案（2020/2/14 提出 201 参 24）

<https://o-ishin.jp/houan100/pdf/detail036.pdf>

<https://www.sangiin.go.jp/japanese/joho1/kousei/gian/201/meisai/m201100201024.htm>

283 公設民営学校の設置等、地方の発意で多様な教育のあり方を可能にする制度を整備します。また学校設置基準を見直し、学校のあり方についても多様化を促進します。

【趣旨・背景】

現在の日本の教育制度は比較的一様であり、地域や学校の特性を最大限に活かした教育の取り組みが制約されている。また、学校設置の基準も厳格であり、新規の学校設立や既存学校の改革が難しい。

本条の趣旨は、地方自治体が独自に公設民営学校を設置することを可能にし、また学校設置基準を見直すことで、より多様な教育形態の導入を可能にすることである。地方自治体や学校が自由に教育方針を決定し、各地域や学生のニーズに合った教育を提供することが可能となり、教育の質の向上とともに、多様な教育方法が育まれ、教育の多様性が広がることが期待される。

【字句の解説】

- ・ 公設民営学校とは市町村が設置し、民間団体が運営する公立学校のことである。公立学校は市町村が設置し、運営も市町村の教育委員会がそれぞれ行っているが、公設民営学校は運営の部分を行政ではなく、民間団体に委託する。大阪市で国家戦略特別区域法の学校教育法の特例を適用して開設している。

284 校務分掌や部活動の見直し、校務の情報化の推進などを通じて教員の負担軽減を図り、教育に専念できる体制を整えます。また、時間外勤務手当を支給しない代わりに教職調整額を支給するとしている給特法については廃止し、教員に対し労働基準法を全面的に適用する法整備を進め、教員の長時間労働の解消を進めます。

【趣旨・背景】

日本の教員の労働時間は OECD 加盟国内で最も長いとされており、その過重労働が教育の質にも影響を与えていることが課題となっている。また、教員不足の要因ともなっている。

本条の目的は、校務分掌の推進、部活動の見直し、校務の情報化などを通じて、教員の業務負担を軽減し、教育に専念できる環境を整えることにある。さらに、時間外勤務手当を支給しない代わりに教職調整額を支給する給特法を廃止し、労働基準法を適用することによって、教員の長時間労働を解消することも目指している。これにより、教員の働きやすい環境を整備し、結果的に教育の質を向上させることが期待される。

なお、給特法については 2024 年度中に改正案を提出することが政府の「骨太の方針」に明記された。

また、教員に対し労働基準法を全面的に適用することについては党内で議論があるところであり、今後見直しを腐向けた検討を行う予定。

【字句の解説】

- ・ 給特法とは「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」のことで、日本における公立学校の教育職員の給与や労働条件を定めた法律である。教育職員には、原則的に時間外勤務手当や休日勤務を支給しない代わりに、給料の月額額の 4%に相当する額を「教職調整額」として支給することが定められている

285 教員養成課程・採用試験・兼業副業規定等の見直しなどを含めた教員免許制度の抜本的な改善を通じて、社会経験を経た多様な人材が教員として活躍しやすい環境を促進します。

【趣旨・背景】

現状の日本の教員養成課程や採用試験は一貫性が高く、多くの教員は大学卒業後すぐに教職に就くため、その他の業界での経験を持つ教員は少ないという課題がある。また、兼業や副業に対する規制も厳しく、教員が他の分野での経験を積む機会は限定的である。

本条は、教員養成課程や採用試験の見直し、兼業副業規定の緩和などを通じて、社会経験を積んだ多様な人材が教員として活躍しやすい環境を創出することを目指している。これにより、教育現場に多様な視点や経験を持つ人材が参画し、生徒たちに対して広範な知識や視野を提供することが可能となる。これは教育の質の向上だけでなく、生徒たちが多様な価値観や職業に触れる機会を増やすことにも寄与する。

286 学校での授業と企業等でのインターンシップを並行して進め、切れ目なく職業人を育てる「デュアルシステム」によるキャリア教育の導入と、それに柔軟に対応できる「飛び級制度」整備を推進します。

【趣旨・背景】

現状の教育体制では、学校や大学での学びと実社会での経験がリンクしておらず、実社会へ学校への学びが生かされないこと、あるいは、実社会への適応力やキャリアに対する理解が不十分なまま社会人となることがままある。

本条では、これに対応するために「デュアルシステム」を導入し、学校での授業と企業等でのインターンシップを同時に進行させることで、学生が実社会での経験を得つつ学びを深めることができる環境を整備することを目指している。さらに、「飛び級制度」を整備することで、個々の学生の進捗や状況に応じた柔軟な学びの進行が可能となり、学生一人ひとりが自分のキャリアを描きやすくなることを期待している。

これらの改革は、より実践的な学びの環境を提供し、学生が自己のキャリアを意識的に考える機会を増やすことを目指すもので、教育の質向上と学生の社会人としての資質・能力の向上に寄与する。

【字句の解説】

- ・ デュアルシステムとは、学校での教育と職場での OJT による職業訓練が同時に受けられるもので、ドイツで始まった職業教育システムである。

287 小中学校での必修科目に「コミュニケーション」を設け、プレゼンテーション、ディスカッション、ディベート、ファシリテーション、傾聴などの包括的コミュニケーション教育を通して「聞く、話す、伝える」能力を鍛え、円滑な人間関係の構築および国際社会でも役立つスキルの早期取得を促進します。

【趣旨・背景】

現代社会では「コミュニケーション能力」が非常に重要視されている。しかし、従来の教育カリキュラムでは、この能力を系統的に育てるための科目が設けられていない。

本条は、この問題を解決するために、「コミュニケーション」を小中学校の必修科目として設けることを提案している。この科目では、プレゼンテーション、ディスカッション、ディベート、ファシリテーション、傾聴といった具体的なコミュニケーション手段を通じて、「聞く、話す、伝える」能力を鍛える。

この改革の目的は、生徒たちが円滑な人間関係を構築する能力を身につけるとともに、国際社会で活躍するためのスキルを早期に取得できるようにすることにある。これにより、生徒たちは多様な価値観や文化を持つ人々とのコミュニケーションを通じて自己成長を遂げ、より広い視野を持つことが期待される。

288 「飛び級」進学・入学や、必要に応じた十分な留年・再学習を認めると同時に、各種資格についても年齢要件を見直し、教育を年齢主義から修得主義とすることで、日本社会の根底にある年齢主義構造の改革を行います。

【趣旨・背景】

現状の日本の教育制度では、一般的に学生は年齢に基づいて進級・進学を行う。しかし、これには個々の学生の学習進度や能力に対する配慮が足りないという課題が存在する。一律の年齢に基づく進級・進学や資格取得の制限は、優秀な学生が早く次のステップに進むことを阻害し、また一方で学習に苦勞している生徒に十分な学習時間を確保することを難しくしている。

本条は、「飛び級」の進学・入学や、必要に応じた留年・再学習を認めること、そして各種資格の年齢要件の見直しを進めることを通じて、教育を年齢主義から修得主義へと転換することを提案している。この措置は、個々の生徒が自分自身のペースで学習を進められ、それぞれの能力や適性に基づいて教育の機会を享受できる環境を創出することを目指している。

年齢主義に基づく現行の教育制度からの脱却を図り、それぞれの生徒の能力や適性により適した教育の機会を提供することで、全体としての教育の質と効率が向上する。また、これにより日本社会の年齢主義の構造そのものを改革する一助ともなることも狙いとしている。

289 インターネットの発達などによる児童・生徒の性意識・性知識の早熟化に対応するため、国際的な基準も参考に学習指導要領を適切に見直した上で性・生教育を行い、自他の心身や人生を大切にできる子どもを育みます。

【趣旨・背景】

インターネットの普及により、児童や生徒たちは性についての情報により簡単に触れることが可能となり、その結果、性意識や性知識が早熟化する傾向がみられる。しかし、情報の精度や理解度には大きなばらつきがあり、間違った知識を持つリスクや、性的搾取のリスクが増えている。しかしながら、現行の学習指導要領には「人の受精に至る過程は取り扱わないものとする（小5）」「妊娠の経過は取り扱わないものとする（中1）」という、いわゆる「はどめ規定」が設けられており、適切な性教育が実施されることを阻害してきた。

本条の目的は、児童や生徒が自身と他者の心身を尊重し、自己認識と健康的な人間関係を構築する能力を育むための、適切な性と生命教育を提供することにある。このためには、教育プログラムは国際的な基準を参考にしながら、はどめ規定の撤廃を含む学習指導要領の見直しが必要である。

290 特に若年層で政治への関心が低いことに鑑み、主体的に考えて議論し、意思決定を促す取組を含めた主権者教育（シティズンシップ教育）を充実・強化します。

【趣旨・背景】

日本の若者の政治参加意識が低いという問題が長らく指摘されている。選挙の投票率は年齢層ごとに大きな差があり、特に若年層の投票率は低い状況が続いている。これは、若者たちが社会問題や政策について知識を持たない、あるいは自分たちの意見が政策に反映されないと感じているからだと考えられる。

本条の目的は、学校教育を通じて若者たちに主権者としての意識と責任を育むことで、政治に対する関心と参加を促進することにある。具体的には、シティズンシップ教育を充実・強化し、学生たちが主体的に社会問題について考え、議論し、意思決定を行う能力を養うことを目指す。

291 地域の歴史に関する調査・教育活動を支援するとともに、教養・教訓的観点のみならず主権者教育の観点からも、近現代史を中心とした歴史教育のさらなる改善・充実に努めます。

【趣旨・背景】

日本の若者たちが、特に海外に出たときに、自身の地域や国の歴史について理解していないという問題が指摘されている。これは、学校の教育カリキュラム上、近現代の歴史教育を十分に重視していないと感じられていること、また歴史が単に過去の事実を学ぶものではなく、それを現在や未来とつなげて理解する力を養うための重要なツールであるという認識が不十分であることが原因である可能性がある。

本条は、歴史教育の充実とその質の向上を図るため、地域の歴史に関する調査・教育活動の支援と、近現代史を中心とした歴史教育の強化を提案している。さらに、主権者教育の観点からも歴史教育を進めることが強調されている。これにより、日本の将来を担う若者が、自分たちの生きている社会がどのように形成されてきたのか、そして自分たちがどのような役割を果たすべきなのかを理解し、より活発な国際交流や社会参加を促進することが期待される。

292 コロナ禍を契機として急速に進んだオンライン教育体制の効果・課題をしっかりと検討し、コンテンツの充実やきめ細やかな ICT 端末の有効利用を図り、学力格差の是正や教員の勤務環境の改善策を講じます。

【趣旨・背景】

新型コロナウイルスの影響で、オンライン教育が急速に進展したが、その一方で ICT リテラシーの差や環境の格差が学力格差の原因となること、また教員の新たな負担も課題が出ている。

そこで本条では、オンライン教育の効果や課題を分析し、より効果的なオンライン教育体制の構築を目指すことを掲げた。具体的な手段としては、教育コンテンツの充実や ICT 端末の有効利用推進を通じて、すべての生徒が等しく高品質な教育を受けられるようにすること、また教員の勤務環境改善策を講じて教員の負担を軽減することが挙げられている。

293 デジタル教科書については完全無償化するとともに、個人情報に配慮しながらデジタル教科書を使用した生徒のビッグデータを活用し、最新テクノロジーを駆使した効率的・効果的な学習支援を行います。

【趣旨・背景】

デジタル教科書の導入が急速に広まっているが、地域差が浮き彫りになっている。また、生徒の学習データを有効に活用することで、より効率的で個別化された教育を実現する可能性がある一方、個人情報保護とのバランスが問われている。

本条は、そうした背景から、デジタル教科書の完全無償化を通じてその普及を促進し、最新テクノロジーを活用して生徒一人ひとりに対する効率的・効果的な学習支援を提供することを目指している。具体的な手段としては、デジタルでのやり取りを通じて、有意義な学習パターンや課題を抽出して適切な学習支援を行うことなどが考えられる。個人情報に配慮しながらのデータ活用という点も重要で、データの利用は個人のプライバシーを守る範囲内で行われるべきであることが強調されている。

294 学校内で生じる問題の解決について、児童生徒本人への聞き取りを強化するとともに、臨床心理士・公認心理師を始めとする常勤スクールカウンセラーやオンラインカウンセラーの配置を全国的に促進し、子どもの視点と専門的知見の双方からいじめ・ヤングケアラー・不登校など多様化する子どもの悩みに対応できる体制を整備・強化します。

【趣旨・背景】

学校における問題、特に生徒の心の問題は複雑化し、専門的な対応が必要とされる一方で、現行のシステムでは十分に対応できていない。

これに対応するために、本条では、臨床心理士や公認心理師などの専門職を学校に常勤で配置し、生徒たちの心の問題に対するサポート体制を強化することを提案している。また、生徒たち自身の視点から問題を解決するための取り組みとして、生徒たちから直接話を聞く機会を増やすことを提案している。さらに、これらの取り組みを全国的に展開し、地域による格差をなくすことを目指している。生徒たちの心の健康を支える環境の整備が本条の目的である。

295 不登校児が通うフリースクールの単位参入認定を促進する等、現行の学校や教育に馴染めなかった児童・生徒に多様な居場所を提供します。

【趣旨・背景】

現状、学校や既存の教育システムに馴染めない児童・生徒が増えている一方で、それらの児童・生徒に対する適切な支援が不十分であるという問題が存在する。

本条では、このような児童・生徒のために、フリースクールの単位参入認定を促進する等の措置を通じて、より多様な教育の場を提供することを提案している。フリースクールの支援・単位参入認定については、その政策投資を公教育の充実に振り分けるべきとの反対論も根強いが、教育多様性の観点から我が党としてはフリースクール支援を適切なものと考えている。

多様な居場所を創出することで教育を受ける機会を拡大し、様々な環境に合わせて教育を進めることが可能となる。また、各々の児童・生徒が自分自身に合った形で学び、成長できる環境を提供することで、教育の機会均等と生涯学習の推進を実現することを目指している。

296 障がい児への学習・キャリア支援の改善に向けて、教員免許取得時のカリキュラム改善や部門別採用などを通じ、専門知識をもった教員の育成に努めます。

【趣旨・背景】

現状として、障がいを持つ児童・生徒への学習・キャリア支援が十分に実現されていないという課題がある。その原因の一つとして、特別支援学校教諭免許はあるものの、教員が障がい者教育に関する専門的な知識や技術を十分に身につけていないことも挙げられる。

このような背景から、本条では教員免許取得時のカリキュラム改善や部門別採用を推進し、障がいを持つ児童・生徒への教育に対応できる専門的な教員の育成を進めることを提案している。この取組みにより、障がいを持つ児童・生徒一人ひとりがその能力を最大限に引き出すことができるような教育環境の提供を目指している。これは、教育の機会均等を実現し、社会全体での障がい者の社会参加を推進するという目標にも寄与する。

297 保育士や教員から子どもへのわいせつ事件が後を絶たない事態を重く受け止め、免許を再交付しないことを可能とする立法に続き、過去の性犯罪経歴の照会や無罪証明書の発行ができる「日本版 DBS」を創設します。

【趣旨・背景】

近年、保育士や教員から子どもへの性犯罪が問題となっている。性犯罪は再犯率が高いことも特徴の一つであるにもかかわらず、性犯罪を犯した保育士や教員が再度保育・教育現場に戻ってきているという事例も多々見られる。

このような背景から、本条では、過去の性犯罪経歴を確認するための「日本版 DBS (Disclosure and Barring Service)」の創設を提案している。日本版 DBS により、教職や保育士などの職種に就く人々の過去の性犯罪経歴を照会し、不適格者を除外することで、子どもたちの安全を確保することを目指している。

【字句の解説】

- ・ DBS とは、無犯罪証明ともいわれ、イギリスなど、主要先進国では、子どもや高齢者など弱者に関わる仕事につく人に、この証明を提出することを求める制度がある。
- ・ 日本版 DBS は、英国の DBS (ディスクロージャー・アンド・バーリング・サービスの略称) 制度を参考にしたもので、教育や保育関係の雇用者が、全ての性犯罪者の性犯罪歴を登録したシステムで、就労希望者について照会できる仕組みを想定している。

298 生涯にわたり学びと就労の機会を提供するため、リカレント教育の促進などを通じて、学校に行けなかった大人の再チャレンジを可能にする社会を実現します。

【趣旨・背景】

技術革新や経済状況の変化により、職種や職業の需要が絶えず変わっており、わが国の経済成長のためにも変化への対応が必要となっている。また、教育を十分に受けられなかった国民への対策も諸外国と比べて遅れている。生涯学習や再教育の重要性が増している。

本条では、リカレント教育を通じて、学校に行けなかった大人やキャリアを切り替えた人々に再度学びの機会を提供し、彼らが社会の一員として働くことを可能にする社会の実現を目指している。具体的には、教育制度の改善や学習機会の提供、職業訓練などを通じて、個々のライフステージやニーズに合わせた教育機会を創出する。我が党が掲げる「日本大改革プラン」の目的の一つである、いつでも再チャレンジが可能な社会を創出するためにも必要な措置である。

299 学校給食法が定める給食の教育目的に鑑み、教育無償化の観点から小中学校給食を無償化し、食育を推進するとともに、家計への経済的負担および教職員への徴収・管理業務負担の軽減を図ります。

【趣旨・背景】

本条は我が党が掲げる「教育無償化」の範囲について、給食の無償化まで含めることを明確に示しているものである。現在、小中学校の給食は費用負担が家庭に求められ、その負担は家計や教育格差に影響を与えている。また、教職員は徴収や管理業務に時間を取られており、その負担も大きくなっている。

本条により、家庭の経済的負担や教育格差が軽減され、教職員の業務負担も減少する。さらに、食育の推進にもつながる。全ての子どもたちが均等に栄養バランスのとれた食事を取ることが可能になり、健康的な成長を促進する。また、食材の選択や食事のマナーなど、食に関する教育も十分に行うことで、子どもたちの健康と教育の向上を目指すという政策目的を達成する手段ともなる。

なお、大阪で行われている所得制限のない給食費用の無償化を全国に展開した場合、必要な予算は4,000億円から5,000億円と試算されている。本件については、後述のとおり国会に法案を提出済みである。

その後、2023年6月13日に閣議決定した政府の「こども未来戦略方針」には給食無償化は検討事項として反映された。

【関連提出法案】

○学校給食法改正法案（2023/3/29 提出 211 衆 11）

<https://o-ishin.jp/news/2023/03/29/14335.html>

https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_gian.nsf/html/gian/honbun/g21105011.htm

300 就職のための進学から学問のための進学へと大学改革を行い、国際標準並みの学習量確保と卒業要件の適正化を図るとともに、ICTの活用により地方にしながら多様な大学へ進学できる仕組み作りを支援し、学びの選択肢を広げます。

【趣旨・背景】

日本の大学教育は長らく「就職のための進学」が主流であり、本質的な学問の探求よりも企業への就職への進路指導が重視されてきた。さらに、地域による教育機会の格差や大学間の学習内容のバラつきなども課題となっている。

本条は、これらの問題を解決するため、「入学しにくく卒業しやすい」日本の大学システムからの脱却をうたい、単位認定の厳格化や学習内容の標準化、ICTを用いた遠隔教育の推進を図っている。これにより、学問を深く追求できる大学教育の実現と地域格差の解消を目指す。また、ICTの活用により地方にしながらも多様な大学への進学を可能にすることで、学生の学びの選択肢を広げることも目的としている。

301 子どもたち一人一人の個性を伸ばす多様な学びや、主体的、共創的な学びの実効性を高めるため、OECD 諸国の中でも突出して多い I クラスあたりの生徒数について見直しを行い、少人数制学級を実現します。

【趣旨・背景】

我が国の平均学級規模は OECD 諸国の中でも突出して多い。これは個々の生徒への教師の対応を困難にし、教育の質の低下を招く可能性があるだけでなく、生徒の多様な学びや主体的・共創的な学びの機会を制限する可能性がある。

この問題を解決するために、本条では、生徒一人一人の個性を伸ばし、主体的・共創的な学びの機会を提供するための手段として、少人数制のクラスを実現することを目指している。この制度により、教師は個々の生徒に対するより深い理解と注意を払うことが可能となり、全体としての教育の質が向上することが期待される。

302 教育無償化の理念のもと、義務教育中に発生する教材費や学用品費などについても保護者負担の軽減をすすめます。

【趣旨・背景】

本条は、我が党の掲げる「教育無償化」の理念を根拠に、教材費や学用品費についてもなるべく公的負担になることを目的としている。現状では教材費や学用品費などの教育関連費用の多くが保護者の負担となっており、その全体像も明らかとなっていない。

本条により、教材費や学用品費などの教育関連費用を公的に支援し、保護者の経済的負担を軽減することを提案し、経済的な要素による教育格差を是正し、教育機会の均等化を推進する。

303 問題行動を起こす児童生徒を学校に出席させないことを目的としている「出席停止」の制度を改め、当該児童生徒の抱える複合的な課題を解決するための専門的支援体制を有する新しい学校への出席を通じて当該児童生徒を支援する制度を構築します。

【趣旨・背景】

現行の「出席停止」制度は、問題行動を起こす児童・生徒を学校から離れさせることで、一時的な安定化を図るものである。しかしこの措置は現行ではほとんど取られることなく形骸化しており、出席停止だけでは背後にある個々の問題や困難が解決することはない。これらの児童・生徒が再び学校に戻ると問題行動が再発する可能性がある。

本条の目的は、現行の出席停止制度をアップデートし、問題行動を起こす児童・生徒の抱える問題を根本から解決することにある。そのために、専門的支援体制を持つ新たな学校への出席を奨励し、個々の問題に対応した援助を提供する。これにより、問題行動の背後にある複合的な課題の解決と、長期的な行動改善を図る。

子育て・保育

304 政府が進める「こども家庭庁」の対案としてわが党が法案提出した「教育子ども福祉省」の設置を実現させ、教育と福祉を一体化することで、子どもたちの学びと育ちを総合的に支える体制を作ります。また、幼児教育保育が「幼稚園・保育園・認定こども園」の3つに分断され、それぞれ異なる省庁が所管している現状を改め、幼保一元化を実現します。

【趣旨・背景】

こども家庭庁には、厚生労働省と内閣府が担当する児童虐待や子どもの貧困などの福祉分野が移された一方、教育分野は文部科学省に残る。教育と福祉が分断され、また、幼児教育保育が「幼稚園・保育園・認定こども園」の3つに分断され、それぞれ異なる省庁が所管することに変わりはない。この状況は、子どもたちの一貫した支援を難しくしており、教育と福祉の連携不足が教育の質や児童福祉に影響を与えることとなる。

そこで、我が党は、「教育子ども福祉省」の設立を目指している。これにより、教育と福祉が一体となった組織を創設し、子どもたちの学びと育ちを総合的に支援する体制を構築することが目指されることになる。また、現状の幼児教育保育の分断を改め、幼保一元化を実現することにより、保育・教育両面から子どもたちの成長を支えることができ、教育水準の均等化や育児サービスの効率化を図ることが可能となる。

なお、こども家庭庁の発足に伴い、本条の内容もアップデートされる見込みであるが、教育と福祉の縦割り解消を目指していく姿勢に変更はない。

なお、本件については、後述のとおり国会に法案を提出済みである。

【関連提出法案】

○子ども育成基本法案（2022/4/11 提出 208 衆 27）

<https://o-ishin.jp/news/2022/04/11/12051.html>

https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_gian.nsf/html/gian/honbun/g20805027.htm

305 子どものために使われる大規模な財源を確保することを目指し、予算枠を財務省の取りまとめから独立させ、GDP の一定割合を必ず子どものために配分する等と定めた上で、その財源を着実に活用できるあり方を検討します。

【趣旨・背景】

子ども・子育て支援に対する公的支出は OECD 平均を大幅に下回っており、出生率低下の要因ともなっているという指摘もある。こども家庭庁の設置で安定財源の確保が期待されるが、その予算枠は財務省のとりまとめから独立させ、子どものために使われる予算を GDP の一定割合として確保するべきである。

この方針は、我が党の理念の一つである将来への投資を体現するものであり、将来世代のための予算は、国の財政政策の中で重要な位置を占めるべきであるという考えに基づいている。

なお 2023 年 5 月より、政府は子ども関連予算を一元的に管理できるよう新たに特別会計を創設する検討に入ったことが報じられているが、特別会計にすることで予算枠を財務省の取りまとめから独立させる目的が達成できるかは不透明であり、引き続き議論と検討が必要である。

306 認可保育所の設置基準や運営補助金について、柔軟性を欠く全国一律の基準を改め、原則として条例で決められるようにする等、保育政策の地方分権化を徹底し、地域の実情に応じた保育サービスを可能にします。

【趣旨・背景】

現状、保育政策に関する制度は、多くが全国一律の規定となっており、地方の実情やニーズに即したサービス提供が難しいという課題がある。地域により子育て支援の必要性や保育環境の状況は異なるため、一律のルールに縛られることなく、地方自治体がそれぞれの実情に合わせた保育政策を立案・実行する必要がある。

そこで、本条は、認可保育所の設置基準や運営補助金の規定を地方分権化し、地方自治体が条例によりそれぞれの保育政策を柔軟に決定できる制度へと変更を進めることを目指す。これにより、地域の実情に応じたより効果的な保育サービスの提供が可能となり、地方自治体自身が保育環境の改善と子育て支援に積極的に取り組む体制が整うことが期待される。

なお、本件については、後述のとおり国会に法案を提出済みである。

【関連提出法案】

○保育所設置基準の分権化法案（2020/2/14 提出 201 参 20）

https://o-ishin.jp/news/bill/pdf/024_1.pdf

<https://www.sangiin.go.jp/japanese/joho1/kousei/gian/201/meisai/m201100201020.htm>

○保育士配置充実法案（2023/3/17 提出 211 衆 7）

<https://o-ishin.jp/news/2023/03/17/14195.html>

https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_gian.nsf/html/gian/honbun/g21105007.htm

307 規制改革により保育サポーター制度の導入やベビーシッター、小規模保育・病児病後児保育事業の拡大など保育サービスの多様化を促進し、待機児童問題の抜本的な解決を図ります。

【趣旨・背景】

待機児童問題を保育所の増設でまかなうことになると、子どもの数の変動で効率性が失われる。また、保育士の数も十分に確保できないことが全国的な課題となっている。

そこで本条は、規制改革を通じて保育サービスの多様化を促進することを目的とする。具体的には、保育士資格を持たない者（保育サポーター）の積極的な活用やベビーシッター・小規模保育・病児・病後児保育事業の拡大など、様々な形の保育サービスを推進・普及させることで、ハコモノにとらわれない待機児童問題の解決を目指す。

なお、本件については、後述のとおり国会に法案を提出済みである。

【関連提出法案】

○保育士資格の多様化を図る法案（2020/2/14 提出 201 参 21）

https://o-ishin.jp/news/bill/pdf/025_1.pdf

<https://www.sangiin.go.jp/japanese/joho1/kousei/gian/201/meisai/m201100201021.htm>

308 病児病後児保育・ベビーシッターや子育て世代向けの住宅利用等、さまざまな子育て支援サービスに利用できる子育てバウチャーの導入・大幅な拡充を進めます。

【趣旨・背景】

多様な家族構造と働き方が増える中、子育て世代のニーズも多様化している。特に、急な病気や行事などでの子供の預け先が不足し、日常の労働や生活に支障をきたすケースが増加している。また、子育て中の家族が安心して住める住宅の提供も求められている。このような背景の下、子育て支援のサービスをつぎはぎではなく、一元的に受けられる制度も必要となっている。

そこで、さまざまな子育て支援サービスに利用できる「子育てバウチャー」を導入し、さらにその範囲を拡大することが本条の趣旨となる。これにより、子育て家庭は市場に存在するサービスを活用して柔軟にサポートを受けられ、その結果として子育ての負担軽減と、より良い子育て環境の実現を目指す。

なお、出産費用の無償化・保険適用という我が党の目玉政策においては、保険適用によって自己負担となった部分を十分にカバーできる子育てバウチャーを支給することで、実質的な出産費用無償化を達成するとしている。本件については、後述のとおり担当大臣に既に手交済みである。

【関連提出提言】

○「こども未来戦略方針」に関する提言書（2013/6/16 少子化担当大臣手交）

<https://o-ishin.jp/news/2023/06/16/14778.html>

309 所得税法を改正し、学資金だけでなく保育にかかる費用について原則非課税とし、地方自治体からの子育て費用の助成を促進し、直接給付を重視する方針への転換を図ります。

【趣旨・背景】

少子化問題の一因として子育ての経済的負担が指摘されている。一方で学資金は所得税法上非課税である一方、保育に関する費用は非課税ではなく、特に自治体からの独自助成が行われる際に問題が顕在化した。出産後、学校に行くまでは、母親が四六時中家で子供の面倒をみることを前提としたモデルとなっているとも考えられる。

本条の趣旨は、家庭の子育てにかかる経済的な負担を軽減するために、学資金だけでなく、保育に関する費用も原則として非課税とし、これを通じて子育て世代の経済的なサポートの強化と現代の子育て世代のニーズに対応することにある。また、地方自治体による子育て支援の助成を促進することで、各地域のニーズに応じた柔軟な支援を可能とする。さらに、直接的な給付を重視する方向への政策の転換は、子育て家庭への具体的な支援を強化することを目指すものとなっている。

なお、本件については、後述のとおり担当大臣に既に手交済みである。

【関連提出提言】

○「こども未来戦略方針」に関する提言書（2013/6/16 少子化担当大臣手交）

<https://o-ishin.jp/news/2023/06/16/14778.html>

310 保育士の給与について、官民格差の是正や正規・非正規職員間の同一労働同一賃金、私立保育園と無認可保育施設の保育士の処遇の大幅改善など、抜本的な処遇改善を行います。

【趣旨・背景】

保育士の職務は社会的に非常に重要なものでありながら、給与や待遇が他の業種と比べて劣るという問題が長らく指摘されてきた。待遇の悪さが、保育士の離職率の上昇や新たな保育士の確保を困難にしている。保育士のモチベーションを高め、質の高い保育を提供するため、そして、保育人材を確保し、地域の子育て環境を安定させるためにも、保育士の待遇改善を進める必要がある。

そこで、本条では保育士の待遇を抜本的に改善する方針が打ち出されている。これにより、保育士の職の魅力を高め、質の高い保育サービスの提供を継続的に確保する。子育て世代の保育ニーズに対応し、子どもたちに質の高い保育環境を提供することも期待される。

なお、本件については、後述のとおり国会に法案を提出済みである。

【関連提出法案】

○保育士給与官民格差是正法案（2018/11/15 提出 197 参 48）

<https://o-ishin.jp/houan100/pdf/detail073.pdf>

<https://www.sangiin.go.jp/japanese/joho1/kousei/gian/197/meisai/m197100197048.htm>

311 長時間労働、サービス残業、持ち帰り残業を撤廃するなど保育士の働き方改革を推進し、保育士不足の解消に努めます。

【趣旨・背景】

保育士の業務は、育児のニーズが増加する中、重要性を増している。しかし、長時間労働やサービス残業、持ち帰り残業など、過酷な労働環境が続いているのが現状である。このような厳しい労働条件のもとで働く保育士たちの中には、疲れやストレスから職場を離れざるを得ない者も多く、結果的に保育士の不足という問題が深刻化している。また、労働時間の長さや労働環境の悪さは、保育の質にも影響を与え、子どもたちへのサービスの質を低下させるリスクも生じている。

このような背景から、本条では保育士の働き方改革を推進する方針が打ち出されている。具体的には、長時間労働の撤廃や残業の適正化を進めることで、保育士の職場環境を改善し、その結果、保育士の確保や離職率の低下を図る。これにより、子どもたちに安定した質の高い保育を提供できるようになることが期待される。

312 保育所での重大事故を防ぐため、自治体に認可外を含めた事前通告なしの抜き打ち調査の実施権限を付与するとともに、重大事故から指導歴に至るまで情報公開を徹底し、保育の質の向上を図ります。

【趣旨・背景】

保育所における子どもの安全と質の高い保育環境の確保は、多くの保護者や地域社会にとって重要な課題である。近年、一部の保育所での重大事故や不適切な対応が報道される中、特に認可外の保育所における管理体制や安全基準の徹底が問題となっている。このような背景から、公平かつ効果的な監督体制の確立が求められてきた。

本条は、その要望に応えるもので、自治体が事前の通告なしに、認可外を含むすべての保育所を対象とした抜き打ち調査を実施できる権限を得ることを目的としている。これにより、日常的な運営状態を正確に把握し、適切な指導や対応を行うことが期待される。さらに、重大事故の情報から指導の経緯までを公開することで、透明性を高め、保育所の信頼性向上と質の確保につなげることを意図している。この取り組みは、子どもの安全確保と保育の質の向上を目指すものであり、保護者や地域社会の信頼回復にも寄与する。

313 医療的ケア児について、看護師らを車両に同乗させる通学支援の拡充や医療的ケア児対応型の保育園の増設など、当事者とその家族への支援を促進します。
--

【趣旨・背景】

近年、先進医療の進歩に伴い、医療的ケア児の子どもたちが在宅での生活を選択するケースが増加しているが、その一方で、日常生活や教育環境での十分な支援体制が整っていないという課題が浮き彫りになっている。特に通学中に必要となる医療的ケアや、日中の保育・学習活動時のケアに対応できる環境の不足が指摘されている。

本条では、このような背景を受け、医療的ケア児及びその家族への支援の強化を目的としている。具体的には、看護師を同乗させることでの通学支援の拡充や、医療的ケア児対応型の保育園の増設を推進することにより、医療的ケア児が安心して通学や保育を受けられる環境の提供を目指す。この政策は、医療的ケア児の日常生活と学びの場の充実を図るとともに、家族の心理的・生活的負担の軽減にも寄与する。

【字句の解説】

- ・ 医療的ケア児とは、特定の医療的処置やケアを日常的に必要とする子どもたちのことを指す。

314 自治体の支援が行き届かない多胎児家庭の実態を把握し、産前産後ケアの充実など適切な支援体制整備を促進します。

【趣旨・背景】

多胎児家庭は、一度に2人以上の子どもを迎えるため、経済的・心理的なプレッシャーなど多岐にわたる困難に直面することが多い。特に自治体の支援が十分でない場合、これらの負担は一層増大し、家庭内でのストレスや経済的困難につながることもある。そのため、多胎児家庭が直面する実際の課題やニーズを正確に把握することが求められている。

本条では、多胎児家庭の実態調査を通して、そのニーズを正確に掴むことを第一の目的としている。また、そのデータを基に産前・産後のケアや、必要な経済的支援、子育て支援などの体制を整備し、多胎児家庭が安心して子育てができる環境を実現することを目指している。この取り組みは、多胎児家庭の子育ての質を向上させ、家庭内のストレスや困難を軽減することに繋がるものと考えられる。

315 新たな社会問題となりつつある育児と介護のダブルケア問題解決のため、自治体に実態調査・把握を促すとともに、育児・介護の縦割りに阻まれない支援体制を整備します。

【趣旨・背景】

近年、高齢化社会と少子化の進行に伴い、子育て世代が同時に高齢の親の介護を担う「ダブルケア」の問題が増加している。このダブルケアは、家庭内での多大な時間と労力を要し、精神的・経済的なプレッシャーをもたらしている。また、現状の支援体制では育児と介護が別々の部門で対応されており、一元的なサポートが得られにくいという課題が存在する。

本条では、まず自治体にダブルケアの実態調査とその把握を求めることで、具体的な支援ニーズの明確化を図る。そして、そのデータを基に育児と介護の縦割りを超えた一元的な支援体制の整備を推進することを目的としている。この方針により、ダブルケアを行う家庭の負担軽減と、より効果的なサポートが実現されることが期待される。

316 ヤングケアラー（本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを、その発達の段階に見合わない程度で日常的に行っている子どもたち）の実態調査・把握を行うとともに、学業や社交性の獲得において子どもたちに負の影響がでないよう地方自治体における具体的な支援体制の整備を法制化します。

【趣旨・背景】

近年、家庭内の要因、例えば親の長時間労働、病気、障害などにより、子どもたちが家事や家族の世話を担うケースが増加している。これらの子どもたち、いわゆる「ヤングケアラー」は、自らの発達段階や学業に合わせた生活が難しくなりがちである。また、日常の重責が学業や友人関係、趣味などの時間を奪い、子どもとしての健全な成長や社交性の獲得に障害が出る懸念が高まっている。

本条は、この問題への対策として、ヤングケアラーの現状を正確に把握するための実態調査を推進する。そして、得られたデータを基に、地方自治体がこれらの子どもたちをサポートするための具体的な体制を法的に整備することを目的としている。これにより、ヤングケアラーの負担を軽減し、彼らの健やかな成長をサポートする環境を整えることが期待される。

317 児童虐待や経済的環境等、様々な理由で社会的養護を必要とする子どものため、弁護士等の専門家を常駐させるなど児童相談所の機能を強化するとともに、ニーズに応じた機能分担を推進します。また、特別養子縁組の促進や里親委託率の向上のため、自治体や民間支援団体との連携を強化します。

【趣旨・背景】

児童虐待や家庭の経済的困難など、様々な理由により社会的養護が必要となる子どもたちが増加している。これに伴い、児童相談所が抱える案件も増え、専門的な対応が求められる中、資源や人員の不足が問題となってきた。特に法的な問題や複雑な家庭の状況に対応するためには、弁護士などの専門家の協力が不可欠である。また、介入と支援など相反する業務を一人の児童福祉司が担当することが状態化しているなど、諸外国に比べてもその機能の脆弱性が指摘されている。

本条は、このような背景を踏まえ、児童相談所の機能を強化することを提案している。具体的には、弁護士等の専門家を児童相談所に常駐させることで、即座に専門的な判断や対応を可能とする。さらに、児童相談所の中での機能分担を進めることで、よりスムーズな対応が期待される。また、施設養護よりも家庭養護のほうが子どもにとっては望ましいことから、特別養子縁組や里親への委託を促進し、自治体や民間支援団体との連携を強化することで、家庭的擁護の推進を図ることを目的としている。

【字句の解説】

- ・ 家庭養護が優先される理由には、特定の養育者との信頼関係を、家庭養護のほうが作りやすいこと、また過去に大規模施設での児童養護で子どもの発達によくない影響を与えた例があったことなどが挙げられる。なお、政府も要保護児童の 1/3 を里親委託で養育する、という数値目標を立てている。

318 児童相談所の一時保護所における混合処遇を廃止し、義務教育を受けられない保護児童は原則通学できるよう子どもの保護環境を改善します。

【趣旨・背景】

児童相談所の一時保護所には、様々な背景や状況を持つ子どもたちが集まるため、一時的な安全確保は果たされても、長期的な観点や教育的ニーズへの対応が不十分であることが課題となっている。特に、混合処遇が常態化し、非行児童と被虐待児童が混在することも含め、異なる年齢や背景を持つ子どもたちが同じ環境で生活しているため、それぞれの子どものニーズに合わせたケアや教育が難しく、また一時保護の長期化により義務教育期間中の子どもが学校に通う機会を失うケースも報告されている。

本条の主な目的は、これらの課題に対応し、児童相談所の一時保護所の機能を再評価・再構築することである。混合処遇の廃止を通じて、各児童のニーズに合ったケアを提供し、義務教育を受けられない保護児童については、原則として通学ができる環境を整備することで、彼らの権利を保護し、より良い将来を築くための支援を行うことを目指している。

319 コロナ禍で特に困窮しているひとり親支援を拡充するほか、社会問題化している養育費の不払いについて、国が立て替えた上で不払い者に強制執行できる制度を創設し、子どもが両親の離婚によって経済的な不利益を被らない環境を整えます。

【趣旨・背景】

コロナ禍は経済的影響をもたらし、多くの家庭が収入減少や失業の危機に瀕した。その中で、ひとり親家庭は、収入源が限られているため、経済的な打撃を強く受けている。また、そもそもわが国では、母子家庭への養育費の支払いについて、4人に3人が未払いとなっている。さらに、母子世帯の平均年収は243万円となっており、養育費未払い問題は、母子家庭の貧困率が高止まりしている理由の一つとなっている。

本条は、ひとり親の支援を拡充することで、家庭の経済的安定を図る。養育費の不払い問題に対して、国が養育費を立て替える仕組みを確立し、その後、不払い者に対して強制執行を行う制度を創設する。これにより、子どもが経済的な不利益を被ることなく、安定した環境で成長できるようにすることが目的とされている。

なお、大阪府は都道府県で初めて「養育費の履行確保等支援事業」を2020年より開始した。保証会社を活用した養育費の不払いを防ぐことを目指し、養育費保証会社に払う初回保証料を5万円まで補助する仕組みを導入している。子どもが両親の離婚による経済的な不利益を被らない環境整備をすることについては、後述のとおり国会に法案を提出済みである。

【関連提出法案】

○離婚後の養育費支払確保法案（2018/11/15 提出 197 参 60）

https://o-ishin.jp/news/bill/pdf/086_1.pdf

<https://www.sangiin.go.jp/japanese/joho1/kousei/gian/197/meisai/m197100197060.htm>

320 少子化対策にも有効な最低所得保障制度（ベーシックインカムまたは給付付き税額控除）が実現するまでの間、子どもの数が多いほど税負担の軽減が大きくなる「N 分 N 乗方式（世帯単位課税）」を採用し、子育てによる経済的負担を軽減します。

【趣旨・背景】

家庭が子どもを持つ意欲や可能性を阻害する要因として、子育ての経済的負担がしばしば主要因として指摘されている。

そこで、本条では、少子化の進行を食い止め、子育て世代の経済的負担を軽減するための具体的な税制改革を提案している。具体的には「N 分 N 乗方式」という、フランス等で採用されている新しい税制を導入することで、子どもの数が増えるほど税負担の軽減が大きくなる仕組みを確立する。「子どもを沢山持つ方が得である社会」というメッセージを税制の面から打ち出す施策である。

なお、本件については、後述のとおり担当大臣に既に手交済みである。

【字句の解説】

- ・ N 分 N 乗方式（えぬぶんえぬじょうほうしき）とは、個人単位ではなく、世帯単位で課税する所得税の課税方式である。「N」は人数をあらわす記号で、世帯の所得を世帯人数で割り（N 分）、税額の計算後に世帯人数をかける（N 乗）ことから、「N 分 N 乗方式」と呼ばれている。たとえば共働き世帯の場合、現在の税制では夫と妻それぞれの所得をベースに課税されている。夫と妻の所得を合計して税額を計算するわけではない。N 分 N 乗方式を採用した場合、所得税を計算する際に、まず世帯の課税所得額（共働き世帯の場合は夫と妻の所得）を合計する。その後、世帯の人数で割った金額（N 分）をベースに税額を計算し、最後に世帯の人数をかけて（N 乗）納税額を算出する。N 分 N 乗方式を採用すると、家族の人数が多くなるほど納税額が少なくなる。結果、子どもの数が多いほど節税できるため、少子化対策になると注目されている。
- ・ 税は社会保障とセットで改革する必要があるが、例えば N 分 N 乗方式では低所得者層に支援の効果が薄いという課題が示されているが、給付付き税額控除を組み合わせることで、これが安心して子どもを産み育てるセーフティネットとして機能するのではないかと考えられる。

【関連提出提言】

- 「こども未来戦略方針」に関する提言書（2013/6/16 少子化担当大臣手交）

<https://o-ishin.jp/news/2023/06/16/14778.html>

321 「出産育児一時金」ではカバーできない自己負担が子育て世代に生じている現状に鑑み、出産にかかる医療は原則保険適用とします。さらに十分な「出産育児バウチャー（クーポン）」を支給することで、実質的な出産費用の無償化を実現し、産科医療機関の経営を安定させ、出産にかかる医療の安全性と質を担保します。

【趣旨・背景】

少子化の解決を国の責務と捉え、出産にかかる費用を「無償化」し、現役世代の可処分所得を大幅に増やしていくことは少子化対策・経済対策の両面において有効な政策である。しかしながら、現在、出産にかかる医療は自由診療となっており、一時金はこの現体制を維持しながら「負担軽減」のために支給されている状態である。自由診療を継続する場合、医療機関によってかかる費用が異なることに加え、一時金の増額とともに診療代も上がっていく傾向にあり、どれだけ一時金を増額しても完全な「無償化」は困難である。

そこで、出産にかかる医療を保険適用とし、全国一律で標準医療を定め、出産費用の固定額を定める。保険診療の場合この固定額のうち3割が自己負担となるが、自己負担額も固定化されるので、それに対して十分な金額の出産育児バウチャーを支給することで、完全な出産無償化を実現する。

なお、本件については、後述のとおり担当大臣に既に手交済みである。

【字句の解説】

- ・ 出産の保険適用による出産費用の無償化については、我が党が近年もっとも精力的に打ち出し、政府にも採用された案である。ただし、多くの産婦人科医・産科医療機関が保険適用に懸念を示しているのは事実であり、診療報酬を見直して産科医療機関が十分に持続できる点数を設定するなど、今後の緻密な制度設計が待たれるところである。

【関連提出提言】

- 「こども未来戦略方針」に関する提言書（2013/6/16 少子化担当大臣手交）

<https://o-ishin.jp/news/2023/06/16/14778.html>

322 妊娠期と出産後で支援が途切れがちになる課題を解決し、家族を包括的に支援する体制構築するため、妊娠期から子育て期に至るまでの切れ目のない支援制度と地域拠点（日本版ネウボラ）を全国展開します。

【趣旨・背景】

妊娠期と出産後の過程において、必要なサポートや情報が継続して提供されないという課題がいまだに散見される。特に出産後の新しいライフスタイルへの適応や子育ての疑問、悩みに対する情報提供や相談窓口が十分ではないとも指摘されている。

そこで、本条では、妊娠期から子育て期にかけての連続的なサポートを実現するための制度を提案している。具体的には、日本版として「ネウボラ」という地域拠点を設け、そこで一貫したサポートや情報提供を行うことを目指している。

この制度により、妊娠期から子育て期にかけて、家族が必要とする情報やサポートを一つの拠点から受け取ることができるようになる。家族が安心して子育てを進められる環境を整えとともに、子どもの健やかな成長をサポートする体制が全国的に展開されることを目指している。

【字句の解説】

- ・ ネウボラとは、フィンランドで展開されている家族や子どもをサポートするための地域拠点のことを指す。自治体によってはこうした取り組みを先進的で進めているところもある。

323 子どもの福祉・最善の利益の確保のため、主要先進国で法制化されている共同親権・共同養育については、DV（家庭内暴力）被害者保護等、DV に対する施策の推進や法整備を行いつつ、制度の構築を目指します。

【趣旨・背景】

子どもの福祉や最善の利益を最優先に考える中で、多くの主要先進国では、離婚後も両親が子どもの養育に共同で関与することを選択できる「共同親権・共同養育」の制度が採用されている。この制度は、離婚後も子どもが両親のどちらとも継続的な関係を維持できるものとして評価されている。一方で、家庭内での暴力（DV）の問題が存在する場合、共同養育は被害者である親や子どもにとって新たなリスクをもたらす可能性がある。

このような背景をもとに、本条では、共同親権・共同養育制度を導入するにあたって、DV被害者の保護を重視した取り組みを推進する方針を明確にしている。DV に対する施策の拡充や法整備を行いつつ、安全な共同養育が実現できる制度の構築を目指す。共同親権・共同養育を制度化して子どもの最善の利益を確保すると同時に、DV のリスクから子どもや被害者を守る取り組みを強化することを目指す。

324 SDGs（持続可能な開発目標）に関する国と地方自治体の施策をより一層強化するとともに、民間企業による取り組みの促進、学校現場での SDGs 教育の普及、市民社会やメディアによる広報・啓発活動の支援など、SDGs に対する日本社会全体への浸透を推進します。

【趣旨・背景】

現在、我が国においては、経済成長や社会発展を追求するだけでなく、環境保護や社会的公正などの側面も考慮した持続可能な未来を築くための方針が求められており、また地球温暖化、生態系の破壊、貧困や格差拡大など、国民全体が直面する喫緊かつ複雑な課題を有している。またこれらの課題は国、地方自治体、民間企業、メディアなどにおいて幅広く問題を共有する必要がある。

本条は、SDGs（持続可能な開発目標）に関する国と地方自治体の施策を強化し、民間企業の取り組みを促進し、学校現場での SDGs 教育を普及させ、市民社会やメディアの広報・啓発活動を支援することで、日本社会全体への SDGs 浸透を目指す。政府、地方自治体、民間企業、学校、市民社会、メディアなど、多様な主体の協力が必要であり、国内外の動向を踏まえ、より具体的な施策や啓発活動を展開し、社会全体が協力して SDGs の達成に向けて取り組むことで、持続可能な未来への道を切り拓く必要がある。我が党として SDGs に賛同する意思表示を示した趣旨が本条である。

325 フードロスや食品の偏在など地球規模の諸課題の解決が期待されるフードテックについて、研究開発や投資環境の促進をするとともに、安全性を確保したルールの策定を検討し、フードテックが社会に受け入れられる環境を整えます。

【趣旨・背景】

長らく続いてきた食品の偏在やロスが、環境への負荷を増大させ、食糧資源の無駄遣いを招いてきた。また、急速な人口増加や気候変動により、持続可能な食品供給への圧力が高まっている。このような背景から、フードテックを活用・推進することは喫緊の課題となっている。

本条は、フードテックに関する研究開発や投資環境を促進することにより、新たな食品生産方法や加工技術の開発を後押しし、製造工程での無駄やサプライチェーンの効率化を目指す。また安全性を確保するための適切なルール策定を行い、フードテックが社会に受け入れられる環境を整備することを提起している。

【字句の解説】

- ・ フードテックとは「Food」と「Technology」を組み合わせた言葉で、食の最先端技術のこと。最新のテクノロジーを活用して、食における問題解決や食の新たな可能性の拡充などを目指すものである。

326 テレワーク・時差出勤・フレックスタイム制の推進や、駅ナカや駅チカで保育所とオフィスを複合した「準・在宅ワーク」の拠点整備等を行い、出産・育児期に女性の就労率が極端に下がる、いわゆる「M字カーブ」を解消します。

【趣旨・背景】

我が国では、女性が結婚や出産、育児期には離職をし、家事・育児に専念する傾向が強く、そのため諸外国と比較して、女性の就労率のグラフはM字カーブが強く現れている。これは働き方の柔軟性や当該世代の女性をサポートする具体的なインフラないことが要因となっている。

本条は、M字カーブを解消させるために、テレワーク、時差出勤やフレックスタイム制の推進を目指す。また母親が職場と保育所を近接させて効率的に通勤・育児を行える環境を提供できるように、駅ナカや駅チカで保育所とオフィスを結びつける「準・在宅ワーク」の拠点整備等を行うことを目指す。これらによって、女性の働き方の柔軟性を高め、育児への負担軽減を行うことで、多様な生活スタイルに対応させながら、キャリアが継続し、M字カーブが改善に向かうことが期待される。

327 女性の雇用においてはすでに正規・非正規雇用が逆転している現状に鑑み、正規・非正規を問わない「同一労働同一賃金」を、女性が働く環境整備としても実現します。

【趣旨・背景】

我が国の女性の非正規雇用が正規雇用よりも多い要因に、女性が主に家庭や育児に専念し、男性が家計を支えるという伝統的な価値観、育児と仕事の両立の難しさ、雇用条件の不確実性、雇用機会の制約が影響しており、これらが組み合わさり、女性の非正規雇用が増えている。

本条は、女性の働く環境を改善するため、「同一労働同一賃金」を実効性伴うものとして目指す。雇用形態にかかわらず、同じ労働に対しては同じ賃金を保障することで、女性の雇用機会を増やし、女性の労働環境や処遇を是正する。

328 育児や介護を理由とした離職を防ぐため、育児・介護支援のみならず家事支援サービスの利用促進を図るなど、働きながらケアができる体制整備に努めます。

【趣旨・背景】

我が国では、長時間労働文化や家庭での男女の役割分担に関する伝統的な慣習が根強く、育児・介護と仕事の両立が難しい環境にある。制度改革や働き方の柔軟化が進むものの、社会的な認識の変革や適切な支援策の普及が必要となっている。

本条は、育児や介護に伴う負担を軽減するための制度やサービスの提供だけでなく、日常の家事をサポートするサービスの利用を促進することで、より幅広い支援を行うことを目指している。これにより、労働者が働きやすい環境が整備され、企業の人材確保や生産性向上にも寄与することが期待される。

329 企業の女性雇用率や女性役員比率、男性の育児休業及び出生時育児休業（男性版産休）取得率などに応じて政策的な減税を行い、女性や子育て世代が活躍しやすい機会を増やします。

【趣旨・背景】

我が国では、女性の社会進出や男性の育児参加の促進が進まない中、企業における女性雇用や女性役員の割合が不十分であり、男性の育児休業取得率も低い課題が浮き彫りになっており、男女平等の推進と労働市場の活性化が求められている。

本条は、企業の女性雇用率や女性役員比率、男性の育児休業取得率などの指標に応じて、政策的な減税を行うことを目指す。これにより、企業は積極的に女性を採用し、男性の育児参加を促進するメリットを享受する動機付けが期待されるだけでなく、女性や子育て世代の活躍機会が増え、社会全体の活力が向上することが期待される。

330 戸籍制度及び同一戸籍・同一氏の原則を維持しながら、旧姓使用にも一般的な法的効力を与える制度（維新版 選択的夫婦別姓制度）の創設など、結婚後も旧姓を用いて社会経済活動が行える仕組みの構築を目指します。

【趣旨・背景】

現在の日本では、結婚後に妻が夫の姓を名乗ることが法的に一般的であり、これが女性の職業キャリアや社会進出に制約を与える要因となっている。そのため、現行制度では、女性の姓を尊重することが軽視されるケースや女性が自己実現と職業成長を追求する際に不利益を被るケースがあり、男女平等の観点から改める必要性が高まってきた。一方で、戸籍制度は、人の出生から死亡に至るまでの親族関係を登録公証するもので、日本国民について編製され日本国籍を公証する唯一の制度であり、日本人としてのアイデンティティも内包されており、非常に重要である。戸籍に対する愛着に鑑みれば、戸籍を廃止または大きく変節することにつながる夫婦別姓制度に対して反発が生まれるのも理解できるところであり、現実的な解決策が求められている。

そこで本条では、現在の戸籍制度及び同一戸籍・同一氏の原則を維持しながら、旧姓使用にも一般的な法的効力を与えるハイブリッドな制度（現在の夫婦同姓制度と、戸籍を変節させてしまう選択的夫婦別姓制度との折衷案）を創設し、結婚後も旧姓を用いて社会経済活動が行える仕組みの構築を目指す。

331 性暴力被害者、セカンドレイプ被害者への支援を強化するとともに、出所者を把握し、治療に結び付けるなど性犯罪再犯の防止策の法制化を検討します。

【趣旨・背景】

性暴力やセカンドレイプなど性犯罪の被害者の多くには、長期にわたるトラウマや心的外傷を抱える人々が少なくない。さらに被害者の中には、適切な支援を受けられないことから再び犯罪被害に遭う「セカンドレイプ」のリスクが高まるケースも顕在化している。また、一部の性犯罪者は出所後に再犯するケースがあり、法務省が「性犯罪の再犯防止に向けた地域ガイドライン」を策定しているものの、社会全体の安全と被害者の保護が課題となっている。

本条の趣旨は、性暴力被害者やセカンドレイプ被害者の心の傷やトラウマの回復をサポートするための具体的な支援体制の強化と、性犯罪の再犯を防止するための施策を法的に確立することである。特に、出所者の把握や治療への結びつけを強化することで、社会全体での再犯のリスクを減少させることを目指している。これらの取り組みにより、被害者の人権を保護し、社会全体の安全性を向上させることが期待される。

なお、本件については、後述のとおり国会に法案を提出済みである。

【関連提出法案】

○性暴力被害者の支援に関する法律案（2018/6/11 提出 196 衆 35）

https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_gian.nsf/html/gian/honbun/g19605035.htm

332 DV（家庭内暴力）撲滅のため、DV相談の強化、民間シェルターの支援拡充、高葛藤ケースにおける面会交流の取り止めを適切に行い、早期発見と被害者支援を徹底します。

【趣旨・背景】

家庭内暴力は深刻な社会問題であり、被害者の身体的・精神的苦痛や社会的孤立が生じることから、個人だけでなく社会全体に悪影響を及ぼしている。特に、被害の隠蔽や報告の難しさから、実態が把握しきれていない。また、我が国では諸外国として比較して、被害者が安心して相談できる環境や被害者自身が安全な場所に避難できる場所が少ないなどの問題が顕在化している。

本条の趣旨は、家庭内暴力の撲滅と、被害者への包括的な支援体制の強化を目指すものである。DV相談の体制を強化し、被害者が安全に避難できる民間のシェルターや支援機関との連携を強めることで、被害者の早期の保護を図る。さらに、高葛藤ケースにおける面会交流の適切な取り止めを通じて、子どもの安全と健康を最優先にした措置を取ることを明確にする。これらの施策を通じて、家庭内暴力を根絶させ、被害者とその家族の安全と健康を守る社会を目指す。

333 性的虐待から子どもたちを守るため、13 歳となっている性的同意年齢の引き上げや構成要件の見直しなど、性被害の実態に即した刑法改正を検討します。

【趣旨・背景】

性的虐待や性被害が未成年者に対して深刻化し、13 歳という性的同意年齢は、未成年者の心身の発達や法的保護の観点から見直す必要がある。未成年者の精神的・生理的発達を考慮せずに性的同意年齢を 13 歳に設定しているため、未成年者が十分な判断力を持っているかどうかは明確に判断しにくく、性被害のリスクが高まっている。また、現行の構成要件では性被害を適切に捉えることが難しく、被害者の声が適切に反映されないケースも顕在化している。

本条では、このような課題を踏まえ、現行の性的同意年齢の引き上げや構成要件の見直しを行うことで、未成年者の保護を強化し、性被害を未然に防ぐことを目指す。また加害者に対する適切な罰則を導入することで、社会全体で性的虐待の防止と取り締まりを効果的に行うことが期待される。

なお、令和 5 年 6 月に刑法改正が成立し、明治時代から 110 年以上続いていた性交同意年齢（13 歳）が初めて引き上げられるなど、規定が大幅に変更された。これを受けて本条もアップデートされる予定である。

334 子宮頸がん（HPV）ワクチンについては、積極的勧奨が行われず接種の機会を逸した世代に対する救済措置を確実に進め、防げるがんから命と健康を守ります。

【趣旨・背景】

我が国の一部の報道では、HPV ワクチン接種後に健康問題が発生したとされ、これが一般の人々に不安を広める結果となった。ワクチンに関する科学的な情報や効果に関する適切な情報が、一般市民や医療従事者に適切に伝えられなかったことに起因し、不正確な情報や誤解が広まり、ワクチンの信頼性が揺らぐ結果となった。その後、科学的なエビデンスや情報をもとに再評価が行われ、効果とリスクのバランスを考慮した対策が講じられ、ワクチンの積極的な勧奨が再開されたが、接種の機会を逸した世代に対する救済措置が課題となっている。

本条文は、積極的勧奨が中断した間に、子宮頸がん（HPV）ワクチンの接種の機会を逸した世代に対する救済措置を確実に進め、防げるがんから命と健康を守ることを目指す。

335 不妊治療が保険適用になったことで、支援の対象外となってしまった効果的・先進的な治療に対する助成の再開・継続を検討するとともに、不妊治療分野における混合診療解禁を早期に実現します。また時間単位の有給取得を企業に奨励するなど、不妊症・不育症の課題と向き合い仕事と治療が両立できる環境整備に取り組めます。

【趣旨・背景】

高齢出産の割合が増加しており、不妊症のリスクや不妊治療の需要が高まっている。保険適用が決定されたことは不妊治療の間口を広げるという大きなメリットがあった反面、不妊治療の技術は日々進化しており、先進的な治療方法が存在するものの、費用が高額である一方、そこには保険適用外かつ助成金もなく、自費で行うしか手段はない。保険適用外の効果的な不妊治療を組み合わせることで、患者の要望に合わせた治療の実施や成功率を高めることが期待されているが、実現していない。また現在の就業形態では仕事と治療の両立が難しいといった課題がある。

本条は、不妊治療の保険適用導入により、支援の対象外となった効果的・先進的な治療に対する助成の再開・継続を検討するとともに、不妊治療分野における混合診療の解禁を目指すものである。また、労働環境においても配慮が行き届くよう、時間単位の有給取得を企業に積極的に奨励し、不妊症・不育症患者が治療と仕事の両立が可能な環境を整備する。

336 母体を適切に守るため、性と生殖に関する知識を啓発するとともに、アフターピルのオンライン診療・処方などの規制緩和を検討します。

【趣旨・背景】

性と生殖に関する情報の普及不足により、性教育や避妊法、性感染症に関する正確な知識が広く浸透しておらず、若者を中心に誤った情報が広まっている。そのため、未知のリスクを抱えた性行為が増加し、健康問題や妊娠中絶の増加などが懸念されている。さらに、性と生殖に関しオープンな議論や相談が難しく、若者や特に女性が必要な情報や医療を受けることが困難な場合がある。またアフターピルに関する診療や処方を受ける際に、病院に行くことは一部の人にとって心理的な負担となっている。

本条の趣旨は、母体の健康と選択権を尊重し、その権利を守るための具体的な対策を提案することにある。性と生殖に関する教育や啓発活動を通じて、正しい知識を広めることを目指している。また、アフターピルのオンライン診療や処方に関する規制緩和を検討することで、予期せぬ妊娠のリスクを低減し、女性が自身の身体に関する選択をより自由に、そして情報に基づいて行える環境の整備を進める。

障がい者支援

337 分身ロボットなどのテクノロジー開発や、超短時間雇用の導入等の規制緩和を通じ、身体・知的・精神の障がい種別にとられない障がい者雇用率の向上を推進します。

【趣旨・背景】

日本では、障がい者の雇用率が低く、その多くが適切な職場での雇用機会に恵まれていない現状がある。これは、従来の労働環境や慣行が障がい者の多様性に対応しておらず、差別や偏見も影響していることに起因している。また障がい者雇用が身体障がい者に偏っているという課題がある。

本条では、分身ロボットなどのテクノロジー開発・導入により障がい者が持つ潜在的な能力を最大限に引き出し、適切な職務を遂行する手段を増やすことで障がい者雇用率の向上を目指す。また超短時間雇用の導入することで、障がい者自身の柔軟な働き方を実現しやすくなるだけでなく、雇用主も雇用のハードルを下げることで、障がい者の雇用機会が増加すると効果が期待される。

338 障がい者福祉についても、雇用契約を前提とする障がい者雇用率制度（法定雇用率）に加え、フリーランスや就労継続支援事業所等への発注額を評価する仕組みを導入する等により、多様な働き方を促進します。

【趣旨・背景】

現状の障がい者雇用率制度は一定事業規模の事業主に対して、一定割合以上の障がい者の雇用を義務付けているが、制度の対象外となっている多様な働き方を望む障がい者も多く存在している。また法定雇用率の達成状況だけでなく、障がい者が多く働く就労継続支援事業者等との取引を考慮するなど、今まで以上に障がい者の雇用が継続的、幅広く行うことが求められている。

本条の趣旨は、障がい者も様々な働き方を選択できるような環境を整えることにある。本条の提案により、障がい者の能力や適性に応じた柔軟な働き方が選択できるようになるとともに、障がいの有無に関わらず多様な働き方の選択肢を社会全体で広げることができると期待される。フリーランスや就労継続支援事業所等への発注額を評価する仕組みの導入により、企業や団体が障がい者の多様な働き方を支援する動機付けも提供される。

【字句の解説】

- ・ 従業員が一定数以上の規模の事業主は、従業員に占める身体障害者・知的障害者・精神障害者の割合を「法定雇用率」以上にする義務がある。この制度を障がい者雇用率制度という。

339 ポストコロナ時代における働き方に鑑み、健常者のみならず障がい者就労についても通所だけでなくテレワーク（在宅就労）で行えるよう、就労系福祉サービスを活用できる制度と ICT 環境を整備します。

【趣旨・背景】

我が国の就労環境は健常者、障がい者問わず、企業や事業所に通うことがほとんどである。これは通勤による交通混雑を発生させるだけでなく、通勤ストレスや移動時間が生じ生活の質などを減退させている。また、現状の働き方は大都市に企業が集中するなど、地域間格差や地方の過疎化を促進する一因にもなっている。

本条は、テレワーク（在宅就労）が促進するよう、就労系福祉サービスを活用できる制度と ICT 環境を整備することを目指す。これによって、物理的距離などが障害となっていた健常者や障がい者に対して多様な働き方と選択肢を提供し、多様な能力を持つ人々が活用でき社会の実現に寄与する。

340 長時間の介助を受けられる「重度訪問介護」のサービスについては、経済活動中にも利用可能にする等、重度障がい者が活躍できる環境を整備します。

【趣旨・背景】

本条の制定された背景は、重度障がいを持つ人々が経済活動や社会活動に参加する際に直面する困難性である。多くの重度障がい者にとって、日常の生活を送るための介護やサポートが必要となるが、現行の「重度訪問介護」サービスは主に家庭内でのサポートを中心に提供されており、経済活動中の利用には限りがある。重度障がいを持つ当事者が国会議員に当選した際、その政治活動中は訪問介護サービスが適用外になることが注目を集めたこともある。経済活動や社会参加を積極的に行いたいと考えている重度障がい者も、適切なサポートが受けられないために、その意欲が阻害される場面が少なくない。

本条の趣旨は、重度障がい者が経済活動や社会活動を行う際に、必要な介護やサポートを確実に受けられる環境を整備することにある。具体的には、「重度訪問介護」サービスを経済活動中にも利用できるようにすることで、重度障がい者が安心して社会に参加し、その能力や経験を存分に発揮できるようにすることを目指している。

341 障がい者の社会参加に必要な情報アクセスやコミュニケーション手段の保障、デジタル・ディバイド（情報格差）解消のため、行政サービスを中心として情報保障の充実化を図ります。また、手話を言語として定める手話言語法を制定します。

【趣旨・背景】

本条の背景としては、情報化社会の進展とともに、障がい者にも情報へのアクセスやコミュニケーション手段の確保が不可欠となってきたという認識がある。特に、デジタル技術の急速な普及により、情報を取得・利用する能力が個人の社会参加や生活の質に直結するようになった。しかし、障がい者の中には、これらの情報技術を十分に利用できない者も多く、デジタル・ディバイド（情報格差）が拡大しているのが現状である。

そこで、本条は、障がい者が社会に平等に参加するための情報アクセスやコミュニケーション手段を保障し、デジタル・ディバイドを解消することを目指している。具体的には、行政サービスの情報提供を中心に、情報のアクセス性や利用しやすさを高める取り組みを進めることで、障がい者も情報を自由に取得・利用できる環境を整備する。さらに、手話を言語として正式に認め、手話利用者の権利を保護する「手話言語法」を制定することで、手話を使用する障がい者の情報アクセスやコミュニケーションの機会を増やすことも目指している。

342 障がい児がライフステージを通じて一貫した療育支援を受けられるよう、療育（発達支援）施設の拡充など地域における療育支援体制を構築します。

【趣旨・背景】

近年、障がい児に関して、成長する過程での継続的かつ一貫した療育支援の重要性が強く認識されてきた。療育は、障がい児の発達の支援や潜在的な能力の最大化を目指すもので、早期からの取り組みがその後の生活の質に大きな影響をもたらすとされている。しかし、地域によっては療育の受けられる施設やプログラムが不足しており、適切なサポートを受けることが難しい。

本条の趣旨は、障がい児が生まれてから成人するまでのライフステージ全体で、適切な療育支援を受けられる体制を地域に構築することにある。具体的には、療育施設の数を増やすことはもちろん、質の高い療育プログラムを提供する専門家の養成や、関連する施設やサービスの連携を強化するなどの取り組みを進めることを目指している。これにより、障がい児一人ひとりが最適なサポートを受けて、その可能性を最大限に引き出せる環境の整備を促進する。

LGBTQ

343 同性婚を認め、LGBTQ などの性的少数者が不当な差別をされないための施策を推進します。

【趣旨・背景】

現在我が国では同性婚が認められておらず、LGBTQ などの性的少数者の権利が侵害されている。同性婚が認められていないことにより、社会的な孤立や心理的苦痛とともに、医療や相続などの場面での社会的不利益も存在している。

本条は同性婚を認め、婚姻を望む同性パートナーたちに法的不利が被ることがない社会を目指すことを、我が党として明確に示したものである。

一方で、同性婚の制定に当たっては憲法改正が望ましいという意見や、現行の婚姻制度とは異なる特別法によって制定するべきといった様々な意見・制度設計の提案があり、どのような形で同性婚を制定させていくのかという点については、引き続き議論を深める必要がある。

なお、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律が、211 回国会において、自民党・公明党提出の法案に、我が党提出法案を全面的に踏襲した形で修正可決した。

【関連提出法案】

○性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律案（2023/6/16 成立 211 衆 13）

<https://o-ishin.jp/news/2023/05/26/14720.html>

https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_gian.nsf/html/gian/honbun/g21105013.htm

344 自治体による同性パートナーシップ制度を促進するとともに、同性間に限らず使えるパートナーシップ制度（日本版パクス）の導入を目指します。

【趣旨・背景】

全国におけるパートナーシップ制度の導入状況は、2023年8月時点で導入自治体数は278、人口普及率は約68%となっている。他方、まだ導入がされていない自治体も多く、当該地域に住む同性パートナーにおいて不利益が生じている状況である。LGBT当事者を中心に、同性婚を望む声が強くなっており、全国的な広がりも見せている。2021年3月には札幌地裁にて「婚姻によって生じる法的効果の、一部ですらもこれを享受する法的手段を提供しないとしていること」は違憲と判決した。一方で、憲法で保障され「婚姻」を同性に対しても認めることについてはなお議論が残されており、戸籍法を改正するなどハードルが高い。そこで婚姻によって生じる法的効果をできる限り享受できる、婚姻とは異なる「パートナーシップ制度」をまず立法措置することにより、同性婚を望むカップルの不利益を解消することなども具体的に提案されているところである。

本条は、法的な拘束力はないものの、同性パートナーに生じている現状の不利益を極力解消するよう、自治体における同性パートナーシップ制度の促進を目指す。これにより当該自治体に住む同性パートナーの不利益を極力解消し、国に対しては立法措置に向けたテコとする。また、婚姻数の低下が少子化原因と指摘されている社会情勢や、選択的夫婦別姓制度に進展がない現状も鑑み、異性間も対象となるパートナーシップ制度の制度を目指す。なお、本パートナーシップ制度は、将来的な同性婚制定を妨げるものではない。

【字句の解説】

- ・ PACS（パクス）とは性別に関係なく。成年に達した二人の個人の間で安定した持続的共同生活を営むために交わされる契約のことで、フランスで導入されている制度である。「同棲以上、婚姻未満」の制度とも呼ばれ、婚外子の多いフランスでは、この制度の導入が少子化対策にも寄与したとの指摘がある。

345 性自認・性同一性を巡る諸課題やトランスジェンダー当事者が直面する困難の解決に取り組み、多様性が尊重される環境整備に向けて政府内に専門的に議論をする会議体を設置します。議論の際は、女性や子どもなどの権利が守られることにも十分な配慮をもって進めます。

【趣旨・背景】

トランスジェンダーの人々や性の多様性を持つ人々が直面しているさまざまな課題や困難が存在しており、医療や法律の側面だけでなく、日常生活や職場、学校などでの差別や偏見といった社会的な側面も含まれている。

本条の趣旨は、性の多様性を持つ人々の権利を守りながら、その困難や課題を解決するための方策を検討し、推進することにある。この際、特に女性や子どもなどの権利に影響を及ぼす可能性がある点には、十分な配慮が払われることに留意が必要である。これは、性の多様性を尊重すると同時に、性的少数者を含むすべての国民の権利や利益も守るというバランスを重視していることを示している。

本条の内容に基づいて、2023年6月に成立したLGBT理解増進法案が成立した。これに従い、政府は関係府省による連絡会議を設置し、8月に初会合を開催したところである。法案は成立したものの、依然として社会的認知や理解不足に起因する差別や偏見が存在しており、より一層、性的指向やジェンダーアイデンティティの多様性について、国民的な理解を進めていくことが求められている。

なお、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律が、211回国会において、自民党・公明党提出の法案に、我が党提出法案を全面的に踏襲した形で修正可決した。

【関連提出法案】

○性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律案（2023/6/16 成立 211 衆 13）

<https://o-ishin.jp/news/2023/05/26/14720.html>

https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_gian.nsf/html/gian/honbun/g21105013.htm

346 表現の自由に十分留意しつつ、民族・国籍を理由としたいわゆる「ヘイトスピーチ（日本・日本人が対象のものを含む）」を許さず、不当な差別のない社会の実現のため、実効的な拡散防止措置を講じます。

【趣旨・背景】

本条の背景には、近年のグローバル化の進展とともに、多様な民族や国籍の人々が共生する社会の中で、一部から排外的な言動や差別的な言論、いわゆる「ヘイトスピーチ」が目立つようになってきたことにある。特に、SNS やインターネットの普及により、ヘイトスピーチの拡散速度や影響範囲が大きくなり、社会的な問題としての認識が高まってきた。

本条は「表現の自由」を尊重することを前提としつつ、ヘイトスピーチの問題を解消する方向性を示している。具体的には、民族や国籍を理由としたヘイトスピーチを許容せず、不当な差別のない社会の実現を目指す。そのための実効的な拡散防止措置の講じることが求められている。ここでの「実効的」とは、単に法的な規制だけでなく、社会的認識の変革や啓発活動など、具体的かつ効果的な手段を用いることを意味する。

なお、大阪市では平成 27 年 1 月に「ヘイトスピーチへの対処に関する条例」が、大阪府でも令和元年 11 月に「ヘイトスピーチ解消推進条例」が制定されている。

347 SNS などにおける誹謗中傷問題につき、わが党が提案した「インターネット誹謗中傷対策推進法案」を成立させ、表現の自由に十分に配慮しつつ、中傷被害者の救済を迅速・確実に図るとともに、誹謗中傷表現の抑止のための国、自治体、事業者の責務を明確にした対策をすすめます。

【趣旨・背景】

近年、SNS の普及と共に、個人の情報が瞬時に広まる現代社会において、誹謗中傷の被害が増加している。特に匿名性が高いインターネット上では、誰もが容易に他者を攻撃することが可能となり、被害者が真実を訴えたり、反論することが難しくなっている。また、訴訟による加害者の特定なども煩雑であり、諦めてしまう被害者も多い。

本条の趣旨は、表現の自由を尊重しつつ、インターネット上での誹謗中傷の問題を解決することにある。具体的には、我が党が提出した「インターネット誹謗中傷対策推進法案」の成立を通じて、誹謗中傷の抑止と、その被害者の救済を迅速かつ確実に実現する方針を示している。

なお、大阪府では令和 4 年 4 月に「大阪府インターネット上の誹謗中傷や差別等の人権侵害のない社会づくり条例」が施行され、令和 5 年秋にさらなる改正が予定されており、本件については、後述のとおり国会に法案を提出済みである。

【関連提出法案】

○インターネット誹謗中傷対策の推進に関する法律案（2022/5/12 提出 208 衆 36）

<https://o-ishin.jp/news/2022/05/12/12126.html>

https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_gian.nsf/html/gian/honbun/g20805036.htm

外国人対応

348 マイナンバーカードによる外国人労働者の在留管理を推進するとともに、新たな外国人労働者の受け入れも踏まえ、AIチャットボット・AI翻訳を活用した行政の多言語対応など、外国籍児童・外国出身児童を含めた外国籍住民との共生を図ります。

【趣旨・背景】

少子高齢化に伴う労働人口の減少や技能労働の不足といった課題に対処するため、外国人労働者の受け入れが必然的に拡大されている。外国人労働者の増加に伴い、彼らの適切な管理やサポートが求められている。

そこで本条は、マイナンバーカードを利用した在留管理を提案している。これにより、正確で効率的な管理を可能にする一方で、外国人労働者との連携や情報提供の効率化にも寄与する。

さらに、外国人労働者やその家族が日本での生活を円滑に進めるためのサポートの拡充も同時に進める。AI技術を活用した多言語対応のチャットボットや翻訳サービスは、行政手続きや生活情報の提供において、言語の壁を低減し、外国籍住民との円滑なコミュニケーションを実現する。特に、教育の場における外国籍児童・外国出身児童の支援は、彼らが日本社会での生活に適応し、共生を実現する上で極めて重要である。このような取り組みは、多文化共生の実現に向けた重要なステップとなる。

349 外国人技能実習制度の実態を調査し、外国人労働者が「労働力の需給調整手段」として使われてきた状況を抜本的に改善して適切な受け入れを推進します。

【趣旨・背景】

外国人技能実習制度は、発展途上国等からの技能実習生を日本企業に受け入れることで、技能の習得や技術の移転を通じて、彼らの母国の産業発展を支援することを目的とした制度である。しかし、近年では一部の受け入れ先での悪質な労働環境や適切な技能習得の機会が与えられない問題、また賃金や労働時間、生活環境の問題など、実習生の権利が侵害されるケースが指摘されてきた。これらの問題は、技能実習制度が元々の目的を逸脱し、単なる「安価な労働力供給源」として利用されている現状を浮き彫りにしている。

そこで、こうした問題点を根本から解決し、技能実習制度の真の目的を回復することを掲げたのが本条である。具体的には、実習生の権利の保護や監督体制の強化、企業の適切な受け入れ体制の確立などが考えられる。これにより、日本の社会と経済、そして発展途上国との間での真のパートナーシップを築くための土台を整えることが期待される。

なお、政府による有識者会議は、令和5年4月、技能実習生制度は廃止をして新たな制度へ移行するべきだとの答申を発表しており、新たな制度の設計が注目される。

350 偽装難民問題に留意しつつ、難民及び難民申請者への医療・食料等の支援強化や難民申請プロセスの改善など、SDGs の考え方にに基づき人道的見地から難民問題に取り組めます。

【趣旨・背景】

偽装難民問題は、難民申請が経済的な利益や滞在目的など、真の難民としての保護を必要としていない人々によって行われるケースを指す。難民認定申請を繰り返して送還を回避したものたちが、凶悪犯罪を発生させている問題が指摘されている。一方で、実際に迫害や暴力から逃れるために国を離れざるを得なかった真の難民たちも存在し、適切な保護や支援が必要である。また、いわゆるウイシュマさん事件は、収容者に対して適切な医療などを提供できていない現在の入管行政の問題点を浮き彫りにした。

そこで本条は、偽装難民問題への対策と、真の難民への適切な支援を両立させるためのものとなっている。具体的には、難民申請のプロセスを透明化・迅速化し、真の難民を迅速に認定・保護する仕組みの構築を目指す一方で、不適切な申請を事前に排除するためのメカニズムも強化することが考えられる。この考えに基づき第 211 回国会で入管法改正が達成された。

また、SDGs（持続可能な開発目標）は、貧困、飢餓、健康、教育、平等など、幅広い課題に取り組む国際的な目標を示している。本条は、SDGs の考え方にに基づき、難民の保護や支援を通じて「平和と正義のための強固な社会を築く」という目標や「すべての人々の健康と幸福を確保する」という目標に資するためにも提言された。

351 安全保障上の観点などから、各級選挙や住民投票における外国人参政権付与については認めない一方、帰化を望む永住外国人のため帰化手続きのさらなる合理化・簡素化を推進します。

【趣旨・背景】

本条において、安全保障の観点から、外国人の選挙や住民投票への参加を認めないという明確な立場を取っている。一方で、長期間その国で生活し、その国の社会や文化の一部となり国籍取得の意志を持つ外国人の社会的統合を促進するため、帰化の手続きを合理化・簡素化する提案を行っている。

この方針の趣旨は、外国人がその国の社会の一員として受け入れられ、活動できるようにすることで、多文化共生を実現することにある。その上で、政治的な決断の場面では、国の安全や主権を保護するための措置（帰化をしない外国人滞在者には参政権を認めない措置）をとるという、バランスを求めるものとなっている。

動物との共生

352 動物愛護管理法によるペット業者への数値規制を徹底するとともに、犬猫殺処分ゼロを目指し、愛護団体の支援充実や保護犬・保護猫の譲渡会の活性化等を推進し、不条理な繁殖・販売ビジネスをなくしていきます。また、虐待を監視するアニマルポリスを創設すると同時に、動物保護の障害となっている所有権の壁を取り払います。

【趣旨・背景】

本条は、動物の権利と福祉に重点を置いて設計されている。ペット産業は大きなビジネスであり、その中には不適切な繁殖や販売の方法を取る業者も存在する。このような不適切な業務方法は、動物の福祉を脅かし、時には動物虐待の原因となる。

動物愛護管理法におけるペット業者への数値規制（生後 56 日以下の犬猫の販売を禁止等）の徹底は、動物の健康や福祉を保護するためのものであり、愛護団体の活動によって過度な繁殖や不適切な飼育を撲滅していくことも重要である。また、犬猫の殺処分ゼロを目指す姿勢は、動物の命を尊重する基本的な考え方を示している。愛護団体の支援や譲渡会の活性化は、家族を持たない動物に新しい家を見つける手助けとなる。

さらに、アニマルポリスの設立は、動物虐待事件の迅速な対応と予防を目的としている。動物の所有権の壁を取り払うことで、動物の保護を優先しやすくする。これらの取り組みは、動物福祉の向上を目的としているとともに、社会全体が動物を尊重する文化を築くための基石となることが期待される。

353 譲渡困難のケースを殺処分にカウントせずに「ゼロ達成」と偽る自治体が発生している事態に鑑み、殺処分の定義を厳格に見直し、動物殺処分をゼロに近づける取り組みを強化します。

【趣旨・背景】

本条は、動物殺処分の真実の数字を正確に反映し、真の意味での「ゼロ殺処分」を実現するための取り組みを示している。多くの自治体が動物の殺処分を減少させる目的を持っているが、譲渡困難のケースを殺処分にカウントせずに「ゼロ達成」をうたう自治体も発生しており、真の動物の福祉を目指す目的に反していると考ええる。

このような状況を改善するためには、殺処分の定義を明確にし、その基準を統一する必要がある。本条は、透明性と誠実さを持って動物の命を尊重し、真の意味での動物福祉の向上を目指していることを強調する。

354 国際獣疫事務局（OIE）の勧告に則り、家畜のストレスや疾病を減らすなど「アニマルウェルフェア」に配慮した飼養管理を促進します。

【趣旨・背景】

「アニマルウェルフェア」は動物の福祉を中心にした考え方であり、動物が適切な環境、栄養、医療ケアを受け、疾病や痛み、ストレスから解放され、自然な行動を取ることができる状態を指す。国際獣疫事務局（OIE）は、アニマルウェルフェアの標準や勧告を定めており、これらの勧告は国際的に受け入れられている。

本条の背景には、家畜の適切な飼養管理が、動物の健康や生産性を向上させるだけでなく、食品安全や公衆衛生、環境保護にも寄与するという認識がある。近年、消費者の動物福祉への関心や要求が高まっており、家畜のストレスや疾病を減少させる取り組みは、動物産業の持続的な発展にも寄与する。

本条の趣旨は、国際的な標準に基づきながら、アニマルウェルフェアを重視した飼養管理を日本の家畜産業に普及・促進することにある。これにより、動物の健康や福祉の向上、産業の信頼性や競争力の強化を目指す。

7.【危機管理・科学技術・環境】

国土と国民を守る危機管理改革、未来のための科学技術・環境政策

危機管理・防災インフラ

355 大規模災害のたびに問題となる初動段階の対応を改善し、発災後１週間以内に、最低限の物資等を確保することを国の指針として定めます。

【趣旨・背景】

迅速かつ円滑な物資支援を行うには、国と地方自治体の間で、物資の調達・輸送等に必要な情報を共有し、調整を効率化することが必要である。国のプッシュ型支援は３日～１週間で届くとされるが、需給のミスマッチや不良在庫が課題となったため、2020年より、避難所物資ニーズのリアルタイムな把握共有が可能となる物資調達・輸送調整等支援システムを導入し、初動の迅速化等に努めている。

本条は、大規模災害のたびに問題となる初動段階の対応を改善し、発災後１週間以内に、最低限の物資等を確保することを国の指針として定めることを目的としている。

356 災害後の対応を検証するワーキンググループには災害現場の首長などを中心に選定し、次の災害現場で即実行可能な提言を策定します。

【趣旨・背景】

防災対策実行会議の下で、各種災害への対策、検証等を行うワーキンググループが設置されている。過去の例を参照すると、委員は主に学識経験者、研究機関、過去災害対応にあたった地方自治体の首長、関係省庁の担当者等から選定されている。ほとんどの場合、首長にとって災害対応は職務上初めての経験となることから、被災地首長の経験や教訓を広く伝えていくことが重要である。

本条は、災害後の対応を検証するワーキンググループには災害現場の首長などを中心に選定し、次の災害現場で即実行可能な提言を策定することを目的としている。なお、我が党は、被災地方公共団体の長が、国の行政機関の長又は都道府県知事に対して復旧復興に必要な措置の実施を要請することができるようにする「災害復旧復興地方主導法案」も別途国会に提出している。

【関連提出法案】

○災害復旧復興地方主導法案（2018/11/15 提出 197 参 30）

<https://o-ishin.jp/houan100/pdf/detail035.pdf>

<https://www.sangiin.go.jp/japanese/joho1/kousei/gian/197/meisai/m197100197030.htm>

357 感染症の対応にあたる「日本版 CDC」を首都圏と関西圏に 1 か所ずつ整備し、感染防御のための司令塔設置並びに人材育成の強化を行います。(再掲)

【趣旨・背景】

新型コロナウイルス感染症のような感染症は、迅速かつ効果的な対応が求められる。しかし、現在の感染症対策の体制は中央集権的であって、かつ、機能していなかったことが明らかになった。

本条では、感染症対応の強化を図るために、首都圏と関西圏にそれぞれ「日本版 CDC」を整備することを目指す。これにより、感染防御の司令塔を設置し、迅速な情報共有と指導を行い、地域の感染症対策を一元化する。また、人材育成の強化により、専門的な知識や技術を持った感染症の専門家を育成し、感染対策の質の向上を図ることで、感染症への適切な対応を強化し、国民の健康と安全を確保する。

358 道州制の理念の下、隣接都道府県では情報や医療資源の共有化をはかるなど、相互補助できる体制を構築します。(再掲)

【趣旨・背景】

コロナ禍で明らかになった課題として、自治体間の情報や医療資源の共有や連携不足であった。感染症等の患者の行動把握、地方自治体・保健所・病院間の情報共有や連携などの不足から、混乱、感染症の拡大阻止、医療資源の不足が生じたため、本条では、地方自治体間で相互補助が可能とする体制を構築することを明記した。

359 「ダイナミック周波数共用システム」の一層の活用による「公共 LTE」の推進を図るとともに、非常時には防災無線に加えて複数の通信メディアを活用した情報伝達の充実を図ります。

【趣旨・背景】

災害時などの非常時には、自治体・警察・消防等の公共機関相互の円滑な通信や情報共有の確保とともに、災害情報等を全ての住民に早急に伝達するための情報伝達手段の多重化・多様化が求められる。

本条は、同一の周波数帯で異なる無線システムの共用を可能とする「ダイナミック周波数共用システム」を周波数帯全域で実施するなど一層活用することで、より柔軟かつ効率的に無線通信を活用できる環境を整備し、災害時に公共機関が共同で利用する無線システム（公共 LTE）を推進するものである。あわせて、防災無線、携帯電話等への緊急速報メールなどの多種多様な情報伝達手段を整備することにより、災害に強い総合的な情報伝達システムの構築を目指している。

なお、本件については、後述のとおり国会に法案を提出済みである。

【関連提出法案】

○情報通信行政の改革の推進に関する法律案（2022/4/6 提出 208 衆 26）

<https://o-ishin.jp/news/2022/04/06/12036.html>

https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_gian.nsf/html/gian/honbun/g20805026.htm

360 災害時の自衛隊の役割・優先順位のさらなる明確化と周知を行い、自治体とも連携して自衛隊による救助活動を効率的に進めます。

【趣旨・背景】

自衛隊は、天災地変その他災害に対して人命または財産の保護のため必要があると認められる場合は、都道府県知事等の要請に基づき、様々な災害派遣活動を行う。近年、派遣回数が増える中、地方公共団体との連携には課題が指摘されている。

本条は、災害派遣に係る自衛隊の役割分担等をより明確にして、地方自治体に派遣された自衛隊の迅速かつ効率的な支援を可能とし、ひいては、自衛隊が、主たる任務である国防に係る訓練に注力できるようにすることを目指す。

361 災害時の倒木や倒れた電柱の撤去作業において、自治体が所有者を問わず復旧作業で
きるよう各事業者と協定を結ぶモデル制度（和歌山モデル）を全国の自治体に促進し
ます。また、中山間地や災害多発地域等公助が及ぶのに時間を要する地域には共助を
最大化できる予算を措置し、住民自らによる早期救助、復旧を後押しします。

【趣旨・背景】

一般送配電事業者を始めとする関係事業者と地方自治体との間において、災害時における事前の取決めがなかったことから、迅速な災害復旧の妨げとなることがある。中山間地等においては、災害時の復旧・復興に時間を要することで、地域社会に更なる打撃を与え、その存立が危ぶまれる事態となっている。

本条は、関係事業者と各自治体との災害時の役割分担、費用負担等の連携協定の締結を進めることにより、復旧・復興の迅速化を目指している。また、中山間地等においては、地域防災力の向上の自主的な取組を後押しするための補助金等を効果的に活用することで、住民主体による強靱性の高い地域社会の構築につながるものである。

【字句の解説】

- ・ 和歌山県では、2018年9月の台風により多数の倒木や電柱倒壊の被害を受け、復旧に多大なる時間を要したことから、2019年4月に「災害時における停電・通信障害の早期復旧に係る協定」を関西電力およびNTT西日本とそれぞれ締結している。持ち主の区分にかかわらず、行政（県）が倒木等の障害物撤去を支援できる仕組みである。

362 市民、ボランティア、行政、自衛隊などの力を結集し、被災者のために一丸となって災害廃棄物等の撤去を行うモデル制度（ONE NAGANO）の導入を促進します。

【趣旨・背景】

災害廃棄物の処理は、市町村が主体的な役割を担うこととされているが、近年の災害は大規模化しており、あらゆる主体が連携した取組が必要となる。

長野県では、日頃からの備えとして顔の見える情報共有が行われていた結果、令和元年台風第 19 号による災害時に、市民、ボランティア、行政、自衛隊など全ての人々により災害廃棄物等の撤去を行うプロジェクト（ONE NAGANO）が円滑に実施されていることから、本条は、こうした取組の導入を他の自治体へ促進していくことを目的とする。

363 土砂災害を誘発する放置人工林を自然林に戻すべく、間伐と広葉樹の植栽を推進します。

【趣旨・背景】

戦後の拡大造林により、日本の森林は経済的価値の高い針葉樹の植栽が進んだが、エネルギー源の転換や木材の輸入自由化で国産材の価格は低迷し林業は衰退した。採算性の悪化に伴い、放置される人工林が増加し、痩せた森林での土砂災害が多発している。

本条では、間伐で土壌を豊かにして水源涵養機能を高め、広葉樹の植栽で人工林を混交林化することで、土砂災害防止や生物の多様化につなげる。間伐と広葉樹植栽で豊かな森林をつくり、土砂災害防止等の森林の公益的機能を向上させる。

364 高度成長期以降に整備したインフラの老朽化対策について、ドローンや AI、IoT など最新技術の活用によるメンテナンスの高度化・効率化を継続的に推進するとともに、インフラの集約や不要な施設の撤廃を進めます。

【趣旨・背景】

インフラの多くは、高度経済成長期以降に集中的に整備されており、今後、建設から 50 年以上経過する施設の割合が加速的に進行していく。自然災害が激甚化・頻発化する中で、適切な維持管理等が必要だが、多くのインフラを管理する市町村では、体制面・予算面で課題を抱えている。

本条は、最新技術を活用することで、維持管理等の更なる高度化・効率化を図るとともに、必要性等に応じてインフラを集約・撤廃することで、総量等の最適化を図るものである。

365 非常用電源のための燃料備蓄をより一層促すとともに、備蓄された燃料の品質劣化に対応するため、適切なチェック体制の整備と燃料入れ替え支援を行い、非常時に停電しない環境を整備します。

【趣旨・背景】

防災基本計画において、国・地方公共団体の施設や災害拠点病院等の非常用発電機は最低3日間の発電ができるよう、燃料の備蓄管理等を含めた備えが求められている。しかし、例えば令和4年6月時点の消防庁の調査では、地方公共団体の庁舎で72時間以上の非常用電源の稼働時間を確保している市町村は、58.3%にとどまる。また、消費期限がある燃料については、定期的な入れ替えをチェック・促進する仕組みが不足している。

本条は、行政施設等の災害時の非常用電源の確保と適切な保持をより一層推進し、十全な大規模災害への備えを行うことを目指している。

366 避難所のプライバシーや衛生面での環境を改善し、医療関係者などの専門家との連携によるサポート体制を構築した、安らげる避難体制を整備します。

【趣旨・背景】

東日本大震災での課題を踏まえ、災害対策基本法改正等必要な見直しが進められたが、近年の避難所をめぐっては、新型コロナウイルス感染症対策、避難所の生活環境等の改善、防災機能設備等の確保など、さらなる対応が必要であるとされている。

本条は、長年の課題となっている避難所でのプライバシー確保の向上はもとより、医療、衛生、保健等の機能向上に向けて、地方公共団体のほか、医療関係者等の職能団体との連携強化を目指すことを目的としている。

367 災害時でもペットとともに暮らすことが、心身の健康を維持する上でも重要であることから、ペット愛好家と動物アレルギー等を持つ方の双方が安心して避難できる明確な指針を策定し、避難所や仮設住宅においてもペット同伴・同居が可能となる環境づくりや制度整備を行います。

【趣旨・背景】

近年、ペットは家族の一員であるとの意識が一般的になりつつあり、災害時のペットとの同行避難は、動物愛護の観点のみならず飼い主である被災者の心のケアの観点からも重要である。他方、動物が苦手な人等への配慮も求められる。

このため、本条は、環境省の「人とペットの災害対策ガイドライン」等を踏まえ、動物に対する多様な価値観を前提とした避難所運営や仮設住宅入居が円滑かつ実効的に行われるよう、自治体の受入れ体制整備を平時から支援することを目的とする。

368 日本に滞在する外国人に考慮し、災害時における行政による情報発信や避難所での多言語対応を充実させます。

【趣旨・背景】

我が国に滞在する外国人の方が、災害発生時に迅速な避難行動をとれるよう、必要な情報を容易に入手できることが重要であるとされる。政府では、防災関連の伝達文を 15 言語で作成し、HP で公開するとともに、国の関係機関で連携し、防災・気象情報の多言語での発信等に係る環境整備が進められている。

本条は、プッシュ型での情報発信が可能なアプリの活用、ウェブサイトによる情報発信等の取組を充実させることで、多言語対応のより一層の高質化を図ることを目的とするものである。

369 発災から 10 年以上が経過した東日本大震災の復興政策においては、これまで行ってきた巨大なコンクリート防波堤などに代表されるハード整備の有効性を検証するとともに、必要な他のハードおよびソフト面の復興支援策を継続・推進します。

【趣旨・背景】

東日本大震災は、複合的・広域的な未曾有の大規模災害であったため、復旧・復興に当たっては多額の予算が措置されたが、その多くがハード整備に使われた。

本条は、復興事業におけるハード整備の有効性について、人口減少や国・地方の厳しい財政状況を踏まえ、費用対効果の観点を含めて検証し、得られた知見を今後起こり得る大規模災害に活用するとともに、いまだ復興の途上にある被災地の事情に応じた支援の継続を図るものである。

370 災害廃棄物を被災した自治体のみで処理することが困難な場合に備え、広域自治体間の協力体制構築を促進し、被災地以外の自治体が引き受ける場合の交付金を創設します。

【趣旨・背景】

災害廃棄物の処理は、近年の災害の大規模化等を踏まえ、被災市町村がそれ以外の自治体と広域レベルで連携していく必要がある。

このため、本条は、自治体間の連携については、当該自治体内の災害廃棄物の収集・運搬・処分に限定した現行の補助制度に加え、平時からの広域的な自治体間の協力体制構築の促進なども目的とした交付金を創設することを目的とする。

371 災害時の「全壊・半壊」認定において、外形的基準による判定の結果、多くの住民への補償が不十分であることに鑑み、その基準を見直して災害後の住民生活を十分に支える制度を構築します。

【趣旨・背景】

全壊・半壊等は、住家の損害割合を基準に認定される。中規模損壊以上の被害を受けた世帯は、被災者生活再建支援金を受給することができる。しかし、近年は住宅建築の高性能化に伴い、半壊や一部損壊でとどまるケースが増加しており、支援対象の拡大が求められるところである。

本条は、災害時の「全壊・半壊」認定において、外形的基準による判定の結果、多くの住民への補償が不十分であることに鑑み、その基準を見直して災害後の住民生活を十分に支える制度を構築することを目的としている。

372 西日本の大規模災害等に対応可能な大阪消防庁を設置し、東日本の東京消防庁とあわせて、日本全域での迅速な危機管理対応が可能な体制を整えます。併せて、原則市町村が担うこととされている消防組織を、地域の実情に応じて道府県が消防組織を持つことができるよう消防組織法の改正を検討します。

【趣旨・背景】

消防組織法は市町村による消防を原則としているが、人員体制の効率化や組織面での基盤強化等のため、市町村間の連携協力や広域化が進められている。また、大規模災害に際しては消防機関相互の援助体制である「緊急消防援助隊」が被災地に派遣されている。

本条では、東京都に関しては、東京消防庁が都のほぼ全域の消防防災業務を担っているところ、道府県においても、例えば、大阪消防庁などを設置し、東京消防庁と同様の広域的な業務を実施できる体制を可能とすることにより、大規模災害等の発生時に市町村の垣根を越えた迅速かつ柔軟な対応が可能となることを目指している。

373 水上バイクやプレジャーボートによる事故を防止するため、船舶免許の所管を、舟艇振興を図る部局である海事局から、海上交通を所管する海上保安庁に移管し、安全な航行と停泊管理の義務づけを強化します。

【趣旨・背景】

令和4年の船舶事故隻数は1,840隻で、このうちモーターボート、水上バイク等のプレジャーボートによる事故が1,065隻と最も多く、全体の約6割を占めている。

プレジャーボートの操縦に必要な小型船舶操縦免許は、現状、舟艇振興を図る国土交通省海事局が所管しているが、本条は、これを海上交通の安全確保を所管する海上保安庁に移管し、安全な航行と停泊管理の義務づけを強化することで、小型船舶の事故防止を図るものである。

なお、本件については、後述のとおり国会に法案を提出済みである。

【関連提出法案】

○遊泳者等保護水域におけるプレジャーボートの危険操縦等の禁止等に関する法律案

(2022/6/3 提出 208 参 27)

<https://o-ishin.jp/news/2022/06/03/12285.html>

https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_gian.nsf/html/gian/keika/1DD5C86.htm

374 小型船舶操縦士免許試験について、内容の充実と厳格化を図り、不適格者を適切に排除できる仕組みを構築します。また、特に遊覧船、遊漁船等の旅客を乗せた船舶事故防止の観点から、特定操縦免許の取得については、普通自動車二種免許相当まで取得基準を厳格化します。

【趣旨・背景】

小型船舶操縦士免許は、短期間で取得可能で国家試験の合格率も高いとされる一方、船舶事故に占めるプレジャーボートの事故の割合は約６割と高く、現行の試験制度に対しては安全面での課題が指摘されている。

そこで、本条前段は、小型船舶操縦士免許試験の内容の充実と厳格化を図り、不適格者を適切に排除できる仕組みを構築するものである。

また、小型の旅客船、遊漁船等の船長に必要な特定操縦免許の取得には、小型船舶操縦士試験の合格に加え、講習の受講が必要だが、現行の講習は１日だけで修了試験もない。

そこで、本条後段は、特定操縦免許の取得基準を所定の運転歴等を必要とする普通自動車二種免許相当まで厳格化し、人を運送する船舶の事故防止を図るものである。

なお、特定操縦免許に係る講習については、第 211 回国会で成立した「海上運送法等の一部を改正する法律」において講習内容を拡充することとされたほか、新たに修了試験が創設されることになっている。

375 船舶の長期無断係留や沈船放棄などが社会問題化する中、船舶についても自動車と同等程度まで所有者の管理責任を求める法整備を行い、航行上の問題を解消します。

【趣旨・背景】

自動車とは異なり、船舶の所有者には保管場所の確保が義務付けられていない。そのため、港湾・河川・漁港等に多数の船舶が許可なく係留・放置され、他の船舶の航行障害を始め、油の流出、景観の悪化、洪水・高潮・津波時の流出による被害といった、多岐にわたる問題が顕在化している。

本条は、自動車所有における車庫証明のように、船舶所有者の管理責任を求める法整備を行うことで、問題の解消を図るものである。

376 子供にかかる重大事故防止の観点から、スクールバス等については事業用自動車（緑ナンバー）と同種の安全基準を設けるなど、安全面についての法整備を進めます。

【趣旨・背景】

スクールバス等で子供が取り残され死亡した事件等を受けて、人感センサー・ブザーなどの安全装置の設置を義務付けるべきという議論が起きた。また、安全装置への過信は禁物であり、職員の安全意識の徹底というソフト面が重要であるとの指摘もされている。

本条は、スクールバス等についても事業用自動車と同種の安全基準（運転者に対する教育等）を設ける法整備を行うことで、車内に子供が取り残される等の重大事故の発生を防止することを目指している。

なお、本件については、後述のとおり国会に法案を提出済みである。

【関連提出法案】

○通園バスの車内における幼児等の置き去りによる事故の防止その他の認定こども園等における幼児等の安全の確保のための措置等に関する法律案（2022/10/14 提出 210 衆3）

<https://o-ishin.jp/news/2022/10/14/13073.html>

https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_gian.nsf/html/gian/honbun/g21005003.htm

377 現状、地方自治体や土地所有者に負担が発生している不発弾等の処理費用については、国が全額負担する旨の法整備を行います。

【趣旨・背景】

現在、不発弾等の処理に関する費用については、国又は地方公共団体に対して費用の負担を義務付ける法律は存在しないところ、戦後処理の一環として国が、住民の安全確保の観点から地方公共団体が、共に責任を持つという考え方に基づき、国が経費の一部を交付している。

この点、戦争の当事者は国家であることを踏まえ、本条は不発弾等処理費用に係る責任の所在の明確化を目指している。これにより、土地所有者による自己負担の回避や地方公共団体における円滑な処理が可能になることが見込まれる。

環境

378 2050年カーボンニュートラル、2030年温室効果ガス46%削減目標に向けては、過度な負担が産業流出を招かないよう十分に配慮しつつ、新たな投資を呼び込み、目標達成に不可欠な技術革新と雇用創出を実現します。

【趣旨・背景】

脱炭素化に向けては、技術革新など多くの投資が必要と考えられるが、既存産業に不利な点もあり、特に中小企業等においては、コスト増や、資金不足が脱炭素化に向けた大きな課題となっている。

そこで、カーボンニュートラルに資する技術への投資を産業競争力強化に結び付けることにより、雇用の創出、経済成長の同時実現を可能とするのが本条の狙いである。

なお、本件については、後述のとおり担当大臣に既に手交済みである。

【関連提出提言】

○「GX実現に向けた基本方針」（令和5年2月10日）に関わる提言」

（2023/3/9 GX実行推進担当大臣手交）

<https://o-ishin.jp/news/2023/03/09/14142.html>

379 諸外国で議論が進むカーボンプライシングについては、炭素税だけでなく排出権取引などのあり方を積極的に検討し、政府が設立準備しているGXリーグにおいても、国際的視野や市場原理活用の観点に基づいた排出量削減のためのルール策定に向けて議論をリードします。

【趣旨・背景】

2023年5月に成立した「脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律案」（GX推進法案）では、カーボンプライシング（化石燃料賦課金・特定事業者負担金）の徴収等を行うことが定められているが、その詳細設計については、検討が先送りされている。

そこで本条では、欧州などカーボンプライシングが既に導入されている諸外国の制度を踏まえ、我が国においても市場原理の活用等を通じた排出量削減のためのルール整備を早期に実現し、国際的なリーダーシップをとることを打ち出した。

なお、本件については、後述のとおり担当大臣に既に手交済みである。

【字句の解説】

- ・ カーボンプライシングとは、「炭素（カーボン）に価格を付け（プライシング）、排出者の行動を変容させる政策手法」と定義される。
- ・ 炭素税は、CO₂の排出に対して、その量に比例した課税を行うことで、炭素に価格を付ける仕組み。「価格」を政府が決め、「排出量」は各主体（企業・個人）の行動（＝市場）に委ねることになる。
- ・ 排出権取引は、企業ごとに排出量の上限を決め、排出量が上限を超過する企業と下回る企業との間で排出量を売買する仕組みである。「排出量」を政府が決め、「価格」は各主体の行動（＝市場）に委ねることになる。価格が市場原理で変動する＝市場原理が働くメリットがある。

【関連提出提言】

○ 「GX実現に向けた基本方針」（令和5年2月10日）に関わる提言」

（2023/3/9 GX実行推進担当大臣手交）

<https://o-ishin.jp/news/2023/03/09/14142.html>

380 水素細菌をはじめとするバイオものづくり分野など温暖化対策に資する研究開発を積極的に推進します。

【趣旨・背景】

「水素細菌」とは、特定の細菌を利用し、水素と二酸化炭素からタンパク質やプラスチックなどの有機物を産み出すバイオ技術である。このような「バイオものづくり」は、カーボンニュートラルの実現に資するとともに、日本が世界をリードすることが期待されており、研究開発を積極的に推進する。

381 深刻化する海洋汚染や温暖化の要因とされるプラスチックゴミの削減に向けて、分別や廃棄方法のあり方を適切に見直すなど、処理技術の現状や科学的エビデンスに基づいた対策を進めます。

【趣旨・背景】

気候変動問題、諸外国の廃棄物輸入規制強化等への対応を契機として、国内におけるプラスチック資源循環を促進する重要性が高まっている。

本条は、2022年4月施行のプラスチック資源循環法に基づき、プラスチック使用製品の設計から廃棄物処理まで、プラスチックのライフサイクルに関わるあらゆる主体における資源循環の取組を促進し、また、化石由来プラスチックを代替する再生可能資源（バイオマスプラスチックなど）への転換・社会実装化及び複合素材などリサイクル困難素材のリサイクル技術・設備導入の支援等、廃プラスチックのリサイクル体制の整備を後押しすることを目的とする。

382 環境対策として開始されたレジ袋有料化の政策効果をよく検証するとともに、今年4月から始まったプラスチック製品の有料化等について、事業者や消費者への安易な価格転嫁や便乗値上げがなされないよう状況を注視し、他の代替手段を含め真に削減効果が期待できる適切な制度の提言を行います。

【趣旨・背景】

レジ袋有料化に限定した国の調査は行われてはおらず、また、2022年4月施行のプラスチック資源循環法ではワンウェイプラスチックについて有償化以外にも様々な取組を明示しているが、事業者の取組や消費者の行動は明らかではない。

本条は、レジ袋有料化の政策効果やプラスチック資源循環促進法の効果を検証し、安易に有料化が選択されないよう、国民の理解や協力の下、廃プラスチックの削減や資源循環に効果が期待できる制度の実現を図ることを目的とする。

383 我が党が議員立法を提出し推進してきた盛土規制、土砂のトレーサビリティ制度創設、置き場の確保等の着実な推進を図るとともに、今後人命に関わる事態が二度と発生しないよう、盛土工事や土砂管理等の規制に万全を尽くします。

【趣旨・背景】

多数の犠牲者を生んだ令和3年7月の静岡県熱海市の土石流災害では、違法かつ不適切な工法で形成された盛土の崩落が被害を拡大させたとされる。また、不適切な建設発生土の埋立て事業も多く発生している。

本条は、災害の防止・生活環境の保全のため、宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく的確な盛土規制、土砂の管理の適正化を図るための制度の創設等の推進に加え、盛土工事・土砂管理等の規制の在り方を不断に検討し万全を尽くすことを目指している。

なお、本件については、後述のとおり国会に法案を提出済みである。

【関連提出法案】

○土地の掘削・盛土等に伴う土砂災害防止法案（2021/10/7 提出 205 参 2）

○特定土砂等管理【トレーサビリティ】法案（2022/3/28 提出 208 衆 18）

○土砂等置場確保法案（2023/3/28 提出 208 衆 19）

<https://o-ishin.jp/news/2021/10/07/11167.html>

<https://www.sangiin.go.jp/japanese/joho1/kousei/gian/205/meisai/m205100205002.htm>

https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_gian.nsf/html/gian/honbun/g20805018.htm

https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_gian.nsf/html/gian/honbun/g20805019.htm

384 2025 年大阪・関西万博の成功に向け、国と開催都市、官民が強力に連携して国内機運の醸成に努めます。またその関連事業は会場周辺のみならず大阪府全域を始め、関西や全国へと拡大・展開します。

【趣旨・背景】

大阪・関西万博では、「未来社会の実験場」とのコンセプトの下、Society5.0 社会の体現を目指すとともに、万博の成功を通じて、コロナ禍からの経済社会活動の確かな回復と経済成長を実現することを掲げている。

本条は、日本全国で万博のメリットを享受するため、全国的な機運を醸成するとともに、イノベーションの誘発や社会実装に向けて多様なプレイヤーによる共創・連携を実現することを目指すものである。

385 新たな社会実現のためのショーケースである大阪・関西万博で実験展示される空飛ぶ車等の未来技術について、万博終了後の社会実装を強力に後押しします。

【趣旨・背景】

大阪・関西万博では、カーボンニュートラル、デジタル技術、空飛ぶクルマを始めとする次世代モビリティ等、最先端の新たな技術や社会システムを会場や展示等に活用する未来社会ショーケース事業が行われる。

本条は、これらの最先端の技術について、万博での実験展示にとどまらず、万博終了後の社会実装を強力に後押しすべく、事業化を見据えた技術開発や制度整備等を推進することを目指している。

386 科学立国の礎となる基礎研究について、十分な研究費を確保するとともに、若手を中心とする多様な人材が活発に研究できる環境づくりを推進します。

【趣旨・背景】

近年、日本の研究力低下が指摘されており、その一因として、日本の研究開発費が諸外国と比べ増加していないことが挙げられる。中でも基礎研究は、イノベーションの源泉となる重要なものでありながら、開発研究や応用研究と比べて研究費が少ない。また、若手研究者等の雇用の不安定化や研究時間の減少が見られ、腰を据えて研究に取り組める環境の確保が課題となっている。

本条は、基礎研究費の十分な確保や、若手研究者等が安定して研究に取り組める環境の整備により、日本の研究力を底上げし、科学立国を実現することを目的としている。

387 国立国会図書館や国立大学に所蔵されている書籍、貴重図書、資料などのデジタル化を推進し、アーカイブの積極的な活用を図るとともに、デジタルアーカイブを担う人材の育成を行います。

【趣旨・背景】

国立国会図書館や国立大学では、所蔵品のデジタル化やデジタルアーカイブの構築が行われているが、取組にはばらつきが見られる。また、デジタルアーカイブを担う人材の不足が指摘されている。

本条は、国会図書館等における所蔵品のデジタル化を一層推進し、デジタルアーカイブの充実を図るとともに、安定・持続したデジタルアーカイブの提供を可能とする人材の育成を目指すものである。これにより必要なデータ等へのアクセシビリティが向上し、新たな学術的発見や産業創出につながることを期待される。

388 施設等の箱モノ整備や補助金支給にとどまりがちな文化芸術施策を見直し、文化施設のコンセッション方式やアーツカウンシルの導入を促進するとともに、各種法令の規制緩和を行うなど、芸術家等が自立して活動・発表できる機会を多面的に提供します。

【趣旨・背景】

従来の文化芸術施策は、旧来型の箱モノ整備や前例踏襲的な補助金支給にとどまり、文化芸術の自律的な運営につながらないことがあった。

本条は、①文化施設のコンセッション方式の導入を促進し、民間の創意工夫によりコストを抑えつつ芸術家が活躍する機会を提供する、②大阪アーツカウンシル等の事例を参考にアーツカウンシルの導入を進め、意欲ある芸術家への補助・助成を積極的に進める、③規制緩和により民間の多様なサービスが提供されることで、芸術家の活躍の場を広げるものである。

【字句の解説】

- ・ コンセッション方式とは、利用料金の徴収を行う公共施設について、施設の所有権を公共主体が有したまま、施設の運営権を民間事業者に設定する民営化の方式を指す。
- ・ アーツカウンシルとは、高い専門性を持つスタッフが、芸術文化の振興を目的に、各種芸術文化事業への助成を中心とした支援を行う独立機関のことを言う。
- ・ 大阪で設立・導入されている大阪アーツカウンシル（正式名称：大阪アーツカウンシル部会）とは、大阪府市文化振興会議の常設部会として大阪府と大阪市が設置した機関であり、大阪の文化行政を推進するために、行政と一定の距離を置き、芸術文化の専門家による評価、審査等を行うことを目的としている。

389 若年層が文化芸術に触れる機会を増やすため、18 歳から 25 歳までの若者が無料あるいは低額で文化芸術にアクセスできるような「カルチャーパス」クーポンの仕組みを検討します。

【趣旨・背景】

若年層にとって本物の文化芸術に直接触れることは、豊かな感性や創造性の育成につながる貴重な体験である。一方、文化芸術を鑑賞する際に、高校生以下等には低廉な料金が設定されていても、18 歳以上に対する割引等は充実していないことが多い。

本条は、ヨーロッパなどでは主流となっている、次世代を担う若者に対し、無料又は低額の料金で文化芸術体験を可能とする「カルチャーパス」クーポンを導入し、文化芸術に触れる機会の増加を目指すものである。これにより、文化芸術への理解増進、支援環境整備にもつながる。

390 障がい者スポーツを含む各種競技の国際大会の招致を推進し、スポーツによる都市魅力の向上、地域経済の活性化・健康増進を図ります。

【趣旨・背景】

2025年のデフリンピック（聴覚障害者の世界的競技大会）の東京開催や、コロナ禍を経て延期となっていたワールドマスターズゲームズ（中高年齢者のための世界規模の国際総合競技大会）が2027年に関西で開催されることが決定されるなど、国際大会の招致が進められている。

本条は、こうした国際大会の招致を一層推進し、スポーツが社会活性化等に寄与する価値を更に高めることにより、大会開催を契機として、国民の健康増進や開催都市の魅力の向上、地域経済の活性化などにつなげていくことを目的としている。

391 市場規模の拡大や教育効果が期待される「e スポーツ」について、国際大会の積極的な招致を行うなど、官民が連携してその普及・促進を図ります。

【趣旨・背景】

e スポーツは世界的に流行しており、日本の市場規模も 2025 年に約 180 億円まで拡大すると推計されている。また、若者のスポーツ参加を促進する効果等が期待されており、IOC も e スポーツの世界大会を主催した。

本条は、官民が連携して健全な e スポーツの普及・促進を図り、e スポーツのプラスの効果を最大化することを目指している。また、e スポーツに用いられる日本のゲームの世界的展開を通じ、日本のプレゼンスの向上と経済の活性化にも資する。

8.【憲法改正】

憲法改正に正面から挑み、時代に適した「今の憲法」へ

総論

392 憲法改正については、2016年3月にわが党が公表している憲法改正原案3項目である「教育の無償化」「統治機構改革」「憲法裁判所の設置」に加えて、「憲法第9条への自衛隊の規定」「緊急事態条項の創設」の実現を目指し、憲法審査会における議論をリードします。

【趣旨・背景】

本条は、70年前に施行されて以来一言一句の改正も行われていない現行憲法を、時代の変化に合わせ、わが国が抱える具体的問題を解決するためにある。わが党は、教育の無償化、統治機構改革、憲法裁判所の設置という3点に絞り込み憲法改正原案を取りまとめた。2022年の参議院選挙を前に、憲法第9条への自衛隊の規定、緊急事態条項の創設を追加した。

【字句の解説】

- ・ 憲法改正に前向きな国会議員が衆参両院で3分の2以上を占め、改正の発議が現実的となった今日、議論を深めて国民に選択肢を示すため、各党に具体的改正項目を速やかに提案することを促し、衆参両院の憲法審査会をリードして行く。
- ・ 教育の無償化については、憲法26条の「教育を受ける権利」について、「経済的理由によって教育を受ける機会を奪われない」ことを明文化し、保育を含む幼児教育から大学などの高等教育まで、すべて無償にすることとした。
- ・ 統治機構改革については、党の綱領で前面に打ち出している、地方分権のための「道州制」の実現を目的に、いまの都道府県に代わって、より広い区域をカバーする自治体として「道州」を新たに設け、現在国が持つ権限の多くを移譲することとした。これにより、国の役割は、外交や安全保障など、国家としての存立に関わることに限定した。
- ・ 憲法裁判所については、政治、行政による恣意的な憲法解釈を許さないよう、法令などが憲法に適合しているかを審査する「憲法裁判所」を設置することとした。違憲判決が出された法令などは、その効力を失う。
- ・ 憲法第9条への自衛隊の規定は、戦力の不保持などを定めたいまの条文は維持したまま、自衛隊の存在を追加して明記した。
- ・ 緊急事態条項の創設は外部からの武力攻撃や大規模な自然災害などが起きた際、国会議員の任期を延長し国会機能を維持すること等を盛り込む。

【関連条文】

○日本維新の会 憲法改正原案

<https://o-ishin.jp/policy/pdf/kenpoukaisei.pdf>

393 憲法改正国民投票法案については、表現・言論の自由に配慮し過度な規制は行わず、国民投票広報協議会等を通じた正確な情報発信によって国民的議論を喚起します。また、ネット上のフェイクニュース等が社会問題化している現状に鑑み、情報リテラシー教育の推進を図ります。

【趣旨・背景】

現行法では、国民投票の際、投票日の14日前から、国民投票広報協議会が行う広報のための放送を除き、テレビやラジオの広告放送は禁止されている。他方でインターネット広告については、全く規制がない状況である。国民に対して正確な情報を伝え、国民的議論を喚起するためにも、フェイクニュース等の対策を行うことを前提に、国民投票広報協議会等を通じて、過度な規制にならないよう、国民の知る権利とバランスを重視しながら、国民的議論を喚起する。

なお、本件については、後述のとおり国会に法案を提出済みである。

【字句の解説】

- ・ 国民投票広報協議会は、憲法改正の発議があったとき、当該発議に係る憲法改正案の国民に対する広報に関する事務を行うため、国会に、各議院においてその議員の中から選任された同数の委員（各10人）で組織する協議会である。
- ・ 協議会は、国民投票公報の原稿の作成、投票所内の投票記載場所等において掲示する憲法改正案の要旨の作成、憲法改正案の広報のための放送及び新聞広告その他憲法改正案の広報に関する事務を行う。

【関連提出法案】

○日本国憲法の改正手続に関する法律の一部改正法案（2018/6/27 提出 196 衆 42）

https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_gian.nsf/html/gian/honbun/g19605042.htm

○日本国憲法の改正手続に関する法律の一部改正法案（2022/4/27 提出 208 衆 34）

https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_gian.nsf/html/gian/honbun/g20805034.htm

教育無償化

394 すべての国民は経済的理由によって教育を受ける機会を奪われないことを憲法に明文化します。

【趣旨・背景】

近年、我が国では経済的な理由により教育を受ける機会が制約されるケースが顕在化している。経済的な困難によって教育の機会が奪われることは、不平等や社会的格差を生み出す原因となる。

本条は、経済格差が教育格差とならない機会平等社会を実現させるために、その理念を法律ではなくあえて最上位の憲法に明文化することで、全ての教育の無償化を実現し、その政策および理念を持続的なものにすることを目指している。なお、本件については、後述のとおり公表済みである。

【関連条文】

○日本維新の会 憲法改正原案（教育無償化）（2016/3/24 策定）

<https://o-ishin.jp/policy/pdf/kenpoukaisei.pdf>

395 機会平等社会実現のため、保育を含む幼児教育から高等教育（高校、大学、大学院、専門学校等）についても、法律の定めるところにより無償とします。

【趣旨・背景】

現状では、教育における経済的負担が個人や家族によって異なり、教育の機会が不平等を生み出している。特に、高等教育における学費などの負担が大きく、学業へのアクセスが経済的理由で制約されるケースが露呈した。文部科学省の公表資料によると、幼稚園から大学卒業にかかる平均的な教育費用は、全て国公立でも約 800 万円、全て私立だと約 2200 万円に上る。

本条は、経済格差が教育格差とならぬよう教育機会平等社会を実現させるために、保育を含む幼児教育から高等教育までの無償化を法律で定めることを目指す。

396 家庭の経済状況にかかわらず、等しく質の高い教育を受けることができるよう、義務教育の他、幼児教育、高校、大学など、教育の全課程について完全無償化を憲法上の原則として定め、給食の無償化と大学改革を併せて進めながら国に関連法の立法と恒久的な予算措置を義務付けます。(再掲)

【趣旨・背景】

現状では、家庭の経済状況によって教育の機会が制約される。特に、高等教育における学費や教材の負担が大きく、教育格差が生じる懸念がある。また、幼児教育や給食に関しても、経済的負担が家庭にかかっている。文部科学省によると、給食費の月額は公立小学校で約 4500 円、公立中学校で約 5000 円となっている。

本条では、教育の無償化とあわせて、給食費を恒久的に無償化することで、保護者の負担軽減を行う。

また、特に大学・大学院の無償化は改革とセットで行うことが重要である。高等教育は必要とする人が受けるという原点に立ち戻り、希望者が全入状態になっている現状を改革し、時代やニーズに合わせて合理化・適正化や統廃合を行うことで無償化によるコストが膨れ上がることを抑制する。その捻出した財源をもとに、特色ある教育や研究に配分し、大学の教育研究力を強化することを目指す。

なお、本件については、後述のとおり公表済みである。

【関連条文】

○日本維新の会 憲法改正原案（教育無償化）（2016/3/24 策定）

<https://o-ishin.jp/policy/pdf/kenpoukaisei.pdf>

統治機構改革

397 憲法を改正し、コロナ対応で限界が明らかとなった中央集権体制から、地方分権体制（道州制）に移行します。国の役割を明確に絞り込み、国の機能強化と地方の自立を実現します。（再掲）

【趣旨・背景】

新型コロナウイルス感染症の流行に際し、中央集権的な政府の対応が行われ、地域の実態と乖離した対応がとられた。そのため、感染状況や地域特性による違いに対応できず、地方自治体の対応は限界に直面し、迅速な対策が困難となった。

本条では、憲法改正を通じて地方分権体制（道州制）への移行を図る。国の役割を明確に絞り込み、地方自治の強化と地域の自立を実現させ、中央政府が国全体の戦略的な対応や重要な機能を担う一方で、地方自治体が感染状況や地域のニーズに合わせた柔軟な対策を行うことで、より効果的な対応を実現させることを目的とした。これにより、感染症対策を含む幅広い課題に対して、国と地方が連携し、協力して解決していく体制を構築する。

なお、本件については、後述のとおり公表済みである。

【関連条文】

○日本維新の会 憲法改正原案（統治機構改革）（2016/3/24」策定）

<https://o-ishin.jp/policy/pdf/kenpoukaisei.pdf>

憲法裁判所

398 政治、行政による恣意的憲法解釈を許さないよう、法令又は処分その他の行為が憲法に適合するかしないかを決定する権限を有する第一審にして終審の裁判所である憲法裁判所を設置します。

【趣旨・背景】

我が国で立案される法律は、合憲という前提の基に作成されており、国会で法案が成立すると、仮に違憲性が存在しても公布し、施行される可能性がある。また、当該の法律が違憲か合憲かを判断する場合、現状では当事者間で争われている中で、憲法上の問題が発生した場合に個別に審査する付随的違憲審査制が採用されているため、ある法律が違憲かどうかを直接問うことができない（抽象的違憲審査制をとらない）。

本条では、このような問題を回避するために、憲法裁判所を設置し、政府や行政の行為が憲法に適合するか否かを適切に判断することで、より頑健性の高い法治を確立し、国民の権利と自由を保護することを目的とした。

なお、本件については、後述のとおり公表済みである。

【字句の解説】

- ・ 「付随的違憲審査制」とは、具体的事件を前提として、その事件を解決する上で必要な限度でのみ違憲審査を付随的に行う制度のことを言う。
- ・ 「抽象的違憲審査制」とは、具体的事件を前提とせずとも、法律そのものに対して違憲審査を行う制度のことを指す。

【関連条文】

○日本維新の会 憲法改正原案（憲法裁判所）（2016/3/24 策定 2022/6/8 一部修正）

<https://o-ishin.jp/policy/pdf/kenpoukaisei.pdf>

399 憲法裁判所の判決で違憲とされた法令、処分などは、その効力を失うこととし、判決は全ての公権力を拘束する効力を持たせます。

【趣旨・背景】

現行の裁判所の判決において、違憲とされた法令や処分に対しても効力が残る場合があることから、憲法に違反する法令や処分が存続し、国民の権利や自由が侵害される可能性がある。

本条では、憲法裁判所の判決によって違憲とされた法令や処分について、その効力を失わせることを明確に定める。判決は全ての公権力に拘束力を持つものとし、違憲とされた法令や処分は直ちに無効とし、憲法の保障する国民の権利と自由を確実に守り、憲法の原則に適合しない法令や処分の存在を排除する。公権力に対して憲法の尊重と遵守を徹底させ、国民の権利を保護するための制度的な手段を確立する。

なお、本件については、後述のとおり公表済みである。

【関連条文】

○日本維新の会 憲法改正原案（憲法裁判所）（2016/3/24 策定 2022/6/8 一部修正）

<https://o-ishin.jp/policy/pdf/kenpoukaisei.pdf>

自衛隊

400 憲法第 9 条については、平和主義・戦争放棄を堅持した上で、自衛隊を明確に規定します。

【趣旨・背景】

現行の憲法第 9 条では、日本は戦争を放棄し、武力の行使を否定する平和主義の立場を採っているが、一方で自衛隊の存在については曖昧なままである。このため、自衛隊の存在や機能に対する法的な定義が不明確となっており、自衛隊違憲論などの議論の余地が存在する。

本条は、平和主義・戦争放棄の原則を堅持しつつ、憲法に自衛隊の存在を明確に規定し、自衛隊の目的や任務、活動範囲、運用については法律により明記することで、憲法の原則に適合する自衛隊の運用を確立することを目的とする。これにより、憲法違反と批判されることなく国民の安全保障を確保するための適切な自衛力の保持と運用が可能となり、国際的な紛争においても平和的な手段を最優先しつつ、必要な防衛措置を講じることができる体制を構築する。

また、自衛隊の運用が明確に規定されることで、国内外からの信頼性向上や国際社会との連携強化にも寄与すると考えられる。

なお、本件については、後述のとおり公表済みである。

【関連条文】

○日本維新の会 憲法改正原案（自衛隊明記）（2016/3/24 策定）

<https://o-ishin.jp/policy/pdf/kenpoukaisei.pdf>

緊急事態法制

401 他国による武力攻撃、内乱・テロ、大規模自然災害、および感染症の蔓延などの緊急事態に対応するための緊急事態条項を憲法に創設します。その際、濫用を抑止する観点から、緊急事態条項の発動には憲法裁判所の承認が必要であることを明記します。

【趣旨・背景】

現行の憲法には緊急事態に対応する明確な条項が欠けており、他国による武力攻撃、内乱・テロ、大規模自然災害、感染症の蔓延などの緊急事態に対応する際に、機動的な対応が取れないおそれがある。また、コロナ禍においてはなし崩し的な超法規的措置により、人権侵害ともとれる事態が生じたことも指摘されている。

本条は、緊急事態に対応するための緊急事態条項を憲法に創設することで、緊急事態に際して必要な対応をより迅速かつ効果的に、かつ立憲主義的に対応することを可能とするものである。具体的には議員任期の延長などを規定して立法機能を存続させ、緊急事態でも制限できない人権を明記するなど、権力を抑制的に運営する内容を明記する一方、立法府が機能しえないときには政府による緊急政令や緊急財政処分を行う権限を規定している。

こうした緊急事態条項についてはその濫用を防止するために、緊急事態条項の発動には憲法裁判所の承認が必要と明確に規定することを目指す。

なお、本件については、後述のとおり公表済みである。

【関連条文】

○日本維新の会 憲法改正原案（緊急事態条項）（2022/6/8 策定）

<https://o-ishin.jp/policy/pdf/kenpoukaisei.pdf>

皇室制度

402 皇室制度については、古来例外なく男系継承が維持されてきたことの重みを踏まえた上で、国民的理解を広く醸成しつつ丁寧な議論を率先します。現状の継承順位を変更しないことを前提に、安定的な皇位継承のため、皇室の歴史に整合的かつ現実的である「皇族には認められていない養子縁組を可能とし、皇統に属する男系の男子を皇族とする」案を第一優先として、皇室典範の改正に取り組みます。

【趣旨・背景】

現行の皇室制度では、男系継承が長らく維持されてきたが、近年、皇室の継承問題に対する様々な課題が顕在化した。一方で、皇室の歴史や国民の意識には、男系継承の重要性に対する共通認識が根強い。

本条は、現状の継承順位を変更しないことを前提に、女系など制度の根幹を変えるのではなく、歴史に前例がある取り組みによって皇室の安定的な皇位継承施策を進めることを目的とする。具体的には皇室典範の改正に取り組み、皇族には認められていない養子縁組を可能とした上で、男系の男子を皇族として認める案を第一優先として検討する。

これにより、歴史的な背景と現実的な課題を踏まえつつ、皇室制度の継続と発展を図る。議論の過程で国民的理解を広く得るため、皇室への理解と共感を深め、皇室制度の長期的な安定を確保することを目指す。

なお、本件については、後述のとおり衆議院議長・副議長に意見書を既に手交済みである。

【関連意見書】

- 「天皇の退位等に関する皇室典範特例法案に対する附帯決議に基づく政府における検討結果」に対する意見書（2022/4/14 衆議院議長・副議長手交）

<https://o-ishin.jp/news/2022/04/15/12068.html>

KOMMENTAR

逐条

 日本維新の会 維新八策 2022
マニフェスト

解説

MANIFESTO 2022